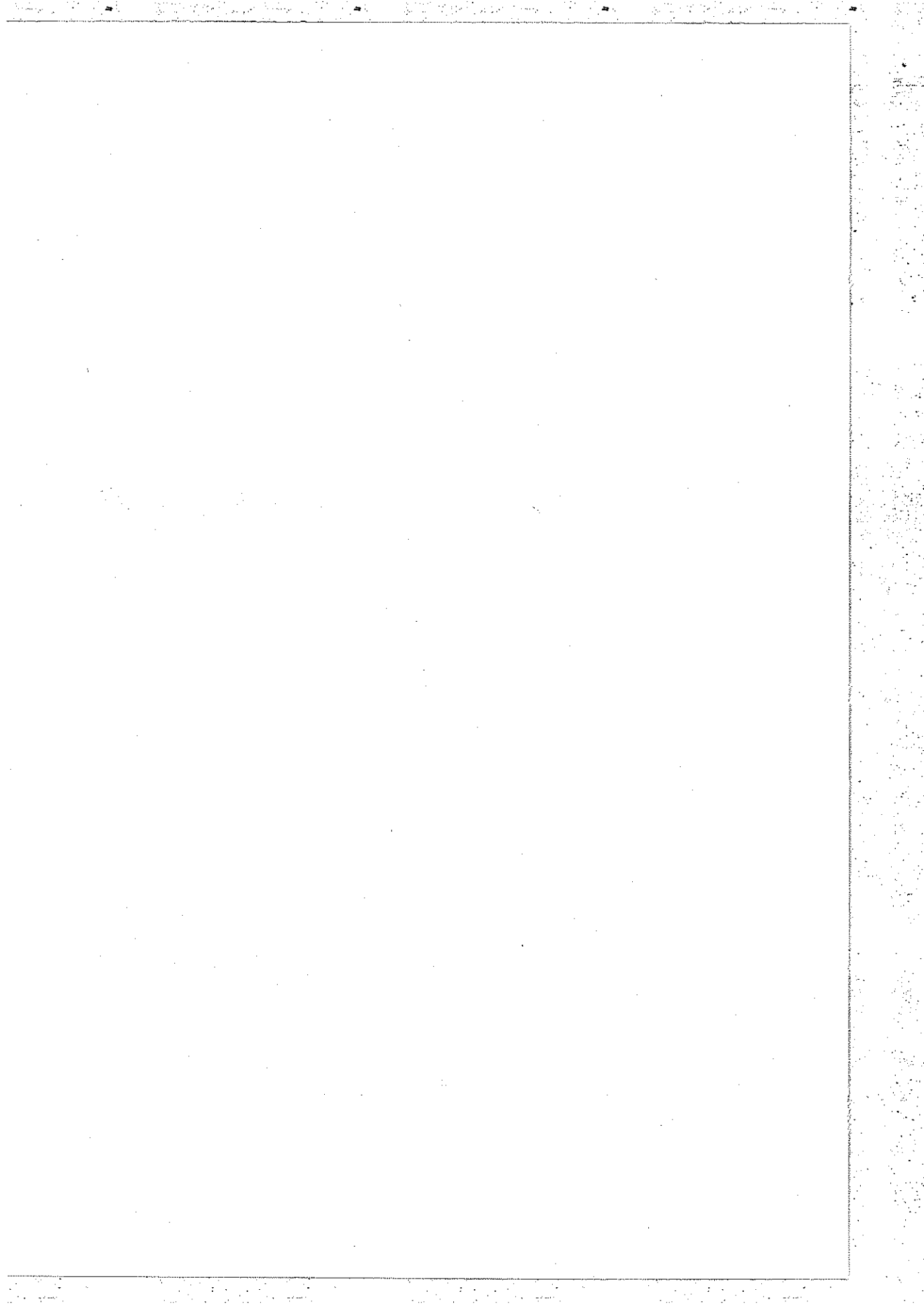


昭和 49 年 12 月 9 日 開 会
昭和 49 年 12 月 24 日 閉 会

和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和49年12月9日(月曜日)第1日

| | | |
|---|----------------|---------|
| ○ 出席議員 | | 1頁 |
| ○ 議事説明員その他 | | 1頁 |
| ○ 議事日程 | | 4頁 |
| ○ 開会宣言(午後1時08分) | | 5頁 |
| ○ 開会宣告 | | 5頁 |
| ○ 会議録署名議員の氏名(寺田茂君・柳瀬美樹君・貝淵博治君) | | 5頁 |
| ○ 市長開会挨拶 | | 5頁 |
| ○ 会期決定(12月9日~12月24日) | | 6頁 |
| ○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和49年7月分) | } 7~ 括 115頁 | |
| ○ 日程第2 " (水道部企業出納員扱 " ") | | |
| ○ 日程第3 " (市立病院企業出納員扱 " ") | | |
| ○ 日程第4 " (収入役扱 " 8月分) | | |
| ○ 日程第5 " (水道部企業出納員扱 " ") | | |
| ○ 日程第6 " (市立病院企業出納員扱 " ") | | |
| ○ 日程第7 " (水道部企業出納員扱 " 9月分) | | |
| ○ 日程第8 " (市立病院企業出納員扱 " ") | | |
| ○ 日程第9 定期監査結果報告 | | |
| ○ 日程第10 昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算委員長報告) | } 116~121頁 | |
| ○ 日程第11 昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算委員長報告) | | |
| ○ 日程第12 泉大津市、和泉市墓地組合規約の変更について | | 121頁 |
| ○ 日程第13 町の区域の変更について | | 123頁 |
| ○ 日程第14 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例制定について | | 128の1頁 |
| ○ 日程第15 和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について | | 128の4頁 |
| ○ 日程第16 狭山事件裁判の公正な審理要望について決議 | | 128の9頁 |
| ○ 日程第17 農地等の相続税軽減に関する要望決議 | | 128の11頁 |
| ○ 散会宣言(午後2時14分) | | 128の14頁 |

昭和49年12月16日(月曜日)第2日

| | |
|--|------|
| ○ 出席議員 | 129頁 |
| ○ 議事説明員その他 | 129頁 |
| ○ 議事日程 | 131頁 |
| ○ 開会宣言(午前10時30分) | 133頁 |
| ○ 日程第1 昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について | 133頁 |
| ○ 日程第2 専決処分の承認を求めることについて(昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例) | 272頁 |
| ○ 日程第3 工事請負契約変更について(〈仮称〉和泉第一団地第2期建設工事) | 279頁 |
| ○ 日程第4 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について | 281頁 |
| ○ 日程第5 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について | 285頁 |
| ○ 日程変更及び会期延長について | 290頁 |
| ○ 日程第6 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について | 290頁 |
| ○ 日程第7 訴えの提起について | 292頁 |
| ○ 日程第8 和泉市職員の特別措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定について | 294頁 |
| ○ 日程第9 教育委員会委員の任命について | 296頁 |
| ○ 散会宣言(午後4時00分) | 299頁 |

昭和49年12月19日(木曜日)第3日

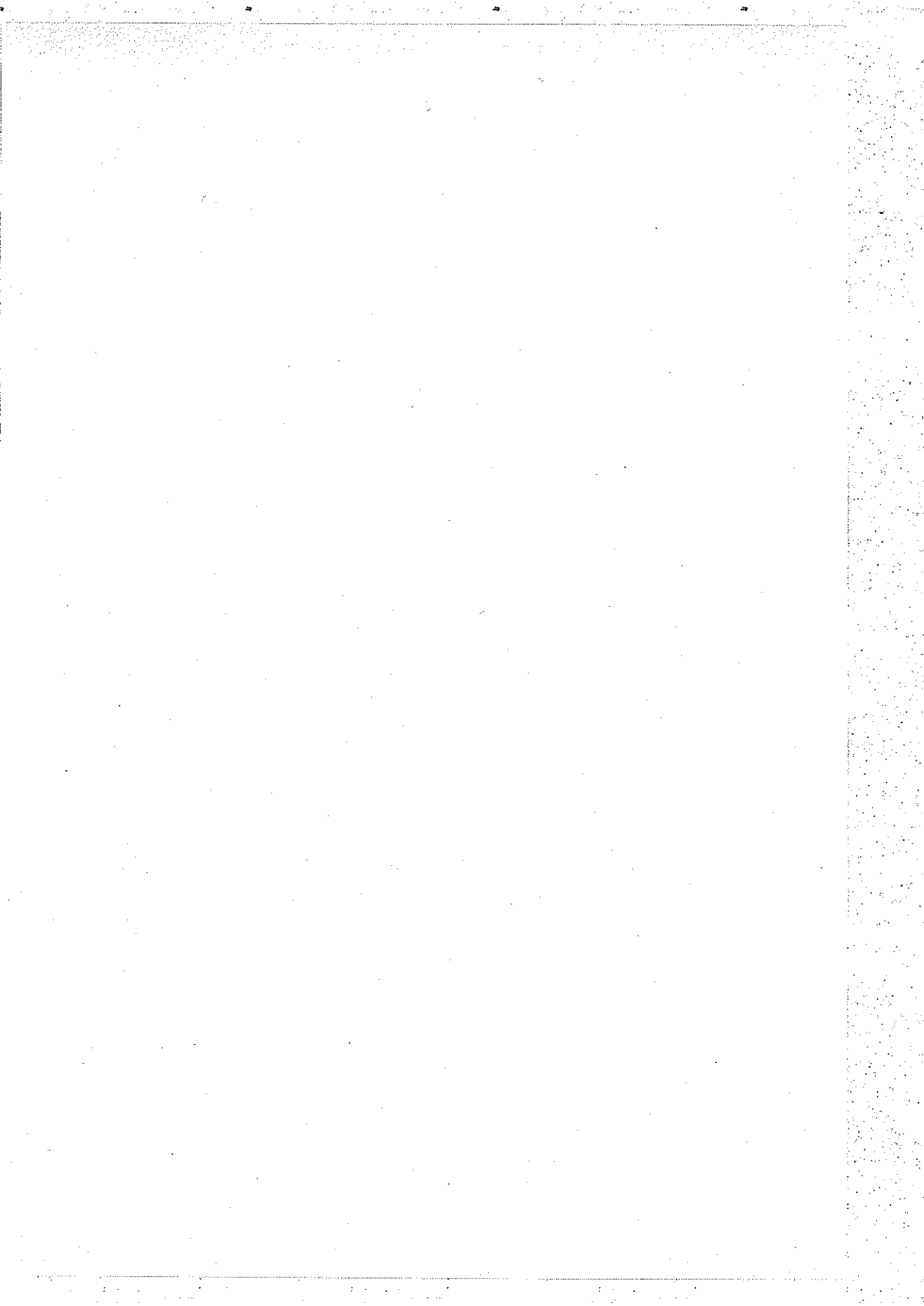
| | |
|------------------|------|
| ○ 出席議員・欠席議員 | 301頁 |
| ○ 議事説明員、その他 | 301頁 |
| ○ 開会宣言(午前10時43分) | 305頁 |
| ○ 一般質問 | |
| 1番に 1番 田中幸一君 | 305頁 |
| 2番、3番は取り下げ | 306頁 |
| 4番に 17番 山田清二君 | 311頁 |
| 5番に 16番 横田憲治郎君 | 316頁 |
| 6番に 18番 直村静二君 | 329頁 |
| ○ 散会宣言(午後4時11分) | 342頁 |

昭和49年12月24日(火曜日)第4日

| | |
|--|----------------|
| ○ 出席議員 | 343頁 |
| ○ 議事説明員その他 | 343頁 |
| ○ 議事日程 | 346頁 |
| ○ 開会宣言(午前11時15分) | 347頁 |
| ○ 日程第1 和泉市同和更正資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について | 347頁 |
| ○ 日程第2 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 351頁 |
| ○ 日程第3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | } 362~ 394頁 |
| ○ 日程第4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| ○ 日程第5 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| ○ 日程第6 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| ○ 日程第7 和泉市教育委員会の教育長の給与勤務時間その他勤務時条件に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| ○ 日程第8 昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号) | 394頁 |
| ○ 日程第9 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 460頁 |
| ○ 日程第10 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号) | 468頁 |
| ○ 日程第11 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号) | 482頁 |
| ○ 日程第12 泉北環境整備施設組合格約の変更について | } 498~501頁 |
| ○ 日程第13 泉北水道企業団規約の変更について | |
| ○ 日程第14 工事請負契約締結について(市立石尾中学校増築工事) | } 501~ 506頁 |
| ○ 日程第15 " (市立〈仮称〉信太第三保育園新築工事) | |
| ○ 日程第16 " (〈仮称〉和泉第二団地建設工事) | |
| ○ 日程第17 不況対策の緊急施策の実施に関する請願(産業衛生委員長報告) | 506頁 |
| ○ 日程第18 白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議 | 508頁 |

| | |
|-------------------|------|
| ○ 市長あいさつ | 510頁 |
| ○ 議長あいさつ | 510頁 |
| ○ 閉会宣言(午後5時00分閉会) | 510頁 |

第 1 日



昭和49年12月9日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中幸一君 | 16番 | 横田憲治郎君 |
| 2番 | 木下甲子三君 | 17番 | 山田清二君 |
| 3番 | 金沢勝君 | 18番 | 直村静二君 |
| 5番 | 竹下義章君 | 19番 | 松尾千代一君 |
| 6番 | 柏音三郎君 | 20番 | 寺田茂君 |
| 7番 | 田中包治君 | 21番 | 柳瀬美樹君 |
| 8番 | 吉川伊与一君 | 22番 | 関戸正一君 |
| 9番 | 出原武司君 | 23番 | 貝淵博治君 |
| 10番 | 池辺秀夫君 | 25番 | 藤原要馬君 |
| 11番 | 三井正光君 | 26番 | 勝部津喜枝君 |
| 12番 | 中塚辰之助君 | 27番 | 成田秀益君 |
| 13番 | 藤原利一君 | 28番 | 坂上国治君 |
| 15番 | 上代卯之松君 | 29番 | 竹内修一君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

| | | | | |
|--------|----|------|----------------|-------|
| 市 | 長 | 藤木秀夫 | 同室次長(計画担当) | 松林保 |
| 助 | 役 | 辻忠夫 | 同室次長(調整担当) | 富田宏之 |
| 助 | 役 | 藤田利 | 総務部長 | 反口礼之助 |
| 収入 | 役 | 橋本炳 | 総務部理事 | 西川喜久 |
| 教育 | 長 | 葛城宗一 | 総務部次長兼 人事課長 | 門林六男 |
| 重要施策推進 | 室長 | 橋本昭夫 | 秘書課長 | 杉本弘文 |

| | | | |
|---------------------|--------|-----------------------|-------|
| 秘書課参事 (統計担当) | 小林 一三 | 保険年金課長 | 逢野 博之 |
| 広報公聴課長 | 竹田 明郎 | 保険年金課参事 | 山村 昇 |
| 企画課長 | 大塚 孝之 | 福祉課参事 (老人解放センター所長) | 香味 年寛 |
| 財政課長 | 麻生 和義 | 産業衛生部長 | 宇沢 清 |
| 財政課参事 (管財担当) | 北野 敦雄 | 産業衛生部次長 | 山本 俊兼 |
| 資産税課長 | 中川 鉄也 | 商工課長 | 岩井 益一 |
| 市民税課長 | 吉田 種義 | 農林課長 | 吉田 利秀 |
| 納税課長 | 吉田 日出男 | 農林課参事 | 佐藤 貞夫 |
| 同和对策部長 | 佐原 行雄 | 農林課参事 (蓄産担当) | 青木 太郎 |
| 同和对策部次長 | 生田 稔 | 交通公害課長 | 梶木 岑雄 |
| 総合調整課長 | 渡端 小一 | 保健衛生課長 | 松村 吉堯 |
| 連絡指導課長 | 向井 洋 | 保健衛生課参事 | 山本 亮夫 |
| 隣保館長 | 萩本 啓介 | 保健衛生課参事 (診療所担当) | 神藤 恒治 |
| 解放センター 建設室長 | 高三 一行 | 建設部長 | 中塚 白 |
| 市民部長 | 内田 繁 | 建設部理事 | 林 徳次 |
| 福祉事務所長 兼社会課長事務取扱 | 高橋 新平 | 建設部次長 兼管理課長 | 森 保 |
| 保育課長 | 明坂 文嘉 | 建設部次長 兼区面整理課長 | 中西 淳富 |
| 保育課参事 | 藤野 健蔵 | 管理課参事 | 白川 保 |
| 福祉課長 | 橋本 博也 | 計画課長 | 山崎 琢磨 |
| 市民課長 兼住民情報室長 | 明坂 貞士 | 土木課長 | 中尾 宏 |
| 住民情報室参事 | 田中 二三夫 | 建築課長 | 中上好美 |

| | | | |
|----------------------|---------|------------------------|-------|
| 区画整理課参事 | 山本 襄 | 指導課長 | 吉美 豊 |
| 開発課長 | 前田 守正 | 社会教育課参事 | 北坂 弘 |
| 下水道課長 | 大浦 行男 | 水道部長 | 田中 稔 |
| 地区改良事務所長 兼改良総務課長 | 逢野 一郎 | 水道部次長 兼工務課長 | 福本 喬久 |
| (地区改良事務所) 工事課長 | 笠木 恒忠 | 総務課長 | 中辻 寿夫 |
| 会計課長 | 片桐 武雄 | 営業課長 | 原 美助 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 味谷 日吉 | 浄水課長 | 岸本 孝二 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 青木 孝之 | 病院長代行 | 岩見 洋 |
| 監査委員 | 堀田 徳治 | 病院事務局長 | 平野 誠藏 |
| 公平委員会事務局長 兼監査事務局長 | 西岡 正志 | 庶務課長 | 藤原 光夫 |
| 農業委員会事務局長 | 杉本 忠彦 | 業務課長 | 大宅 清臣 |
| 教育委員長 | 堀内 由延 | 経理課長 | 守田 勇 |
| 教育次長 | 阪東 重信 | 消防長 | 和田 増義 |
| 教育次長 | 乾 武俊 | 消防次長、消防団事務課長兼 消防署長 | 南口 主雄 |
| 社会教育課長 | 広岡 史郎 | 用地担当理事兼土地 開発公社事務局長 | 西川 武雄 |
| 総務課長 | 紀之定 藤与茂 | 用地担当参事兼事務 局次長兼用地一課長 | 吉岡 昭男 |
| 学校教育課長 | 阪口 雄一 | 用地二課長 | 宮本 福秀 |
| 学校教育課参事 | 角谷 泰夫 | 用地二課参事 | 岸田 秀仁 |

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 山本武雄
 次長 北野丈夫
 議事、調査係長 西垣宏高
 調査係 浅井義一
 議事係 山本雅俊

昭和49年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月9日)

| 日程 | 種別及び番号 | 件名 | 摘要 |
|-----|----------|---|------|
| 1 | 監査報告第27号 | 例月出納検査結果報告 収入役扱 昭和49年7月分 | P 1 |
| 2 | " 第28号 | " 水道部企業出納員扱 " " | P 6 |
| 3 | " 第29号 | " 市立病院企業出納員扱 " " | P 12 |
| 4 | " 第30号 | " 収入役扱 " 8月分 | P 17 |
| 5 | " 第31号 | " 水道部企業出納員扱 " " | P 22 |
| 6 | " 第32号 | " 市立病院企業出納員扱 " " | P 28 |
| 7 | " 第33号 | " 水道部企業出納員扱 " 9月分 | P 33 |
| 8 | " 第34号 | " 市立病院企業出納員扱 " " | P 39 |
| 9 | " 第35号 | 定期監査結果報告 | P 44 |
| 1.0 | 認定第1号 | 昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算委員長報告) | |
| 1.1 | 認定第2号 | 昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算委員長報告) | |
| 1.2 | 議案第68号 | 泉大津市、和泉市墓地組合規約の変更について | P 1 |
| 1.3 | 議案第69号 | 町の区域の変更について | P 4 |
| 1.4 | 議案第70号 | 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | P 9 |
| 1.5 | 議案第71号 | 和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について | P 12 |
| 1.6 | 決議第7号 | 狭山事件裁判の公正な審理要望について決議 | 別紙 |
| 1.7 | 決議第8号 | 農地等の相続税軽減に関する要望決議 | " |

(午後1時8分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、多数ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それではただ今より昭和49年和泉市議会第4回定例会を開会いたします。

開 議

- 議長(池辺秀夫君) 本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは21名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、21名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただ今報告通り、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 会議録の署名議員を20番、寺田茂君、21番、柳瀬美樹君、23番 貝淵博治君、以上8名の方をお願いいたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名及び本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくご了承願います。

- 議長(池辺秀夫君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には年の瀬を迎え公私何かとお忙しい折にもかかわらずご出席賜りまして、ただ今議会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

今次定例会にご提案申し上げます議案は、本日お届けいたしました議案を含めまして多数案件に上りますが、いずれも重要案件であり、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます。

寒さも日増しに厳しくなって参りますが、ご慈愛のほどを祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。どうぞよろしく願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつは終わりました。

この際お話しいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より

12月24日までの16日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より12月24日までの16日間と決定いたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） それではこれより日程審議に入ります。

日程第1より日程第9までは、いずれも例月出納検査並びに定期監査結果の報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告書が多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年9月30日

監査委員 堀田 徳治
同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年9月30日
2. 検査の対象 昭和49年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

| 区 分 | 収 入 | | | 支 | | |
|------------------|----------------------|----------------------------|---------------|---------------|----------------------------|------------|
| | 前月末累計 | 本 月 分 | 計 | 前月末累計 | 本 月 分 | |
| 一 般 会 計 | 1,862,868,848 | △ 548,743 485,264,465 | 2,347,084,570 | 2,175,839,501 | △ 638,890 804,338,965 | |
| 才入才出外現金 | 75,711,790 | 22,175,065 | 97,886,855 | 22,274,101 | 47,578,630 | |
| 特別才入才出外現金 | 196,861,549 | 601,912,762 | 798,774,311 | 183,974,868 | 430,250,073 | |
| 府 税 | 48,667,025 | 122,727,180 | 171,394,205 | 27,593,266 | 21,055,611 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険 | 237,321,066 | 157,684,499 | 395,005,565 | 112,261,168 | 96,015,380 |
| | 土地区画 整理事業 | | | | 11,538,298 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | 2,420,930,278 | △ 548,743 1,389,763,971 | 3,810,145,506 | 2,532,981,197 | △ 638,890 1,399,238,659 | |
| 基 金 | 用品調達 | 6,596,391 | 6,970,037 | 13,566,428 | 1,085,068 | 7,027,114 |
| | 同資 和金 更貸 生付 | 29,910,509 | 12,045,125 | 41,955,634 | 0 | 0 |
| | 財政調整 | | | | | |
| | 土地開発 | 66,870,204 | | 66,870,204 | 0 | 0 |
| | | | | | | |
| 合 計 | 103,177,104 | 19,015,162 | 122,192,266 | 1,085,068 | 7,027,114 | |

算 書

昭和49年7月31日現在(単位円)

| 出 計 | 収支差引残高 | 一時借入金 | 他会計との 相互流用 | 差引残高 | 摘 要 |
|---------------|--------------|-----------------------------|---------------|-------------|-----|
| | | 一時貸付金 | | | |
| 2,979,039,576 | △681,955,006 | 100,000,000 △ 50,000,000 | △ 11,538,298 | 306,506,696 | 水道 |
| 69,852,781 | 28,034,124 | | | 28,034,124 | |
| 614,224,986 | 184,549,375 | | | 184,549,375 | |
| 48,648,877 | 122,745,328 | | | 122,745,328 | |
| 208,276,548 | 186,729,017 | | | 186,729,017 | |
| 11,538,298 | △ 11,538,298 | | 11,538,298 | 0 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 3,931,580,966 | △121,435,460 | 950,000,000 | 0 | 823,564,540 | |
| 8,112,182 | 5,454,246 | | | 5,454,246 | |
| 0 | 41,955,634 | | | 41,955,634 | |
| | | | | | |
| 0 | 66,670,204 | | | 66,670,204 | |
| | | | | | |
| 8,112,182 | 114,080,084 | | | 114,080,084 | |

現 金 の 保

| 区 分 | 現 在 高 | 内 | | |
|-----------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 普通預金 | 当 座 | 定期預金 |
| 一 般 会 計 | 306,506,696 | 245,647,576 | | |
| 特 別 会 計 | 国 保 事 業 | 186,729,017 | 186,727,547 | |
| | 土 地 区 画 整 理 事 業 | | | |
| 基 金 | 用 品 調 達 | 5,454,246 | | 5,454,246 |
| | 同 和 更 生 資 金 貸 付 | 41,955,634 | 41,955,634 | |
| | 財 政 調 整 | | | |
| | 土 地 開 発 | 66,670,204 | 6,670,204 | 60,000,000 |
| 特別才入才出外現金 | 244,829,135 | 184,549,375 | | |
| 才入才出外現金 | 28,034,124 | 28,034,124 | | |
| 府 税 | 122,745,328 | 122,745,328 | | |
| 住 宅 敷 金 | 4,965,078 | 564,448 | | 4,400,630 |
| | | | | |
| 合 計 | 1,007,889,462 | 816,894,236 | 5,454,246 | 644,006,300 |

管 方 法

昭和49年7月31日現在(単位 円)

| 訳 | | | | 備 考 |
|------------|------------|-------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 農 協 | 郵便局 | 追加信託 (ナショナル証券) | つり銭 | |
| | 50,000,000 | 9,850,000 | △ 590 1,470 1,010,000 | |
| | | | 1,470 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 59,773,886 | 505,924 | | | 大阪公 187 505,636円 大阪 24,223 288円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 59,773,886 | 505,059,24 | 9,850,000 | 1,010,590 | |

歳 入

| 科 目 | 予 算 額 | 収 入 済 | |
|--------------------------------------|----------------|---------------|--------------------------|
| | | 前 月 末 累 計 | 本 月 分 |
| 市 税 | 2,562,928,000 | 652,353,409 | △ 548,742 313,828,295 |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 145,710,000 | | |
| 地 方 交 付 税 | 1,654,459,000 | 791,459,000 | |
| 分 担 金 及 負 担 金 | 294,558,000 | 90,276,225 | 3,172,450 |
| 使 用 料 及 手 数 料 | 70,773,000 | 16,459,132 | 6,922,355 |
| 国 府 支 出 金 | 2,044,883,000 | 182,604,000 | 67,905,038 |
| 府 支 出 金 | 2,568,655,000 | 404,700,000 | 8,195,923 |
| 財 産 収 入 | 7,662,000 | 27,061,674 | 844,733 |
| 寄 附 金 | 460,200,000 | 111,394,684 | |
| 繰 入 金 | 100,000 | | |
| 繰 越 金 | 101,915,000 | | 3,979,551 |
| 諸 収 入 | 664,202,000 | 117,962,324 | △ 1 44,596,120 |
| 市 債 | 2,823,483,000 | | |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 70,950,000 | | |
| 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金 | 12,000,000 | | |
| 地 方 譲 与 税 | 25,500,000 | | |
| | | | |
| 合 計 | 12,962,159,000 | 1,862,368,848 | △ 548,743 485,264,465 |

調

書

昭和49年7月31日現在

| 計 | 収入済額の予算額に対する差 | | 予算に対する 収入割合 |
|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 過 | 不足 | |
| 965,682,962 | | 1,597,295,038 | 37.67 |
| | | 145,710,000 | |
| 791,459,000 | | 863,000,000 | 47.83 |
| 122,000,750 | | 282,357,925 | 41.4 |
| 23,381,487 | | 47,391,513 | 33.03 |
| 200,509,038 | | 1,843,873,962 | 9.80 |
| 12,242,923 | | 2,551,412,077 | 0.47 |
| 27,906,407 | 20,244,407 | | 364.21 |
| 111,394,684 | 65,374,684 | | 242.05 |
| | | 100,000 | |
| 39,799,551 | | 62,115,449 | 39.05 |
| 162,558,448 | | 501,643,557 | 24.47 |
| | | 2,828,483,000 | |
| | | 70,950,000 | |
| | | 12,000,000 | |
| | | 25,500,000 | |
| 2,347,084,570 | 85,619,091 | 10,700,693,521 | 18.10 |

歳 出

| 科 目 | 予 算 額 | 支 |
|-------------|----------------|---------------|
| | | 前 月 末 累 計 |
| 議 会 費 | 111,722,000 | 33,284,973 |
| 総 務 費 | 1,689,649,000 | 341,861,959 |
| 民 生 費 | 2,578,816,000 | 506,782,919 |
| 衛 生 費 | 594,214,000 | 197,945,102 |
| 勞 働 費 | 56,195,000 | 9,741,672 |
| 農 林 水 産 業 費 | 133,008,000 | 12,664,147 |
| 商 工 費 | 182,829,000 | 30,524,158 |
| 土 木 費 | 4,498,690,000 | 471,370,072 |
| 消 防 費 | 267,502,000 | 55,349,465 |
| 教 育 費 | 1,947,694,000 | 284,403,612 |
| 公 債 費 | 790,968,000 | 164,734,744 |
| 諸 支 出 金 | 90,900,000 | 66,675,814 |
| 予 備 費 | 20,000,000 | |
| 災 害 復 旧 費 | 1,972,000 | 864 |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 12,962,159,000 | 2,175,339,501 |

調

書

昭和49年7月31日現在

| 出 済 額 | | 予 算 残 額 | 予算に対す る支出割合 |
|--------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 本 月 分 | 計 | | |
| 7,952,484 | 41,237,457 | 7,048,454.3 | 86.91 |
| △ 67,370 8,244,716.4 | 42,424,175.3 | 1,265,407.247 | 25.10 |
| △ 141,666 22,313,585 | 72,895,483.8 | 1,849,861.162 | 28.26 |
| △ 174,148 76,064,771 | 273,885,725 | 3,203,782.75 | 46.08 |
| △ 85,881 8,043,476 | 17,699,767 | 38,495,233 | 31.49 |
| 4,225,205 | 16,889,352 | 11,611,864.8 | 12.69 |
| △ 158,325 3,664,013 | 3,402,984.6 | 1,487,991.54 | 18.61 |
| △ 12,000 25,832,480.3 | 72,968,287.5 | 3,767,007.125 | 16.22 |
| 21,056,157 | 76,405,622 | 191,096,378 | 28.56 |
| 9,742,994.4 | 381,833,556 | 1,565,860,444 | 19.60 |
| 22,817,363 | 187,552,107 | 603,415,893 | 23.71 |
| | 66,675,814 | 24,224,186 | 73.35 |
| | | 20,000,000 | |
| | 864 | 1,971,136 | 0.04 |
| | | | |
| | | | |
| △ 638,890 80,433,965 | 2,979,039,576 | 9,983,119,424 | 22.98 |

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年9月30日

監査委員 堀田 徳 治
同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年9月30日
2. 検査の対象 昭和49年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7 月分月次合計残高試算表

昭和49年7月31日現在

| 借 方 | | | 貸 方 | | |
|---------------|---------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| 残 高 | 合 計 | 本 月 計 | 本 月 計 | 合 計 | 残 高 |
| | | | | | |
| 65,464,783 | 65,464,783 | | | | |
| 111,692,469 | 111,692,469 | 159,420,000 | | | |
| 1,795,944,520 | 1,795,944,520 | 99,892,212 | | | |
| 192,920,574 | 192,920,574 | 93,590,000 | | | |
| 56,510,890 | 56,510,890 | 493,200 | | | |
| 93,527,53 | 10,703,753 | 400,000 | | 1,351,000 | 1,351,000 |
| 17,984,707 | 17,984,707 | 118,500 | | | |
| 472,902,254 | 599,290,261 | 17,927,021 | | 125,193,212 | 126,388,007 |
| 51,000 | 51,000 | | | | |
| 41,200 | 41,200 | | | | |
| 210,000 | 210,000 | | | | |
| 69,627,155 | 352,200,558 | 112,912,142 | | 65,172,242 | 282,572,903 |
| 88,551,184 | 254,770,488 | 65,172,242 | | 65,172,242 | 254,770,488 |
| 75,884,715 | 241,017,740 | 51,612,371 | | 53,981,583 | 152,466,556 |
| | 982,277,774 | 79,585,561 | | 81,488,36 | 223,480,59 |

| 借 方 | | | | 貸 方 | | | |
|-----|-----------|------------|-----------|-----------|------------|---------------|---------------|
| 残 | 高 | 合 計 | 本 月 計 | 勘 定 科 目 | 本 月 計 | 合 計 | 残 高 |
| | 1,200,000 | 1,800,000 | | 仮 払 金 | | | |
| | | | | 保管有価証券 | 100,000 | | |
| | | | | 前 払 費 用 | | | |
| | 240,000 | 240,000 | | 借 地 権 | | | |
| | 25,000 | 25,000 | | 投資有価証券 | | | |
| | | | | 負 債 の 部 | | | |
| | | 55,263,948 | 5,579,281 | 未 払 金 | 7,958,561 | 64,881,484 | 9,067,491 |
| | | | | 未 払 費 用 | | | |
| | | | | 一 時 借 入 金 | 50,000,000 | 80,000,000 | 80,000,000 |
| | | 8,578,000 | 1,771,000 | 前 受 金 | 1,348,000 | 371,367,730 | 285,587,730 |
| | | 15,862,024 | 3,829,802 | 預 り 金 | 3,601,802 | 18,201,774 | 2,839,750 |
| | | 100,000 | | 預り担保有価証券 | | 1,300,000 | 1,200,000 |
| | | 885,476 | 885,476 | 減価償却引当金 | | 262,820,993 | 261,985,517 |
| | | | | 退職給与引当金 | | 4701,960 | 4,701,965 |
| | | | | 資 本 の 部 | | | |
| | | | | 自 己 資 本 金 | | 118,703,235 | 118,703,235 |
| | | 790,678 | | 借 入 資 本 金 | | 1,594,634,357 | 1,593,843,679 |

| 借 | | | 貸 | | | 方 | | |
|---------------|---------------|-------------|----------|-------------|---------------|---------------|-----|----|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 勘定科目 | 本月計 | 合計 | 残高 | 本月計 | 合計 |
| | 2,240 | 2,240 | 給水収益 | 51,544,671 | 182,415,039 | 182,412,799 | | |
| | | | 補償金 | | | | | |
| | | | 受託工事収益 | | 692,000 | 692,000 | | |
| | | | その他の営業収益 | 8,200,700 | 19,559,705 | 19,559,705 | | |
| | | | 受取利息 | | 881,188 | 881,188 | | |
| | | | 雑収益 | 180,100 | 752,630 | 752,630 | | |
| | | | 固定資産売却却益 | | | | | |
| | | | 過年度損益修正 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 3,116,081,334 | 4,037,077,767 | 441,231,038 | 合計 | 441,231,038 | 4,037,077,767 | 3,116,081,334 | | |

7月分予算執行報告書 甲

昭和49年7月31日現在

(収 入)

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 7 月 | 累 計 | |
| ① 水道事業収益 | 759,207,000 | 59,873,231 | 204,248,322 | 554,958,678 |
| 1. 営業収益 | 753,207,000 | 59,743,131 | 202,664,504 | 550,542,496 |
| 1. 給水収益 | 629,507,000 | 51,542,431 | 182,412,799 | 447,094,201 |
| 2. 受託工事収益 | 20,000,000 | 0 | 692,000 | 19,308,000 |
| 3. その他の営業収益 | 108,700,000 | 8,200,700 | 19,559,705 | 84,140,295 |
| | | | | |
| | | | | |
| 2. 営業外収益 | 6,000,000 | 130,100 | 1,583,818 | 4,416,182 |
| 1. 受取利息 | 3,000,000 | 0 | 831,188 | 2,168,812 |
| 2. 雑収 | 3,000,000 | 130,100 | 752,630 | 2,247,370 |
| | | | | |
| | | | | |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 殘 額 |
|----------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| | | 7 月 | 累 計 | |
| ① 資 本 的 收 入 | 594,500,000 | 0 | 1,133,400 | 583,166,000 |
| 1. 企 業 債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |
| 1. 企 業 債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| 2. 負 担 金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| 1. 他 會 計 負 担 金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| 3. 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 0 | 1,133,400 | 188,666,000 |
| 1. 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 0 | 1,133,400 | 188,666,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| 收 入 合 計 | 1,853,707,000 | 50,873,231 | 215,582,322 | 1,138,124,678 |

7月分予算執行報告書乙

昭和49年7月31日現在

(支出)

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|---------------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 7 月 | 累 計 | |
| ① 水道事業費用 | 762,063,000 | 47,396,221 | 156,996,800 | 605,066,200 |
| 1. 営業費用 | 644,788,000 | 47,001,701 | 156,550,051 | 488,237,949 |
| 1. 原水及浄水費 | 260,116,000 | 21,892,638 | 74,057,902 | 186,058,098 |
| 2. 配水及給水費 | 72,995,000 | 5,995,442 | 22,611,760 | 50,383,240 |
| 3. 受託工事費 | 20,000,000 | 0 | 0 | 20,000,000 |
| 4. 業務費 | 79,874,000 | 7,796,462 | 28,110,186 | 51,763,814 |
| 5. 総係費 | 52,315,000 | 4,355,320 | 17,955,999 | 34,359,001 |
| 6. 減価償却費 | 59,428,000 | 0 | 0 | 59,428,000 |
| 7. 資産減耗費 | 60,000 | 515,524 | 515,524 | △ 45,524 |
| 8. その他の営業費用 | 100,000,000 | 6,446,320 | 18,298,680 | 86,701,320 |
| 2. 営業外費用 | 117,175,000 | 394,520 | 446,749 | 116,728,251 |
| 1. 支払利息及 企業債取扱諸費 | 117,165,000 | 394,520 | 446,749 | 116,718,251 |
| 2. 雑支出 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 殘 額 |
|--------------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| | | 7 月 | 累 計 | |
| 3. 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 1. 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| ① 資 本 的 支 出 | 648,382,240 | 18,938,721 | 58,432,730 | 589,495,10 |
| 1. 建 設 改 良 費 | 602,657,240 | 18,938,721 | 57,642,052 | 545,015,188 |
| 1. 事 務 費 | 10,723,688 | 824,148 | 3,308,094 | 7,415,594 |
| 2. 擴 張 工 事 費 | 384,387,552 | 14,939,000 | 33,052,000 | 351,335,552 |
| 3. 改 良 工 事 費 | 179,200,000 | 2,163,873 | 12,582,158 | 166,617,842 |
| 4. 配 水 管 整 備 事 業 費 | 13,200,000 | 0 | 0 | 13,200,000 |
| 5. 營 業 設 備 費 | 15,146,000 | 1,011,700 | 8,699,800 | 6,446,200 |
| 2. 企 業 債 償 還 金 | 45,725,000 | 0 | 790,678 | 44,934,322 |
| 1. 企 業 債 償 還 金 | 45,725,000 | 0 | 790,678 | 44,934,322 |
| 支 出 合 計 | 1,410,445,240 | 66,334,942 | 215,429,530 | 1,195,015,710 |

和泉市水道事業損益計算書(7月分)

(昭和49年7月1日より昭和49年7月31日まで)

| | | |
|------------------|-------------|-------------|
| 1. 営業収益 | | |
| (1) 給水収益 | 51,542,431円 | |
| (2) その他の営業収益 | 8,200,700円 | 59,743,131円 |
| 2. 営業費用 | | |
| (1) 原水及浄水費 | 21,892,633円 | |
| (2) 配水及給水費 | 5,995,442円 | |
| (3) 業務費 | 7,796,462円 | |
| (4) 総係費 | 4,355,320円 | |
| (5) 資産減耗費 | 515,524円 | |
| (6) その他の営業費用 | 3,446,320円 | 47,001,701円 |
| 営業利益 | | 12,741,430円 |
| 3. 営業外収益 | | |
| (1) 雑収益 | 130,100円 | 130,100円 |
| 当月分総利益 | | 12,871,530円 |
| 4. 営業外費用 | | |
| (1) 支払利息及企業債取扱諸費 | 394,520円 | 394,520円 |
| 当月分純利益 | | 12,477,010円 |

資 金 予 算 表

昭和49年8月10日

| 科 目 / 月 次 | 7月執行済額 | 8月予定額 | 9月予定額 | 10月予定額 |
|-------------|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 前月繰越金 | 22,097,255 ^円 | 69,837 ^{千円} | 85,183 ^{千円} | 10,300 ^{千円} |
| 入 | | | | |
| 営業収益 | 60,492,413 | 63,000 | 65,000 | 64,000 |
| 営業外収益 | 127,100 | 200 | 200 | 200 |
| 前年度未収金 | 589,620 | 3,482 | 2,320 | 1,160 |
| 企業債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 工事負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時借入金 | 50,000,000 | 85,000 | 0 | 50,000 |
| 預り金 | 320,000 | 500 | 500 | 500 |
| 前年度繰越金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前受金 | 1,351,000 | 500 | 500 | 500 |
| 計 | 112,880,133 | 152,682 | 68,520 | 116,360 |
| 出 | | | | |
| 営業費用 | 38,916,541 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 営業外費用 | 394,520 | 34,395 | 18,925 | 0 |
| 前年度未払費用及未払金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良費 | 18,445,521 | 37,400 | 5,300 | 6,300 |
| 貯蔵品 | 5,493,281 | 18,653 | 2,200 | 2,610 |
| 企業債償還金 | 0 | 10,888 | 10,978 | 0 |
| 一時借入金返還 | 0 | 30,000 | 0 | 50,000 |
| 預り金返還 | 548,000 | 500 | 500 | 500 |
| 前受金 | 1,342,370 | 500 | 500 | 500 |
| 計 | 65,140,233 | 187,336 | 93,403 | 114,910 |
| 収支差引額 | 69,837,155 | 35,183 | 10,300 | 11,750 |

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年9月30日

監査委員 堀田 徳 治
同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年9月30日
2. 検査の対象 昭和49年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和49年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

| 借 方 | | 貸 方 | | 勘 定 科 目 | 合 計 | | 残 高 | |
|-------------|--|---------------|------------|-------------|-----|-----|---------------|-------------|
| | | | | | 累 計 | 当 月 | 累 計 | 当 月 |
| | | | | 資 産 の 部 | | | | |
| | | | | 土 地 | | | | |
| 90,316,210 | | 90,316,210 | | 建 物 | | | | |
| 240,415,659 | | 240,415,659 | | 構 築 物 | | | | |
| 2,848,487 | | 2,848,487 | | 車 輜 | | | | |
| 1,240,000 | | 1,240,000 | | 機 械 及 備 品 | | | | |
| 30,326,725 | | 30,326,725 | 1,279,700 | 有 価 証 券 | | | | |
| 188,124 | | 188,124 | | 投 資 | | | | |
| 1,299,235 | | 1,299,235 | | 減価償却引当金 | | | | |
| | | | | 普 通 預 金 | | | 28,412,261 | 28,412,261 |
| 37,270,851 | | 930,039,806 | 65,625,725 | 未 収 金 | | | 72,407,623 | 892,768,955 |
| 91,537,645 | | 1,495,816,288 | 42,654,656 | 貯 蔵 品 | | | 23,846,416 | 580,439,838 |
| 8,006,205 | | 73,294,937 | 18,081,560 | 前 払 金 | | | 18,072,417 | 65,288,732 |
| 409,469,4 | | 4,294,694 | | 定 期 預 金 | | | | 20,000 |
| 81,000,000 | | 81,000,000 | | 過 年 度 未 収 金 | | | 14,558 | 90,259,382 |
| 22,485,112 | | 1,127,444,944 | | 負 債 の 部 | | | | |
| | | 620,000,000 | | 一 時 借 入 金 | | | 1,120,000,000 | 500,000,000 |
| | | 3,298,410 | 1,611,230 | 未 払 金 | | | 180,815,60 | 65,272,260 |
| | | | | 仮 受 金 | | | | |
| | | 1,909,489,8 | 7,385,648 | 預 り 金 | | | 51,963,66 | 22,576,731 |
| | | 840,000 | 10,600,000 | 予 納 金 | | | 189,000 | 1,666,000 |
| | | 308,034 | | 固 定 負 債 | | | | 21,562,379 |
| | | | | | | | | 21,254,845 |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------|--------------|-------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| | 68,187,085 | 14,107,400 | 過年度未払金 | | | 69,999,125 | 18,120,40 |
| | | | 預り共済基金 | | 3,100,000 | 3,100,000 | 3,100,000 |
| | | | 資本の部 | | | | |
| | | | 自己資本金 | | | 186,333,371 | 186,333,371 |
| | 5,829,721 | 1,344,721 | 借入資本金 | | 198,646,488 | 192,816,767 | 192,816,767 |
| 381,785,958 | 381,785,958 | | 繰越欠損金 | | | | |
| | | | 収益の部 | | | | |
| | | | 入院収益 | 24,944,184 | 88,085,798 | 88,085,798 | 88,085,798 |
| | | | 外来収益 | 22,756,875 | 79,375,055 | 79,375,055 | 79,375,055 |
| | | | その他医業収益 | 1,244,122 | 5,372,378 | 5,372,378 | 5,372,378 |
| | | | 受取利息配当金 | | | | |
| | | | 他会計補助金 | 30,000,000 | 30,000,000 | 30,000,000 | 30,000,000 |
| | | | 患者外給食収益 | 374,650 | 1,019,140 | 1,019,140 | 1,019,140 |
| | | | その他医業外収益 | 87,283 | 261,188 | 261,188 | 261,188 |
| | | | 費用の部 | | | | |
| | | | 給与 | | | | |
| 131,012,511 | 131,012,511 | 33,301,518 | 費 | | | | |
| 68,046,113 | 68,046,113 | 193,192,78 | 材料 | | | | |
| 16,276,858 | 16,276,858 | 4,263,505 | 経費 | | | | |
| | | | 減価償却費 | | | | |
| | | | 資産減耗費 | | | | |
| 1,249,372 | 1,249,372 | 162,902 | 研究研修費 | | | | |
| 11,900,642 | 11,900,642 | 7,530,219 | 私利私欲及び 企業債取崩諸費 | | | | |
| 1,810,670 | 1,810,670 | 440,497 | 患者外給食材料費 | | | | |
| 3,912,960 | 3,912,960 | | 建設仮勘定 | | | | |
| 1,154,074,021 | 2,978,193,221 | 2,172,145,54 | 合計 | 2,172,145,54 | 2,978,193,221 | 1,154,074,021 | 1,154,074,021 |

7月分予算執行報告書

昭和49年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 7 月 | 累 計 | |
| 病院事業収益 | 572,575,000 | 79,406,614 | 204,063,554 | 368,511,446 |
| 1. 医療収益 | 513,170,000 | 48,944,081 | 172,783,226 | 340,386,774 |
| イ. 入院収益 | 256,955,000 | 24,944,184 | 88,035,793 | 168,919,207 |
| ロ. 外来収益 | 240,400,000 | 22,756,375 | 79,375,055 | 161,024,945 |
| ハ. その他医療収益 | 158,150,000 | 1,244,122 | 5,372,378 | 10,442,622 |
| 2. 医療外収益 | 59,405,000 | 30,461,933 | 31,280,328 | 28,124,672 |
| イ. 受取利息配当金 | 791,000 | | | 791,000 |
| ロ. 他会計補助金 | 52,739,000 | 30,000,000 | 30,000,000 | 22,739,000 |
| ハ. 患者外給食収益 | 4,811,000 | 374,650 | 1,019,140 | 3,791,860 |
| ニ. その他医療外収益 | 1,064,000 | 87,283 | 261,188 | 802,812 |
| 病院事業費用 | 711,689,000 | 650,179,19 | 230,296,161 | 481,392,839 |
| 1. 医療費用 | 651,066,000 | 570,47,203 | 216,584,849 | 434,481,151 |
| イ. 給与 | 363,774,000 | 333,01,518 | 131,012,511 | 232,761,489 |
| ロ. 材料 | 205,161,000 | 193,19,278 | 68,046,113 | 137,114,887 |

| | | | | | |
|------|-------------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 八、經 | 費 | 59,608,000 | 4,263,505 | 16,276,858 | 48,381,147 |
| 二、減 | 價 償 却 費 | 17,892,000 | | | 17,892,000 |
| ホ、資 | 産 減 耗 費 | 1,000 | | | 1,000 |
| ハ、研 | 究 研 修 費 | 4,630,000 | 162,902 | 1,249,372 | 3,380,628 |
| 2. 医 | 業 外 費 用 | 60,323,000 | 7,970,716 | 13,711,312 | 46,611,688 |
| イ、支 | 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費 | 54,975,000 | 7,530,219 | 11,900,642 | 43,074,358 |
| ロ、患 | 者 外 給 食 材 料 費 | 5,348,000 | 440,497 | 1,810,670 | 3,537,330 |
| 3. 予 | 備 費 | 300,000 | | | 300,000 |
| 資本 | 的 收 入 | | | | |
| 他 | 會 計 出 資 金 | 22,421,000 | | | 22,421,000 |
| 資本 | 的 支 出 | 22,421,000 | 2,624,421 | 9,014,345 | 13,406,655 |
| 建 | 設 改 良 費 | | | | |
| 建 | 設 費 | | | | |
| 1. 機 | 械 備 品 購 入 費 | 7,000,000 | 1,279,700 | 2,665,850 | 4,334,150 |
| 2. 企 | 業 債 償 還 金 | 13,188,000 | 1,344,721 | 5,829,721 | 7,358,279 |
| 3. 看 | 護 婦 宿 舎 割 賦 金 | 1,233,000 | | 308,034 | 924,966 |
| 4. 病 | 院 建 設 調 查 費 | 1,000,000 | | 210,740 | 789,260 |

7 月 度 月 次 損 益 計 算 表

昭和49年7月31日

和泉市立病院事業会計

| 科 目 | 当 月 | 月 計 | 果 計 |
|----------|-------------|-----|--------------|
| 1. 医業収益 | | | |
| 入院収益 | 24,944,184 | | 88,035,793 |
| 外来収益 | 22,756,375 | | 79,375,055 |
| その他医業収益 | 1,244,122 | | 5,372,378 |
| 計 | 48,944,681 | | 172,783,226 |
| 2. 医業費用 | | | |
| 給与 | 33,301,518 | | 131,012,511 |
| 材料 | 19,319,278 | | 68,046,118 |
| 経費 | 4,263,505 | | 16,276,853 |
| 減価償却費 | | | |
| 資産減耗費 | | | |
| 研究費 | 162,902 | | 1,249,372 |
| 計 | 57,047,203 | | 216,584,849 |
| 医業利益 | △ 8,102,522 | | △ 43,801,623 |
| 3. 医業外収益 | | | |
| 受取利息配当金 | | | |

| | | | | |
|----------|------------|---------------|------------|--------------|
| 他会計補助金 | 30,000,000 | | 30,000,000 | |
| 患者外給食収益 | 374,650 | | 1,019,140 | |
| その他医業外収益 | 87,288 | | 261,188 | |
| 計 | | 30,461,938 | | 31,280,328 |
| 4. 医業外費用 | | | | |
| 支払利息及び | 7,530,219 | | 11,900,642 | |
| 企業費取扱諸費 | 440,497 | | 1,810,670 | |
| 患者外給食材料費 | | | | |
| 雑損 | | | | |
| 失 | | | | |
| 計 | | 7,970,716 | | 13,711,312 |
| 当月純利益 | | 14,388,695 | | |
| 当月迄の純利益 | | | | △ 26,232,607 |
| 上記当月分収益中 | 健保未収金 | 4,265,465.6 円 | | |
| 上記当月分費用中 | 未払金 | 1,808,560 円 | | |

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

昭和49年7月末

| 区分 | 科 目 | 7月の執行済額 | 8月予定 | 9月予定 | |
|----|----------|--------------|--------------|--------------|--|
| 収 | 事業収益 | 30,225,801 円 | 49,000,000 円 | 40,000,000 円 | |
| | 固定資産売却代金 | | | | |
| | 企業債 | | | | |
| | 過年度未収金 | 14,558 | | | |
| | 一時借入金 | | | | |
| | 預り金 | 5,196,366 | 4,000,000 | 4,000,000 | |
| | 他会計繰入金 | 30,000,000 | | | |
| | 前払金戻入 | | | | |
| | 期間外収益 | | | | |
| | 予納金 | 189,000 | 180,000 | 180,000 | |
| 入 | 仮受金 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合計 | 65,625,725 | 53,180,000 | 44,180,000 | |
| | 区分 | | | | |
| | | 7月の執行済額 | 8月予定 | 9月予定 | |
| | 事業費用 | 46,572,929 円 | 30,000,000 円 | 30,000,000 円 | |
| | 建設改良費 | 1,279,700 | | | |
| | 企業債償還金 | 1,344,721 | 730,000 | | |

| | | | | |
|---|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 貯蔵品購入費 | 1,611,230 | 15,600,000 | 16,000,000 |
| | 過年度未払金 | 14,107,400 | | |
| | 一時借入金返還 | | | |
| | 預り金還付 | 7,385,643 | 5,000,000 | 4,000,000 |
| | 前払金 | | | |
| | 期間外費用 | | | |
| | 予納金還付 | 106,000 | 180,000 | 180,000 |
| | 仮受金還付 | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 72,407,623 | 51,510,000 | 50,180,000 |
| 差 | 収交差引 | △ 6,781,898 | 1,670,000 | △ 6,000,000 |
| | 前年度又は前月より繰越 | 44,052,749 | 37,270,851 | 38,940,851 |
| 引 | 翌年度又は翌月へ繰越 | 37,270,851 | 38,940,851 | 32,940,851 |

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 49 年 8 月分収入役投の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 49 年 10 月 28 日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和 49 年 10 月 28 日
2. 検査の対象 昭和 49 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

8 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

TABLE I

| Year | 1950 | 1951 | 1952 | 1953 | 1954 | 1955 | 1956 | 1957 | 1958 | 1959 | 1960 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Population | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| Urban | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| Rural | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| Male | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| Female | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| Age 0-14 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| Age 15-64 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| Age 65+ | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

The following text is extremely faint and largely illegible due to the quality of the scan. It appears to be a detailed report or study, possibly related to the data in the table above. The text is organized into several paragraphs and sections, but the specific content cannot be accurately transcribed. It likely discusses demographic trends, population growth, and the distribution of the population across different age groups and urban/rural areas over the period from 1950 to 1960.

収 支 計

| 区 分 | 収 入 | | | 支 | | |
|-----------|----------------------|----------------------------|-------------------------|---------------|----------------------------|-----------------------|
| | 前月末累計 | 本 月 分 | 計 | 前月末累計 | 本 月 分 | |
| 一 般 会 計 | 2,347,084,570 | △ 3,856,964 448,019,640 | 2,791,247,246 | 2,979,039,576 | △ 885,252 772,123,904 | |
| 才入才出外現金 | 97,886,855 | 57,915,746 | 155,802,601 | 69,852,731 | 42,248,922 | |
| 特別才入才出外現金 | 798,774,311 | 302,855,177 | 1,101,629,488 | 614,224,936 | 459,315,214 | |
| 府 税 | 171,394,205 | 73,046,183 | 244,440,388 | 48,648,877 | 134,851,313 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険 | 395,005,565 | △ 298,699 29,363,409 | 424,070,275 | 208,276,548 | △ 5,873 99,155,255 |
| | 土地区画 整理事業 | 0 | 50 | 50 | 11,538,298 | 0 |
| | | | | | | |
| 合 計 | 3,810,145,506 | △ 4,155,663 911,200,205 | 4,717,190,048 | 3,931,580,966 | △ 891,125 1,507,694,608 | |
| 基 金 | 用品調達 | 13,566,428 | 2,840,006 | 16,415,434 | 8,112,182 | 4,833,256 |
| | 同資 和金 更貸 生付 | 41,955,634 | 1,373,847 | 43,329,481 | 0 | 4,002,037 |
| | 財政調達 | | | | | |
| | 土地開発 | 66,670,204 | 0 | 66,670,204 | 0 | |
| | | | | | | |
| 合 計 | 122,192,266 | 4,222,853 | 126,415,119 | 8,112,182 | 8,835,293 | |

算 書

昭和49年8月31日現在(単位円)

| 出 計 | 収支差引残高 | 一時借入金 | 他会計との 相互流用 | 差引残高 | 摘 要 |
|---------------|--------------|-------------------------------|---------------|-------------|-----|
| | | 一時貸付金 | | | |
| 3,750,278,228 | △959,080,982 | 1,100,000,000 △ 50,000,000 | △ 11,538,298 | 79,430,720 | |
| 112,101,653 | 43,700,948 | | | 43,700,948 | |
| 1,073,540,150 | 28,089,338 | | | 28,089,338 | |
| 183,500,190 | 60,940,198 | | | 60,940,198 | |
| 307,425,930 | 116,644,345 | | | 116,644,345 | |
| 11,538,298 | △ 11,538,248 | | 11,538,298 | 50 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 5,438,384,440 | △721,194,401 | 1,050,000,000 | | 328,805,599 | |
| 12,945,438 | 3,469,996 | | | 3,469,996 | |
| 4,002,037 | 39,327,444 | | | 39,327,444 | |
| | | | | | |
| 0 | 66,670,204 | | | 66,670,204 | |
| | | | | | |
| 16,947,475 | 109,467,644 | | | 109,467,644 | |

現 金 の 保

| 区 分 | 現 在 高 | 内 | | |
|-------------------|-----------------|-------------|-------------|------------|
| | | 普通預金 | 当 座 | 定期預金 |
| 一 般 会 計 | 79,430,720 | 18,570,720 | | |
| 特 別 会 計 | 国 保 事 業 | 116,644,345 | 116,644,345 | |
| | 土 地 区 画 整 理 事 業 | 50 | 50 | |
| | | | | |
| 基 金 | 用 品 調 達 | 3,469,996 | 2,500,000 | 969,996 |
| | 同 和 更 生 資 金 貸 付 | 39,327,444 | 39,327,444 | |
| | 財 政 調 整 | | | |
| | 土 地 開 発 | 66,670,204 | 6,670,204 | 60,000,000 |
| 特 別 才 入 才 出 外 現 金 | 47,942,217 | 28,089,338 | | |
| 才 入 才 出 外 現 金 | 43,700,948 | 43,700,948 | | |
| 府 税 | 60,940,198 | 60,940,198 | | |
| 住 宅 救 金 | 5,545,985 | 1,145,355 | | 4,400,630 |
| | | | | |
| 合 計 | 463,672,107 | 317,588,602 | 969,996 | 64,400,630 |

管 方 法

昭和49年8月31日現在(単位円)

| 訳 | | | | 備 考 |
|------------|------------|-----------|-----------|----------------------------------|
| 農 協 | 郵便局 | 追加信託 | 約 銭 | |
| | | ナショナル証券 | | |
| | 50000,000 | 9,850,000 | 1,010,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 19,697,958 | 154,921 | | | 大阪公 137 154,728 大阪 24,223 193 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 19,697,958 | 50,154,921 | 9,850,000 | 1,010,000 | |

歳 入

| 科 目 | 予 算 額 | 収 入 済 | |
|-------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|
| | | 前月末累計 | 本 月 分 |
| 市 税 | 2,562,928,000 | 965,632,962 | △ 2,633,733 343,736,124 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 14,571,000 | | |
| 地方交付税 | 1,654,459,000 | 791,459,000 | |
| 分担金及負担金 | 2,945,558,000 | 1,220,007,5 | △ 37,650 3,207,395 |
| 使用料及手数料 | 70,773,000 | 23,381,487 | △ 229,440 5,126,572 |
| 国庫支出金 | 2,044,383,000 | 200,509,038 | 55,674,038 |
| 府支出金 | 2,563,655,000 | 1,224,292,3 | 16,800,576 |
| 財産収入 | 7,662,000 | 2,790,640,7 | 記 53,110 682,037 |
| 寄附金 | 4,602,000 | 1,113,94,684 | |
| 繰入金 | 100,000 | | |
| 繰越金 | 1,019,150,000 | 39,799,551 | |
| 諸収入 | 664,202,000 | 1,625,58,443 | 記 △ 53,110 △ 956,141 2,792,898 |
| 市 債 | 2,828,483,000 | | |
| 自動車取得税交付金 | 70,950,000 | | |
| 交通安全対策特別交付金 | 1,200,000 | | |
| 地方譲与税 | 2,550,000 | | |
| 合 計 | 12,962,159,000 | 2,347,084,570 | △ 3,856,964 448,019,640 |

調 書

昭和49年8月31日現在

| 額 計 | 収入済額の予算額に対する差 | | 予算に対す る収入割合 |
|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 過 | 不 足 | |
| 1,306,735,353 | | 1,256,192,647 | 50.98 |
| | | 14,571,000 | |
| 791,459,000 | | 863,000,000 | 47.83 |
| 15,369,820 | | 2,791,881,80 | 5.21 |
| 28,278,619 | | 4,249,4381 | 39.95 |
| 256,183,076 | | 1,788,199,924 | 12.53 |
| 29,043,499 | | 2,534,611,501 | 1.13 |
| 28,641,554 | 20,979,554 | | 373.81 |
| 111,394,684 | 65,374,684 | | 242.05 |
| | | 100,000 | |
| 39,799,551 | | 62,115,449 | 39.05 |
| 184,342,090 | | 479,859,910 | 27.75 |
| | | 2,828,483,000 | |
| | | 70,950,000 | |
| | | 12,000,000 | |
| | | 25,500,000 | |
| 2,791,247,246 | | 10,170,911,754 | 21.53 |

歲 出

| 科 目 | 予 算 額 | 支 |
|-------------|-----------------------|---------------------|
| | | 前 月 末 累 計 |
| 議 會 費 | 1 1 1 7 2 2 0 0 0 | 4 1 2 3 7 4 5 7 |
| 總 務 費 | 1 6 8 9 6 4 9 0 0 0 | 4 2 4 2 4 1 7 5 3 |
| 民 生 費 | 2 5 7 8 8 1 6 0 0 0 | 7 2 8 9 5 4 8 3 8 |
| 衛 生 費 | 5 9 4 2 1 4 0 0 0 | 2 7 3 8 3 5 7 2 5 |
| 勞 働 費 | 5 6 1 9 5 0 0 0 0 | 1 7 6 9 9 7 6 7 |
| 農 林 水 産 業 費 | 1 3 3 0 0 8 0 0 0 | 1 6 8 8 9 3 5 2 |
| 商 工 費 | 1 8 2 8 2 9 0 0 0 | 3 4 0 2 9 8 4 6 |
| 土 木 費 | 4 4 9 6 6 9 0 0 0 0 | 7 2 9 6 8 2 8 7 5 |
| 消 防 費 | 2 6 7 5 0 2 0 0 0 | 7 6 4 0 5 6 2 2 |
| 教 育 費 | 1 9 4 7 6 9 4 0 0 0 | 3 8 1 8 3 3 5 5 6 |
| 公 債 費 | 7 9 0 9 6 8 0 0 0 | 1 8 7 5 5 2 1 0 7 |
| 諸 支 出 金 | 9 0 9 0 0 0 0 0 0 | 6 6 6 7 5 8 1 4 |
| 予 備 費 | 2 0 0 0 0 0 0 0 0 | |
| 災 害 復 旧 費 | 1 9 7 2 0 0 0 | 8 6 4 |
| | | |
| | | |
| 合 計 | 1 2 9 6 2 1 5 9 0 0 0 | 2 9 7 9 0 3 9 5 7 6 |

調 書

昭和49年8月31日現在

| 出 済 額 | | 予 算 残 額 | 予 算 に 対 す る 支 出 割 合 |
|--------------------------|---------------|---------------|------------------------|
| 本 月 分 | 計 | | |
| 6.879,151 | 48,116,608 | 63,605,392 | 43.06 |
| △ 42,435 77,146,485 | 50,134,580 | 1,188,303,197 | 29.67 |
| △ 288,234 180,325,092 | 908,991,696 | 1,669,824,304 | 35.24 |
| △ 70,000 32,696,186 | 306,461,911 | 287,752,089 | 51.57 |
| △ 68,063 3,202,408 | 20,834,112 | 35,360,888 | 37.07 |
| 4,778,365 | 21,667,717 | 111,340,283 | 16.29 |
| 22,887,518 | 56,917,364 | 125,911,636 | 31.13 |
| 24,667,517 | 97,635,805 | 3,520,331,946 | 21.71 |
| 16,618,708 | 93,024,330 | 174,477,670 | 34.77 |
| △ 416,130 101,837,179 | 483,254,605 | 1,464,439,395 | 24.81 |
| △ 390 79,077,633 | 266,629,350 | 524,338,650 | 33.70 |
| | 66,675,814 | 24,224,186 | 73.35 |
| | | 20,000,000 | |
| | 864 | 1,971,136 | 0.04 |
| | | | |
| △ 885,252 772,123,904 | 3,750,278,228 | 9,211,880,772 | 28.93 |

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年9月30日

監査委員 堀 田 徳 治
同 柏 音 三 郎

記

1. 検査実施日 昭和49年9月30日
2. 検査の対象 昭和49年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和49年8月31日現在

| 借 | | 方 | | 貸 | | | 方 |
|---------------|---------------|---------------|---------|-------------|-------------|----|---|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 勘定科目 | 本月計 | 合計 | 残高 | |
| | | | 資産の部 | | | | |
| 65,464,783 | 65,464,783 | | 土地 | | | | |
| 111,692,469 | 111,692,469 | | 建物 | | | | |
| 1,795,944,520 | 1,795,944,520 | | 構築物 | | | | |
| 192,920,574 | 192,920,574 | | 機械装置 | | | | |
| 57,617,090 | 57,617,090 | 1,106,200 | 量器 | | | | |
| 935,2753 | 10,703,753 | | 車輛及運搬具 | | 1,351,000 | | |
| 17,984,707 | 17,984,707 | | 工具器具及備品 | | | | |
| 500,971,893 | 627,359,900 | 28,069,639 | 建設仮勘定 | | 126,388,007 | | |
| 510,000 | 510,000 | | 水利権 | | | | |
| 41,200 | 412,000 | | 電話加入権 | | | | |
| 210,000 | 210,000 | | 現金 | | | | |
| 92,839,351 | 496,723,046 | 1,445,229,988 | 普通預金 | 121,310,792 | 403,888,695 | | |
| | 376,081,280 | 121,310,792 | 当座預金 | 121,310,792 | 376,081,280 | | |
| 91,510,267 | 295,640,198 | 54,622,458 | 未収 | 51,663,375 | 204,129,981 | | |

| 借 | | 方 | | 貸 | | | 方 |
|------------|-------------|-----------|----------|------------|-------------|-------------|---|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 勘定科目 | 本月計 | 合計 | 残高 | |
| 76,088,251 | 103,042,324 | 4,814,550 | 貯蔵品 | 4,816,014 | 26,959,078 | | |
| | | | 仮払金 | | | | |
| 25,000 | 25,000 | | 投資有価証券 | | | | |
| | | | 前払費用 | | | | |
| 240,000 | 240,000 | | 借地権 | | | | |
| 1,200,000 | 1,300,000 | | 保管有価証券 | 100,000 | | | |
| | | | 負債の部 | | | | |
| | 64,101,614 | 8,887,671 | 未払金 | 4,814,550 | 69,145,984 | 50,443,70 | |
| | | | 未払費用 | | | | |
| | | | 一時借入金 | 85,000,000 | 165,000,000 | 165,000,000 | |
| | 9,980,000 | 1,352,000 | 前受金 | 1,516,500 | 38,653,230 | 28,723,230 | |
| | 19,231,545 | 3,869,521 | 預り金 | 3,200,571 | 21,402,345 | 21,708,00 | |
| | 100,000 | | 預り担保有価証券 | | 130,000 | 120,000 | |
| | 835,476 | | 減価償却引当金 | | 262,820,998 | 261,985,517 | |
| | | | 退職給与引当金 | | 4,701,960 | 4,701,960 | |
| | | | 資本の部 | | | | |
| | | | 自己資本 | | 118,703,235 | 118,703,235 | |

| | | | | | | | |
|------------|------------|------------|--------------|--------|-------------|---------------|---------------|
| | 11,678,578 | 10,887,900 | 借入資本金 | | | 1,594,684,857 | 1,582,955,779 |
| | | | 資本剰余金 | 30,000 | 790,218,588 | 790,218,588 | 790,218,588 |
| | | | 利益剰余金 | | 20,744,067 | 20,744,067 | 20,744,067 |
| | | | 常用の部 | | | | |
| | | | 原水及浄水管 | | | | |
| 97,668,812 | 97,668,812 | 28,610,410 | | | | | |
| 30,093,267 | 30,093,267 | 7,481,507 | 配水及給水管 | | | | |
| | | | 受託工事費 | | | | |
| 32,576,736 | 32,576,736 | 4,466,550 | 業務費 | | | | |
| 20,595,182 | 20,667,241 | 2,639,188 | 総係費 | | 72,059 | | |
| | | | 減価償却費 | | | | |
| 515,524 | 515,524 | | 資産減耗費 | | | | |
| 34,846,820 | 34,846,820 | 34,400,071 | 支払利息及企業債取扱諸費 | | | | |
| | | | 雑支出 | | | | |
| 15,350,955 | 15,350,955 | 2,052,275 | その他の営業費用 | | | | |
| 74,110 | 74,110 | 51,780 | 過年度損益修正 | | | | |
| | | | 収益の部 | | | | |
| | | | 給水収益 | 4,082 | 54,568,493 | 236,983,532 | 236,977,210 |
| | | | 補償金 | | | | |

| 借 | | 方 | | 貸 | | | 方 | |
|---------------|---------------|-------------|----------|-------------|---------------|---------------|---|--|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 勘定科目 | 本月計 | 合計 | 残高 | | |
| | | | 受託工事収益 | | 692,000 | 692,000 | | |
| | 247,000 | 247,000 | その他の営業収益 | 608,951.5 | 2,559,922.20 | 2,559,922.20 | | |
| | | | 受取利息 | | 831,188 | 831,188 | | |
| | | | 雑収益 | 275,975 | 1,028,605 | 1,028,605 | | |
| | | | 固定資産売却益 | | | | | |
| | | | 過年度損益修正 | | | | | |
| 3,246,328,764 | 4,491,424,344 | 4,434,657.7 | 合計 | 4,434,657.7 | 4,491,424,344 | 3,246,328,764 | | |

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 (甲)

昭和49年8月31日現在 (収 入)

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 8 月 | 累 計 | |
| ① 水道事業収益 | 759,207,000 | 60,632,901 | 264,881,223 | 494,825,777 |
| 1. 営業収益 | 753,207,000 | 60,356,926 | 263,021,430 | 490,185,570 |
| 1. 給水収益 | 629,507,000 | 54,564,411 | 236,977,210 | 392,529,790 |
| 2. 受託工事収益 | 20,000,000 | 0 | 692,000 | 19,308,000 |
| 3. その他の営業収益 | 103,700,000 | 5,792,515 | 25,352,220 | 78,347,780 |
| 2. 営業外収益 | 6,000,000 | 275,975 | 1,859,793 | 4,140,207 |
| 1. 受取利息 | 3,000,000 | 0 | 831,188 | 2,168,812 |
| 2. 雑収益 | 3,000,000 | 275,975 | 1,028,605 | 1,971,395 |
| ② 資本的収入 | 594,500,000 | 30,000 | 113,640,000 | 583,136,000 |
| 1. 企業債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |
| 1. 企業債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 行 額 | | | 予 算 残 額 |
|--------------|---------------|------------|-------------|---------------|-------------|
| | | 8 月 | 累 計 | 計 | |
| 2. 負 担 金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| 1 他会計負担金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| | | | | | |
| 3. 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 30,000 | 11,364,000 | 11,364,000 | 188,636,000 |
| 1 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 30,000 | 11,364,000 | 11,364,000 | 188,636,000 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 収 入 合 計 | 1,353,707,000 | 60,662,901 | 276,245,228 | 1,077,461,777 | |

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 (乙)

昭和49年8月31日現在 (支 出)

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|--------------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 8 月 | 累 計 | |
| ① 水道事業費用 | 762,063,000 | 74,649,996 | 231,646,796 | 530,416,204 |
| 1. 営業費用 | 644,788,000 | 40,249,925 | 196,799,976 | 447,988,024 |
| 1 原水及浄水費 | 260,116,000 | 28,610,410 | 97,668,312 | 162,447,688 |
| 2 配水及給水費 | 72,995,000 | 7,481,507 | 30,093,267 | 42,901,733 |
| 3 受託工事費 | 20,000,000 | 0 | 0 | 20,000,000 |
| 4 業務費 | 79,874,000 | 4,466,550 | 32,576,736 | 47,297,264 |
| 5 総係費 | 52,815,000 | 2,639,183 | 20,595,182 | 31,719,818 |
| 6 減価償却費 | 59,428,000 | 0 | 0 | 59,428,000 |
| 7 資産減耗費 | 60,000 | 0 | 515,524 | △ 455,524 |
| 8 その他の営業費用 | 100,000,000 | 2,052,275 | 15,850,955 | 84,649,045 |
| 2. 営業外費用 | 117,175,000 | 34,400,071 | 34,846,820 | 82,328,180 |
| 1 支払利息及 企業債取扱諸費 | 117,165,000 | 34,400,071 | 34,846,820 | 82,318,180 |
| 2 雑支出 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 殘 額 |
|-------------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
| | | 8 月 | 累 計 | |
| 3. 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 1. 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| ④ 資 本 的 支 出 | 648,382,240 | 40,068,739 | 98,498,469 | 549,885,771 |
| 1 建 設 改 良 費 | 602,657,240 | 29,175,839 | 86,817,891 | 515,839,349 |
| 1 事 務 費 | 10,723,688 | 680,467 | 3,988,561 | 6,735,127 |
| 2 擴 張 工 事 費 | 384,387,552 | 1,948,000 | 35,000,000 | 349,387,552 |
| 3 改 良 工 事 費 | 179,200,000 | 23,079,172 | 35,661,330 | 143,538,670 |
| 4 配 水 管 整 備 專 業 費 | 13,200,000 | 2,362,000 | 2,362,000 | 10,838,000 |
| 5 營 業 設 備 費 | 15,146,000 | 1,106,200 | 9,806,000 | 5,340,000 |
| 2. 企 業 債 償 還 金 | 45,725,000 | 10,887,900 | 11,678,578 | 34,046,422 |
| 1 企 業 債 償 還 金 | 45,725,000 | 10,887,900 | 11,678,578 | 34,046,422 |
| 支 出 合 計 | 1,410,445,240 | 114,713,735 | 330,143,265 | 1,080,301,975 |

和泉市水道事業損益計算書（8月分）

（昭和49年8月1日より昭和49年8月31日まで）

| | | |
|----------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 営業収益 | | |
| (1) 給水収益 | 54,564,411円 | |
| (2) その他の営業収益 | <u>5,792,515円</u> | 60,356,926円 |
| 2. 営業費用 | | |
| (1) 原水及浄水費 | 23,610,410円 | |
| (2) 配水及給水費 | 7,481,507円 | |
| (3) 業務費 | 4,466,550円 | |
| (4) 総係費 | 2,639,183円 | |
| (5) その他の営業費用 | <u>2,052,275円</u> | 40,249,925円 |
| 営業利益 | | 20,107,001円 |
| 3. 営業外収益 | | |
| (1) 雑収益 | <u>275,975円</u> | 275,975円 |
| 当月分総利益 | | <u>20,382,976円</u> |
| 4. 営業外費用 | | |
| (1) 支払利息及 企業債取扱諸費 | <u>34,400,071円</u> | 34,400,071円 |
| 当月分純損失 | | <u>14,017,095円</u> |

資 金 予 算 表

昭和49年9月10日

| 科 目 | 月 次 | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|-------------|---------------|------------|------------|
| | 前 月 | 繰 越 金 | 8月執行済額 (円) | 9 月 予 定 額 (円) | 10月予定額 (円) | 11月予定額 (円) |
| 前 | | | 69,837,155 | 93,049 | 17,036 | 18,569 |
| 營 業 收 益 | | | 57,080,289 | 65,000 | 63,000 | 63,000 |
| 營 業 外 收 益 | | | 27,597.5 | 200 | 200 | 200 |
| 前 年 度 未 収 金 | | | 37,674 | 3,343 | 2,228 | 1,115 |
| 企 業 債 | | | 85,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| 工 事 負 担 金 | | | 30,000 | 0 | 0 | 0 |
| 一 時 借 入 金 | | | 0 | 0 | 100,000 | 0 |
| 預 引 金 | | | 385,550 | 500 | 500 | 500 |
| 前 年 度 繰 越 金 | | | | | | |
| 前 受 金 | | | 1,516,500 | 500 | 500 | 500 |
| 計 | | | 144,275,988 | 69,543 | 166,428 | 65,315 |
| 營 業 費 用 | | | 36,739,311 | 55,000 | 55,000 | 55,000 |
| 營 業 外 費 用 | | | 34,400,071 | 18,925 | 0 | 27 |
| 前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建 設 改 良 費 | | | 28,070,489 | 20,000 | 39,200 | 8,000 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|-------------|---------|---------|--------|
| | 貯 | 廠 | 品 | 8,887,671 | 9,658 | 19,695 | 4,972 |
| | 企 | 業 | 償 | 10,887,900 | 10,978 | 0 | 816 |
| | 一 | 時 | 借 | 0 | 80,000 | 50,000 | 0 |
| | 預 | り | 金 | 1,073,900 | 500 | 500 | 500 |
| | 前 | 受 | 金 | 1,054,500 | 500 | 500 | 500 |
| | | | | | | | |
| | | 計 | | 121,063,792 | 145,556 | 164,895 | 69,815 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 収 | 支 | 差 | 93,049,351 | 17,036 | 18,569 | 14,069 |
| | | 引 | 額 | | | | |

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年8月分和泉市立病院企業出納員抜の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年9月30日

監査委員 堀 田 徳 治
同 柏 音 三 郎

記

- 1 検査実施日 昭和49年9月30日
- 2 検査の対象 昭和49年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

和泉市立病院専業会計

昭和49年8月31日現在

| 借 | | | 貸 | | | 方 | |
|-------------|-------------|-------------|---------|-------------|---------------|----|--|
| 残高 | 合 計 | | 勘定科目 | 合 計 | | 残高 | |
| | 累 計 | 当 月 | | 当 月 | 累 計 | | |
| | | | 資産の部 | | | | |
| 90,316,210 | 90,316,210 | | 土地 | | | | |
| 240,415,659 | 240,415,659 | | 建物 | | | | |
| 2,848,487 | 2,848,487 | | 構築物 | | | | |
| 1,240,000 | 1,240,000 | | 車両 | | | | |
| 81,263,725 | 81,263,725 | 987,000 | 機械及備品 | | | | |
| 1,381,240 | 1,381,240 | | 有価証券 | | | | |
| 1,299,235 | 1,299,235 | | 投資 | | | | |
| | | | 減価償却引当金 | 284,122,610 | 284,122,610 | | |
| 44,549,394 | 44,549,394 | 62,243,091 | 普通預金 | 549,645,480 | 947,733,508 | | |
| 82,438,060 | 82,438,060 | 391,009,900 | 未収 | 482,004,850 | 1,062,444,688 | | |
| 825,1460 | 825,1460 | 18,101,480 | 貯蔵品 | 178,562,250 | 83,144,957 | | |
| 989,894 | 989,894 | 4,294,694 | 前払 | 3,155,000 | 3,355,000 | | |
| 8,100,000 | 8,100,000 | | 定期預金 | | | | |

| 借 | | 方 | | 貸 | | 方 | |
|-------------|-------------|------------|--------|-------------|---------------|-------------|--|
| 残高 | 合計 | | 勘定科目 | 合計 | | 残高 | |
| | 累計 | 当月 | | 当月 | 累計 | | |
| 22,462,984 | 112,744,494 | | 過年度未収金 | 22,128 | 90,281,510 | | |
| | | | 負債の部 | | | | |
| | 620,000,000 | | 一時借入金 | | 1,120,000,000 | 500,000,000 | |
| | 18,807,100 | 15,508,690 | 未払金 | 18,101,480 | 83,878,740 | 64,566,640 | |
| | | | 仮受金 | | | | |
| | 24,888,712 | 5,288,814 | 預り金 | 4,485,289 | 27,011,970 | 2,678,258 | |
| | 104,800 | 208,000 | 予納金 | 188,000 | 1,854,000 | 806,000 | |
| | 308,084 | | 固定負債 | | 21,562,379 | 21,254,845 | |
| | 68,307,085 | 120,000 | 過年度未払金 | | 69,999,125 | 1,692,040 | |
| | | | 預り共済基金 | | 3,100,000 | 3,100,000 | |
| | | | 資本の部 | | | | |
| | | | 自己資本 | | 186,333,371 | 186,333,371 | |
| | 655,9895 | 730,174 | 借入資本 | | 198,646,488 | 192,086,598 | |
| 381,785,958 | 381,785,958 | | 繰越欠損金 | | | | |
| | | | 収益の部 | | | | |
| | | | 入院収益 | 235,683,668 | 111,599,456 | 111,599,456 | |

| | | | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|---------------|-----------|------------|------------|
| | | | | 外 来 収 益 | 20249015 | 99624070 | 99624070 |
| | | | | その他医業収益 | 1300571 | 6672949 | 6672949 |
| | | | | 受取利息配当金 | 114989 | 114989 | 114989 |
| | | | | 他会計補助金 | | 30000000 | 30000000 |
| | | | | 患者外給食収益 | 898750 | 1417890 | 1417890 |
| | | | | その他医業外収益 | 109039 | 370227 | 370227 |
| | | | | | | | |
| | | | | 常用の部 | | | |
| | | | | | | | |
| 155783657 | 155783657 | 24721146 | 24721146 | 給 与 費 | | | |
| 87599544 | 87599544 | 19558481 | 19558481 | 材 料 費 | | | |
| 20321426 | 20321426 | 4044573 | 4044573 | 経 費 | | | |
| | | | | 減 価 償 却 費 | | | |
| | | | | 資 産 減 耗 費 | | | |
| 1330504 | 1330504 | 81132 | 81132 | 研 究 研 修 費 | | | |
| 13520773 | 13520773 | 1620131 | 1620131 | 支払利息及び企業債取扱諸費 | | | |
| 2261190 | 2261190 | 450520 | 450520 | 患者外給食材料費 | | | |
| | | | | | | | |
| 3912960 | 3912960 | | | 建 設 仮 勘 定 | | | |
| | | | | | | | |
| 1200729039 | 3170852308 | 192659082 | 192659082 | 合 計 | 192659082 | 3170852308 | 1200729039 |

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和49年8月31日現在 和泉市立病院事業会計

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 8 月 | 累 計 | |
| 病院事業収益 | 572,575,000 | 45,735,977 | 249,799,531 | 322,775,469 |
| 1. 医療収益 | 513,170,000 | 45,113,249 | 217,896,475 | 295,273,525 |
| イ 入院収益 | 256,955,000 | 23,563,663 | 111,599,456 | 145,355,544 |
| ロ 外来収益 | 240,400,000 | 20,249,015 | 99,624,070 | 140,775,930 |
| ハ その他医療収益 | 158,150,000 | 1,300,571 | 6,672,949 | 9,142,051 |
| 2. 医療外収益 | 59,405,000 | 622,728 | 31,903,056 | 27,501,944 |
| イ 受取利息配当金 | 791,000 | 114,939 | 114,939 | 676,061 |
| ロ 他会計補助金 | 52,739,000 | | 30,000,000 | 22,739,000 |
| ハ 患者外給食収益 | 481,100 | 398,750 | 1,417,890 | 339,310 |
| ニ その他医療外収益 | 1,064,000 | 109,039 | 370,227 | 698,773 |
| 病院事業費用 | 711,689,000 | 50,470,933 | 280,767,094 | 430,921,906 |
| 1. 医療費用 | 651,066,000 | 48,400,282 | 264,985,131 | 386,080,869 |
| イ 給与 | 363,774,000 | 24,721,146 | 155,733,657 | 208,040,348 |
| ロ 材料 | 205,161,000 | 19,553,431 | 87,599,544 | 117,561,456 |
| ハ 経費 | 59,608,000 | 4,044,573 | 20,321,426 | 39,286,574 |

| | | | | | |
|-----------------|------------|-----------|------------|--|------------|
| 二 減 価 償 却 費 | 17,892,000 | | | | 17,892,000 |
| 本 資 産 減 耗 費 | 1,000 | | | | 1,000 |
| ～ 研 究 研 修 費 | 4,680,000 | 81,132 | 1,330,504 | | 3,299,496 |
| 2. 医業外費用 | 6,032,300 | 2,070,651 | 15,781,963 | | 4,454,107 |
| イ 支払利息及び企業債取扱諸費 | 5,497,500 | 1,620,131 | 13,520,773 | | 41,454,227 |
| ロ 患者外給食材料費 | 5,348,000 | 450,520 | 2,261,190 | | 3,086,810 |
| 3. 予備費 | 300,000 | | | | 300,000 |
| 資本の収入 | | | | | |
| 他会計出資金 | 22,421,000 | | | | 22,421,000 |
| 資本の支出 | 22,421,000 | 1,667,174 | 10,681,519 | | 11,739,481 |
| 建設改良費 | | | | | |
| 建設費 | | | | | |
| 1. 機械備品購入費 | 7,000,000 | 937,000 | 3,602,850 | | 3,397,150 |
| 2. 企業償還金 | 13,188,000 | 730,174 | 6,559,895 | | 6,628,105 |
| 3. 看護婦宿舍割賦金 | 1,233,000 | | 308,034 | | 924,966 |
| 4. 病院建設調査費 | 1,000,000 | | 210,740 | | 789,260 |

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和49年8月31日

和泉市立病院事業会計

| 科 目 | 当 月 | 累 計 |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 医 業 収 益 | | |
| 入 院 収 益 | 23,563,663 | 111,599,456 |
| 外 来 収 益 | 20,249,015 | 99,624,070 |
| そ の 他 医 業 収 益 | 1,800,571 | 6,672,949 |
| 計 | 45,113,249 | 217,896,475 |
| 2. 医 業 管 用 費 | | |
| 給 与 費 | 24,721,146 | 155,788,657 |
| 材 料 費 | 19,558,481 | 87,599,544 |
| 経 費 | 4,044,573 | 20,821,426 |
| 減 価 償 却 費 | | |
| 資 産 減 耗 費 | | |
| 研 究 修 費 | 81,132 | 1,380,504 |
| 計 | 48,400,282 | 264,985,131 |
| 医 業 利 益 | △ 3,287,033 | △ 47,088,656 |

| | | | | | |
|---------------|-----------|--|-------------|-------------|--------------|
| 3. 医業外収益 | | | | | |
| 受取利息配当金 | 114,939 | | | 114,939 | |
| 他会計補助金 | | | | 30,000,000 | |
| 患者外給食収益 | 398,750 | | | 1,417,890 | |
| その他医業外収益 | 109,089 | | | 370,227 | |
| 計 | | | 622,728 | | 31,903,056 |
| 4. 医業外費用 | | | | | |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 1,620,131 | | | 13,520,773 | |
| 患者外給食材料費 | 450,520 | | | 2,261,190 | |
| 雑損 | | | | | |
| 計 | | | 2,070,651 | | 15,781,963 |
| 当月分純利益 | | | △ 473,495.6 | | |
| 当月迄の純利益 | | | | | △ 30,967,563 |
| 上記当月分収益中 | | | 健保未収金 | 891,000.00円 | |
| 上記当月分費用中 | | | 未払金 | 18,101,480円 | |

資 金 予 算 表

昭和40年8月末

和泉市立病院事業会計

| 区分 | 科 目 | 8月の執行済額 | 9 月 予 定 | 1 0 月 予 定 |
|----|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 収 | 算 業 収 益 | 54,442,724 円 | 40,000,000 円 | 40,000,000 円 |
| | 固定資産売却代金 | | | |
| | 企業債 | | | |
| | 過年度未収金 | 22,128 | | |
| | 一時借入金 | | | |
| | 預り金 | 4,485,239 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| | 他会計繰入金 | | | |
| | 前払金戻入 | 3,155,000 | | |
| | 期間外収益 | | | |
| | 予 償 納 受 金 | 188,000 | 180,000 | 180,000 |
| | 合 計 | 6,224,3091 | 44,180,000 | 44,180,000 |
| 入 | 区 分 | 8月の執行済額 | 9 月 予 定 | 1 0 月 予 定 |
| | 事業費用 | 32,221,870 円 | 30,000,000 円 | 30,000,000 円 |
| | 建設改良費 | 937,000 | 300,000 | 1,000,000 |
| 支 | 企業債償還金 | 730,174 | 308,000 | |

| | | | | |
|----|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 貯蔵品購入費 | 15,508,690 | 16,000,000 | 16,000,000 |
| | 過年度未払金 | 120,000 | | |
| | 一時借入金返還 | | | |
| | 預り金返付 | 5,288,814 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| | 前期払金 | | | |
| | 前期借外費用 | | | |
| | 予納金返付 | 208,000 | 180,000 | 180,000 |
| | 仮受金返付 | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 54,964,548 | 50,788,000 | 51,180,000 |
| 差引 | 収支差引 | 7,278,548 | △ 6,608,000 | △ 7,000,000 |
| | 前年度又は前月より繰越 | 37,270,851 | 44,549,394 | 37,941,394 |
| | 翌年度又は翌月へ繰越 | 44,549,394 | 37,941,394 | 30,941,394 |

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年10月28日

監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和49年10月28日
- 2 検査の対象 昭和49年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9月分月次合計残高試算表

昭和49年9月30日現在

| 借 | | 方 | | 勘定科目 | 貸 | | |
|---------------|---------------|-------------|-----|---------|-------------|-------------|--|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 本月計 | | 合計 | 残高 | |
| | | | | 資産の部 | | | |
| 119,570,953 | 119,570,953 | 54,106,170 | | 土地 | | | |
| 111,692,469 | 111,692,469 | | | 建物 | | | |
| 1,795,944,520 | 1,795,944,520 | | | 構築物 | | | |
| 192,920,574 | 192,920,574 | | | 機械装置 | | | |
| 58,185,590 | 58,185,590 | 568,500 | | 量水器 | | | |
| 94,827,538 | 111,087,538 | 400,000 | | 車輛及運搬具 | 320,000 | 1,671,000 | |
| 19,624,707 | 19,624,707 | 1,640,000 | | 工具器具及備品 | | 12,638,800 | |
| 512,055,308 | 638,443,158 | 11,088,415 | | 建設仮勘定 | | | |
| 510,000 | 510,000 | | | 水/利権 | | | |
| 41,200 | 41,200 | | | 電話加入権 | | | |
| 210,000 | 210,000 | | | 現金 | | | |
| 6,925,480 | 587,843,472 | 91,120,426 | | 普通預金 | 177,034,297 | 580,917,992 | |
| | 546,115,577 | 170,003,429 | | 当座預金 | 170,003,429 | 546,115,577 | |
| 105,777,096 | 347,498,257 | 51,858,059 | | 未収 | 87,591,280 | 241,721,161 | |

| 借 | | 方 | | 勘定科目 | 貸 | | 方 | |
|------------|-------------|------------|----|----------|------------|---------------|---------------|--|
| 残高 | 合計 | 本月計 | 合計 | | 本月計 | 合計 | 残高 | |
| 77,174,700 | 111,779,307 | 8,736,983 | | 貯蔵品 | 7,645,534 | 34,604,607 | | |
| | | | | 仮払金 | | | | |
| 25,000 | 25,000 | | | 投資有価証券 | | | | |
| | | | | 前払費用 | | | | |
| 24,000 | 24,000 | | | 借地権 | | | | |
| 1,200,000 | 1,300,000 | | | 保管有価証券 | 100,000 | | | |
| | | | | 自備の部 | | | | |
| | 67,236,834 | 8,135,220 | | 未払金 | 8,736,983 | 7,788,967 | 10,646,133 | |
| | | | | 未払費用 | | | | |
| | 30,000,000 | 8,000,000 | | 一時借入金 | 40,000,000 | 205,000,000 | 175,000,000 | |
| | 10,880,000 | 950,000 | | 前受金 | 14,520,000 | 40,105,230 | 29,225,230 | |
| | 22,404,468 | 8,172,918 | | 預り金 | 2,845,318 | 2,424,768 | 1,843,200 | |
| | 100,000 | | | 預り担保有価証券 | | 130,000 | 1,200,000 | |
| | 1,027,284 | 191,808 | | 減価償却引当金 | | 262,820,993 | 261,793,709 | |
| | | | | 退職給与引当金 | | 4,701,960 | 4,701,960 | |
| | | | | 資本の部 | | | | |
| | | | | 自己資本金 | | 118,703,235 | 118,703,235 | |
| | 22,656,588 | 10,978,005 | | 借入金 | | 1,594,683,437 | 1,571,977,774 | |
| | | | | 資本剰余金 | | 790,218,583 | 790,218,583 | |

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--|---------------|------------|--|-------------|-------------|
| | | | | 利益剰余金 | | | 20,744,067 | 20,744,067 |
| | | | | 費用の部 | | | | |
| 123088778 | 123088778 | 253704666 | | 原水及浄水費 | | | | |
| 36696986 | 36696986 | 6608719 | | 配水及給水費 | | | | |
| 548145 | 548145 | 548145 | | 受託工事費 | | | | |
| 37046472 | 37046472 | 4469736 | | 業務費 | | | | |
| 22902035 | 22977594 | 2310353 | | 総係費 | 3,500 | | 75,559 | |
| | | | | 減価償却費 | | | | |
| 643716 | 643716 | 128192 | | 資産減耗費 | | | | |
| 54650947 | 54650947 | 19804127 | | 支払利息及び企業債取扱諸費 | | | | |
| | | | | 雑支 | | | | |
| 21229715 | 21229715 | 5878760 | | その他の営業費用 | | | | |
| 82020 | 82020 | 7910 | | 過年度損益修正 | | | | |
| | | | | 収益の部 | | | | |
| | 52172 | 45,850 | | 給水収益 | 51,781,389 | | 288,764,921 | 288,712,749 |
| | | | | 補償金 | | | | |
| | | | | 受託工事収益 | 548,145 | | 124,0145 | 1,240,145 |
| | 247,000 | | | その他の営業収益 | 4,704,220 | | 303,034,40 | 300,564,40 |
| | | | | 受取利息 | 334,586 | | 1,165,774 | 1,165,774 |
| | | | | 雑収 | 111,560 | | 1,140,165 | 1,140,165 |

9月分予算執行報告書甲

昭和49年9月30日現在 (収入)

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 9 月 | 累 計 | |
| ① 水道事業収益 | 759,207,000 | 57,434,050 | 322,315,273 | 436,891,727 |
| 1 営業収益 | 753,207,000 | 56,987,904 | 320,009,334 | 433,197,666 |
| 1 給水収益 | 629,507,000 | 51,735,539 | 288,712,749 | 340,794,251 |
| 2 受託工事収益 | 20,000,000 | 5,481,45 | 1,240,145 | 18,759,855 |
| 3 その他の営業収益 | 103,700,000 | 4,704,220 | 30,056,440 | 73,643,560 |
| 2 営業外収益 | 6,000,000 | 4,461,46 | 2,305,939 | 3,694,061 |
| 1 受取利息 | 3,000,000 | 3,345,86 | 1,165,774 | 1,834,226 |
| 2 雑収益 | 3,000,000 | 1,115,60 | 1,140,165 | 1,859,835 |
| ① 資本的収入 | 594,500,000 | 0 | 11,364,000 | 583,136,000 |
| 1 企業債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |
| 1 企業債 | 390,000,000 | 0 | 0 | 390,000,000 |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| | | 9 月 | 累 計 | |
| 2 負 担 金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| 1 他 会 計 負 担 金 | 4,500,000 | 0 | 0 | 4,500,000 |
| 3 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 0 | 11,864,000 | 188,636,000 |
| 1 工 事 負 担 金 | 200,000,000 | 0 | 11,864,000 | 188,636,000 |
| 收 入 合 計 | 1,353,707,000 | 57,434,050 | 338,679,378 | 1,020,027,727 |

9 月分予算執行報告書乙

昭和49年9月30日現在 (支出)

| 款 | 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|---|---------------|------------|-----------|------------|------------|
| | | | 9 月 | 累 計 | |
| ① | 水道事業費用 | 762,000.00 | 65,109.98 | 296,756.79 | 465,806.20 |
| 1 | 営業費用 | 644,788.00 | 45,805.87 | 242,105.84 | 402,682.15 |
| 1 | 原水及浄水費 | 260,116.00 | 25,370.46 | 123,038.77 | 137,077.22 |
| 2 | 配水及給水費 | 72,995.00 | 6,603.71 | 36,696.98 | 36,298.01 |
| 3 | 受託工事費 | 20,000.00 | 5,481.45 | 5,481.45 | 19,451.85 |
| 4 | 業務費 | 79,874.00 | 4,469.73 | 37,046.47 | 42,827.52 |
| 5 | 総係費 | 52,815.00 | 2,306.85 | 22,902.85 | 29,412.96 |
| 6 | 減価償却費 | 59,428.00 | 0 | 0 | 59,428.00 |
| 7 | 資産減耗費 | 60,000 | 128,192 | 648,716 | △ 588,716 |
| 8 | その他の営業費用 | 100,000.00 | 5,878.76 | 21,229.71 | 78,770.28 |
| 2 | 営業外費用 | 117,175.00 | 19,804.12 | 54,650.94 | 62,524.05 |
| 1 | 支払利息及び企業債取扱諸費 | 117,165.00 | 19,804.12 | 54,650.94 | 62,514.05 |
| 2 | 雑支出 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 |

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 殘 額 |
|-------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 9 月 | 累 計 | |
| 3 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 1 予 備 費 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| ① 資 本 的 支 出 | | | | |
| 1 建 設 改 良 費 | 648,882.240 | 78,776.090 | 177,272.559 | 471,109.681 |
| 1 事 務 費 | 602,657.240 | 67,798.085 | 154,461.597 | 448,041.264 |
| 2 擴 帳 工 事 費 | 10,728.688 | 541.188 | 4,529.749 | 6,193.939 |
| 3 改 良 工 事 費 | 884,887.552 | 62,807.170 | 97,807.170 | 287,080.382 |
| 4 配 水 管 整 備 事 業 費 | 179,200.000 | 2,341.227 | 38,002.557 | 141,197.443 |
| 5 營 業 設 備 費 | 13,200.000 | 0 | 2,362.000 | 10,838.000 |
| | 15,146.000 | 2,608.500 | 12,414.500 | 2,731.500 |
| 2 企 業 債 償 還 金 | | | | |
| 1 企 業 債 償 還 金 | 45,725.000 | 10,978.005 | 22,656.583 | 23,068.417 |
| | 45,725.000 | 10,978.005 | 22,656.583 | 23,068.417 |
| 支 出 合 計 | 1,410,445.240 | 143,886.088 | 474,029.353 | 936,415.887 |

和泉市水道事業損益計算書 (9月分)

(昭和49年9月1日より昭和49年9月30日まで)

| | | |
|------------------------------|-------------|-------------|
| 1 営業収益 | | |
| (1) 給水収益 | 51,735,539円 | |
| (2) 受託工事収益 | 5,481,455円 | |
| (3) その他の営業収益 | 4,704,220円 | 56,921,214円 |
| 2 営業費用 | | |
| (1) 原水及浄水費 | 25,370,466円 | |
| (2) 配水及給水費 | 6,603,719円 | |
| (3) 受託工事費 | 5,481,455円 | |
| (4) 業務費 | 4,469,736円 | |
| (5) 総係費 | 2,306,853円 | |
| (6) 資産減耗費 | 1,281,922円 | |
| (7) その他の営業費用 | 5,878,760円 | 45,308,871円 |
| 営業利益 | | 11,612,343円 |
| 3. 営業外収益 | | |
| (1) 受取利息 | 334,586円 | |
| (2) 雑収益 | 111,560円 | 446,146円 |
| 当月分総利益 | | 12,128,179円 |
| 4. 営業外費用 支払利息及 企業債取扱諸費 | | |
| (1) | 19,804,127円 | 19,804,127円 |
| 当月分純損失 | | 7,675,948円 |

資 金 予 算 表

昭和49年10月10日

| 科目 | 月次 | 9月執行済額(円) | 10月予定額(円) | 11月予定額(円) | 12月予定額(円) |
|-------------|----|------------|-----------|-----------|-----------|
| 前月繰越金 | | 93,049,351 | 7,135 | 19,450 | 14,466 |
| 営業収益 | | 42,098,700 | 63,000 | 63,000 | 64,000 |
| 営業外収益 | | 4,461,466 | 200 | 200 | 200 |
| 前年度未収金 | | 74,230 | 3,304 | 2,280 | 1,102 |
| 企業債 | | 40,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| 工事負担金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時借入金 | | 0 | 20,000 | 0 | 100,000 |
| 預り金 | | 0 | 500 | 500 | 500 |
| 前年度繰越金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前受金 | | 14,520,000 | 500 | 500 | 500 |
| 計 | | 84,071,076 | 87,504 | 66,480 | 166,802 |
| 営業費用 | | 38,100,645 | 55,000 | 55,000 | 95,000 |
| 営業外費用 | | 19,804,127 | 0 | 27 | 0 |
| 前年度未払費用及未払金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良費 | | 47,229,585 | 12,790 | 9,800 | 44,610 |
| 貯蔵品 | | 3,135,220 | 6,399 | 4,821 | 2,308 |

| | | | | | |
|---|---------|-------------|--------|--------|---------|
| 出 | 企業債償還金 | 10,978,005 | 0 | 816 | 0 |
| | 一時借入金返還 | 30,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| | 預り金返還 | 327,600 | 500 | 500 | 500 |
| | 前受金 | 401,855 | 500 | 500 | 500 |
| | 過年度損益修正 | 7,910 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 169,984,947 | 75,187 | 71,464 | 162,918 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 収支差引額 | 7,135,480 | 19,450 | 14,466 | 17,850 |

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年10月28日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和49年10月28日
2. 検査の対象 昭和49年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和49年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

| 借 | | 方 | | 勘定科目 | 貸 | | 方 |
|--------------|---------------|---------|------------|---------|------------|---------------|---|
| | | 合 | 計 | | 合 | 計 | |
| 残 | 高 | 累 | 計 | 当 | 月 | 累 | 計 |
| | | | | 資産の部 | | | |
| 90,316,210 | 90,316,210 | | | 土地 | | | |
| 24,041,565.9 | 24,041,565.9 | | | 建物 | | | |
| 2,848,487 | 2,848,487 | | | 構築物 | | | |
| 1,240,000 | 1,240,000 | | | 車両 | | | |
| 81,712,125 | 81,712,125 | 448,400 | | 機械及備品 | | | |
| 138,124 | 138,124 | | | 有価証券 | | | |
| 1,299,235 | 1,299,235 | | | 投資 | | | |
| | | | | 減価償却引当金 | | 284,122.61 | |
| 68,546,124 | 1,066,938,492 | | 74,655,595 | 普通預金 | 55,658,865 | 1,008,392,368 | |
| 75,418,365 | 224,462,991 | | 35,780,463 | 未収金 | 42,800,158 | 1,490,446,266 | |
| 828,160 | 1,060,132,17 | | 14,616,800 | 貯蔵品 | 14,586,659 | 97,731,616 | |
| 939,694 | 429,469.4 | | | 前払金 | | 835,500 | |
| 810,000 | 810,000 | | | 定期預金 | | | |

| 借 | | 方 | | 貸 | | | 方 | |
|-------------|-------------|-------------|---------|------------|---------------|---------------|---|--|
| 残高 | 合計 | | 勘定科目 | 合計 | | 残高 | | |
| | 累計 | 当月 | | 当月 | 累計 | | | |
| 22,462,984 | 112,744,494 | | 過年度未収金 | | 90,281,510 | | | |
| | | | 負債の部 | | | | | |
| | 620,000,000 | | 一時借入金 | | 1,120,000,000 | 500,000,000 | | |
| | 341,474,660 | 153,403,660 | 未払金 | 1,461,680 | 97,990,540 | 628,430,80 | | |
| | | | 仮受金 | | | | | |
| | 28,810,138 | 4,476,426 | 預り金 | 5229,995 | 32,241,965 | 3,431,827 | | |
| | 1,252,000 | 204,000 | 予納金 | 297,000 | 2,151,000 | 899,000 | | |
| | 616,088 | 308,034 | 固定負債 | | 21,562,379 | 20,946,311 | | |
| | 68,307,085 | | 過年度未払金 | | 69,999,125 | 1,692,040 | | |
| | | | 預り共済基金 | | 3,100,000 | 3,100,000 | | |
| | | | 資本の部 | | | | | |
| | | | 自己資本 | | 136,333,371 | 136,333,371 | | |
| | 655,9895 | | 借入金 | | 1,986,464,888 | 1,920,865,993 | | |
| 381,785,958 | 881,785,958 | | 繰越欠損金 | | | | | |
| | | | 収益の部 | | | | | |
| | | | 入院収益 | 21,465,476 | 133,064,932 | 138,064,932 | | |
| | | | 外来収益 | 18,928,887 | 118,552,957 | 118,552,957 | | |
| | | | その他医療収益 | 1,861,647 | 8,034,596 | 8,034,596 | | |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------|--------------|--|-------------------|--------------|---------------|---------------|
| | | | | 受取利息配当金 | 252,588 | 367,527 | 367,527 |
| | | | | 他会計補助金 | 20,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| | | | | 患者外給食収益 | 374,660 | 1,792,550 | 1,792,550 |
| | | | | その他医療外収益 | 84,898 | 454,620 | 454,620 |
| | | | | 費用の部 | | | |
| | | | | 給与費 | | | |
| 183,870,132 | 183,870,132 | 281,364,75 | | 材料費 | | | |
| 104,226,741 | 104,226,741 | 1,6627,197 | | 経費 | | | |
| 24092,831 | 24092,831 | 3,771,405 | | 減価償却費 | | | |
| | | | | 資産減耗費 | | | |
| 1,583,244 | 1,583,244 | 252,740 | | 研究研修費 | | | |
| 13974,689 | 13974,689 | 453,916 | | 支払利息及び 企業債取扱諸費 | | | |
| 2,640,967 | 2,640,967 | 379,777 | | 患者外給食材料費 | | | |
| | | | | 建設仮勘定 | | | |
| 4,118,500 | 4,118,500 | 205,540 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1,263,011,665 | 3,366,509,431 | 1,95,657,128 | | 合計 | 1,95,657,128 | 3,366,509,431 | 1,263,011,665 |

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和49年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

| 款 項 目 | 予 算 額 | 執 行 額 | | 予 算 残 額 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | 9 月 | 累 計 | |
| 病院事業収益 | 572,575,000 | 62,467,651 | 312,267,182 | 260,307,818 |
| 1. 医療収益 | 518,170,000 | 41,756,010 | 259,652,485 | 258,517,515 |
| イ. 入院収益 | 256,955,000 | 21,465,476 | 133,064,932 | 123,890,068 |
| ロ. 外来収益 | 240,400,000 | 18,928,887 | 118,552,957 | 121,847,043 |
| ハ. その他医療収益 | 158,150,000 | 1,361,647 | 8,034,596 | 7,780,404 |
| 2. 医療外収益 | 59,405,000 | 20,711,641 | 52,614,697 | 6,790,308 |
| イ. 受取利息配当金 | 791,000 | 252,588 | 367,527 | 423,473 |
| ロ. 他会計補助金 | 52,739,000 | 20,000,000 | 50,000,000 | 2,739,000 |
| ハ. 患者外給食収益 | 4,811,000 | 374,660 | 1,792,550 | 3,018,450 |
| ニ. その他医療外収益 | 1,064,000 | 84,893 | 454,620 | 609,380 |
| 病院事業費用 | 711,689,000 | 49,621,510 | 330,388,604 | 381,300,396 |
| 1. 医療費用 | 651,066,000 | 48,787,817 | 313,772,948 | 337,293,052 |
| イ. 給与 | 363,774,000 | 28,136,475 | 183,870,132 | 179,903,868 |
| ロ. 材料 | 205,161,000 | 16,627,197 | 104,226,741 | 100,934,259 |
| ハ. 経費 | 59,608,000 | 3,771,405 | 24,092,831 | 35,515,169 |

| | | | | | |
|----------------------|------------|---------|--|-------------|------------|
| 二、減價償却費 | 17,892,000 | | | | 17,892,000 |
| 本、資產減耗費 | 1,000 | | | | 1,000 |
| 一、研究修費 | 4,630,000 | 252,740 | | 1,583,244 | 3,046,756 |
| 2. 醫業外費用 | 6,032,300 | 833,693 | | 1,661,565.6 | 43,707,344 |
| 1. 支払利息及び 企業債取扱諸費 | 5,497,500 | 453,916 | | 13,974,689 | 41,000,311 |
| ロ、患者外給食材料費 | 5,348,000 | 379,777 | | 2,640,967 | 2,707,033 |
| 3. 予備費 | 300,000 | | | | 300,000 |
| 資本的收入 | | | | | |
| 他会計出資金 | 22,421,000 | | | | 22,421,000 |
| 資本の支出 | 22,421,000 | 961,974 | | 11,643,493 | 10,777,507 |
| 建設改良費 | | | | | |
| 建設費 | | | | | |
| 1. 機械備品購入費 | 7,000,000 | 448,400 | | 4,051,250 | 2,948,750 |
| 2. 企業債償還金 | 13,188,000 | | | 6,559,895 | 6,628,105 |
| 3. 看護婦宿舍割賦金 | 1,233,000 | 308,034 | | 616,068 | 616,932 |
| 4. 病院建設調査費 | 1,000,000 | 205,540 | | 416,280 | 583,720 |

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和49年9月30日

和泉市立病院事業会計

| 科 目 | 当 月 | 累 計 |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 医 業 収 益 | | |
| 入 院 収 益 | 21,465,476 | 133,064,932 |
| 外 来 収 益 | 18,928,887 | 118,552,957 |
| そ の 他 医 業 収 益 | 1,861,647 | 8,034,596 |
| 計 | 41,756,010 | 259,652,485 |
| 2. 医 業 費 用 | | |
| 給 与 費 | 28,136,475 | 183,870,132 |
| 材 料 費 | 16,627,197 | 104,226,741 |
| 経 営 費 | 3,771,405 | 24,092,831 |
| 減 価 却 費 | | |
| 資 産 減 耗 費 | | |
| 研 究 修 費 | 252,740 | 1,583,244 |
| 計 | 48,787,817 | 313,772,948 |
| 医 業 利 益 | △ 7,081,807 | △ 54,120,463 |

| | | | | | |
|---------------|------------|-------------|---------|------------|--------------|
| 3. 医業外収益 | | | | | |
| 受取利息配当金 | 252,588 | | | 367,527 | |
| 他会計補助金 | 20,000,000 | | | 50,000,000 | |
| 患者外給食収益 | 374,660 | | | 1,792,550 | |
| その他医業外収益 | 84,393 | | | 454,620 | |
| 計 | | 20,711,641 | | | 52,614,697 |
| 4. 医業外費用 | | | | | |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 453,916 | | | 13,974,689 | |
| 患者外給食材料費 | 379,777 | | | 2,640,967 | |
| 雑損 | | | | | |
| 計 | | | 833,693 | | 16,615,656 |
| 当月分純利益 | | 12,846,141 | | | |
| 当月迄の純利益 | | | | | △ 18,121,422 |
| 上記当月分収益中 | 健保未収金 | 35,780,468円 | | | |
| 上記当月分費用中 | 未払金 | 14,616,800円 | | | |

資 金 予 算 表

昭和49年9月末

和泉市立病院専業会計

| 区分 | 科 目 | 9 月 執行 済 額 | 10 月 予 定 | 11 月 予 定 |
|----|----------|-------------|-------------|-------------|
| | 事業収益 | 49,128,600円 | 42,000,000円 | 42,000,000円 |
| 収 | 固定資産売却代金 | | | |
| | 企業債 | | | |
| | 過年度未収金 | | | |
| | 一時借入金 | | | |
| | 預り金 | 5,229,995 | 4,000,000 | 4,000,000 |
| | 他会計繰入金 | 20,000,000 | | 20,000,000 |
| | 前払金戻入 | | | |
| | 期間外収益 | | | |
| | 予納金 | 297,000 | 200,000 | 200,000 |
| | 仮受金 | | | |
| | | | | |
| 入 | | | | |
| | 合 計 | 74,655,595 | 46,200,000 | 66,200,000 |

| 区分 | 科目 | 目 | 9 月 執行 額 | 10 月 予 定 | 11 月 予 定 |
|----|-------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 支 | 事業 | 費用 | 84,676,105 円 | 80,000,000 円 | 70,000,000 円 |
| | 建設 | 改良 | 653,940 | 1,000,000 | 8,000,000 |
| | 企業 | 償還 | 308,034 | | |
| | 貯蔵 | 購入 | 15,340,860 | 16,000,000 | 16,000,000 |
| | 過年度 | 未払 | | | |
| | 一時 | 借入金返還 | | 25,000,000 | |
| | 預り | 金返付 | 4,476,426 | 5,000,000 | 4,000,000 |
| | 前 | 払 | 金 | | |
| | 期間 | 外 | 費用 | | |
| | 予納 | 金返付 | 204,000 | 200,000 | 200,000 |
| 出 | 仮受 | 金返付 | | | |
| | 合 | 計 | 55,658,865 | 77,200,000 | 98,200,000 |
| | 収支 | 差引 | 18,996,730 | △ 31,000,000 | △ 32,000,000 |
| 差引 | 前年度又は前月より繰越 | | 44,549,394 | 63,546,124 | 82,546,124 |
| | 翌年度又は翌月へ繰越 | | 63,546,124 | 82,546,124 | 546,124 |

監査報告第3-5号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定に基づく昭和49年度定期監査を別期要項により執行した。

その結果を同法同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和49年10月1日

監査委員 堀 田 徳 治
同 柏 音 三 郎

和泉監第30号

昭和49年10月1日

和泉市長 藤木 秀夫 殿

和泉市議会議長 坂上 国治 殿

和泉市監査委員 堀田 徳治

同 柏音 三郎

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第3項の規定による昭和49年度定期監査を実施したので、その結果を同法同条第8項及び第9項の規定に基づき次のとおり報告する。

◎ 総務部 財政課

1. 事務の概要

当課は、予算、資金、管財の3係で構成されており、課長以下14名の職員が、予算の執行管理、財政及び財産の総括管理等の業務を執行している。

昭和48年1月をもって、財務事務制度の一部改正がなされたが、これは、従来支出負担行為と支出行為が同一の時点で行なわれていたため、一部不適正な予算の執行が見られたので、これを是正し、財源の効率的利用と予算の適正執行を図るため一部費目について財務審査制度を新設したものであり、当該審査事務は当課において、所管している。

2. 事務の執行状況

(1) 財産管理について

当課の公有財産台帳と各課の施設台帳を照合したところ双方の面積が不一致のものや、各課の台帳に記載されているにも拘らず、当課の台帳に記載されていない公有財産がみられた。面積については、公簿上のものと、実例によるもので、多少の差が出ているものと思われるが、公有財産の正確な現況を把握する必要があるので、早急に各課の台帳と照合し、必要な場合、実測を行う等、適正な処置をとり、台帳の整備を図られたい。

(2) 予算の執行管理について

食糧費等の経費の流用については、財務規則において、とくに必要な場合のほか、これを禁止しているが、これら費目において多額の流用を行っている等、予算執行面で不適正なものが、多く見られる。これら予算執行面での不合理を解消するためにも財務審査制度の適正な運用を図り、財務事務改正の実を上げられたい。

◎ 総務部 資産税課

1. 事務の概要

当課は土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税の賦課を主な業務としており、課長以下23名(常勤嘱託員を含む)の職員が業務を執行している。

本市においても、宅地開発が急ピッチで進行する中で、新築家屋が急増しているが、過去3カ

年間土地調査に重点が置かれていた関係上、家屋に対する調査に比較的遅れが見られるが、新築家屋等についても的確に把握し、課税もれのないよう望むものである。

2. 事務の執行状況

(1) 税の減免について

固定資産税の減免は、市税条例第30条第1項の各号に該当する場合、減免することが出来るものであるが、減免申請書を調査したところ、減免対象となるべき税の年度、税目、税額及び申請理由等が記入されていないものがみられた。また、事務専決規程に基づく課長等の決裁をうけず、係長で減免しているものがみられ、その運用に適正を欠いている。

今後は、市税条例及び事務専決規程に基づく、適正な事務処理をなされたい。

(2) 各種証明の発行について

土地、家屋等の資産に関する証明書発行事務について証明交付簿と歳入調定簿を照合したところ、おおむね適正に事務処理されている事を認めた。

なお、証明交付簿について、課長押印欄がもうけられているが、事務処理上必要のないものと思われるので、様式を変更し、事務処理手続の簡素化を図られたい。

◎ 総務部 納税課

1. 事務の概要

当課は課長以下22名の職員を以って、市税の徴収に関する業務を執行しており、収納、整理、庶務の3係より構成されている。

収納係は、係長以下10名の職員が、市税等の納付書の交付、督促状の発行及び納税貯蓄組合関係の業務等を執行している。整理係は、係長以下5名の職員で滞納繰越及び不納欠損処分に関する業務を執行している。また、庶務係は市税等の調定及び徴収簿の整理等に関する業務を、係長以下6名の職員が執行している。

2. 事務の執行状況

(1) 不能欠損について

昭和48年度中に不能欠損処分された税額は下表のとおり、3,899,815円となっている。

1. 事務の概要

当課は従来、福祉、保護、老人医療の3係で構成されていたが、昭和49年4月の機構改革により、老人医療費関係の業務を担当していた老人医療係が社会課所管となった事により、現在、福祉、保護の2係で構成されている。

職員は課長以下17名（嘱託職員含む）と委託職員である家庭奉仕員3名が配置されている。福祉係は、福祉六法中の身体障害者、老人、精神薄弱者福祉に関する業務を執行している。また、保護係は、生活保護及び民生児童委員に関する業務を係長以下18名の職員を以って執行している。

2. 事務の執行状況

(1) 生活保護に関する事務について

生活保護費については、保護費の $\frac{9}{10}$ が国庫負担金となっているが、本年度は、それら負担金の請求事務及び収入状況について監査を実施したが、それぞれ適正されている事を認めた。なお、昭和48年度における保護費の支給状況については、次表のとおりである。

(昭和48年4月～昭和49年3月)

昭和48年度 月別・扶養別 保護費支給状況

| 月別 | 総計 | 生活扶助費 | 住宅扶助費 | 教育扶助費 | 医療扶助費 | 出産扶助費 | 生業扶助費 | 葬祭扶助費 | 施設委託事務費 | 一人当りの生活扶助費 |
|----|-------------|-------------|------------|-----------|-------------|--------|---------|---------|-----------|------------|
| 4 | 32,371,862 | 11,836,516 | 1,135,484 | 244,415 | 19,053,140 | 0 | 10,000 | 0 | 87,307 | 11,503 |
| 5 | 27,859,492 | 11,189,197 | 1,158,433 | 516,340 | 14,893,400 | 0 | 15,000 | 21,820 | 65,302 | 10,780 |
| 6 | 36,279,417 | 11,386,430 | 1,208,262 | 581,843 | 22,922,270 | 0 | 0 | 60,300 | 87,307 | 11,012 |
| 7 | 33,221,200 | 11,197,659 | 1,214,819 | 560,085 | 20,127,230 | 0 | 0 | 34,100 | 87,307 | 10,809 |
| 8 | 34,422,033 | 11,360,092 | 1,232,239 | 247,110 | 21,358,525 | 0 | 50,000 | 30,580 | 9,567 | 10,727 |
| 9 | 37,081,832 | 11,284,180 | 1,268,701 | 857,125 | 23,514,910 | 21,200 | 0 | 17,000 | 118,766 | 10,615 |
| 10 | 37,513,247 | 12,164,545 | 1,392,618 | 567,079 | 23,280,779 | 0 | 0 | 36,500 | 121,726 | 11,443 |
| 11 | 41,935,804 | 12,410,311 | 1,380,277 | 565,305 | 27,405,661 | 0 | 15,000 | 55,600 | 108,650 | 11,708 |
| 12 | 34,300,521 | 16,457,478 | 1,344,722 | 558,456 | 16,336,215 | 0 | 0 | 0 | 108,650 | 15,057 |
| 1 | 39,815,573 | 15,358,438 | 1,386,033 | 547,452 | 22,267,136 | 0 | 0 | 16,000 | 240,514 | 14,585 |
| 2 | 39,073,449 | 12,466,041 | 1,448,690 | 558,935 | 24,318,732 | 0 | 0 | 94,500 | 186,531 | 11,918 |
| 3 | 55,331,613 | 15,286,272 | 1,514,188 | 574,010 | 37,531,400 | 40,590 | 204,700 | 88,500 | 141,953 | 14,439 |
| | 942,546 | 36,192 | 800 | 331,955 | 503,599 | 20,000 | | | | |
| 合計 | 450,658,644 | 152,433,901 | 15,730,301 | 6,760,115 | 273,514,017 | 81,790 | 294,400 | 404,900 | 1,439,520 | 12,070 |

市単独融資あっせん状況

(単位 千円)

| 年度 月 | 申込件数(件) | | | 申込金額 | | | 決定件数(件) | | | 決定金額 | | | 決定率(%) | | |
|---------|---------|----|----|--------|--------|--------|---------|----|----|--------|--------|--------|--------|-----|------|
| | 46 | 48 | 48 | 46 | 47 | 48 | 46 | 47 | 48 | 46 | 47 | 48 | 46 | 47 | 48 |
| 4 | | 2 | 3 | | 1,700 | 2,500 | | 2 | 3 | | 1,300 | 2,000 | | 76 | 80 |
| 5 | | 2 | | | 2,000 | | | 1 | | | 800 | | | 40 | |
| 6 | | 10 | 3 | | 8,500 | 3,400 | | 8 | 3 | | 5,900 | 2,400 | | 69 | 71 |
| 7 | 7 | 7 | 7 | 3,500 | 6,500 | 8,800 | 4 | 7 | 7 | 1,300 | 4,800 | 8,200 | 8.7 | 7.4 | 9.3 |
| 8 | 5 | 8 | 1 | 2,300 | 7,200 | 50 | 5 | 8 | 1 | 1,800 | 5,700 | 500 | 7.8 | 7.9 | 10.0 |
| 9 | 5 | 4 | | 2,300 | 3,100 | | 5 | 4 | | 1,600 | 2,900 | | 7.0 | 9.4 | |
| 10 | 10 | 6 | | 5,000 | 5,000 | | 8 | 6 | | 2,900 | 3,900 | | 5.8 | 7.0 | |
| 11 | 9 | 5 | 2 | 4,450 | 5,000 | 2,000 | 9 | 5 | 2 | 3,100 | 4,000 | 2,000 | 7.0 | 8.0 | 10.0 |
| 12 | 3 | 8 | 7 | 1,500 | 5,900 | 9,400 | 3 | 8 | 7 | 900 | 5,400 | 8,400 | 6.7 | 9.2 | 8.9 |
| 1 | 1 | 5 | 4 | 500 | 4,800 | 4,000 | 1 | 5 | 4 | 500 | 4,400 | 3,700 | 100 | 9.2 | 9.3 |
| 2 | 3 | 4 | 6 | 1,500 | 3,500 | 6,800 | 3 | 4 | 6 | 1,100 | 2,500 | 6,800 | 7.3 | 7.1 | 10.0 |
| 3 | 2 | 4 | 2 | 1,000 | 3,800 | 2,000 | 2 | 4 | 2 | 500 | 2,600 | 1,500 | 5.0 | 6.8 | 7.5 |
| 合計 | 45 | 65 | 35 | 22,050 | 57,000 | 39,400 | 40 | 62 | 35 | 13,700 | 44,200 | 35,500 | 6.2 | 7.8 | 9.5 |

(2) 補助金の交付等について

昭和48年度商工会等の関係団体に対し、合計4,692,000円を補助金として交付している。

これら補助金について調査したところ、一部事業報告書等が未提出のものが見られた。

また、委託業務の一部についても完予報告が出されていないものが見られた。

これらについては、早急に必要書類を提出させるなど、事務処理を適正に行われたい。

(3) 予算執行について

昭和48年度の予算執行状況について、調査したところ、食料費について、多額の流用を行うなど予算執行行面で、改善すべき点が多く見られた。

今後、予算編成を綿密に行うとともに、予算執行についても適正を期されたい。

◎ 産業衛生部 交通公害課

1. 事務の概要

当該は、昭和49年4月の機構改革により、公害対策係が、第1係、第2係の2係に分離された。

第1係は、公害対策に関する連絡調整及び公害対策審議会に関する業務を所管しており、また第

2係は公害防止計画、調査等に関する業務を所管している。これにより、従来の交通対策係とあわせ3係構成となり、課長以下13名の職員が業務の執行にあっている。

2. 事務の執行状況

(1) 公害処理について

本市における昭和48年度中の公害陳情の処理状況は下表のとおりとなり、前年度105件に比してわずかながら増加している。

陳情処理状況

(昭和48年度分)

| | 騒音 | 振動 | ばい煙 | 粉じん | 塵埃 | 悪臭 | その他 | 計 |
|--------|------|------|------|-----|------|------|------|------|
| 陳情件数 | 64 | 8 | 11 | 1 | 25 | 21 | 12 | 112 |
| 解決件数 | 20 | 5 | 9 | 1 | 18 | 15 | 10 | 78 |
| 処理率(%) | 31.3 | 62.5 | 81.8 | 100 | 72.0 | 71.4 | 83.3 | 69.6 |

(2) 市民交通傷害保険に関する事務について

市民交通傷害保険に関する経理手続について、関係帳簿を調査した結果、適正に事務処理されている事を認めた。

なお、市民交通傷害保険加入状況等については次表のとおりであり加入人員は前年度6,129人に比して428人の増加となっている。

市民交通傷害保険加入状況表 (昭和48年度分)

| 種類別 | 区 分 | | 加入者数 | 保険料総額 | 市負担金 |
|--------|-----------|------|--------|------------|---------|
| | | | | | |
| 1 種 | 一 般 | 480円 | 1,416人 | 675,800円 | 0 |
| | 5-16才未満児童 | 420円 | 565人 | 236,145円 | 33,735円 |
| | 生保家庭 | 300円 | 2人 | 600円 | 860円 |
| | 小 計 | | 1,983人 | 912,545円 | 34,095円 |
| 2 種 | 一 般 | 540円 | 3,627人 | 1,941,075円 | 0 |
| | 5-16才未満児童 | 480円 | 931人 | 443,440円 | 55,430円 |
| | 生保家庭 | 360円 | 11人 | 3,960円 | 1,980円 |
| | 小 計 | | 4,569人 | 2,388,475円 | 57,410円 |
| 合 計 | | | 6,552人 | 3,301,020円 | 91,505円 |
| 累 計 | 1 種 | | 1,983人 | 912,545円 | 34,095円 |
| | 2 種 | | 4,569人 | 2,388,475円 | 57,410円 |
| | 計 | | 6,552人 | 3,301,020円 | 91,505円 |

(3) その他

昭和48年度中に執行された道路反射鏡等の設置工事及び自動車運行許可手数料の事務処理状況について関係書類を調査した結果、おおむね適正に執行されている事を認めた。

◎ 同 和 対 策 部

1. 事務の概要

当部は昭和49年4月の機構改革によって従来の推進整課を廃止し連絡指導課と総合調整課の2課制とするとともに、各部の次長を同対部の兼務次長とし、同和対策事業を全庁的に推進すべく体制の整備が図られた。連絡指導課は関係団体との連絡調整等を所管しており、また、総

合調整課は関係部課の連絡調整及び同和対策長期計画に関する事務を所管している。このほか幸王子の隣保館が当部の所管となっており、同対部の専任職員は、隣保館の職員16名を含め26名となっている。

2. 事務の執行状況

解放同盟和泉支部に対し、48年度総額17,711,845円を活動助成金として交付している。当該助成金については、市単費の補助金であるので本市事務取扱規程に基づき交付手続をなされるときも、助成金の算定についても提出された収支決算書等の、関係書類を調査の上遺漏のないよう執行されたい。

(1) 物品の管理について

昭和48年度中に当部の予算より購入した物品について調査したところ、その一部が関係団体に貸与されていた。これらの物品については、その保管管理に関し、責任の所在を明確にするとともに備品カードと備品の照合を行う等、物品の管理に適正を期されたい。

◎ 建設部 土木課

1. 事務の概要

昭和49年4月に実施された機構改革により、地区改良事務所を除いた建設部内の請負契約、入札及び庶務については、新設された管理課で所管することとなった。また、これら業務とともに従来当課の所管事項であった道路、河川台帳ならびに道路、橋梁の占用及び掘削許可等についても管理課に移管された。これにともない従来の3係構成より工務、維持の2係となり課長以下24名の職員が、道路等の新設改良、維持補修ならびに失対事業等に関する業務を執行している。

2. 事務の執行状況

(1) 工事の執行について

昭和48年度工事の執行状況について、工事契約に関する一件書類等を抜き調査したところ、おおむね適正に執行されていることを認めたが、一部工事において契約工期内に事業の完予がなされておらず、年度を経過しているものがあつた。当該工事については、当初の契約工期自体が48年度内で事業を完了するに充分ではないなど工期の遅れについてやむを得

ない面もあるが工期が翌年度にわたる場合は予算の繰越措置をとるなど適切な手続をなされたい。

なお、下表は昭和48年度中の主な工事の実施状況を示したものである。

| 工 事 名 | 工 期 | 請 負 金 額 | 業 者 名 |
|---------------|--------------|------------|---------|
| 山直中線舗装附工事 | 2/8 ~ 3/31 | 9,407,000 | 松 浪 組 |
| 仏並坪井線路側改修工事 | 11/29 ~ 3/31 | 12,441,000 | 寄 田 組 |
| 唐国箕形線舗装新設工事 | 2/1 ~ 3/28 | 19,000,000 | 日 本 道 路 |
| 松尾寺塔原線舗装新設工事 | 3/23 ~ 5/10 | 5,590,000 | 常 盤 工 業 |
| 焼津池田下線舗装新設工事 | 2/13 ~ 4/20 | 20,940,000 | 日 本 道 路 |
| 納花山原石尾線舗装新設工事 | 11/21 ~ 1/14 | 7,395,000 | 大日本建設 |
| 仏並坪井線舗装新設工事 | 2/20 ~ 3/28 | 5,700,000 | 木 下 舗 道 |
| 信太1号線道路舗装新設工事 | 8/21 ~ 10/10 | 14,296,000 | 常 盤 工 業 |
| 唐国池田線道路改良工事 | 2/10 ~ 3/25 | 8,800,000 | 中 野 組 |
| 阪和東側1号線築造工事 | 2/24 ~ 3/31 | 5,900,000 | 中 塚 建 設 |

(2) 失業対策事業について

失対防止に関する経理手続について、賃金台帳、金銭出納簿等の関係書類を調査した結果、適正に執行されている事を認めた。

失対賃金については土木課長が資金前渡を受け当月分の賃金については、翌月中に精算がなされていたが、研修補助金、夏期臨時賃金等については、資金前渡を受けてから精算までの期間が6カ月以上と長期にわたっているものもみられた。

資金前渡に関して、本市財務規則は、随時の費用については、資金交付の目的完了後5日以内に精算しなければならないとしており、これら費用についても規則に基づく適正な処理を行うよう望むものである。

次表は昭和48年度中に実施された、失業対策事業の支出状況を示したものである。

| 種目 支出額 年 月 | 2 種 道 | | 2 種 水 | | 3 種 道 | | 合 計 | |
|------------------|--------------|----------------------|------------|---------|------------|-----------|--------------|----------------------|
| | 延人員 (人) | 金額(円) | 延人員 (人) | 金額(円) | 延人員 (人) | 金額(円) | 延人員 (人) | 金額(円) |
| 48/4 | 365 | 564,669 | 48 | 75,648 | 248 | 353,676 | 661 | 993,993 |
| 5 | 403 | 637,688 | 34 | 53,584 | 259 | 380,898 | 696 | 1,072,170 |
| 6 | 318 | 496,330 | 34 | 53,584 | 222 | 325,532 | 574 | 875,446 |
| 7 | 476 | 746,304 | 16 | 25,216 | 192 | 283,452 | 684 | 1,054,972 |
| 8 | 470 | 742,423 | | | 219 | 324,034 | 689 | 1,066,507 |
| 9 | 390 | 610,860 | | | 196 | 288,886 | 586 | 899,692 |
| 10 | 411 | 679,480 | | | 229 | 355,480 | 640 | 1,034,960 |
| 11 | 434 | 721,274 | | | 193 | 298,896 | 627 | 1,020,170 |
| 12 | 111 429 | 179,598 709,733 | 14 | 23,072 | 145 | 225,414 | 111 588 | 179,598 958,219 |
| 49/1 | 320 | 521,997 | | | 263 | 405,290 | 583 | 927,287 |
| 2 | 235 | 379,262 | | | 337 | 517,653 | 572 | 1,896,915 |
| 3 | 105 231 | 169,890 384,932 | 20 | 32,960 | 353 | 537,643 | 105 604 | 169,890 955,535 |
| 合計 | 216 4,482 | 341,488 7,194,898 | 166 | 264,064 | 2,856 | 4,296,904 | 216 7,504 | 349,488 11,755,66 |

◎ 建設部 建築課

1. 事務の概要

昭和49年4月の機構改革により、市営住宅の管理等に関する業務が、新設された管理課の所管となり、当課は市有建物の建設工事に関する設計、施行、営繕等の業務を主として所管することとなった。

これに伴い、係についても建築第1係、建築第2係となり、第1係は、教育、福祉施設を、また第2係はそれら以外の市有物の設計、施行及び市営住宅の計画策定を所管することとなった。なお、職員は課長以下10名となっている。

2. 事務の執行状況

(1) 工事の執行について

昭和48年度工事の執行状況について、工事契約に関する一件書類を抜き調査したところ、おおねね適正に執行されている事を認めた。

下表は昭和48年度中に執行された主な工事の一覧表である。

| 工 事 名 | 請負金額(千円) | 工 期 | 請 負 業 者 |
|--------------------|----------|-----------------------|----------|
| (仮称)第2国府小学校新築工事 | 202,183 | 47.12.10~ 48. 7.30 | 小野林建設 |
| (仮称)鶴山台北小学校新築工事 | 127,246 | 47.11.29~ 48. 6.30 | 岩出建設 |
| 伯太小学校増築工事 | 27,000 | 48. 3. 5~ 48. 9.30 | 福本工務店 |
| 横山小学校校舎体育館増改築工事 | 104,220 | 47.11.9~ 48. 5.31 | 大高建設株式会社 |
| (仮称)第2国府小仮設教室設置工事 | 12,356 | 48. 4. 1~ 48. 4. 9 | 拓造工業株式会社 |
| 北池田小学校体育館改築工事 | 42,000 | 48. 6.23~ 48. 9.30 | 大豊不動建設 |
| 緑ヶ丘新築工事(第2期) | 42,500 | 48.11. 2~ 49. 1.31 | 大高建設株式会社 |
| 黒鳥小プール新設工事 | 22,395 | 48. 5. 4~ 48. 7.15 | 木村建設 |
| 和気小学校体育館新設工事 | 49,900 | 48. 6.23~ 48.10.31 | 小野林建設 |
| 緑ヶ丘新築工事(第1期) | 152,987 | 48. 3.19~ 48.11.24 | 大高建設株式会社 |
| 和気小学校汚水処理施設新築工事 | 10,500 | 48. 6. 9~ 48. 7.31 | 小野林建設 |
| 幸小学校増改工事に伴う関連工事 | 13,200 | 48. 6.11~ 48. 7.20 | 竹内建設 |
| 北池田小学校体育館新築に伴う設備工事 | 715,500 | 48.10.11~ 48.10.31 | 大豊不動建設 |
| 鶴山台南小学校増築及び体育館新築工事 | 149,000 | 48.11.29~ 49. 6.30 | 小野林建設 |
| 市立黒鳥増築工事 | 19,500 | 49. 1.10~ 49. 5.31 | 藤伸建設株式会社 |
| 第2和泉中学校仮設教室設置工事 | 9,521 | 48. 4. 1~ 48. 4. 9 | 東海リース |
| 郷荘中学校体育館新築工事 | 63,000 | 48. 7.14~ 48. 8.10 | 尾上建設株式会社 |
| 石尾中学校給排水設備改修工事 | 9,000 | 49. 2.16~ 49. 3.31 | 伯太工業所 |
| 第2和泉中新築工事 | 207,530 | 47.11. 9~ 49. 7.31 | 大末建設 |
| 市立(仮称)旭保育園新築工事 | 182,500 | 48.11. 2~ 49. 3.31 | 小野林建設 |
| (仮称)緑ヶ丘保育園新築工事 | 89,072 | 48.11. 2~ 49. 3.30 | " |
| 鶴北小学校体育館新築工事 | 65,000 | 48.12. 1~ 49. 5.31 | 岩出建設株式会社 |
| (仮称)第2国府保育園新築工事 | 84,000 | 48.12.18~ 49. 6.30 | 福本工務店 |
| 信太第1保育園増築工事 | 19,600 | 49. 1.28~ 49. 3.31 | 杉本建設株式会社 |
| (仮称)南池田幼稚園新築工事 | 42,036 | 48.11. 2~ 49. 3.25 | 大高建設株式会社 |
| (仮称)南松尾幼稚園新築工事 | 6,800 | 49.1. 11~ 49. 3.25 | 藤伸建設株式会社 |
| (仮称)横山幼稚園新設工事 | 9,150 | 49. 2. 1~ 49. 3.25 | 大高建設株式会社 |

(2) 市営住宅の管理について

市営住宅の維持管理については本年4月より管理課の所管となっているが、昭和48年度中は当課の所管業務として執行されていたので今回の監査において当該業務の執行状況について監査を実施した。

住宅使用料の徴収状況について徴収簿等、関係帳簿を調査したところおおむね適正に執行されていたが下表のとおり使用料の滞納がみられた。これらの中には、監査実施当日(7月23日)においても、未納のものがあつた。滞納使用料については早急に徴収すべく努力されたい。

また、一部の市営住宅では、長期間空家のままになっている住宅もあるが、これらについては早急に入居者を選定し、入居させるなど適切な処置をとられたい。

| 住 宅 名 | 調 定 額 | 収 入 額 | 空 家 | 未 収 額 |
|----------|---------------------|---------------------|--------------------|--------|
| 唐国改造住宅 | 43,200 ^円 | 43,200 ^円 | 6,000 ^円 | |
| 春木住宅 | 216,000 | 210,000 | | |
| 南松尾寺住宅 | 180,000 | 180,000 | | |
| 横山住宅 | 42,000 | 42,000 | | |
| 伯太屋敷住宅 | 388,800 | 387,575 | 1,225 | |
| 伯太第二改造住宅 | 516,000 | 499,500 | 16,500 | |
| 伯太団地 | 3,264,000 | 3,258,648 | 5,352 | |
| 黒鳥住宅 | 192,000 | 187,730 | 4,270 | |
| 黒鳥第二住宅 | 720,000 | 712,000 | | 8,000 |
| 黒鳥第三住宅 | 1,080,000 | 1,076,400 | | 3,600 |
| 坊城川住宅 | 480,000 | 477,489 | 2,511 | |
| 池上住宅 | 396,000 | 396,000 | | |
| 井ノ口住宅 | 126,000 | 126,000 | | |
| 繁和第一住宅 | 182,400 | 182,400 | | |
| 繁和第二住宅 | 1,284,000 | 1,280,000 | 4,000 | |
| 唐国住宅 | 1,614,000 | 1,587,600 | 7,500 | 18,900 |
| 丸笠住宅 | 2,121,600 | 2,002,760 | 72,140 | 44,900 |
| 小 計 | 12,846,000 | 12,651,102 | 119,498 | 75,400 |
| 滞 納 繰 越 | 31,800 | 29,100 | 0 | 2,700 |
| 合 計 | 12,877,800 | 12,680,202 | 119,498 | 78,100 |

(※空家については日割計算による空家を含む)

◎ 建設部 地区改良事務所

1. 事務の概要

地区改良事業の増大に伴い、関連する諸事業との計画調整機能の強化を図るため、昭和49年4月の機構改革において、当事務所のもとに改良総務課、工事課の2課が設置された。改良総務課は改良住宅への入居及び地区改良事業に関する調査計画の業務を所管し、また、工事課は、改良住宅の設計、施行及び地区内道路計画に関する業務を所管している。なお、職員は所長以下18名である。

2. 事務の執行状況

(2) 工事の施行について

昭和48年度において、施行された工事について、工事契約に関する一件書類を抜き調査したところ、おおむね適正に執行されていることを認めた。なお、下表は、昭和49年度において施行された主な工事を示したものである。

| 工 事 名 | 請負金額 (千円) | 工 期 | 請 負 業 者 |
|-----------------------|-------------|----------------------|----------|
| (仮称)和泉第1団地建設に伴う電波障害工事 | 16,500,000 | 48.7.10~ 48.12.20 | ホーチキ株式会社 |
| (仮称)和泉第1団地第1期建設工事 | 106,400,000 | 48.2.27~ 49.3.31 | 西田工務店 |
| (仮称)和泉第1団地第2期建設工事 | 998,000,000 | 48.11.5~ 49.12.30 | 榎並間共同企業体 |
| (仮称)和泉第1団地第2期追加工事 | 26,000,000 | 48.11.5~ 49.12.30 | 〃 |
| (仮称)和泉第1団地第1期建築設計委託 | 20,216,000 | | 栄和設計事務所 |

◎ 教育委員会事務局

1. 事業の概要

当事務局は、教育委員会の権限に属する業務を執行しており、総務課、学校教育課、社会教育課、指導課の5課と同和教育室、教育研究所により構成されている。今回はこのうち、総務課の所管業務を中心に、監査を実施した。

総務課は庶務係と施設係で構成されており、課長以下8名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 教育財政の管理について

昭和48年度中に取得及び処分された教育財産は下表のとおりとなっており、その事務手続は適正になされていた。また、学校等の教育財産の一部を私人に貸しつけているが、これらの使用許可手続についても適正になされており、財産の管理状況は全般的にほぼ遺漏なくなくなされていることを認めた。

なお、横山、北松尾の両教員住宅については、管理人が置かれておらず管理面でなお、改善すべき点がみられるので、善処されたい。

(2) 補助金の交付について

各課において、昭和48年度中に関係各団体及び学校等に対して交付した補助金について、その内容及び執行状況を調査したところ、おおむね適正になされていたが、一部団体補助金において、例規に定められた収支決算書、実績報告書が未提出のものや補助内容及び執行状況が不明確なものがみられたので、これらの団体補助金については、必要書類を提出させるとともに補助金の執行状況を明確にするよう適正な指導をなされたい。

◎ 学 校 施 設

市内30の小中学校、幼稚園のうち今回は中学校5校、小学校9校、幼稚園2園を対象に監査を実施した。その結果は次のとおりである。

- (1) 各学校とも、給食時に出される牛乳の飲み残しが毎日かなりの本数にのぼっているが、その利用、処理が適切になされていないため、年間かなりの無駄を生じている。
余った牛乳の有効な利用について、適切な対策が講じられたい。
- (2) 電話使用簿中に私用電話料が記入されていない学校があったが、私用電話をかける場合、その都度金額を調べ記入させること。
- (3) 公衆電話の手数料収入については、市の収入として取扱うこととなっているが、監査当日までに市へ納入されていない学校があったが早急に納入手続をとること。
- (4) 給食材料費については、小切手で支払いを行なっているが、支払日のかなり以前から小切手帳に押印している学校がみられたが、紛失等の危険もあるので業者に支払いの際押印するとともに、その保管管理に厳重を期すること。
- (5) 警備日誌に巡回状況等、必要事項が記入されていない学校があったが、警備日誌については、毎日点検し、記入もれ等のある場合、適正に行うよう警備員を指導すること。

◎ 水 道 部

1. 事務の概要

水道業務の増大に対応するため、昭和49年4月に部内の機構改革を実施し、営業課を総務課、営業課の2課に分離した。総務課は、人事労務を所管する庶務係と予算、経理等の業務を所管する経理課で構成されており、営業課は水道料金の調定、徴収を所管する営業係と点検、移動処理を所管する計量係及び給水係の3係で構成されている。

これにより、工務課、浄水課を含めた、部の構成は4課11係となっている。

2. 事務の執行状況

(1) 水道料金の徴収について

水道料金の過年度分滞納（昭和48年4月以前分）は1,510件、5,783,042円となっている。これらの中には、転居等により、居所不明となったため、水道料の徴収が出来ないものもかなり見られるが、これら滞納水道料については、放置することなく回収に努力を払うとともに滞納額の減少に努められたい。

また、滞納水道料については、年度別、個人別に未収金整理簿を作るなど、その内訳を明確にされるよう方策を講じられたい。

(2) 各種契約について

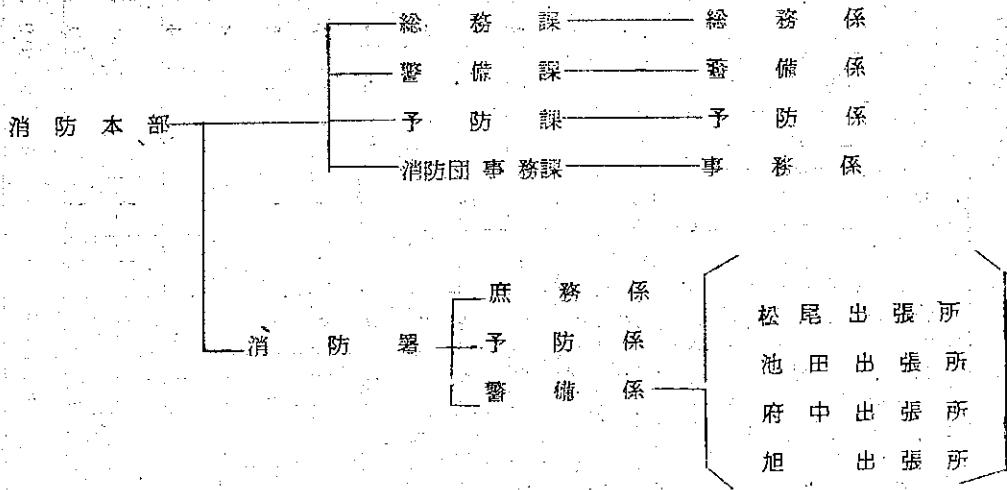
水道施設の一部については、私人から借用しているものがあるが、これらについては、賃貸借契約書等関係書類を調査したところ、すべて適正に処理されている事を認めた。

また、委託契約についても、関係書類を調査の結果、適正に締結されており、また委託内容に基づき適正に執行されている事を認めた。

◎ 消 防 本 部

1. 事務の概要

消防本部の組織は次のとおりとなっており、消防長以下94名の職員が配置されている。



2. 事務の執行状況

(1) 火災発生状況等について

昭和48年中の火災発生状況は次のとおりである。

また、救急出動状況は次表のとおりである。

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 件数 | 146 | 137 | 171 | 148 | 140 | 158 | 229 | 178 | 178 | 202 | 162 | 215 | 2,064 |
| 救護員 | 137 | 127 | 153 | 134 | 131 | 149 | 218 | 166 | 163 | 175 | 153 | 191 | 1,897 |

(2) 手数料の徴収について

昭和48年度中に収入された消防関係の許可証明手数料について徴収簿等の関係書類を調査したが、適正に執行されている事を認めた。なお徴収状況は次のとおりである。

| 区 分 | | 金 額 | |
|-----|-----------------------|-----|--------------|
| 危 | 許 可 手 数 料 | 設 置 | 1 7 2, 0 0 0 |
| | | 変 更 | 1 0, 6 0 0 |
| 險 | 完 成 検 査 手 数 料 | 設 置 | 7 8, 0 0 0 |
| | | 変 更 | 3 4, 0 0 0 |
| 物 | タンク検査手数料 | 水 張 | 4, 0 0 0 |
| | | 水 圧 | 0 |
| 施 | 仮 貯 蔵 取 扱 手 数 料 | | 9, 0 0 0 |
| | 仮 使 用 承 認 手 数 料 | | 6, 0 0 0 |
| | 完 成 検 査 合 格 証 明 手 数 料 | | 3 0 0 |
| 設 | 出 火 証 明 手 数 料 | | 5, 4 5 0 |
| | 救 護 証 明 手 数 料 | | 5 0 |
| | 合 計 | | 4 1 4, 8 0 0 |

(3) その他

消防庁舎の清掃については、民間に委託せず職員が交代で清掃しているが、消防職員は単に消火活動を行うだけでなく多くの日常業務を処理しており必身の緊張度は非常に高いと思われる。

職員を消防業務に専念させる意味においても市庁舎、水道庁舎と同様庁内の清掃については民間に委託すべきであると考えられる。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、監査報告第27号より第35号までの報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第10「昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について」と、日程第11「昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る9月開会の第8回定例会において決算委員会に付託されておりますので、一括議題といたします。本件につきましては、審議の結果を決算委員長より報告を願いたいと存じます。

（決算委員長報告）

- 決算委員長（藤原利一君） 去る10月2日に開催されました第8回定例会において、昭和48年度和泉市水道事業決算並びに昭和48年度和泉市病院事業決算認定について上程されその審査については決算委員会を設置して付託となり、11月28日委員会が招集され、不肖私が委員長に、田中包治議員が副委員長に選任せられたのであります。当日は午後より全委員出席のもとに、市長はじめ助役、関係部長及び関係職員の出席を求めて慎重審議を行った質疑の概要、経過並びに結果について、とりまとめてご報告申し上げます。まず、水道決算より申し上げます。

第一点に、営業収益で1億円余の純利益をあげているが、第3回拡張事業の進捗の状態と本決算とのかみ合い、未給水地区の解消、市民負担等についての基本的な運営、努力がなされているのか。

第二点は、営業外費用で雑支出金百万円の内容はどのようなものか。

第三点は、水道料金の徴収方法、口座振込等、市民の利便についてどのように対処しているのか。との質問に対しまして、第一点の基本的な問題につきましては、非常に公共性の高い水道事業の中で独立採算制を強いられ、この両面をいかに調整するかということについて苦慮しているわけであるが、未給水地域の解消については、何としても早期に解決しなければいけないということで、父鬼の問題については、地元の議員さんに特にご尽力願いたい大体的見通しもついており、早期に解消する。加えて経営の問題は、あらゆる方法で合理化に努め、一般需要家には負担をかけないということをやってきたい。また近い将来、新しい需要家、いわゆる既設管のある中での旧利用家と新利用家との差があるので、新利用家については、別な方法で議会議決をいただいて負担願いたいと考えており、ここ3年ぐらいの財政計画を立て、何とか赤子再建団体に入るようなことのないよう努力していきたい。

第二点の雑支出百万円については、父鬼との交渉の過程で診療所を再開せよという強い要望が

あり、水道問題から起こったことでもあり、再開するにしても建物等も破損しており、産衛部と話し合い、財源のなかった衛生費の中に、水道から補修費に使ったということでなしに、一般会計のほうへ負担金として支出し、一般会計ではこれに費用を加えて補修しており、やはり地元の空気を少しでも柔らげようということで、営業外のほうで負担金という形で支出している。

第三点の二カ月検針、二カ月集金を50年度から実施し、人件費の削減に努めるとともに、料金の自動振替について農協あるいは金融機関にお願いして、市の広報や職員の方々にちらし等をもって自動振替口座に加入していただけるようにしており、現在、36%の普及となっているが、努力をかさねていきたい旨の回答がありました。

次に、第一点として、当年度総利益で1億円余、営業外費用で9千万円余出ており、差引2千万円余となるが、仮に営業外費用の中で1億幾ら見込むということは、この営業外費用をずっと見込まれて計画し、毎年続くということになるのか。

第二点は、父鬼を主体とした春木川、横山方面への給水管配置等についての計画、現況をお聞きしたい。

第一点の営業外費用の問題については、これは水道事業がある限り続くということで、水道事業は借入資本金、いわゆる起債で工事をいたしますので、これの元利償還等があり、借入資本金でやる限り続くのでご理解願いたい。

第二点については、父鬼、春木川の配水管の敷設については、時期的な問題もあり、49年度に春木川地区への配水管敷設工事、50年度に父鬼浄水場の拡張計画をし、他未給水区域に対しては50年度以降、52年度までにやる計画である旨の回答がありました。

次に第一点、特別交付税として一般会計から一千万円繰り入れられたということであるが、算出の基礎はどのようになっているのか。

第二点目は、去年の渇水期に伴う収益の減が900万円くらいと聞いたが、そのへんの結果はどういう計算になっているのか。その質問がありました。

第一点目の交付税1千万円の基準は、高料金対策で国の特別交付税の中に含まれているが、算出方法に基づき5千万円出たら5千万円ということでなく、いろいろ事情を申し上げておりますが、何に幾らということは明確にされていない。和泉市の特別交付税のもらった総額の中で、1千万円程度は水道の高料金対策として入っているだろうという財政当局との協議に基づき、補助金としていただいたのが実情である旨の回答がありました。

第二点の去年の渇水期並びに冬期の石油不足等も含めて2千3百万円の減収となりました。な

いうのがただ1つの理由ではない旨の説明がありました。

第二点の研究研修費については、主として医師の全国的あるいは地域的な学会、これは各科ごとに行われ、学会参加の研修旅費、図書費、医師の参考資料、医学用図書購入費、それから今年度より医師が海外に広くその目を開きました海外研修旅費というものが大体中心であり、和泉市の特性、地域的な疾病に対する特定テーマの研究は、残念ながら現在のところない旨の回答がありました。

その他未収金あるいは看護婦対策等、数点にわたり質問がなされましたが、それぞれ回答を得て了とし、終わりましたので、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第でございます。何とぞ速やかに本水道決算、病院決算を認定せられんことをお願い申し上げ、報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただ今委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する質疑、討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

- 18番（直村静二君） 今の委員長報告に対して一言申し上げます。

病院決算につきましては、累積赤字3億6千万円にいかに対処するのか。さらに、現在の120床を増床し、市民の期待に応えるためにどうするのか。こういう点からいっていろいろな問題はあろうかと思いますが、これにつきましては、総合的な委員会なり、基本的な市の姿勢を明確にさせていただいて、そのうえで住民に応えるようにしたいという立場で、この病院決算については、私どもは認定に賛成いたします。

水道の問題について、あえて一言言いたいのは、今日の段階でのこの決算状況の中で、まだ未給水地域があることは非常に問題かと思えますし、さらに企業債の利子9千4百万円、今度の黒字約1億出ておるが、これは金利負担に全部かけている。その間に未給水地域を残しながら、結局、水道会計が開発に一役買った。つまり、高い水道料金のままで住民に犠牲をかぶせながら、地域開発に手を貸したという点で、あながち、黒字だからといって喜ぶべき状態でない。半面、病院は赤字だからどうするのかということで厄介者扱いすることなく、やはり抜本的な対策を立てていくべきであるという点で、今後、地域開発に対する歯止め条項として、水道会計決算認定は承認できないということで、意見を申し上げておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 一部、本決算認定について反対の方もありますので、挙手により採決いたします。

本件に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号、認定第2号を認定することに決めます。委員の皆さんには長期間のご審議誠にありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第12「泉大津市、和泉市墓地組合規約の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第68号

泉大津市、和泉市墓地組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、泉大津市、和泉市墓地組合規約を次のとおり変更する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤木 秀夫

規約第 号

泉大津市、和泉市墓地組合規約の一部を改正する規約（案）

泉大津市、和泉市墓地組合規約（昭和26年泉大津市、和泉市墓地規約第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「3カ年」を「4年」に改める。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

理 由

昭和49年法律第71号により地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の監査委員のうち知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期が延長されたことに伴い、本組合の知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期についても、同法の一部改正に準じ

て延長する必要がある。これが、この規約案を提出する理由である。

議案第 68 号参考資料

〔 I 〕地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（組織団体数の増減及び事務又は規約の変更）

第 286 条 地方公共団体の組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県知事の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 略

〔 II 〕泉大津市、和泉市墓地組合規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 第 10 条 略 | 第 10 条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 監査委員の任期は議員の中から選任された者は組合議会の議員の任期によるものとし知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。 | 3 監査委員の任期は議員の中から選任された者は組合議会の議員の任期によるものとし知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 3 年とする |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（宇沢清君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第 68 号、「泉大津市、和泉市墓地組合規約の変更について」の提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本件は、本市と泉大津市で組織されております墓地組合の規約中、監査委員の任期について変更しようとするものでございます。

ご承知いただいております通り、地方自治法第 292 条に、組合の規約は、その構成されている地方自治体の規定を準用することとされております。したがって、昭和 49 年法律第 71 号により地方自治法の一部が改正され、地方自治体の監査委員の任期が 3 年から 4 年に変更されたに伴い、本墓地組合の監査委員の任期もそれにより同じく規約の変更が生じたので、地方自治法第 286 条の規定により議会の議決を求めます。よろしくご審議賜りまして、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第68号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第12「町の区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第69号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、昭和50年2月1日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 王子町、尾井町及び池上町の区域を別表の地番欄に掲げる地番を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域を旭町の区域に編入する。

別表

| 町名 | 地番 |
|-----|--|
| 王子町 | 156-2・157-1・157-2・158-1・158-2・158-3・158-4・158-5・159・160-1・160-2・161-1・161-2・162・163-1・163-2・163-3・163-4・164-2・166-2・167-2・168-1・168-2・168-3・169-2・173-2・174-1・174-2・174-3・175-1・175-3・175-4・175-5・175-6・176-1・176-3・176-4・176-5・ |

| | |
|-------|-------------------------------------|
| | 177-1・177-3・183-1・183-3・184-1・184-2 |
| 尾 井 町 | 917-2・918-1・918-3・918-4・919-2 |
| 池 上 町 | 814-2・814-3・819-1・819-3 |

(注) 上記地番欄には同欄に掲げる地番のほか、これらに介在する国有水路、その他の無番地を含む。

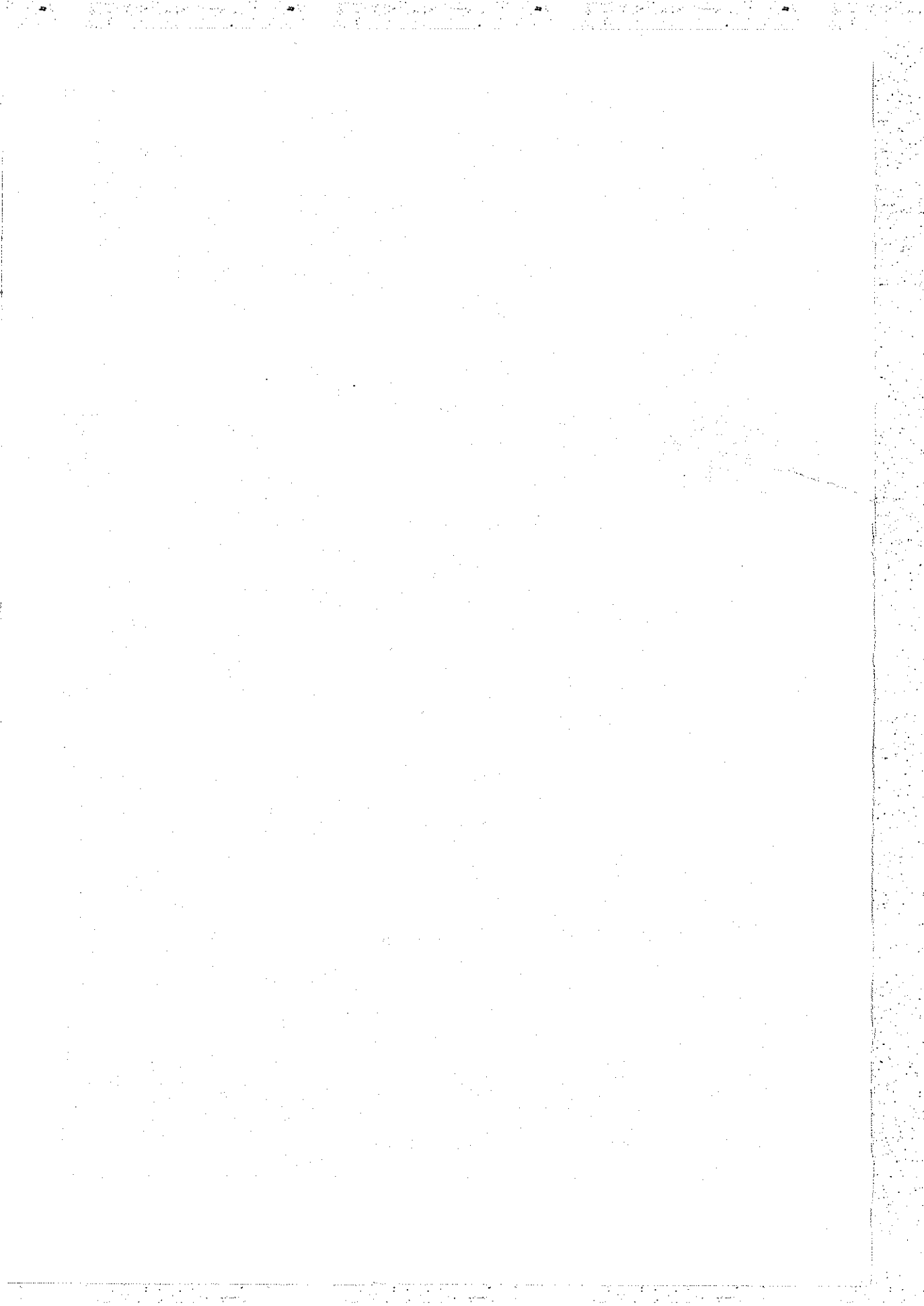
議案第69号参考資料

地方自治法(昭和22年法律67号)抜粋

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廢止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2~3 略



○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（中塚白君） それではお許しを得まして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、環境改善整備事業の一環として建設されつつございます和泉第一団地周辺は、旭町、王子町、尾井町及び池上町の町名地番が入り乱れており、このままでは将来、市民生活、市行政上の観点から種々の不便を生ずることは必至であります。よって今回、これを解消するため、別紙町区域変更位置図の斜線が示す区域、すなわち別表に掲げました町名地番の土地を旭町に編入すべく、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本議会の議決を得るため提案いたしました次第でございます。何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 説明は終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 町の区域の変更、この尾井町、王子町、池上町、その飛び地、これは環境改善だというのが、その手続き上お尋ねしたいが、こういう町名区域変更につきましては、議会に出てくるまでには、具体的な手順として、地元の町会長なりを通じて何らかの承諾を得て出てくると思うんですけど、その作業の実態をひとつご説明願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部次長（森保君） 尾井、池上各町の町会長さんのご同意はいただいております。ただ、手続きといたしましては、地方自治法第260条により議会の議決を経て行うということでございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、尾井ですか、町会長の同意を得たのでいけるという答弁ですね。そうすると、個々の権利者についての承諾は別にいらんわけですか。町会長に全部ハンコを渡してOKという手続きをしたということですか。

○ 建設部次長（森保君） この地番につきましては、開発公社のほうですでに用地買収がすんでございます。

○ 18番（直村静二君） 用地買収が終わって公有地になっておる。あとはただ町会長の承諾を得ておけば議会へ出して通るということでやった。参考までにお尋ねするんですけど、町区域の変更は絶対せないかんということはないと思う。実情に応じて変更するのだと思いますが、具体的には府中町、伯太町にしても、将来、岸和田南海線が通ることによって黒鳥の一部、また伯太町との関係という場合どういう変更の手続きがあるのかということについて参考にお聞きしたかった。全部公社で買うたる公有地になってるという点で作業はしやすかったかもしれませんが、ただ単に町会長の承諾だけではいけないと思う。この件については内容がわかりましたのであえて言いませんが、今後は権利者の同意があるんじゃないかと思えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第69号を原案通り可決決定いたします。



- 議長（池辺秀夫君） 日程第14「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第70号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例（案）

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年和泉市条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「及び第46条」を「、第46条及び第46条の2」に改める。

附則第3条第2項中「次の各号に掲げる額の合計額が」を「各月に支給されるべき額の合計額
が規則で定める算定方法に従い」に改め、第1号及び第2号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例附則第3条第2項の規定は、昭和49年11月1日以後に生じた公務上の死亡又は通勤によ
る死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお従
前の例による。

理由

昭和49年自治省令第38号による地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、本市非常勤職員の公務災害補償等についても同一部改正に準じて遺族補償の支給に関する暫定措置を改めるとともに、その他所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第70号参考資料

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(案)

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法第3章(第24条、第45条、<u>第46条及び第46条の2を除く。</u>)の規定の例による。</p> <p>附則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、<u>各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</u></p> | <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法第3章(第24条、<u>第45条及び第46条を除く。</u>)の規定の例による。</p> <p>附則</p> <p>(遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、<u>次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</u></p> <p>(1) <u>一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額</u></p> <p>(2) <u>一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5にその経過した年数(当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u></p> |

| 新 | 旧 |
|-----|--|
| 3 略 | $\frac{\text{を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額}}{3 \text{ 略}}$ |

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第70号、「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

地方公務員の公務災害補償に対する法律の改正に伴いまして、この条例の一部はすでに改正され、本年11月1日から施行いたしておりますが、このたび、昭和49年自治省会第38号によりまして、地方公務員災害補償法施行規則の一部が改められましたので、前回に引き続き、さらにその一部を追加改正を行おうとするものでございます。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。まず条例第16条中に地方公務員災害補償法第3章中の適甲除外の条文をカッコ書きで「第24条、第45条及び第46条を除く」とございますが、もう1条を追加し、「第24条、第45条、第46条及び第46条の2を除く。」といたしたく存するものでございます。

次に附則第3条の改正は、同条第2項中にあります第1号及び第2号を削除し、その号の計算方法を規則に委任することと改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとし、附則第3条第2項の規定は、本年11月1日以後に生じた公務上の死亡、また通勤による死亡に関して適用することといたしてございます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第70号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第15「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第71号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市民交通傷害補償条例（昭和48年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、「交通事故」とは、日本国内において道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両（以下「車両」という）及び鉄道によって発生した人身事故をいう。第5条を次のように改める。

第5条 削除

第8条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「1人につき年額480円の」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項第3号中「67歳以上」を「65歳以上」に改める。第9条第1項第1号中「500,000円」を「800,000円」に改め、同項第2号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同項第3号中「90,000円」を「120,000円」に改め、同項第4号中「75,000円」を「90,000円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「70,000円」に改め、同項第6号中「45,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和49年11月1日から適用する。ただし、和泉市民交通傷害補償条例第2条、第5条及び第8条の改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 新条例第9条の規定は、昭和49年11月1日以後に発生した交通事故により受けた傷害に係る保険金について適用し、同日前に発生した交通事故により受けた傷害に係る保険金について、なお従前の例による。

理 由

老人の交通事故の多発性にかんがみ、老人の市民交通傷害補償制度への加入促進を図り、もって交通事故被災老人の救済と老人福祉に寄与するため、加入者負担金軽減の年齢引き下げを行い、また最近の経済諸情勢及び日本損害保険協会の保険内容の改善により、保険金の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第71号参考資料

和泉市民交通傷害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| （用語の意義） | （用語の意義） |
| 第2条 この条例において、「交通事故」とは、日本国内において道交交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両（以下「車両」という。）及び鉄道によって発生した人身事故をいう。 | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 交通事故 日本国内において自動車及び鉄道によって発生した人身事故をいう。 (2) 自動車事故 交通事故のうち道交交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両によるものをいう。 (3) 鉄道事故 交通事故のうち、交通の用に供し、かつ、レールにより運転する汽車、電車及び気動車によるものをいう。 |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第5条 削除</p> <p>(加入者負担金)</p> <p>第8条 この制度に加入しようとする者は、1人につき年額480円の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額（保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額）を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者年額240円</p> <p>(2) 5歳以上15歳以下の者月額60円</p> | <p>(保険の種類)</p> <p>第5条 保険の種類は、次の2種類とする。</p> <p>(1) 第1種 自動車事故により次条の補償をうけるもの</p> <p>(2) 第2種 自動車事故又は鉄道事故により次条の補償をうけるもの</p> <p>(加入者負担金)</p> <p>第8条 この制度に加入しようとする者は、次に掲げる負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>(1) 第1種 1人につき年額480円</p> <p>(2) 第2種 1人につき年額540円</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額（保険期間の中途から加入しようとする者については加入しようとする日の属する月から月割計算した額）を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみ適用する。</p> <p>(1)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者 年額240円</p> <p>(2) 5歳以上15歳以下の者 月額60円</p> <p>(3) 67歳以上の者 年額240円</p> |

(3) 65歳以上の者 年額240円

3～4 略

(保険金額)

第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡したとき 800,000円
- (2) 後遺障害があるとき 500,000円
- (3) 治療期間が6箇月以上のとき 120,000円
- (4) 治療期間が5箇月以上6箇月未満のとき 90,000円
- (5) 治療期間が4箇月以上5箇月未満のとき 70,000円
- (6) 治療期間が3箇月以上4箇月未満のとき 50,000円
- (7) 治療期間が2箇月以上3箇月未満のとき 30,000円
- (8) 治療期間が1箇月以上2箇月未満のとき 20,000円
- (9) 治療期間が7日以上1箇月未満のとき 10,000円
- (10) 治療期間が7日未満のとき 5,000円

2～5 略

3～4 略

(保険金額)

第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡したとき 500,000円
- (2) 後遺障害があるとき 300,000円
- (3) 治療期間が6箇月以上のとき 90,000円
- (4) 治療期間が5箇月以上6箇月未満のとき 75,000円
- (5) 治療期間が4箇月以上5箇月未満のとき 60,000円
- (6) 治療期間が3箇月以上4箇月未満のとき 45,000円
- (7) 治療期間が2箇月以上3箇月未満のとき 30,000円
- (8) 治療期間が1箇月以上2箇月未満のとき 20,000円
- (9) 治療期間が7日以上1箇月未満のとき 10,000円
- (10) 治療期間が7日未満のとき 5,000円

2～5 略

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) ただ今ご上程いただきました議案第71号、「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について、」提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

提案理由並びに内容説明の前に、誠に申し訳ございませんが、条文等に一部字句の訂正がございますので、お手元配布の正誤表によりご訂正下さいますよう、ここにお詫び申し上げます。

それでは提案理由並びに内容の説明をいたします。

最近の交通事故数は減少傾向を示しており、誠に喜ばしい情勢にありますが、依然として老人の事故数のみ増加している現実にかんがみ、加入者負担金の年金を67歳から65歳に引き下げて老人加入の促進を図り、交通事故被害老人の救済と老人福祉に寄与いたしたいと存じ、本条例第8条第2項第3号中「67歳」とあるを「65歳」に改め、また、保険の運営面においても、交通事故数の低下傾向にある現在、その収支においても好転の兆しがありますので、その保険内容を次の通り改善することといたしました。

すなわち、現行第1種480円、第2種540円の保険料についてその区分をなくし、480円の保険料のみで同一範囲の危険担保を行うこととなり、本条例第5条を削除するとともに、第8条第1項第1号及び第2号を削り、第9条第1項第1号から第6号までの保険金額をそれぞれ15ページ参考資料の通り増額いたしましたもので、第9条第1項第1号から第6号までの保険金額につきましては、昭和49年11月1日から適用し、第2条、第5条及び第8条の改正規定は、昭和50年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上簡単ですが、提案理由と内容の説明を終わります。何とぞ慎重ご審議のうえ、原案通り可決ご決定下さいますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（寺田茂君） この条例の中で67歳を65歳に引き下げる、これは非常にいいことなんです。これは最初1日1円と いう掛け金で365円ですか、こういうことで始まったように思うわけです。ところが、この事故が少なくなることは非常に結構なんで、この事故が少なくなると、自動的にこの掛け金下がっていくのではないかと、また、そういうあり方ではないかと思う。ところが、今回は一律に480円となると、上がっていくわけなんです、そのへんの関連性をちょっと聞きたいと思うわけです。
- 議長（池辺秀夫君） はい、答弁。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） お答え申し上げます。

ただ今ご指摘の保険料の問題でございますが、保険料を安くすることが第1義かと存じますが、いわゆる損保協会との保険約款の中で、事故率50%を境いにして保険料を下げる、上げるという問題がございます。それによりまして現在のところ、近隣都市では360円のところもございます。残念ながら和泉市の 場合、480円ということでございます。ただ、この条例改正についても部長からご説明申し上げました通り、540円という割り増し担保の分を下げさせたと いうか、そういう結果になったわけでございます。

以上でございます。

- 20番(寺田茂君) 念のために聞きたいんですが、50%の事故率を下回っよら掛け金が自動的に下がる、私も記憶してるんですが、現在、和泉市の交通傷害に係る事故の割合はどのくらいですか。
- 交通公害課長(梶木岑雄君) 最近ではなく、9月段階で52、3%という数字を得ております。もう少しで50%以下ということになるわけなんです。
- 20番(寺田茂君) 残念ながら、2%ぐらいで値上げの方向に向いているという形ですが…。
- 交通公害課長(梶木岑雄君) もう2、3%下がれば、保険料が480円より安くなるというふうに受け取っております。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第71号を原案通り可決決定いたします。

○

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第16「狭山事件裁判の公正な審理要望について決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第7号

狭山事件裁判の公正な審理要望について決議

上記の議案を地方自治法第112条第1項の規定により提出する。

昭和49年12月9日提出

提出者 和泉市議会議員

| | | |
|---|---|-----|
| 松 | 尾 | 千代一 |
| 金 | 沢 | 勝 |
| 出 | 原 | 武司 |
| 木 | 下 | 甲子三 |
| 藤 | 原 | 要馬 |
| 竹 | 下 | 義章 |

狭山事件裁判の公正な審理要望について決議

いわゆる狭山事件については、第1審浦和地裁で死刑の判決があり、ひき続き東京高裁で昭和39年～昭和49年まで10年間の審理が行なわれた後、無期懲役の判決が下されました。

この間、石川被告の「無実の訴え」は、法曹界をはじめ国民の間に大きな反響をよび、本事件に対する公正な裁判を求める声は200万の署名とともに一層強まっております。

本市議会は、去る昭和46年および昭和49年10月2日本事件の公正な審理を要望する決議を行なったのでありますが、今回被告が最高裁に上告するにあたり、我々は本事件を深く見まもるとともに、その重要性に思いをいたし最高裁が慎重な審理をつくり、公正な裁判が行なわれることを、ここに再度強く要望いたします。

以上決議する。

昭和49年12月9日

大阪府和泉市議会

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 19番（松尾千代一君） 提案理由を説明させていただきます。

たびたび、この問題につきまして皆様方にご賛同をいただいて参ったものでございますけれども、今回、さらにこの意を強めまして、ますます裁判所の公正なる裁判を要求したい。そして、石川青年の無罪の判決をいただきますよう、私はこい願うものでございます。

したがって、この決議案を皆様方のご協力を得てご決議いただきますならば、必ずや裁判所もこの意をくみ取っていただき減刑される、もしくは白だということで無罪放免されることは疑いなしと私は信じておりますので、この点よろしくご了解のうえ、この問題につきましてご決議賜りますよう切にお願い申し上げ、私の提案理由の説明に代えさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 実は、この決議につきましては、今回が3回目だと思っております。

そこでひとつ理事者にお尋ねしたい件がありますので、お許しを願いたい。

実は9月26日、東京高裁の狭山裁判結審に対する決起集会、そこで2つの宣言と決議文がなされておりますが、この決議文の中には「日本共産党差別者集団宮本一派の差別キャンペーン」ということの決議になっておる。このような特定政党排撃、非難する集会に市の職員が参加しておる。公費で出張させておるといふことでたびたび申し出ましたが、そのときの議会の答弁

では「議会で決議をもらっておりますから…」、それで派遣したという答弁です。私はそれに承服できないので、この際、改めて理事者のほうでこういう決議があるならば、さらにまた、この決議に基づいて公費出張させ、そこで特定政党、共産党排撃の決議があっても参加させるのかどうか、改めてここでさせないというご答弁を得たい、こう思います。それが第1点。

もう1つは、この狭山事件、その他の解放運動関係でございますが、やはり問題は、兵庫県の八鹿高校における教師に対する暴力襲撃事件、むしろこういう問題につきまして、公正で民主的な同和行政に対して明快な態度を示し、われわれもその点についてきちんとしていきたいということですが、これは意見です。だからご答弁のほうは、9月26日の東京集会のキャンペーンに対して公費出張をさせているが、今後もさせるのかどうか、させないということになればこれについて賛成したいと思えます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 助役（藤田利君） 私より答弁いたします。

差別をなくす、このいわゆる行政責任につきまして、私どもは、この狭山裁判は、そういった問題の原点であると思えます。予断と偏見があるかにわれわれは承っております。また、それがために議会でも公正な裁判を要求するご決議をいただいたわけでございます。この問題を深く掘り下げて現地において学び、研究するということは、これは同和行政の一環でございますので、私は公費出張は当然のことと存じております。

なお、この問題について議員さんのご指摘のありました共産党非難の決議に参加しておるのではないかとござりますが、これはその目的で出張させたのではなく、狭山裁判の現地において掘り下げた研究ということで出張させたもので、運動側の共産党に対する非難についての目的で出張させたのではなく、その場において起こったこととござりますので、この点よくご理解願いたい、かように存じます。

- 18番（直村静二君） ご理解できないんですね。そういう目的では出さないが、そこで参加して反共の決議をしたことは、頭を殴られたことになる。今後、そういうことでは出張させないとなれば賛同しますが、理事者の答弁では賛成できないという意見を述べておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案通り決議するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第7号を原案通り決議することに決めます。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第17「農地等の相続税軽減に関する要望決議」を議題といたし

ます。

決議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第8号

農地等の相続税軽減に関する要望決議

上記の議案を地方自治法第112条第1項の規定により提出する。

昭和49年12月9日提出

提出者 和泉市議会議員

| | | |
|---|---|-----|
| 吉 | 川 | 伊与一 |
| 坂 | 上 | 国治 |
| 柳 | 瀬 | 美樹 |
| 柏 | | 音三郎 |
| 田 | 中 | 幸一 |

農地等の相続税軽減に関する要望決議

最近における地価の高騰ときびしい経済情勢のなかで、農業経営はいよいよ逼迫している現状にある。にもかかわらず、都市化の進展に伴ない都市近郊農地の評価額は急騰し、農家の相続税負担は極めて過重となっている。和泉市では、年々約26ヘクタールの農地等が転用されており、農地は益々細分化の一途をたどり、将来の農業経営の継続、大阪農業の存続にとって深刻な事態となっている。世界的な食糧不足が危惧され、生活環境が悪化するなかで、都市近郊農業は生鮮食糧品の安定的な供給にとどまらず、緑地空間の提供など重要な役割りを果しているのである。よって政府は、農業経営の細分化を防止し、今後とも農家が安心して農業が行なえるよう、農業用資産に係る相続税については、下記の軽減措置を早急に実現されるよう強く要望する。

記

1. 純農地評価の改善について

純農地の評価および2の特別軽減措置による純農地の評価については、農業収益を基本

とした評価を限度とすること。

2. 特別軽減措置（制度）の創設について

中間農地、市街地周辺農地については、相続または遺贈により法定相続人のうちの一人が農地等を取得し、農業を継続する場合、現行評価方式による評価額と純農地評価額との差額に相当する税額を、一定期間納入延期できるもの（この場合延納にともなう利子税は免除すること）とし、その期間経過後はその延納額を免除すること。

ただし、一定期間内に当該農地等の一定割合以上の面積を転用もしくは譲渡した場合は、その時点で延納額を徴収すること。

以上を内容とする特別軽減措置（制度）を創設すること。

以上決議する。

昭和49年12月9日

大阪府和泉市議会

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 8番（吉川伊与一君） 提案理由の説明を申し上げます。

ご承知の通り、農家の相続税は、相続税財産評価に基づき、農地を評価のうえ課税されるわけでございますが、農業の収益性を全く無視したもので、先般の大阪府農業会議の調査によりますと、1千万円、2千万円の相続税は普通で、1億円前後に上る巨額の相続税を課された農家も多々あるそうです。税金を納めるために生活の支えである大事な農地を売らねばならぬ。その結果贈与税がかかるという二重の税負担となっております。

このように苛酷な相続税となるのは、経営主体である農地に対して、その収益性に関係なく、農地資産評価方式により算定されるのが最大の要素であると存じます。よって農地は、農業用資産として、農業収益を基本とした評価による、相続税であるよう要望するものでございます。どうか本提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同、ご決議賜りますようお願いする次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 17番（山田清二君） ミスプリントかどうかわかりませんが、7行目「契来の農業経営の継続」の「契来」というのは、こういう字を使うのか、その意味について。

○ 農業委員会事務局長（杉本忠彦君） これはミスプリントでございます。「契来」は「将来」でございます。

○ 議長（池辺秀夫君）他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第8号を原案通り決議することに決します。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日より15日までを休会とし、16日議案審議を行いますので、よろしく願い申し上げます。長時間誠にありがとうございました。

（午後2時14分散会）

第 2 日

10 類

昭和49年12月16日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中幸一君 | 16番 | 横田憲治郎君 |
| 2番 | 木下甲子三君 | 17番 | 山田清二君 |
| 3番 | 金沢勝君 | 18番 | 直村静二君 |
| 5番 | 竹下義章君 | 19番 | 松尾千代一君 |
| 6番 | 栢音三郎君 | 20番 | 寺田茂君 |
| 7番 | 田中包治君 | 21番 | 柳瀬美樹君 |
| 8番 | 吉川伊与一君 | 22番 | 関戸正一君 |
| 9番 | 出原武司君 | 23番 | 貝淵博治君 |
| 10番 | 池辺秀夫君 | 25番 | 藤原要馬君 |
| 11番 | 三井正光君 | 26番 | 勝部津喜枝君 |
| 12番 | 中塚辰之助君 | 27番 | 成田秀益君 |
| 13番 | 藤原利一君 | 28番 | 坂上国治君 |
| 15番 | 上代卯之松君 | 29番 | 竹内修一君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|------|---------|-----------------|----------------|--------|------|
| 市 | 長 | 藤木秀夫 | 記 | 広報公聴課長 | 竹田明郎 | | |
| 助 | 役 | 辻忠夫 | | 企画課長 | 大塚孝之 | | |
| 助 | 役 | 藤田利 | | 財政課長 | 麻生和義 | | |
| 収 | 入 | 役 | 橋本炳 | 財政課参事 (管財担当) | 北野敦雄 | | |
| 教 | 育 | 長 | 葛城宗一 | 資産税課長 | 中川鉄也 | | |
| 重 | 要 | 策 | 推進室長 | 橋本昭夫 | 市民税課長 | 吉田種義 | |
| 同 | 室 | 次 | 長(計画担当) | 松林保 | 納税課長 | 吉田日出男 | |
| 同 | 室 | 次 | 長(調整担当) | 富田宏之 | 同和对策部長 | 佐原行雄 | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 坂口礼之助 | 同和对策部次長 | 生田稔 | |
| 総 | 務 | 部 | 理 | 事 | 西川喜久 | 総合調整課長 | 農端小一 |
| 総 | 務 | 部 | 次 | 長 | 門林六男 | 連絡指導課長 | 向井洋 |
| 兼 | 人 | 事 | 課 | 長 | 杉本弘文 | 隣保館長 | 萩本啓介 |
| 秘 | 書 | 課 | 長 | 小林一三 | 解放センター 建設室長 | 高三一行 | |
| 秘 | 書 | 課 | 参 | 事 | (統計担当) | | |

| | | | |
|-----------------------|--------|--|---------|
| 市民部長 | 内田 繁 | 地区改良事務所長 兼改良総務課長 | 逢野 一郎 |
| 福祉事務所長 兼社会課長事務取扱 | 高橋 新平 | (地区改良事務所) 工事課長 | 笠木 信忠 |
| 保育課長 | 明坂 文嘉 | 会計課長 | 片桐 武雄 |
| 保育課参事 | 藤野 健蔵 | 選挙管理委員会委員長 | 味谷 日吉 |
| 福祉課長 | 橋本 博也 | 選挙管理委員会 事務局局長 | 青木 孝之 |
| 市民課長 兼住民情報室長 | 明坂 貞士 | 監査委員 | 堀田 徳治 |
| 住民情報室参事 | 田中 二三夫 | 公平委員会事務局局長 兼監査事務局局長 | 西岡 正志 |
| 保険年金課長 | 逢野 博之 | 農業委員会事務局長 | 杉本 忠彦 |
| 保険年金課参事 | 山村 昇 | 教育委員長 | 堀内 由延 |
| 福祉課参事(老人 解放センター所長) | 香味 年寛 | 教育次長 | 阪東 重信 |
| 産業衛生部長 | 宇沢 清 | 教育次長 | 乾 武俊 |
| 産業衛生部次長 | 山本 俊兼 | 社会教育課長 | 広岡 史郎 |
| 商工課長 | 岩井 益一 | 総務課長 | 紀之定 藤与茂 |
| 農林課長 | 吉田 利秀 | 学校教育課長 | 飯口 雄一 |
| 農林課参事 | 佐藤 貞夫 | 学校教育課参事 | 角谷 泰夫 |
| 農林課参事 (畜産担当) | 青木 太郎 | 指導課長 | 吉美 豊 |
| 交通公害課長 | 梶木 岑雄 | 社会教育課参事 | 北坂 弘 |
| 保健衛生課長 | 松村 吉堯 | 水道部長 | 田中 稔 |
| 保健衛生課参事 | 山本 亮夫 | 水道部次長 | 福本 喬久 |
| 保健衛生課参事 (診療所担当) | 神藤 恒治 | 総務課長 | 中辻 寿夫 |
| 建設部長 | 中塚 白 | 営業課長 | 原 美助 |
| 建設部理事 | 林 徳次 | 浄水課長 | 岸本 孝二 |
| 建設部次長 | 森 保 | 病院長代行 | 岩見 洋 |
| 建設部次長 | 中 西 淳 | 病院事務局長 | 平野 誠蔵 |
| 兼建設部次長 | 白川 保 | 庶務課長 | 藤原 光夫 |
| 区画整理課長 | 山崎 琢磨 | 業務課長 | 大宅 清臣 |
| 管理課参事 | 中尾 宏 | 経理課長 | 守田 勇 |
| 計画課長 | 中上好 美 | 消防長 | 和田 増義 |
| 土木課長 | 山本 蘘 | 消防次長、消防団 事務課長兼、消防署 用地担当理事兼土地 開発公社事務局長 | 南口 主雄 |
| 建築課長 | 前田 守正 | | 西川 武雄 |
| 区画整理課参事 | 大浦 行男 | | |
| 開発課長 | | | |
| 下水道課長 | | | |

用地担当参事兼事務 吉岡 昭 男 用地二課 参 事 岸 田 秀 仁
 局次長兼用地一課長
 用地二課 長 宮 本 福 秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 山 本 武 雄
 次 長 北 野 丈 夫
 議 事 ・ 調 査 係 長 西 垣 宏 高
 調 査 係 浅 井 義 一
 議 事 係 山 本 雅 俊

○

昭和49年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

| 日程 | 種別及び番号 | 件 名 | 摘 要 |
|----|-------------|---|------|
| 1 | 認 定 第 3 号 | 昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について | P 1 |
| 2 | 報 告 第 1 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて(昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例) | P 3 |
| 3 | 議 案 第 7 2 号 | 工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第2期建設工事) | P 7 |
| 4 | 議 案 第 7 3 号 | 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について | P 9 |
| 5 | 議 案 第 7 4 号 | 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について | P 14 |

| 日程 | 種別及び番号 | 件名 | 摘要 |
|----|--------|---|-------|
| 6 | 議案第75号 | 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について | P 17 |
| 7 | 議案第76号 | 訴えの提起について | P 19 |
| 8 | 議案第77号 | 和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定について | P 21 |
| 9 | 議案第79号 | 和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について | P 27 |
| 10 | 議案第80号 | 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | P 29 |
| 11 | 議案第81号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | P 39 |
| 12 | 議案第82号 | 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | P 42 |
| 13 | 議案第83号 | 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | P 47 |
| 14 | 議案第84号 | 昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号) | P 1 |
| 15 | 議案第85号 | 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | P 84 |
| 16 | 議案第86号 | 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号) | P 92 |
| 17 | 議案第87号 | 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号) | P 113 |
| 18 | 議案第78号 | 教育委員会委員の任命について | P 24 |
| 追加 | | 会期延長について | |

(午前10時30分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 議員の皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中にもかかわらず、多数ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは18名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただ今報告通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくご了承願います。

-
- 議長(池辺秀夫君) それではこれより議案審議に入ります。日程第1「昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第3号

昭和48年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条第3項の規定により、昭和48年度大阪府和泉市一般会計及び特別会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

認定第 8 号参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 283 条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～5 略

一 般 会 計

歲 入

昭和 48 年度 大阪府和泉市

歳 入

| 款 | 項 | 予 算 現 額 | 調 定 額 |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 1. 市 税 | | 2,120,874,000 | 2,323,007,188 |
| | 1. 市 民 税 | 879,292,000 | 1,021,679,946 |
| | 2. 固 定 資 産 税 | 773,003,000 | 793,151,355 |
| | 3. 軽 自 動 車 税 | 31,958,000 | 34,672,010 |
| | 4. 市 煙 草 消 費 税 | 178,804,000 | 175,344,760 |
| | 5. 電 気 ガ ス 税 | 124,604,000 | 126,295,265 |
| | 6. 木 材 引 取 税 | 49,000 | 50,000 |
| | 7. 都 市 計 画 税 | 120,435,000 | 158,087,222 |
| | 8. 特 別 土 地 保 有 税 | 12,729,000 | 13,746,630 |
| 2. 地 方 譲 与 税 | | 19,654,000 | 19,654,000 |
| | 1. 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 19,654,000 | 19,654,000 |
| 3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | 59,038,000 | 59,038,000 |
| | 1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 59,038,000 | 59,038,000 |
| 4. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | | 11,778,000 | 14,571,000 |
| | 1. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 11,778,000 | 14,571,000 |
| 5. 地 方 交 付 税 | | 1,516,236,000 | 1,516,236,000 |
| | 1. 地 方 交 付 税 | 1,516,236,000 | 1,516,236,000 |
| 6. 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金 | | 11,611,000 | 11,611,000 |
| | 1. 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金 | 11,611,000 | 11,611,000 |
| 7. 分 担 金 処 負 担 金 | | 94,082,000 | 89,991,510 |
| | 1. 分 担 金 | 6,880,000 | 6,966,192 |
| | 2. 負 担 金 | 87,202,000 | 83,025,318 |
| 8. 使 用 料 及 手 数 料 | | 62,248,000 | 55,994,332 |
| | 1. 使 用 料 | 53,181,000 | 44,770,972 |
| | 2. 手 数 料 | 9,067,000 | 11,223,360 |

一般会計歳入歳出決算書

△印は減

| 収入済額 | 不能欠損額 | 収入未済額 | 予算額と 収入済額の比較 |
|---------------|-----------|-------------|-----------------|
| 2,216,384,157 | 3,911,087 | 102,711,944 | 95,510,157 |
| 958,158,336 | 2,214,402 | 61,307,208 | 78,866,336 |
| 768,642,784 | 1,063,503 | 23,445,068 | △ 4,860,216 |
| 32,166,650 | 457,490 | 2,047,870 | 208,650 |
| 175,844,760 | 0 | 0 | △ 3,459,240 |
| 126,295,265 | 0 | 0 | 1,691,265 |
| 30,000 | 0 | 0 | △ 19,000 |
| 141,999,782 | 175,692 | 15,911,798 | 21,564,782 |
| 13,746,630 | 0 | 0 | 1,017,630 |
| 19,654,000 | 0 | 0 | 0 |
| 19,654,000 | 0 | 0 | 0 |
| 59,038,000 | 0 | 0 | 0 |
| 59,038,000 | 0 | 0 | 0 |
| 14,571,000 | 0 | 0 | 2,793,000 |
| 14,571,000 | 0 | 0 | 2,793,000 |
| 1,516,236,000 | 0 | 0 | 0 |
| 1,516,236,000 | 0 | 0 | 0 |
| 11,611,000 | 0 | 0 | 0 |
| 11,611,000 | 0 | 0 | 0 |
| 89,991,510 | 0 | 0 | △ 4,090,490 |
| 6,966,192 | 0 | 0 | 86,192 |
| 83,025,318 | 0 | 0 | △ 4,176,682 |
| 55,796,034 | 0 | 198,298 | △ 6,451,966 |
| 44,572,674 | 0 | 198,298 | △ 8,608,326 |
| 11,223,360 | 0 | 0 | 2,156,360 |

| 款 | 項 | 予 算 現 額 | 調 定 額 |
|--------------|------------------|----------------|----------------|
| 9. 國 庫 支 出 金 | | 1,953,132,000 | 1,933,381,962 |
| | 1. 國 庫 負 担 金 | 622,856,000 | 614,412,059 |
| | 2. 國 庫 補 助 金 | 1,816,255,000 | 1,804,576,647 |
| | 3. 國 庫 委 託 金 | 14,021,000 | 14,393,256 |
| 10. 府 支 出 金 | | 1,529,999,000 | 1,517,075,326 |
| | 1. 府 負 担 金 | 47,979,000 | 46,507,924 |
| | 2. 府 補 助 金 | 1,447,167,000 | 1,423,388,881 |
| | 3. 府 委 託 金 | 34,293,000 | 46,513,481 |
| | 4. 府 交 付 金 | 56,000 | 665,090 |
| 11. 財 産 収 入 | | 256,098,000 | 246,732,089 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 14,994,000 | 14,618,960 |
| | 2. 財 産 売 払 収 入 | 241,104,000 | 232,113,129 |
| 12. 寄 附 金 | | 222,305,000 | 141,043,737 |
| | 1. 寄 附 金 | 222,305,000 | 141,043,737 |
| 13. 繰 入 金 | | 70,400,000 | 0 |
| | 1. 基 金 繰 入 金 | 70,400,000 | 0 |
| 14. 諸 収 入 | | 664,869,000 | 624,775,929 |
| | 1. 延 滞 金 | 2,250,000 | 2,753,084 |
| | 2. 市 預 金 利 子 | 15,100,000 | 20,080,085 |
| | 3. 貸 付 金 元 利 収 入 | 99,343,000 | 99,299,345 |
| | 4. 受 託 事 業 収 入 | 72,024,000 | 69,245,133 |
| | 5. 雑 入 | 476,152,000 | 433,398,232 |
| 15. 市 債 | | 1,783,737,000 | 1,783,730,500 |
| | 1. 市 債 | 1,783,737,000 | 1,783,730,500 |
| 16. 繰 越 金 | | 394,619,000 | 395,074,739 |
| | 1. 繰 越 金 | 394,619,000 | 395,074,739 |
| 歳 入 合 計 | | 10,770,680,000 | 10,731,917,312 |

| 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算額と 収入済額の比較 |
|---------------|-----------|-------------|-----------------|
| 1,611,460,962 | 0 | 321,921,000 | △ 341,671,038 |
| 614,412,059 | 0 | 0 | △ 8,443,941 |
| 982,655,647 | 0 | 321,921,000 | △ 333,599,353 |
| 14,393,256 | 0 | 0 | 372,256 |
| 1,314,852,326 | 0 | 202,223,000 | △ 215,146,674 |
| 46,507,924 | 0 | 0 | △ 1,471,076 |
| 1,221,165,831 | 0 | 202,223,000 | △ 226,001,169 |
| 46,513,481 | 0 | 0 | 12,220,481 |
| 665,090 | 0 | 0 | 105,090 |
| 246,732,089 | 0 | 0 | △ 9,365,911 |
| 14,618,960 | 0 | 0 | △ 375,040 |
| 232,113,129 | 0 | 0 | △ 8,990,871 |
| 141,043,737 | 0 | 0 | △ 81,261,263 |
| 141,043,737 | 0 | 0 | △ 81,261,263 |
| 0 | 0 | 0 | △ 70,400,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 70,400,000 |
| 624,775,929 | 0 | 0 | △ 40,093,071 |
| 2,753,084 | 0 | 0 | 503,084 |
| 20,080,085 | 0 | 0 | 4,980,085 |
| 99,299,345 | 0 | 0 | △ 43,655 |
| 69,245,133 | 0 | 0 | △ 2,778,867 |
| 433,398,282 | 0 | 0 | △ 42,753,718 |
| 1,664,630,500 | 0 | 119,100,000 | △ 119,106,500 |
| 1,664,630,500 | 0 | 119,100,000 | △ 119,106,500 |
| 395,074,739 | 0 | 0 | 455,739 |
| 395,074,739 | 0 | 0 | 455,739 |
| | | | |
| 9,981,851,983 | 3,911,087 | 746,154,242 | △ 788,828,017 |

歳 出

| 款 | 項 | 予 算 現 額 |
|----------------|----------------------|---------------|
| 1. 議 会 費 | | 108,870,000 |
| | 1. 議 会 費 | 108,870,000 |
| 2. 総 務 費 | | 1,074,519,000 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 642,473,000 |
| | 2. 徴 税 費 | 188,516,000 |
| | 3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 | 78,997,000 |
| | 4. 選 挙 費 | 22,478,000 |
| | 5. 統 計 調 査 費 | 5,589,000 |
| | 6. 監 査 委 員 費 | 8,159,000 |
| | 7. 同 和 対 策 費 | 128,357,000 |
| 3. 民 生 費 | | 2,351,732,000 |
| | 1. 社 会 福 祉 費 | 853,230,000 |
| | 2. 児 童 福 祉 費 | 1,013,211,000 |
| | 3. 生 活 保 護 費 | 484,088,000 |
| | 4. 災 害 救 助 費 | 1,203,000 |
| 4. 衛 生 費 | | 781,290,000 |
| | 1. 保 健 衛 生 費 | 294,840,000 |
| | 2. 清 掃 費 | 424,878,000 |
| | 3. 墓 地 火 葬 場 費 | 14,758,000 |
| | 4. 上 水 道 費 | 46,814,000 |
| 5. 労 働 費 | | 50,203,000 |
| | 1. 失 業 対 策 費 | 50,203,000 |
| 6. 農 林 水 産 業 費 | | 168,049,000 |
| | 1. 農 業 費 | 139,159,000 |
| | 2. 林 業 費 | 28,890,000 |
| 7. 商 工 費 | | 75,758,000 |
| | 1. 商 工 費 | 75,758,000 |
| 8. 土 木 費 | | 2,976,175,000 |

| 支出済額 | 翌年度繰越金 | 不用額 | 予算額と支出済額との比較 |
|---------------|-------------|------------|--------------|
| 106,678,231 | | 2,191,769 | 2,191,769 |
| 106,678,231 | | 2,191,769 | 2,191,769 |
| 1,042,228,229 | | 32,290,771 | 32,290,771 |
| 628,065,088 | | 14,407,912 | 14,407,912 |
| 184,435,670 | | 4,080,330 | 4,080,330 |
| 74,876,810 | | 4,120,190 | 4,120,190 |
| 21,031,118 | | 1,446,882 | 1,446,882 |
| 5,291,683 | | 247,317 | 247,317 |
| 8,099,479 | | 59,521 | 59,521 |
| 120,428,381 | | 7,928,619 | 7,928,619 |
| 2,264,617,707 | 55,265,000 | 31,849,293 | 31,849,293 |
| 772,382,149 | 55,265,000 | 25,582,851 | 25,582,851 |
| 1,011,306,381 | | 1,904,619 | 1,904,619 |
| 479,982,912 | | 4,105,088 | 4,105,088 |
| 946,265 | | 256,735 | 256,735 |
| 774,804,317 | | 6,485,683 | 6,485,683 |
| 291,574,945 | | 3,265,055 | 3,265,055 |
| 424,398,923 | | 479,077 | 479,077 |
| 12,016,449 | | 2,741,551 | 2,741,551 |
| 46,814,000 | | 0 | 0 |
| 48,265,610 | | 1,937,390 | 1,937,390 |
| 48,265,610 | | 1,937,390 | 1,937,390 |
| 166,100,890 | | 1,948,110 | 1,948,110 |
| 137,265,419 | | 1,893,581 | 1,893,581 |
| 28,835,471 | | 54,529 | 54,529 |
| 74,332,830 | | 1,425,170 | 1,425,170 |
| 74,332,830 | | 1,425,170 | 1,425,170 |
| 2,235,454,373 | 691,924,000 | 48,796,627 | 48,796,627 |

| 款 | 項 | 予 算 現 額 |
|---------------|------------------|----------------|
| | 1. 土 木 管 理 費 | 112,652,000 |
| | 2. 道 路 橋 梁 費 | 351,835,000 |
| | 3. 河 川 及 水 路 費 | 20,488,000 |
| | 4. 都 市 計 画 費 | 476,188,000 |
| | 5. 住 宅 費 | 2,015,012,000 |
| 9. 消 防 費 | | 281,138,000 |
| | 1. 消 防 費 | 281,138,000 |
| 10. 教 育 費 | | 2,196,788,000 |
| | 1. 教 育 總 務 費 | 219,386,000 |
| | 2. 小 学 校 費 | 1,277,856,000 |
| | 3. 中 学 校 費 | 473,816,000 |
| | 4. 幼 稚 園 費 | 164,547,000 |
| | 5. 社 会 教 育 費 | 52,146,000 |
| | 6. 保 健 体 育 費 | 9,037,000 |
| 11. 災 害 復 旧 費 | | 24,603,000 |
| | 1. 農林水産施設災害復旧費 | 10,636,000 |
| | 2. 土木施設災害復旧費 | 13,967,000 |
| 12. 公 債 費 | | 547,241,000 |
| | 1. 公 債 費 | 547,241,000 |
| 13. 諸 支 出 金 | | 130,851,000 |
| | 1. 開 発 公 社 貸 付 金 | 88,900,000 |
| | 2. 諸 支 出 金 | 41,951,000 |
| 14. 予 備 費 | | 3,463,000 |
| | 1. 予 備 費 | 3,463,000 |
| 出 合 計 | | 10,770,680,000 |

| 支 出 済 額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 | 予算額と支出 済額との比較 |
|---------------|-------------|-------------|------------------|
| 111,156,766 | 0 | 1,495,234 | 1,495,234 |
| 329,897,000 | 5,900,000 | 16,038,000 | 16,038,000 |
| 13,538,373 | 0 | 6,949,627 | 6,949,627 |
| 377,352,851 | 74,970,000 | 23,865,149 | 23,865,149 |
| 1,403,509,383 | 611,054,000 | 448,617 | 448,617 |
| 278,412,081 | | 2,725,919 | 2,725,919 |
| 278,412,081 | | 2,725,919 | 2,725,919 |
| 2,150,013,693 | | 46,774,307 | 46,774,307 |
| 197,819,757 | | 21,566,243 | 21,566,243 |
| 1,261,813,086 | | 16,042,914 | 16,042,914 |
| 471,531,054 | | 2,284,946 | 2,284,946 |
| 163,220,281 | | 1,326,719 | 1,326,719 |
| 48,313,418 | | 3,832,582 | 3,832,582 |
| 7,316,097 | | 1,720,903 | 1,720,903 |
| 24,220,174 | | 382,826 | 382,826 |
| 10,258,922 | | 377,078 | 377,078 |
| 13,961,252 | | 5,748 | 5,748 |
| 544,205,437 | | 3,035,563 | 3,035,563 |
| 544,205,437 | | 3,035,563 | 3,035,563 |
| 130,803,860 | | 47,140 | 47,140 |
| 88,852,860 | | 47,140 | 47,140 |
| 41,951,000 | | 0 | 0 |
| 0 | | 3,463,000 | 3,463,000 |
| 0 | | 3,463,000 | 3,463,000 |
| | | | |
| 9,840,137,432 | 747,189,000 | 183,353,568 | 183,353,568 |

歳入歳出差引残額 141,714,551 円

翌年度に繰越すべき財源 101,915,000 円

純繰越 39,799,551 円

昭和49年 月 日

大阪府和泉市長 藤 木 秀 夫

国民健康保険事業特別会計

歳 出

| 款 | 項 | 予 算 現 額 |
|--------------|----------------------|-------------|
| 1. 総 務 費 | | 66,477,000 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 17,346,000 |
| | 2. 徴 収 費 | 48,606,000 |
| | 3. 運 営 協 議 会 費 | 525,000 |
| 2. 保 險 給 付 費 | | 831,153,000 |
| | 1. 療 養 諸 費 | 820,492,000 |
| | 2. 助 産 費 | 8,911,000 |
| | 3. 葬 祭 費 | 1,750,000 |
| 3. 保 健 施 設 費 | | 500,000 |
| | 1. 保 健 施 設 費 | 500,000 |
| 4. 公 債 費 | | 972,000 |
| | 1. 一 般 公 債 費 | 972,000 |
| 5. 諸 支 出 金 | | 1,420,000 |
| | 1. 償 還 金 及 還 付 加 算 金 | 1,420,000 |
| 6. 予 備 費 | | 0 |
| | 1. 予 備 費 | 0 |
| 歳 出 合 計 | | 900,522,000 |

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和49年 月 日

| 支出済額 | 翌年度繰越金 | 不用額 | 予算額と支出済額との比較 |
|-------------|--------|-----------|--------------|
| 59,571,889 | | 6,905,111 | 6,905,111 |
| 16,325,859 | | 1,020,141 | 1,020,141 |
| 42,733,450 | | 5,872,550 | 5,872,550 |
| 512,580 | | 12,420 | 12,420 |
| 829,453,038 | | 1,699,962 | 1,699,962 |
| 820,461,038 | | 30,962 | 30,962 |
| 8,110,000 | | 801,000 | 801,000 |
| 882,000 | | 868,000 | 868,000 |
| 500,000 | | 0 | 0 |
| 500,000 | | 0 | 0 |
| 0 | | 972,000 | 972,000 |
| 0 | | 972,000 | 972,000 |
| 1,018,937 | | 401,063 | 401,063 |
| 1,018,937 | | 401,063 | 401,063 |
| 0 | | 0 | 0 |
| 0 | | 0 | 0 |
| 890,543,864 | | 9,978,136 | 9,978,136 |

10,136,300 円

10,136,300 円

大阪府和泉市長 藤 木 秀 夫

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the data management processes remain effective and up-to-date.

土地区画整理事業特別会計

昭和48年度 大阪府土地区画

歳入

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 |
|----------|----------|-------------|-------|
| 1. 国庫支出金 | | 97,104,000 | 0 |
| | 1. 国庫負担金 | 97,104,000 | 0 |
| 2. 府支出金 | | 91,550,000 | 0 |
| | 2. 府負担金 | 91,550,000 | 0 |
| 3. 繰入金 | | 18,650,000 | 0 |
| | 1. 繰入金 | 18,650,000 | 0 |
| 4. 諸収入 | | 0 | 1,926 |
| | 1. 市預金利子 | 0 | 1,926 |
| 歳入合計 | | 207,304,000 | 1,926 |

歳出

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1. 土地区画整理費 | | 195,763,000 | 0 |
| | 1. 土地区画整理費 | 195,763,000 | 0 |
| 2. 繰上充用金 | | 11,541,000 | 11,540,224 |
| | 1. 繰上充用金 | 11,541,000 | 11,540,224 |
| 歳出合計 | | 207,304,000 | 11,540,224 |

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和49年 月 日

整理事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

| 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算額と収入済額の比較 |
|-------|-------|-------|---------------|
| 0 | 0 | 0 | △ 97,104,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 97,104,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 91,550,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 91,550,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 18,650,000 |
| 0 | 0 | 0 | △ 18,650,000 |
| 1,926 | 0 | 0 | 1,926 |
| 1,926 | 0 | 0 | 1,926 |
| 1,926 | 0 | 0 | △ 207,802,074 |

| 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算額と支出済額との比較 |
|--------|-------------|--------------|
| | 195,763,000 | 195,763,000 |
| | 195,763,000 | 195,763,000 |
| | 776 | 776 |
| | 776 | 776 |
| | 195,763,776 | 195,763,776 |

11,538,298 円

11,538,298 円

大阪府和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和 48 年 度

大阪府和泉市決算書附属書

実質収支に関する調書

決算事項別明細書

財産に関する調書

総 括 表

昭 和 4 8 年 度 和 泉 市

| 区 別 会 計 別 | 歳 入 | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------------|-------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|---------------------|
| | 予 算 現 額 | | | | 調 定 済 額 | 収 入 済 額 | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予 算 現 額 に 比 し 増 減 △ 減 | |
| | 当 初 | 補 正 | 継 続 費 及 繰 越 事 業 費 繰 越 財 源 充 当 額 | 計 | | | | | | |
| 一般会計 | 7,990,380, 000 | 1,216,490, 000 | 1,563,810, 000 | 10,770,680, 000 | 10,731,917, 312 | 9,981,851, 983 | 3,911, 087 | 746,154, 242 | △ 788,828, 017 | |
| 特 別 会 計 | 国民 健康 保険 事業 勘定 | 870,838, 000 | 29,684, 000 | 0 | 900,522, 000 | 953,514, 618 | 880,407, 546 | 24,382, 701 | 48,724, 353 | △ 20,114, 436 |
| 主地 区画 整理 事業 | 195,763, 000 | 115,41, 000 | 0 | 207,304, 000 | 1 926 | 1 926 | 0 | 0 | △ 207,302, 074 | |
| 計 | 9,056,981, 000 | 1,257,715, 000 | 1,563,810, 000 | 11,878,506, 000 | 11,685,433, 856 | 10,862,261, 473 | 28,293, 788 | 794,878, 595 | △ 1,016,244, 527 | |

歳入歳出決算総括表

△印は減

| | | 歳 出 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----|
| 予算 現額 に対する 収入 割合 % | 調定 額に 対する 収入 割合 % | 予 算 現 額 | | | | 支 出 済 額 | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 収支差 引過不 足 額 | 備 考 |
| | | 当 初 | 補 正 | 継続費 及繰越 事業費 繰越金 | 計 | | | | | |
| 92.7 | 93.0 | 7,990,380, 000 | 1,216,490, 000 | 1,563,810, 000 | 10,770,680, 000 | 9,840,137, 432 | 747,189, 000 | 183,353, 568 | 141,714, 551 | |
| 97.8 | 92.3 | 870,858, 000 | 29,680, 000 | 0 | 900,522, 000 | 890,543, 864 | 0 | 9,978, 136 | △ 10,136, 300 | |
| | 100.0 | 195,763, 000 | 11,541, 000 | 0 | 207,304, 000 | 11,540, 224 | 0 | 195,763, 776 | △ 11,538, 298 | |
| 91.4 | 93.0 | 9,056,981, 000 | 1,257,715, 000 | 1,563,810, 000 | 11,878,506, 000 | 10,742,221, 520 | 747,189, 000 | 3,890,095, 480 | 120,039, 953 | |

款 別 一 般 会 計

歳

| 款 | 予 算 額 | 決 算 額 |
|---------------------------------------|----------------|---------------|
| 1. 市 税 | 2,120,874,000 | 2,216,384,157 |
| 2. 地 方 譲 与 税 | 19,654,000 | 19,654,000 |
| 3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 59,038,000 | 59,038,000 |
| 4. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 11,778,000 | 14,571,000 |
| 5. 地 方 交 付 金 | 1,516,236,000 | 1,516,236,000 |
| 6. 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金 | 11,611,000 | 11,611,000 |
| 7. 分 担 金 及 負 担 金 | 94,082,000 | 89,991,510 |
| 8. 使 用 料 及 手 数 料 | 62,248,000 | 55,796,034 |
| 9. 国 庫 支 出 金 | 1,953,132,000 | 1,611,460,962 |
| 10. 府 支 出 金 | 1,529,999,000 | 1,314,852,326 |
| 11. 財 産 収 入 | 256,098,000 | 246,732,089 |
| 12. 寄 附 金 | 22,230,500 | 14,104,373 |
| 13. 繰 入 金 | 7,040,000 | 0 |
| 14. 諸 収 入 | 664,869,000 | 624,775,929 |
| 15. 市 債 | 1,783,737,000 | 1,664,630,500 |
| 16. 繰 越 金 | 394,619,000 | 395,074,739 |
| 歳 入 合 計 | 10,770,680,000 | 9,981,851,983 |

歳入歳出一覧表

入

△印は減

| 歳入総額に対する割合 | 予算現額に対する割合 | 予算現額に対する収入済額の増減 |
|------------|------------|-----------------|
| 22.2 | 104.5 | 95,510,157 |
| 0.2 | 100.0 | 0 |
| 0.6 | 100.0 | 0 |
| 0.1 | 123.7 | 2,793,000 |
| 15.2 | 100.0 | 0 |
| 0.1 | 100.0 | 0 |
| 0.9 | 95.7 | △ 4,090,490 |
| 0.6 | 89.6 | △ 6,451,966 |
| 16.1 | 82.5 | △ 341,671,038 |
| 13.2 | 85.9 | △ 215,146,674 |
| 2.5 | 96.3 | △ 9,365,911 |
| 1.4 | 63.4 | △ 81,261,263 |
| | | △ 70,400,000 |
| 6.2 | 94.0 | △ 40,093,071 |
| 16.7 | 93.3 | △ 119,106,500 |
| 4.0 | 100.1 | 455,739 |
| 100.0 | 92.7 | △ 788,828,017 |

歳

| 款 | 予 算 現 額 | 決 算 額 |
|----------------|----------------|---------------|
| 1. 議 会 費 | 108,870,000 | 106,678,231 |
| 2. 総 務 費 | 1,074,519,000 | 1,042,228,229 |
| 3. 民 生 費 | 2,351,732,000 | 2,264,617,707 |
| 4. 衛 生 費 | 781,290,000 | 774,804,317 |
| 5. 労 働 費 | 50,203,000 | 48,265,610 |
| 6. 農 林 水 産 業 費 | 168,049,000 | 166,100,890 |
| 7. 商 工 費 | 75,758,000 | 74,332,830 |
| 8. 土 木 費 | 2,976,175,000 | 2,235,454,373 |
| 9. 消 防 費 | 281,138,000 | 278,412,081 |
| 10. 教 育 費 | 2,196,788,000 | 2,150,013,698 |
| 11. 災 害 復 旧 費 | 24,603,000 | 24,220,174 |
| 12. 公 債 費 | 547,241,000 | 544,205,437 |
| 13. 諸 支 出 金 | 130,851,000 | 130,803,860 |
| 14. 予 備 費 | 3,463,000 | 0 |
| 歳 出 合 計 | 10,770,680,000 | 9,840,137,432 |

出

| 歳出総額に対する割合% | 予算現額に対する割合% | 不 用 額 |
|-------------|-------------|------------|
| 1.1 | 98.0 | 2,191,769 |
| 10.6 | 97.0 | 32,290,771 |
| 23.0 | 96.3 | 87,114,293 |
| 7.9 | 99.2 | 6,485,683 |
| 0.5 | 96.1 | 1,937,390 |
| 1.7 | 98.8 | 1,948,110 |
| 0.8 | 98.1 | 1,425,170 |
| 22.7 | 75.1 | 74,072,062 |
| 2.8 | 99.0 | 2,725,919 |
| 21.9 | 97.9 | 46,774,307 |
| 0.2 | 98.4 | 382,826 |
| 5.5 | 99.4 | 3,035,563 |
| 1.3 | 100.0 | 47,140 |
| | | 3,463,000 |
| 100.0 | 91.4 | 93,054,256 |

実質収支に関する調書

実 質 収 支 に 関 す る

昭和48年度

| 款 | | 一 般 会 計 | 国民健康保険事業 特 別 会 計 |
|----|------------------------------------|---------------|---------------------|
| 1. | 歳 入 総 額 | 9,981,851,983 | 880,407,564 |
| 2. | 歳 出 総 額 | 9,840,137,432 | 890,543,864 |
| 3. | 歳 入 歳 出 差 引 額 | 141,714,551 | △ 10,136,300 |
| 4. | 翌年 度へ 繰り 越す べき 財源 | (1) 継続費通次繰越金 | 18,072,000 |
| | | (2) 繰越明許費繰越額 | 49,004,000 |
| | | (3) 事故繰越し繰越金 | 33,839,000 |
| | | 計 | 101,915,000 |
| 5. | 実 質 収 支 額 | 39,799,551 | △ 10,136,300 |
| 6. | 実質収支のうち地方自治法第233 条の2の規定による基金繰入金 | | |

調 書

△印は減

| 土地区画整理事業 特 別 会 計 | 合 計 |
|---------------------|----------------|
| 1,926 | 10,862,261,473 |
| 1,154,022,4 | 10,742,221,520 |
| △ 1,153,829,8 | 12,003,995,3 |
| | 19,072,000 |
| | 49,004,000 |
| | 33,839,000 |
| | 10,191,500,00 |
| △ 1,153,829,8 | 18,124,953 |
| | |

昭和48年度

主要施策の成果説明書

和 泉 市

一 般 会 計

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|----------|-----------|-----------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ② 総務費 | | | | |
| (1) 総務管理費 | 市民交通傷害保険 | 5,424,000 | 3,562,478 | 雑 入 (保険料収入) 3,301,020 一般財源 261,458 |

施 策 の 成 果 の 説 明

交通事故により傷害を受けた市民救済の一助とするため、市民交通傷害補償制度を実施した結果は、次のとおりである。

加入状況 この年度中の加入総人員は6,552人で人口の5.64%であった。

市民交通傷害保険加入状況

| 種 別 | 区 分 | 加 入 人 員 | 保 険 料 | 市 負 担 金 |
|-----|------|---------|-----------|---------|
| 第一種 | 一 般 | 1,416 人 | 675,800 円 | 円 |
| | 児 童 | 565 | 236,145 | 33,735 |
| | 保護家庭 | 2 | 600 | 360 |
| 小 計 | | 1,983 | 912,545 | 34,095 |
| 第二種 | 一 般 | 3,627 | 1,941,075 | |
| | 児 童 | 931 | 443,440 | 55,430 |
| | 保護家庭 | 11 | 3,960 | 1,980 |
| 小 計 | | 4,569 | 2,388,475 | 57,410 |
| 合 計 | | 6,552 | 3,301,020 | 91,505 |

市民交通傷害保険金支払状況

昭和49年3月30日現在

| 分 類 | 保 険 金 | 件 数 | 保 険 金 支 払 額 |
|---------------|-----------|-----|-------------|
| 死 亡 | 500,000 円 | 1 件 | 500,000 円 |
| 後 遺 傷 害 | 300,000 | 0 | |
| 治療期間 6ヵ月以上 | 90,000 | 2 | 180,000 |
| " " | 60,000 | 5 | 300,000 |
| " 5ヵ月以上 6ヵ月未満 | 75,000 | 1 | 75,000 |
| " " " | 50,000 | 2 | 100,000 |
| " 4ヵ月以上 5ヵ月未満 | 60,000 | | |
| " " " | 40,000 | 1 | 40,000 |
| " 3ヵ月以上 4ヵ月未満 | 45,000 | | |
| " " " | 30,000 | 4 | 120,000 |
| " 2ヵ月以上 3ヵ月未満 | 30,000 | | |
| " " " | 20,000 | 5 | 100,000 |
| " 1ヵ月以上 2ヵ月未満 | 20,000 | | |
| " " " | 10,000 | 10 | 100,000 |
| " 1週間以上 1ヵ月未満 | 10,000 | | |
| " " " | 5,000 | 10 | 50,000 |
| " 1週間未満 | 5,000 | | |
| " " " | 2,000 | 1 | 2,000 |
| 合 計 | | 42 | 1,567,000 |

※ 昭和48年11月1日以降事故発生者より保険金が増額された。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|----------|------------|------------|--|
| | 交通安全施設整備 | 13,408,000 | 12,976,400 | 交通安全対策 特別交付金 11,611,000 一般財源 1,365,400 |
| | 公害対策 | 20,173,000 | 17,699,091 | 府補助金 5,485,000 市 債 8,400,000 一般財源 3,814,091 |

施 策 の 成 果 の 説 明

人口増加と車の激増により主要幹線道路はもちろん、市内各道路の交通事情は悪化する一方であり、その中でも交通事故多発地、ならびに多発する虞れのある地域に対し、交通事故防止のための交通安全施設（歩道・防護さくおよび道路照明灯等）を設置し、又生活道路中、とくにスクール・ゾーンを設けて、児童・生徒の交通安全と共に市民の生活圏の安全を図った。

1. 歩 道

| | | | |
|---------|----|-------|-------------|
| 黒石・観音寺線 | 延長 | 91 m | 650,000 円 |
| 幸・泉大津線 | " | 150 m | 5,707,000 円 |
| 合計 | | 241 m | 6,357,000 円 |

2. 防護さく

| | | | |
|---------|----|-------|-------------|
| 黒石町地内 | 延長 | 36 m | 228,000 円 |
| 府中・信太山線 | " | 177 m | 1,158,000 円 |
| 丸笠団地内 | " | 99 m | |
| 坪井・槇尾線 | " | 64 m | 420,000 円 |
| 久井・長谷線 | " | 44 m | 520,000 円 |
| 仏並・坪井線 | " | 210 m | 1,550,000 円 |
| 合計 | | 630 m | 3,876,000 円 |

3. 道路照明灯

| | | |
|---------------|----|-----------|
| 府中町・久井町光害防止工事 | 2基 | 33,000 円 |
| 上町地内移設工事 | 1基 | 180,000 円 |
| 合計 | | 213,000 円 |

4. 道路（警戒）標識

| | | |
|-------|-----|-----------|
| 観音寺町内 | 15本 | 101,400 円 |
|-------|-----|-----------|

5. スクールゾーン電柱巻付工事

| | | |
|------|--------|-----------|
| 4ゾーン | 1,200枚 | 840,000 円 |
|------|--------|-----------|

6. 水路床板工事（交差点改良工事）

| | | |
|-------|-----|----------|
| 伯太町地内 | 1カ所 | 63,000 円 |
|-------|-----|----------|

7. 道路反射鏡

| | | |
|------|-----|-------------|
| 上代町他 | 54基 | 1,526,000 円 |
|------|-----|-------------|

自動車の排出ガス、工場等からはき出される煙で、大気の汚染が増大しつつある現状を認識し大気汚染物質を常時観測し汚染の現状を把握するため、大気汚染移動観測車（オキシダント、亜硫酸ガス、浮遊ふんじん、窒素酸化物、一酸化炭素、風向計、風速計、温度計、湿度計、日射計）を設置した。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|----------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| (7) 同和对策費 | 同 和 对 策 | 17,712,000 | 17,711,845 | 一般財源 17,711,845 |
| | 同和更生資金貸付 | 13,791,000 | 13,182,474 | 貸付基金利子 427,723 市 債 8,000,000 一般財源 4,754,751 |
| ③ 民生費 | | | | |
| (1) 社会福祉費 | 身体障害者福祉 | 11,222,000 | 11,182,104 | 国庫負担金 4,640,190 府補助金 544,800 一般財源 5,997,114 |
| | 精神薄弱者福祉 | 11,311,000 | 11,266,077 | 負担金 539,598 国庫負担金 7,775,890 一般財源 2,950,589 |
| | 老 人 福 祉 | 39,388,000 | 37,060,671 | 負担金 243,998 国庫負担金 13,271,475 府負担金 207,731 府補助金 4,250,260 一般財源 19,087,207 |

施 策 の 成 果 の 説 明

同和地区における社会的・文化的・経済的生活の向上と同和問題の解決に資するため同和对策促進団体に対し助成を行ない、団体の健全育成と同和問題の解決に資した。

同和对策事業の一環として同和更生貸付基金の基金額の増額を図り資金の効率的運用による貸付業務の円滑化により低所得階層の自立更生を促進し世帯更生に資した。

| | |
|---------|---------------------|
| 貸付基金繰出金 | 1 2 0 0 0 . 0 0 0 円 |
| その他事務費 | 1 . 1 8 2 , 4 7 4 円 |

1. 身体障害者福祉法に基き身体障害者の為の補装具並に更生医療給付等を行った。
2. 身体障害者の為に職業訓練及び更生施設等に収容し更生に努めた。
収容人員 4名 授産施設 2名 肢体不自由更生施設 2名
3. 身体障害者児年金給付対象者に身体障害者等級別による1級～3級の該当者に給付を行った。
4. 身体障害者家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 1名
1. 精神薄弱者福祉法に基き更生施設に収容し更生につとめた。
収容人員 1.6名
1. 老人福祉法に基き老人の健康を図るため、65才以上の老人を対象に健康診査を実施し又身寄のない老人及び生活困難な老人を施設に収容し、老人の生活安定に努めた。
収容人員 35名 延収容人員 420名
2. 老人福祉法に基き老人健康診査を行なった。
一般健康診査受診者 1,083名 精密診査受診者 112名
3. インターホン設置事業(30個)
4. 老人家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 2名

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|------------------|-------------|-------------|---|
| | 老人憩の家 建設事業 | 19,122,000 | 19,117,411 | 府補助金 4,000,000 市 債 11,000,000 一般財源 4,117,411 |
| | 老人解放センター 建設事業 | 355,778,000 | 300,479,473 | 府補助金 89,650,000 市 債 210,723,000 一般財源 106,473 |
| | 老人医療助成 | 162,079,000 | 151,719,218 | 国庫負担金 63,951,574 府負担金 16,255,295 府補助金 36,984,000 雑 入 4,888,731 一般財源 29,639,618 |
| | 国民年金 | 38,739,000 | 36,021,425 | 国庫委託金 12,441,402 府補助金 70,000 雑 入 2,930,510 |

施 策 の 成 果 の 説 明

老人に対し教養の向上とレクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次の通り事業を実施した。

| 区 分 名 称 | 和泉市立伯太老人集会所 | 和泉市立兩松尾老人集会所 |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 所 在 地 | 和泉市伯太町5丁目7-4 | 和泉市久井町1771-1 |
| 敷 地 面 積 | 229.14㎡ | 497.94㎡ |
| 規 模 及 構 造 | 鉄筋平家建 建物面積 132.32㎡ | 鉄筋平家建 建物面積 132.32 |
| 利 用 定 員 | 90名 | 70名 |
| 事 業 費 | 8,871,277円 | 1,024,613円 |

部落の完全解放と差別に斗っている老人に憩いの場を整備し心身の健康管理と保養を行ない福祉増進を図り部落解放同和対策の一環として本事業を行ったものである。

事業実施 鉄筋コンクリート2階建 延面積 1,130.88㎡

〃 効果 事務室、ロビー、機能回復訓練室、浴場、ボイラー室、食堂、応接室、相談室
管理人室、集会室、茶室、湯沸室、和室、娯楽室

繰越明許費繰越額 55,265,000円

老人の健康保持および福祉の増進を図るため、65才以上の老人に対し医療費の助成を行った。

医療費助成延受給者 3,977名

1.5年々金の再開により10年々金、旧5年々金未加入者に対し、通知により加入奨励に努め受給権確保に努めた。(期限は48.10.1～49.3月末まで)

2.住民基本台帳及び実地調査を行った結果、282名の不在被保険者があった。

3.谷間老人に対する老令特別給付金に伴い、年金委員の協力を得て、裁定請求補助事務に努めた。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|---------|-------------|-------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | 一般財源 20,579,513 |
| | 障害者医療助成 | 2,621,000 | 836,049 | 府補助金 504,099 一般財源 331,950 |
| (2) 児童福祉費 | 児童手当支給 | 78,298,000 | 78,246,976 | 国庫負担金 60,748,000 国庫委託金 1,822,710 府負担金 8,614,000 一般財源 7,062,266 |
| | 乳幼児保育 | 456,032,000 | 456,011,897 | 負担金 38,780,850 使用料 15,784,950 国庫負担金 90,069,000 府負担金 11,258,000 府補助金 18,190,384 一般財源 281,928,713 |

施 策 の 成 果 の 説 明

4. 国民年金委員を対象に研修会を開き、国民年金制度の普及に努めた。
5. 広報及びパンフレットにより市民に国民年金制度の趣旨を深めるためのP.Rを行った。
向、年度末現在の被保険者数は次のとおり。

| 年 度 | 強制加入被保険者数 | 任意加入被保険者数 | 合 計 | 適用率 |
|-----|-----------|-----------|---------|-------|
| 48 | 17,241人 | 4,015人 | 21,256人 | 99.0% |

身心障害者の健康保持及び福祉の増進を図るため、昭和49年1月より身体障害者等級別による1～2級該当者、重症の精神薄弱判定者及び、身体障害者手帳を所持し、かつ精神薄弱の程度が中度であると判定された者を対象に医療費の助成を行なった。

医療費助成延受給者 146名

家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成、資質向上をはかることを目的として昭和47年1月から児童手当制度が実施されたのに伴い、受給資格者に対し周知徹底を期し、次の通り児童手当の認定給付を行った。

受給者数 2,303人 受給算定児童数 2,615人

児童福祉法の精神に基づき、同法第24条の規定による要保護児童の措置に万全を期し、児童の健全育成に努めた。

各保育園別の措置児童数は次のとおりである。

| 保 育 園 名 | 定 員 | 収容児童 | 左 の 内 訳 | |
|-----------|-------|-------|---------|-------|
| | | | 措 置 児 | 自由契約児 |
| 国 府 保 育 園 | 150人 | 165人 | 142人 | 23人 |
| 和 泉 | 140 | 126 | 126 | 0 |
| 芦 部 | 60 | 111 | 57 | 54 |
| 北 池 田 | 100 | 157 | 88 | 69 |
| 南池田第1 | 90 | 150 | 90 | 60 |
| 南池田第2 | 60 | 72 | 60 | 12 |
| 横 山 第 1 | 80 | 85 | 78 | 7 |
| 横 山 第 2 | 60 | 90 | 60 | 30 |
| 南 横 山 | 60 | 57 | 57 | 0 |
| 南 松 尾 | 137 | 142 | 136 | 6 |
| 北 松 尾 | 120 | 139 | 118 | 21 |
| 信 太 第 1 | 120 | 160 | 116 | 44 |
| 鶴 山 台 | 120 | 117 | 117 | 0 |
| 幸 | 120 | 93 | 93 | 0 |
| ひまわり | 150 | 147 | 147 | 0 |
| 信 太 第 2 | 60 | 56 | 56 | 0 |
| 合 計 | 1,627 | 1,867 | 1,541 | 326 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|----------------------|-------------|-------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 旭保育園建設事業 | 274,867,000 | 274,824,205 | 国庫補助金 14,440,000 府補助金 142,062,000 市 債 104,278,000 既収入特定財源 13,572,000 一般財源 472,205 |
| | 緑ヶ丘保育園 建設事業 | 98,447,000 | 98,435,893 | 府補助金 23,118,000 市 債 44,300,000 一般財源 31,017,893 |
| | ひまわり保育園屋 外遊戯場建設事業 | 46,051,000 | 46,050,969 | 府補助金 24,050,000 市 債 22,000,000 一般財源 969 |
| (3) 生活保護費 | 生活保護費 | 451,070,000 | 450,597,762 | 国庫負担金 360,663,000 府負担金 8,975,595 一般財源 80,959,167 |

施 策 の 成 果 の 説 明

当保育園は昭和47年度に同和問題の解決を果す保育所の重要性にかんがみ、同和地区の全児童の完全入園を目的に本市環境改善整備事業計画に基づき建設に着手したのであるが、昭和48年度においては、用地1,133.05㎡を買収し、鉄筋コンクリート2F1,217.18㎡の工事を施行したものであります。

(定員: 120名)

昭和45年度より開発された緑ヶ丘、青葉台の入居世帯並びに内田町の一部の地区の要措置児童対策として、鉄筋コンクリート2F948.091㎡を建設し、児童福祉の増進に寄与した。なお、用地については宅地造成業者から無償提供を受けたものである。

(定員 120名)

当保育園は敷地面積1,499.24㎡に対し園舎敷地が900㎡を占めているため遊具の設置場所等に非常に支障をきたしてきた為、昭和49年度において予定しているプールの建設等を断案し、本年度においては当面の問題の解消策として、隣接地1,003㎡を買収し保育の万全に供したものであります。

毎年度生活保護基準額が改訂され、昭和48年度は前年度基準に対して年度途中改訂分5%を含め19%の増加率で被保護者の経済的援護の改善に資した。しかし乍ら被保護者及び扶助費共に増加傾向にあり、年度間、保護の実施状況は次のとおりである。

| 扶 助 費 | 被保護延世帯数 | 扶助延人員 | 扶助費支出額 | 備 考 |
|-------|---------|---------|--------------|-------------------|
| 生活扶助 | } 6,869 | 12,629人 | 152,375,799円 | 実被保護人員 14,296人 |
| 住宅 " | | 10,190 | 15,729,501 | |
| 教育 " | | 3,148 | 6,757,535 | |
| 医療 " | | 8,323 | 27,351,401 | |
| 出産 " | | 3 | 8,179 | 保護率 10.7% |
| 生業 " | | 19 | 294,700 | |
| 葬祭 " | | 23 | 404,900 | |
| 施設事務費 | | 53 | 1,439,520 | |
| 計 | 6,869 | 34,388 | 450,597,762 | |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-------------------|-------------|------------|------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ④ 衛生費 (1)保健衛生費 | 住 民 保 健 対 策 | 17,832,000 | 16,428,066 | 府補助金 2,742,978 府委託金 210,500 雑 入 (予防注射実費 徴収金) 1,513,720 (胃検診実費 徴収金) 311,600 一般財源 11,649,268 |

施 策 の 成 果 の 説 明

予防衛生は伝染病の予防に万全を期し、市民の予防衛生思想の向上と健康保持のため、和泉市医師会及び和泉保健所、各学校の協力を得て実施した。

(1)急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況

生後3カ月以上18カ月に至る乳幼児を対象に、4月と10月の年2回、生ポリオワクチンを投与し、その成果は次のとおりである。

| 区 分 | 対象者数 | 接種人員 | 実施率 | 実施者内訳 | | 該当外接種人員 | |
|-----|---------------|--------|-------|-------|-------|---------|------|
| | | | | A階層 | B階層 | | |
| 上半期 | (1)追加接種(第2回目) | 1,100人 | 849人 | 77.2% | 700人 | 149人 | 113人 |
| | (2)初回接種(第1回目) | 1,885 | 1,175 | 62.3 | 987 | 188 | 32 |
| | 計 | 2,985 | 2,024 | 67.8 | 1,687 | 337 | 145 |
| 下半期 | (3)追加接種(第2回目) | 1,050 | 868 | 82.7 | 779 | 89 | 303 |
| | (4)初回接種(第1回目) | 1,919 | 1,396 | 72.2 | 1,230 | 156 | 54 |
| | 計 | 2,969 | 2,254 | 75.9 | 2,009 | 245 | 357 |
| 合 計 | 5,954 | 4,278 | 71.9 | 3,696 | 582 | 502 | |

(2)日本脳炎予防接種実施状況

昭和48年5月1日から昭和48年6月29日まで、学校(園)関係と一般を分け、市内各小・中学校において実施、一般市民は生後6カ月以上の全市民を対象として希望者に接種。学校(園)関係は小・中学校の児童・生徒、公立幼稚園、保育園の園児に接種した。

| 区 分 | 幼・保育園 | | 小学校 | | 中学校 | | 一般市民 | 合 計 接種者数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------------|
| | 該当者 | 接種者 | 該当者 | 接種者 | 該当者 | 接種者 | 接種者数 | |
| | 4,132 | 3,380 | 10,650 | 10,056 | 4,407 | 4,110 | 10,878 | 28,424 |

(3)住民結核健康診査実施状況

結核の早期発見と市民の健康保持に万全を期するため、7月・8月に亘り、レントゲン撮影を東大阪検診協会に委託し、精密検査、乳幼児のツ反・BCGは和泉保健所及び和泉市医師会の協力を得て実施した。

施 策 の 成 果 の 説 明

| 受 診 者 数 | | | 要 精 密 検 査 数 | | | 精 密 検 査 検 果 | | |
|---------|-------|-------|-------------|-------|----|-------------|-----|-----|
| 30才未満 | 30才以上 | 計 | 30才未満 | 30才以上 | 計 | 要治療 | 要観察 | 健 康 |
| 1,194 | 2,122 | 3,316 | 3 | 28 | 31 | 1 | 27 | 3 |

乳幼児のツ反・BCG接種

| ツベルクリン反応検査 | | | | | | BCG接種 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象人員 | 被注射数 | 被判定数 | 内 訳 | | | 被接種者数 |
| | | | 陽 性 | 疑 陽 性 | 陰 性 | |
| 12,693 | 4,804 | 4,387 | 1,080 | 681 | 2,626 | 3,278 |

(4) ジフテリア・百日咳・破傷風(三種混合)予防接種実施状況

昭和48年9月3日から昭和48年10月30日までの2カ月に亘り、市内各小学校で実施、第1期は、生後3カ月以上の初回接種(3週間おきに3回)の乳幼児、第2期は追加免疫(1回接種)で、いずれも三種混合ワクチンを使用し、第3期は、昭和49年4月小学校入学児、第4期は昭和49年3月小学校卒業児にいずれもジフテリアのみ追加免疫である。

| 区 分 | 第 1 期 | | | | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 | 接種済 延人員 | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|---------|
| | 該当数 | 被 接 種 者 数 | | | | | | | | | | |
| | | 1回 | 2回 | 3回 | 計 | 該当数 | 接種数 | | 該当数 | 接種数 | 該当数 | 接種数 |
| 計 | 2,974 | 2,701 | 2,576 | 2,169 | 7,446 | 2,779 | 1,548 | 2,065 | 1,862 | 1,608 | 1,540 | 12,396人 |

(5) インフルエンザ(流感)予防接種実施状況

昭和48年10月24日から昭和49年1月31日までの4カ月に亘り実施、一般市民は生後36カ月以上の市民を対象として、希望者に市内医療機関で個別接種、学校(園)関係は、小・中学校、幼稚園、保育園の児童・園児は市内各小・中学校にて集団接種。

| 区 分 | 幼・保育園 | | 小 学 校 | | 中 学 校 | | 一般市民 | 合 計 接種者数 |
|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------------|
| | 該当数 | 接種数 | 該当数 | 接種数 | 該当数 | 接種数 | 該当数 | |
| 計 | 4,116 | 6,346 | 10,774 | 19,197 | 4,407 | 6,857 | 3,361 | 35,761 |

※ 1人2回接種が原則で各種数は延実施者数である。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|-------------|-------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 和泉診療所建設 | 110,956,000 | 110,769,653 | 府補助金 48,660,000 市 債 60,745,000 一般財源 1,364,653 |

施 策 の 成 果 の 説 明

(6)種痘

昭和49年2月25日から昭和49年3月20日に亘り、市内16校区にて実施。
 第1期は、生後6カ月以上24カ月以内の乳幼児で未接種の者。
 第2期は、昭和49年4月小学校入学児。
 第3期は、昭和49年3月小学校卒業児に接種した。
 このほか、和泉市立病院において、第1期未接種者で、集団接種の除禁忌に該当し、生後36カ月に満たない者を対象に精密検査のうえ、春と秋に分け実施した。

| 第 一 期 | | | | | 第 二 期 | | | | | 第 三 期 | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 該 当 者 数 | 被 接 種 者 数 | 善 感 者 数 | 不 善 感 者 数 | 判 定 不 明 | 該 当 者 数 | 被 接 種 者 数 | 善 感 者 数 | 不 善 感 者 数 | 判 定 不 明 | 該 当 者 数 | 被 接 種 者 数 | 善 感 者 数 | 不 善 感 者 数 | 判 定 不 明 |
| 3,695 | 2,389 | 2,232 | 34 | 123 | 2,061 | 1,885 | 1,820 | 65 | 0 | 1,610 | 1,543 | 1,463 | 80 | 0 |

胃集団検診実施状況

昭和48年6月4日から昭和48年7月2日の間市内17会場にて35才以上の全市民を対象として希望者に実施した。

| 実 施 回 数 | 受 診 者 数 | 異 常 な し | 要 請 検 査 者 数 | 精 検 結 果 分 類 | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|-------------|-------------|-----------|-------|-----------|-------------|-----------------|-----|---------------|---------------|--|
| | | | | 胃 ガ ン | 胃 ポ リ ー プ | 胃 潰 瘍 | 胃 潰 瘍 癒 痕 | 十 二 指 腸 潰 瘍 | 十 二 指 腸 潰 瘍 癒 痕 | 胃 炎 | そ の 他 及 び 不 祥 | 精 検 未 受 診 者 数 | |
| 17 | 801 | 697 | 104 | 3 | 0 | 4 | 7 | 3 | 3 | 7 | 68 | 9 | |

同和对策事業の一環として住民の健康を増進し、保健衛生思想を普及し治療予防管理に積極的な推進を図り疫病に対する早期治療を行うため次のとおり事業を施行した。

施設の所在地 和泉市旭町102番地
 敷地面積 723㎡
 規模及構造 鉄筋コンクリート2階建 552.77㎡

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|----------|-------------|-------------|---|
| (2) 清 掃 費 | し尿塵芥処理対策 | 361,680,000 | 361,203,399 | 円 円 円 清掃手数料 80,000 市 債 2,000,000 一般財源 359,173,399 |

施 策 の 成 果 の 説 明

この経費の主なもの、泉北環境整備施設組合分担金のほか、し尿及び廃棄物の収集に要したものである。なおし尿の収集処理状況は、次のとおりで人口増加に伴ない前年度比増加量、台数で、1,843台、4,161klを示し処理状況について成績の向上が期され特に山間部における中継処理によって、円滑化されていることが認められる。

〔 48年度し尿投入実績 〕

| 業者別 | 和泉衛生 | 山間衛生 | 丸岡清掃 | 本多衛生 | 南大阪環境開発 K・K(中間中継) | 計 |
|------|----------|---------|---------|---------|----------------------|----------|
| 投入台数 | 11,164台 | 2,265台 | 3,529台 | 4,323台 | 4,774台 | 26,055台 |
| 投入量 | 20,095kl | 4,077kl | 6,352kl | 6,842kl | 9,548kl | 46,914kl |

一般廃棄物(ごみ)処理については、一般家庭無料化と全面業者委託によるが、不燃性廃棄物(燃えないごみ)の収集処理は直営により年間収集計画に基づき処理地の確保と収集体制の確立と相まって支障なく推進が期されている。

又、占有者独自の投入についても燃えるごみ燃えないごみの区分により投入証明を発行し市民間の理解心の向上も得て不法投棄の減少により環境美化が期されている。

これ等に要する諸経費が多額を要しているが、その成果が大きい。

〔 48年度焼却場への搬入実績 〕

| 直 営 | | 委 託 | | そ の 他 | | 計 | |
|------|------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 台 数 | 搬入量 | 台 数 | 搬入量 | 台 数 | 搬入量 | 台 数 | 搬入量 |
| 200台 | 171t | 11,147台 | 17,341t | 5,372台 | 2,409t | 16,719台 | 19,921t |

(その他は市民が直接焼却場へ持参したもの)

〔 48年度不燃性廃棄物処理実績 〕

| 処理地別 | 黒石処理地 | 箕形処理地 | 摘 要 |
|---------|---------|---------|-----|
| 市 直 営 | 526 t | 1,921 t | |
| 市 民 持 参 | 2,120 t | 0 t | |
| 計 | 2,646 t | 1,921 t | |

越冬昆虫駆除

48年度に実施した駆除状況は次のとおりで夏季におけるカ、ハエの発生は減少している事実は明確である。

実施時期 11月より翌年3月まで各家庭毎に実施した。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|---------------------|----------|-----------------|-----------------|--|
| (3)墓地火葬場費 | 墓地及び市営葬儀 | 円 14,758,000 | 円 12,016,449 | 円 葬儀使用料 6,378,250 一般財源 5,638,199 |
| ⑥ 農林水産業費 (1) 農業費 | 農業委員会 | 11,561,000 | 11,470,386 | 手数料 240,500 府補助金 2,741,000 一般財源 8,488,886 |

施 策 の 成 果 の 説 明

観音寺新開斎場跡整備造成した墓地使用許可状況は次のとおりである。残数については49年度に繰越しとする。

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 造成区画数 | 48年度使用許可数 | 49年度繰越数 |
| 308 | 202 | 106 |

市営葬儀実績

この施策は市営葬儀による霊園施設のはか葬儀受付けに伴なうすべての経費による取扱い件数である。

〔施策の成果明細〕

| 区 分 | 月 別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|-----|--------|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 5 | 段 | 4 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 21 |
| 4 | 段 | 7 | 9 | 10 | 16 | 12 | 5 | 12 | 11 | 14 | 12 | 8 | 14 | 130 |
| 3 | 段 | 18 | 27 | 13 | 19 | 12 | 17 | 19 | 12 | 16 | 17 | 19 | 18 | 207 |
| 2 | 段 | 8 | 6 | 7 | 18 | 13 | 8 | 13 | 14 | 12 | 17 | 12 | 12 | 140 |
| | 火葬のみ | 8 | 6 | 7 | 4 | 6 | 1 | 7 | 3 | 7 | 7 | 2 | 4 | 62 |
| | 飾付のみ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| | 死産 | 2 | 3 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 5 | 1 | 5 | 3 | 4 | 38 |
| | 犬猫 | 18 | 18 | 15 | 46 | 22 | 22 | 12 | 11 | 18 | 15 | 18 | 16 | 231 |
| | 計 | 65 | 72 | 53 | 108 | 70 | 60 | 67 | 59 | 70 | 75 | 63 | 72 | 834 |
| | 死体火葬件数 | 45 | 51 | 37 | 58 | 44 | 33 | 52 | 43 | 51 | 53 | 40 | 48 | 555 |

(1) 農地法その他法令による農地利用関係の調整を行った。その件数等は次のとおりである。

1. 農地所有権移転（第3条）

委員会許可 242件
知事許可 126件

2. 農地質貸借権設定 29件

3. 農地転用（第4条）

許可申請 71件
届出 127件

4. 農地転用所有権移転（第5条）

許可申請 44件
届出 341件

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|------------|------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 農業振興対策 | 28,169.000 | 27,011.722 | 府補助金 18,705,500 府委託金 323,000 雑収入 180,000 一般財源 7,803,222 |

施 策 の 成 果 の 説 明

| | |
|------------------------------------|------|
| 5.農地賃貸借権解約（20条） | 44件 |
| 6.現況証明願 | 81件 |
| 7.小作地認定 | 2件 |
| 8.許可取消届 | 5件 |
| 9.申請取下げ | 3件 |
| 10.競売適格証明願 | 5件 |
| 11.転用事実証明願 | 295件 |
| 12.各種証明 | 507件 |
| 13.その他上記転用、売買の許可申請に伴い現地調査をその都度行った。 | |
| 14.上記申請審議のため開催した農地部会 | 12回 |

(2)農政関係

農業委員会等に関する法律で定められた委員会の所掌事務の内農政関係について行った主なものは次のとおりである。

| | | | | |
|-----------------------|-------|-----|------|----|
| 1.自作農取得資金借入申込 | 申込件数 | 2件 | 借入件数 | 2件 |
| 2.国有農地借受（転用） | | 1件 | | |
| 3.和解仲介 | | 1件 | | |
| 4.構造政策推進農家対策事業 | 地区検討会 | 10回 | | |
| 5.小作地調査 | | | | |
| 6.臨時雇用賃金調査 | | | | |
| 7.農地売買価格調査 | | | | |
| 8.農地移動転用実態調査 | | | | |
| 9.農林大臣諮問答申 | | | | |
| 10.農地課税対策 | | | | |
| 11.農業振興対策 | | | | |
| 12.農政関係問題処理の為開催した農政部会 | | 3回 | | |
| 13.農業委員会総会開催 | | 4回 | | |

農業基本法に基づき、農業経営の改善と近代化を促進するために農業振興対策として、次の施策を実施した。

(1)園芸地整備事業

施設園芸等の土地の高度利用を促進し、資本装備の充実と相まって、生鮮野菜等の安定的な供給と農業所得の増大及び農家の経営安定をはかるため、次の事業をおこなった。

施 策 の 成 果 の 説 明

施 策 の 成 果 の 説 明

| 地区 | 事業種目 | 事業主体 | 事業量 | 事業費 | 経費の内訳 | | |
|----------|-----------|-----------|------------------------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | | | | | 府補助金 | 市補助金 | 地元負担金 |
| 山深 | 農道 | 北旭田農協 | W = 3.0 m L = 287.0m | 6,250,000 | 3,752,000 | 1,250,000 | 1,252,000 |
| 阪本 | 温室(ハウス)施設 | 阪本ナス生産組合 | 鉄骨ビニールハウス 7棟 2,775㎡ | 9,640,000 | 5,784,000 | 964,000 | 2,892,000 |
| 国分 | 温室(ハウス)施設 | 国分ナス生産組合 | 鉄骨ビニールハウス 9棟 2,768.75㎡ | 10,200,000 | 6,120,000 | 1,020,000 | 3,060,000 |
| 仏並 馬瀬 | 格納庫 | 馬瀬みかん生産組合 | 農機具格納庫 40㎡ | 1,050,000 | 630,000 | 105,000 | 315,000 |
| 計 | | | | 27,144,000 | 16,286,000 | 3,339,000 | 7,519,000 |

(2) 近郊農業近代施設設置事業

近郊農業近代施設設置事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり事業を実施した。

| 地区 | 事業種目 | 事業主体 | 事業量 | 事業費 | 経費の内訳 | | |
|----|---------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | | | | 府補助金 | 市補助金 | 地元負担金 |
| 桑原 | 共同利用農機具 | 桑原花卉研究グループ | 土壌蒸気消毒機1台 | 3,120,000 | 1,040,000 | 312,000 | 1,768,000 |

(3) 農業振興地域整備制度にかかると農用地利用計画の策定

農業の振興を図るべき地域を明らかにしたうえで地域の諸条件に応じた土地の農業上の利用計画、土地基盤の整備、農地保有の合理化及び農業近代化施設の整備にわたる総合的な計画を樹立するため農用地設定(10地区 274ha)と整備計画書を作成した。

(4) 農業関係融資事業

農業経営の近代化と生産の向上を図り、あわせて、農家生活の安定を築くため、下記の融資斡旋をおこなった。

| | | |
|-------------|------|-------------|
| 農業近代化資金 | 58件 | 80,840,000円 |
| 温州みかん経営安定資金 | 262件 | 12,520,000円 |
| 農業改良資金 | 36件 | 9,645,000円 |

施 策 の 成 果 の 説 明

(5) 青果物集団産地育成事業

青果物の集団産地を育成する為、指定を受けた諸団体に対し次のとおり補助金を交付した

| 事業主体 | 事業の種類 | 数量 | 単 価 | 事業費 | 負 担 区 分 | |
|-------|----------------------|------------------|--------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| | | | | | 府補助金 | 地元負担金 |
| 横山 農協 | 青果物格付検査 指 導 員 設 置 | 270 ^人 | 1,000 ^円 | 270,000 ^円 | 90,000 ^円 | 180,000 ^円 |
| 南池田農協 | " | 30 | 1,000 | 30,000 | 10,000 | 20,000 |
| 南池田農協 | 青果物集団産地 育 成 事 業 | 10 ^a | 119,000 | 119,000 | 39,000 | 80,000 |
| 計 | | | | 419,000 | 139,000 | 280,000 |

(6) 米生産調整対策事業

米の恒常的な生産過剰状態に対処して、需給の均衡をはかり、あわせて地域の特性に応じた農業生産を確立するため、農業者及び関係団体の協力を得て、稲から他作物への作付転換等による生産調整をはかった。

| 地区名 | 昭和48年度 生産調整面積 | 昭和48年度 生産調整数量 | 米生産調整奨 励補助金の額 | 昭和48年度生産調整面積内訳 | |
|-----|----------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|----------------------|
| | | | | 転 作 | 休 耕 |
| 和 泉 | 4,961.4 ^a | 171,708 ^{kg} | 12,091,244 ^円 | 815.9 ^a | 4,145.5 ^a |
| 小 田 | 499.3 | 17,898 | 1,252,214 | 70.3 | 429.0 |
| 信 太 | 3,812.7 | 134,626 | 9,570,568 | 823.9 | 2,988.8 |
| 幸 | 777.2 | 29,713 | 2,086,784 | 132.6 | 644.6 |
| 北松尾 | 1,732.0 | 59,451 | 4,388,918 | 612.8 | 1,119.2 |
| 南松尾 | 2,457.6 | 74,355 | 6,148,490 | 1,245.5 | 1,212.1 |
| 北池田 | 3,033.4 | 106,521 | 8,048,428 | 1,543.4 | 1,490.0 |
| 南池田 | 5,873.2 | 198,807 | 15,752,076 | 2,835.1 | 3,038.1 |
| 横 山 | 2,905.5 | 93,765 | 8,205,570 | 2,419.7 | 485.8 |
| 南横山 | 292.2 | 9,438 | 858,484 | 223.6 | 68.6 |
| 計 | 26,344.5 | 896,282 | 68,402,776 | 10,722.8 | 15,621.7 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|-----------|-----------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 畜産振興対策 | 7,922,000 | 7,964,205 | 家畜診療手数料 53,624 雑入 7,170,000 一般財源 197,965 |

施 策 の 成 果 の 説 明

(7)高効率集团的生産組織育成対策事業

農業の担い手である専業的農業者を中核とする生産組織の基盤強化と、組織活動の定着向上をはかるため、集団営農計画の作成、管理運営及び記帳及び運営協議会の開催をおこなった。

| 事業実施 主 体 | 事業地区 | 事業の内容 | 事業費 | 負 担 区 分 | | |
|--------------|-------------|---|---------|---------|---------|-------|
| | | | | 府補助金 | 市負担金 | 地元負担金 |
| 山深ナス 生産組合 | 池田下町 山 深 | 育成調査指導運 営協議会開催 集団営農計画作 成管理記帳手当 | 426,000 | 319,500 | 106,500 | 0 |

(3)市街化区域内登録農地保全対策事業

市街化区域内の都市、施設の整備と緑化による良好な都市環境の確保を図り、生鮮食糧の供給源を確保するため、市街化区域内登録農地（A農地）の保全につとめた。

| | | | |
|------|--------|-----------------|----------|
| 指定農地 | 登録申請農地 | 登録指定農地 | 交付補助金 |
| 130筆 | 80筆 | 31戸 53筆 25,505㎡ | 315,974円 |

家畜の多頭羽飼養による経営の合理化を推進すると共に、生産性向上の指導、家畜防疫、環境衛生面についても万全を期し、下記事業を行った。

(1)家畜診療並びに防疫事業

| | | | | | | | | |
|--------------|----------|---------|----------|------|------|----|----|----|
| 家畜診療頭数 | 209頭 | 内訳 | 治ゆ | 203頭 | 治療中止 | 2頭 | 廃用 | 4頭 |
| 診療回数 | 302回 | | | | | | | |
| 乳牛結核検査 | 452頭 | 内1頭 | 結核患畜 | | | | | |
| ブルセラ病検査 | 452頭 | | | | | | | |
| 肝てつ検査 | 407頭 | | | | | | | |
| 牛流行性感冒予防注射 | 408頭 | | | | | | | |
| 炭素予防注射 | 740頭 | (春・秋 | 2回) | | | | | |
| 伝負検査 | 19頭 | | | | | | | |
| 腐そ病検査 | 320群 | | | | | | | |
| みつはちダニ駆除 | 322群 | | | | | | | |
| ニューカッスル病予防注射 | 214,700羽 | | | | | | | |
| 鶏伝染性疾病検査羽数 | 252,700羽 | | | | | | | |
| ニューカッスル病検査 | 白血病 | マレック病 | マイコプラズマ病 | | | | | |
| 伝染性喉頭気管炎 | 伝染性コリーザー | 伝染性気管支炎 | | | | | | |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|-------|---------|---------|
| | | 円 | 円 | 円 |
| 6 | 6 | | | |
| 6 | 6 | | | |
| 6 | 6 | | | |
| 6 | 6 | | | |
| 6 | 6 | | | |
| 6 | 6 | | | |

施 策 の 成 果 の 説 明

(2)養蜂振興法並びに大阪府条例蜜蜂飼育の規則に関する府条例による飼育届出件数並びに転飼許可件数、次のとおり。

| | | |
|--------------|-----|------|
| 養蜂業者届出 | 14件 | 265群 |
| 府条例届出(アマチュア) | 8件 | 21群 |
| 転飼許可 | 17件 | 614群 |

(3)畜産コンサルタント事業

多頭羽飼養による生産性の高い家畜経営の健全な発展を助長し、もって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るために、次のとおり指定され受診した。

| | | | |
|-----------|----|------|------|
| 酪農 一般診断事業 | 継続 | 池田下町 | 宇沢年光 |
| " | 新規 | 小田町 | 轟 忠春 |
| 養鶏 一般診断事業 | 新規 | 井ノ口町 | 吉田留雄 |

(4)畜産公害対策

1. 酪農

(1)糞尿の衛生的活用と処理の合理化を計るため、次のとおり機械器具を設置した。

| 事業主体 | 名 称 | 型 式 ・ 規 格 ・ 能 力 | 数 量 | 事 業 費 | 経 費 の 内 訳 | |
|---------------------------|----------------|---|-----|-----------|-----------------------------|----------------|
| | | | | | 大 阪 府 畜 産 振 興 会 補 助 金 | 協 議 会 負 担 金 |
| 和 泉 市 酪 農 振 興 協 議 会 | 小 型 四 輪 貨 物 | ダイハツ ガソリン 1.600 cc SV174 | 1 | 665,000 円 | 円 | 円 |
| | スイコー 大型タンク | TLタンク 1,000ℓ 40Aフィッティング 40Aホールバルブ | 1 | 41,500 | | |
| | アマゾン ポンプ | 高圧力自吸式ポンプ YSE-25 吸水量 120ℓ/min 吸水揚程 6m 吐水揚程 30m | 1 | 28,000 | 610,000 | 614,000 |
| | ビニール ホース | 3/4 合成ビニールホース 150m 接手 | 1 | 12,500 | | |
| | クボタ 耕うん機 | K1500-22・120 12馬力エンジン9Aチイゼル | 1 | 477,000 | | |
| | 計 | | 5 | 1,224,000 | 610,000 | 614,000 |

施 策 の 成 果 の 説 明

(ウ)糞尿処理省力化と省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ、畜産経営の安定を計るため、実験的に次のとおり乾燥装置を設置した。

| 設置場所 | 事業主体 | 事業量 | 事業費 | 経費の内訳 | |
|-------------------|----------------|---|----------------|--------------|--------------|
| | | | | 大阪府畜産振興会補助金 | 協議会負担金 |
| 和泉市 阪本町 479 | 和泉市酪農 振興協議会 | 全自動ロータリー式乾燥装置 ビニルハウス一式 5.45×5.8m 316.1㎡ 基礎 319㎡ 機械器具 全ロータリー式乾燥機 20型 電気工事 | 円 1,985,800 | 円 960,000 | 円 975,800 |

2.養鶏

鶏糞処理の省力化と鶏舎汚水の悪臭、水路汚染を防止するため次のとおり乾燥装置並びに浄化槽を設置した。

| 設置場所 | 事業主体 | 事業費 | 事業費 | 経費の内訳 | |
|----------------------------|---------------------|---|-------------------------------|----------------|----------------|
| | | | | 大阪府畜産振興会補助金 | 組合負担金 |
| 和泉市 浦田町 540 541-1 | 城之前 養鶏組合 | 建物 作業場 木造スレート葺平家建 40.74㎡ 全自動ロータリー式乾燥装置 ビニルハウス一式 4.5×22m 99㎡ 基礎 79.2㎡ 機械器具 全自動ロータリー式乾燥機 15型 ファン ZV 800 電気工事 | 円 870,850 1,324,000 | 円 1,090,000 | 円 1,104,850 |
| | | 小 計 | 2,164,850 | 1,090,000 | 1,104,850 |
| 和泉市 内田町 1,510 | 堺市養鶏 農業協同 組 合 | トーコール式浄化槽 トーコール槽工事 沈殿槽 12㎡ 集合槽 1㎡ トーコール槽 13㎡ バツキ槽 3000kg/H 6.2t槽 | 2,600,000 | 1,300,000 | 1,300,000 |
| | | 小 計 | 2,600,000 | 1,300,000 | 1,300,000 |
| | | 計 | 4,794,850 | 2,390,000 | 2,404,850 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|-------------------|------------|------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 土地改良及び 防災ため池対策 | 60,143,000 | 59,577,984 | 地元分担金 6,601,100 府補助金 18,534,300 府委託金 160,000 市 債 13,000,000 一般財源 21,282,584 |

施 策 の 成 果 の 説 明

3.家畜養の農地環元を促進すると共に地力の向上、耕種農家の生産費の節減と畜産農家の環境を整備するため、次のとおり集積所並びに輸送機械器具を設置する。

| 設置場所 | 事業主体 | 事業量 | 数量 | 事業費 | 経費の内訳 | |
|-------------------|------|--------------------------|----|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | 大阪府畜産振興会補助金 | 組合負担金 |
| 和泉市九鬼町 312 | 横山農協 | 鉄筋ブロック平家建 28㎡ | 1 | 700,000 円 | 3,210,000 円 | 3,220,000 円 |
| 和泉市善正町 386 | ” | 一部ブロック平家 スレート葺 24㎡ | 1 | 600,000 円 | | |
| 和泉市岡町 160 | ” | 鉄筋ブロック平家建 70㎡ | 1 | 1,750,000 円 | | |
| 和泉市北田中 町 381-1 | ” | 鉄骨ブロック平家 スレート葺 100㎡ | 1 | 2,000,000 円 | | |
| 和泉市北田中 町 204-3 | ” | 三菱ミニダンプT131 DS350K 横取 | 3 | 1,380,000 円 | | |
| | | 計 | | 6,430,000 円 | 3,210,000 円 | 3,220,000 円 |

(5)ニューカッスル病発生予防と鶏病自衛防疫体制を強化するため、次のとおり補助金を交付した。

和泉市鶏病自衛防疫促進協議会 180,000 円

近代的農業の発展に伴い機械化農業の推進により土地基盤整備が重視され、経営の合理化及び近代的農業に改善するため、次の事業を実施した。

1. 府単独土地改良事業（農道）

| 工事名 | 事業量 | 受益面積 | 受益戸数 | 事業費 | 財源内訳 | | |
|-------|----------|---------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | 府補助金 | 地元分担金 | 一般財源 |
| 才之前農道 | 116.00 m | 8.58 ha | 22 戸 | 9,000,000 円 | 4,500,000 円 | 1,350,000 円 | 3,150,000 円 |
| 薬生農道 | 60.40 | 3.50 | 16 | 9,872,000 | 4,936,000 | 1,480,800 | 3,455,200 |
| 計 | 176.40 | 12.08 | 38 | 18,872,000 | 9,436,000 | 2,830,800 | 6,605,200 |

施 策 の 成 果 の 説 明

2. 府単独土地改良事業（水路）

| 工 事 名 | 事 業 量 | 受 益 面 積 | 受 益 戸 数 | 事 業 費 | 財 源 内 訳 | | |
|-----------|--------------------|--------------------|-----------------|------------------------|----------------------|------------------------|----------------------|
| | | | | | 府 補 助 金 | 地 元 分 担 金 | 一 般 財 源 |
| 内 田 水 路 | 85.20 ^m | 8.13 ^{ha} | 25 ^戸 | 2,000,000 ^円 | 600,000 ^円 | 1,000,000 ^円 | 400,000 ^円 |
| 小 南 水 路 | 122.50 | 3.82 | 30 | 1,423,000 | 426,900 | 711,500 | 284,600 |
| 三 林 中 水 路 | 105.30 | 3.10 | 9 | 1,235,000 | 370,500 | 752,000 | 112,500 |
| 計 | 313.00 | 15.05 | 64 | 4,658,000 | 1,397,400 | 2,463,500 | 797,100 |

3. 府単独土地改良調整事業（水路）

| 工 事 名 | 事 業 量 | 受 益 面 積 | 受 益 戸 数 | 事 業 費 | 財 源 内 訳 | | |
|---------|--------------------|-------------------|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| | | | | | 府 補 助 金 | 寄 附 金 | 一 般 財 源 |
| 前 代 水 路 | 97.00 ^m | 9.0 ^{ha} | 13 ^戸 | 4,651,000 ^円 | 2,325,500 ^円 | 1,395,300 ^円 | 930,200 ^円 |

4. 府単独洪水防除事業（水路）

| 工 事 名 | 事 業 量 | 受 益 面 積 | 事 業 量 | 財 源 内 訳 | | |
|---------|--------------------|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------|
| | | | | 府 補 助 金 | 寄 附 金 | 一 般 財 源 |
| 伯 太 水 路 | 49.00 ^m | 29.0 ^{ha} | 2,910,000 ^円 | 1,455,000 ^円 | 1,455,000 ^円 | |

5. 府単独老朽ため池事業

| 工 事 名 | 事 業 量 | 受 益 面 積 | 受 益 戸 数 | 事 業 費 | 財 源 内 訳 | | |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | 府 補 助 金 | 地 元 分 担 金 | 一 般 財 源 |
| 浦 田 今 池 | 70.00 ^m | 4.93 ^{ha} | 36 ^戸 | 4,604,000 ^円 | 2,762,400 ^円 | 920,800 ^円 | 920,800 ^円 |
| 箕 形 今 池 | 43.00 | 3.82 | 30 | 1,930,000 | 1,158,000 | 386,000 | 386,000 |
| 計 | 113.00 | 8.75 | 66 | 6,534,000 | 3,920,400 | 1,306,800 | 1,306,800 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|---------|---------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| 000100 | 000100 | | | |
| 000101 | 000101 | | | |
| 000102 | 000102 | | | |
| 000103 | 000103 | | | |
| 000104 | 000104 | | | |
| 000105 | 000105 | | | |
| 000106 | 000106 | | | |
| 000107 | 000107 | | | |
| 000108 | 000108 | | | |
| 000109 | 000109 | | | |
| 000110 | 000110 | | | |
| 000111 | 000111 | | | |
| 000112 | 000112 | | | |
| 000113 | 000113 | | | |
| 000114 | 000114 | | | |
| 000115 | 000115 | | | |
| 000116 | 000116 | | | |
| 000117 | 000117 | | | |
| 000118 | 000118 | | | |
| 000119 | 000119 | | | |
| 000120 | 000120 | | | |
| 000121 | 000121 | | | |
| 000122 | 000122 | | | |
| 000123 | 000123 | | | |
| 000124 | 000124 | | | |
| 000125 | 000125 | | | |
| 000126 | 000126 | | | |
| 000127 | 000127 | | | |
| 000128 | 000128 | | | |
| 000129 | 000129 | | | |
| 000130 | 000130 | | | |
| 000131 | 000131 | | | |
| 000132 | 000132 | | | |
| 000133 | 000133 | | | |
| 000134 | 000134 | | | |
| 000135 | 000135 | | | |
| 000136 | 000136 | | | |
| 000137 | 000137 | | | |
| 000138 | 000138 | | | |
| 000139 | 000139 | | | |
| 000140 | 000140 | | | |
| 000141 | 000141 | | | |
| 000142 | 000142 | | | |
| 000143 | 000143 | | | |
| 000144 | 000144 | | | |
| 000145 | 000145 | | | |
| 000146 | 000146 | | | |
| 000147 | 000147 | | | |
| 000148 | 000148 | | | |
| 000149 | 000149 | | | |
| 000150 | 000150 | | | |
| 000151 | 000151 | | | |
| 000152 | 000152 | | | |
| 000153 | 000153 | | | |
| 000154 | 000154 | | | |
| 000155 | 000155 | | | |
| 000156 | 000156 | | | |
| 000157 | 000157 | | | |
| 000158 | 000158 | | | |
| 000159 | 000159 | | | |
| 000160 | 000160 | | | |
| 000161 | 000161 | | | |
| 000162 | 000162 | | | |
| 000163 | 000163 | | | |
| 000164 | 000164 | | | |
| 000165 | 000165 | | | |
| 000166 | 000166 | | | |
| 000167 | 000167 | | | |
| 000168 | 000168 | | | |
| 000169 | 000169 | | | |
| 000170 | 000170 | | | |
| 000171 | 000171 | | | |
| 000172 | 000172 | | | |
| 000173 | 000173 | | | |
| 000174 | 000174 | | | |
| 000175 | 000175 | | | |
| 000176 | 000176 | | | |
| 000177 | 000177 | | | |
| 000178 | 000178 | | | |
| 000179 | 000179 | | | |
| 000180 | 000180 | | | |
| 000181 | 000181 | | | |
| 000182 | 000182 | | | |
| 000183 | 000183 | | | |
| 000184 | 000184 | | | |
| 000185 | 000185 | | | |
| 000186 | 000186 | | | |
| 000187 | 000187 | | | |
| 000188 | 000188 | | | |
| 000189 | 000189 | | | |
| 000190 | 000190 | | | |
| 000191 | 000191 | | | |
| 000192 | 000192 | | | |
| 000193 | 000193 | | | |
| 000194 | 000194 | | | |
| 000195 | 000195 | | | |
| 000196 | 000196 | | | |
| 000197 | 000197 | | | |
| 000198 | 000198 | | | |
| 000199 | 000199 | | | |
| 000200 | 000200 | | | |
| (2) 林業費 | 林業振興対策 | 28,890,000 | 28,885,471 | 負担金 5,445,000 府補助金 22,076,000 一般財源 3,814,471 |
| 000201 | 000201 | | | |
| 000202 | 000202 | | | |
| 000203 | 000203 | | | |
| 000204 | 000204 | | | |
| 000205 | 000205 | | | |
| 000206 | 000206 | | | |
| 000207 | 000207 | | | |
| 000208 | 000208 | | | |
| 000209 | 000209 | | | |
| 000210 | 000210 | | | |
| 000211 | 000211 | | | |
| 000212 | 000212 | | | |
| 000213 | 000213 | | | |
| 000214 | 000214 | | | |
| 000215 | 000215 | | | |
| 000216 | 000216 | | | |
| 000217 | 000217 | | | |
| 000218 | 000218 | | | |
| 000219 | 000219 | | | |
| 000220 | 000220 | | | |
| 000221 | 000221 | | | |
| 000222 | 000222 | | | |
| 000223 | 000223 | | | |
| 000224 | 000224 | | | |
| 000225 | 000225 | | | |
| 000226 | 000226 | | | |
| 000227 | 000227 | | | |
| 000228 | 000228 | | | |
| 000229 | 000229 | | | |
| 000230 | 000230 | | | |
| 000231 | 000231 | | | |
| 000232 | 000232 | | | |
| 000233 | 000233 | | | |
| 000234 | 000234 | | | |
| 000235 | 000235 | | | |
| 000236 | 000236 | | | |
| 000237 | 000237 | | | |
| 000238 | 000238 | | | |
| 000239 | 000239 | | | |
| 000240 | 000240 | | | |
| 000241 | 000241 | | | |
| 000242 | 000242 | | | |
| 000243 | 000243 | | | |
| 000244 | 000244 | | | |
| 000245 | 000245 | | | |
| 000246 | 000246 | | | |
| 000247 | 000247 | | | |
| 000248 | 000248 | | | |
| 000249 | 000249 | | | |
| 000250 | 000250 | | | |

施 策 の 成 果 の 説 明

6. 市単独土地改良事業

農業用施設で改修、新設を必要とするが規模が小さく、国又は府補助基準に達しないため市単独でこれ等の事業を採択した。その内容は次のとおりである。

| 工種別 | 件数 | 事業量 | 受益面積 | 受益戸数 | 実施設計額 | 市補助金 |
|-----|------|------------|----------|------|-------------|-----------|
| 農道 | 10 件 | 1,057.15 m | 32.11 ha | 81 戸 | 2,755,000 円 | 688,750 円 |
| 水路 | 5 | 207.90 | 15.63 | 45 | 1,747,000 | 349,400 |
| 計 | 15 | 1,265.05 | 47.74 | 126 | 4,502,000 | 1,038,150 |

7. 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農村環境の改善に資することを目的とする。「事業主体は大阪府で実施する。」

| 工事名 | 用地費 | 用地買収内訳 | 工事雑費 | 事務雑費 | 事業費 | 市負担金 |
|-------|--------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 松尾山農道 | 43,988,557 円 | 67筆40戸 8,969.46㎡ | 3,045,000 円 | 1,250,000 円 | 48,288,557 円 | 17,138,000 円 |

森林のもつ社会的公益性を考慮し、育林保護と林地の保全の立場に立って林業生産の増大と、林業経営の改善を図るため林業生産基盤の整備に重点をおき、林道網の整備、早期育成林業経営の促進をおこなった。又、林産物の需要拡大のためタケノコ加工場を設置し、共同加工、共同出荷の促進を期した。

(1) 林道開設事業

| 工事名 | 工事箇所 | 事業量 | 受益面積 | 受益戸数 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | |
|---------------------|------------|----------------------|---------|------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | | | 府補助金 | 地元負担金 | 一般財源 |
| (国補) 宮の谷 林道開設 | 父鬼町 宮の谷 | L= 833 m W= 4.0 m | 2.07 ha | 60 戸 | 18,550,000 円 | 14,840,000 円 | 1,855,000 円 | 1,855,000 円 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|------------------|---------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ⑦ 商工費 (1) 商工費 | 商工振興対策 | 37,721,000 | 36,689,485 | 府補助金 1,562,320 一般財源 35,127,165 |

施 策 の 成 果 の 説 明

(2) 近郊林業構造改善事業

| 事業種目 | 事業箇所 | 事業主体 | 事業量 | 受益面積 | 受益戸数 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | |
|----------------------------|------------|-------------------|------------------------|------|------|----------------|----------------|---------|----------------|--------------|
| | | | | | | | 府 補 助 金 | 市 補 助 金 | 地 元 負 担 金 | 一 般 財 源 |
| 林道開設 | 父鬼町 宮の谷 | 和泉市 | L = 175 m W = 3.60m | 2.07 | 60 | 円 5,412,000 | 円 3,180,000 | 円 | 円 1,590,000 | 円 642,000 |
| 特認事業 筍加工場 設 置 | 久井町 | 久井筍 加工共 同組合 | 鉄骨スレー ト 1棟 134㎡ | 3.0 | 5 | 5,370,000 | 3,000,000 | 500,000 | 1,870,000 | |
| 特認事業 筍運搬 施設設置 | 春木 川 町 | 春木川 筍生産 協業体 | 運搬施設 402㎡ 機動車 3台 | 3.0 | 5 | 1,540,000 | 924,000 | 154,000 | 462,000 | |
| 早期育成 林業経営 の促進 事 業 | 父鬼町 | 南横山 造 林 協業体 | 植林 3.0 ha 施肥 3.0 ha | 3.0 | 4 | 150,000 | 90,000 | 15,000 | 45,000 | |
| 計 | | | | | | 12,472,000 | 7,194,000 | 669,000 | 3,967,000 | 642,000 |

1. 商工業振興対策審議会の設置

“人間回復のまちづくり”の理念に基づき長期的視野にたった地場産業及び地域商業の振興対策を樹立するため市議会、学界、業界行政等の英知を集め、昨年11月19日当審議会を設置諮問した。

なお、答申は昭和50年3月末を目途とする。

2. 商業共同施設奨励補助事業

商業環境の整備により地元購買力の吸引を図りもって商業の振興に資するため商業団体が行う共同施設設置事業に対し、その経費の一部を助成した。

4組合 助成金 1,030,000円

3. 商工ニュースの発行

市内事業所に対し、施策の周知及び情報の提供を行うことにより経営の指針とするため市、商工会共同発行の機関紙「商工ニュース」を本年度より発行した。

施 策 の 成 果 の 説 明

4. 技能習得事業

同和対策の一環として地域住民の近代産業の就職を容易にしその職業の安定とともに生活向上を図るため下記事業を実施した。

| | |
|--------------|-----|
| 自動車技能習得者 | 30名 |
| 自動車技能習得者生活保障 | 11名 |

5. 商工業者の育成指導

最近のわが国内外の厳しい経済環境にかんがみ、中小企業者のとるべき方向性と適時適切な経営指針樹立に資するため商工業者を対象に、中小企業者の進路等についてゼミナールを実施した。

又、商工業者の経営相談として府立商工相談所との提携により市内5ヶ所で移動商工相談を実施した。

6. 消費者対策

- イ) 市内消費者の苦情処理体制を整備充実するため本年度消費者相談員を5名設置した。
- ロ) 昨年の異常物価の高騰により生活必需物資並びに流通及び消費に関する緊急事態に対処するため、しょう油・小麦粉のあっせんをし、物価等の調査を行うとともに生活物資対策本部を設置した。
- ハ) 消費者問題に関する基礎的知識を習得させ、地域の消費活動の促進を図るため消費生活リーダー養成講座に22名参加した。

7. 観光対策

観光地のPRとして恒例のさくら・もみじ祭を実施するとともに観光地案内板を設置し、ハイキングコースの標示板の整備のほか槇尾山・松尾寺にさくら350本を植樹した。

8. 計量器事業

計量法に基づき市内商工業が使用している計量器1686台を対象に府の協力を得て定期検査を実施した。

又、消費者に日常の消費物資の計量知識を高めるため、計量推進市場を市内小売市場に4ヶ所設置し正量取引の適正化推進を図るとともに消費者の会婦人団体の協力を得て商品量目調査を実施した。

9. 特産品の販路開拓

地場産業の製品並びに特産品を広く普及宣伝するとともに販路開拓を図るため府下31市共催により、熊本県大洋デパートで展示即売を行った。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 雇 用 対 策 | 2,141,000 | 2,084,985 | 一般財源 2,084,985 |
| | 金 融 対 策 | 35,896,000 | 35,558,360 | 市 債 15,000,000 一般財源 20,558,360 |

施 策 の 成 果 の 説 明

10. 商工団体育成助成策の一環として次のとおり補助金を交付した。

| | | |
|------------|-----|------------|
| 小規模事業対策指導員 | 補助金 | 2,027,000円 |
| 中小企業輸出振興促進 | " | 270,000円 |
| 和泉市観光協会 | " | 1,000,000円 |
| 和泉市商店連合会 | " | 200,000円 |
| 「商工ニュース」 | 負担金 | 640,000円 |

求人対策

若年労働力の需給関係の窮迫化にかんがみ、各事業所の要望する若年労働力の確保と雇用促進を図るため、九州主要供給県の公共職業安定所を歴訪し、前年度の就職あっせんに対する謝意と市の産業PR企業の受入体制、現地の新規学卒者の就職希望状況聴取等により、一層の求人協力方を依頼した。

定着対策

労働力の定着確保を図るため、新規就職者の激励大会をかね野外活動（参加者130名）並びに市内中小企業に働く従業員を対象に永年勤続者表彰（表彰者110名）を実施した。又、若年労働者を対象にリクリエーション大会を実施した。

① 金融あっせん

産業振興の一環として中小企業に対する信用補完により経営安定と円滑化に資するため、国・府・市の制度、融資のあっせん指導を行い商工業者の経済的地位の向上に努めた。なお、本年度の融資あっせん状況は次のとおりである。

| | | |
|-------------|------|-----------|
| ○ 市単独あっせん融資 | 35件 | 35,500千円 |
| ○ 府常時あっせん融資 | 296件 | 416,800千円 |
| ○ 長期設備融資 | 11件 | 77,000千円 |
| ○ 長期運転融資 | 13件 | 39,500千円 |
| ○ 夏期特別融資 | 6件 | 34,400千円 |
| ○ 年末 " | 17件 | 92,400千円 |
| ○ 安定 " | 38件 | 25,200千円 |
| ○ 緊急 " | 48件 | 65,000千円 |
| 計 | 464件 | 785,800千円 |

② 漁介類汚染対策融資及び利子、保証料の一部負担、水銀又はP・C・Bによる汚染問題で経営に著しく支障を生じた中小企業者に対し府の融資あっせんを行なうとともに経営の安定を図るため市が利子及び保証料の一部を助成した。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|---------|-------------|-------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ⑧ 土木費 | | | | |
| (2) 道路橋梁費 | 道路維持補修 | 169,548,000 | 168,990,724 | 府補助金 10,500,000 受託事業収入 68,025,230 市 債 58,500,000 一般財源 31,965,494 |

施 策 の 成 果 の 説 明

③ 同和金融公社への貸付

同和地区産業の振興と中小企業者の経営の安定を図るため同和金融公社へ15,000,000円の貸付をした。

近年の急激な人口増加と産業の発展は、必然的に交通量の増加を生み、これに伴い道路網の整備、特に幹線道路から一般生活道路に至るまでの機能的に活用できる道路網の整備が要求されておりますが、これらの事業費が膨大であるところから予算面を考慮し交通実情に即応した新設を逐次行うと共に現有道路の最大限利用の向上を計る為、測溝新設、法敷高上等による拡巾並びに舗装改修等により、狭隘損耗度の甚しい道路の整備に努めると共に大阪カス等民間会社が行う掘削後の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止対策として損傷ヶ所の補修も施行し交通に支障なきよう努めた。

主な施策の成果は次のとおりである。

| | | |
|---------------|-----|---------------------------|
| 焼津池田下線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 1,088m 20,940,000円 |
| 唐国箕形線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 460m 19,000,000円 |
| 仏並坪井線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 382m 5,700,000円 |
| 山直中線舗装附帯工事 | 工事長 | ℓ~ 1,081.5m 9,407,000円 |
| 納花山原石尾線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 560m 7,395,000円 |
| 仏並坪井線路側改修工事 | 工事長 | ℓ~ 241.7m 7,441,000円 |
| 唐国南池田線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 280m 3,399,000円 |
| 信太1号線道路舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 3,110m 14,296,000円 |

施 策 の 成 果 の 説 明

| | | |
|----------------|-----|-----------------------------|
| 信太63号線道路舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 290 m 4,369,000 円 |
| 松尾寺塔原線改築工事 | 工事長 | ℓ~ 46.3 m 3,792,000 円 |
| 北池田2号線路面復旧工事 | 工事長 | ℓ~ 363.6 m 3,696,000 円 |
| 北池田5号線路肩補修工事 | 工事長 | ℓ~ 117.15 m 1,300,000 円 |
| 北池田45号線舗装附帯工事 | 工事長 | ℓ~ 164 m 2,700,000 円 |
| 北池田48号線舗装附帯工事 | 工事長 | ℓ~ 130 m 3,728,000 円 |
| 府中阪本線路面復旧工事 | 工事長 | ℓ~ 447 m 3,390,000 円 |
| 伯太久米田線歩道新設工事 | 工事長 | ℓ~ 66 m 2,700,000 円 |
| 松尾寺塔原線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 440 m 5,590,000 円 |
| 仏並坪井線路側改修工事 | 工事長 | ℓ~ 200 5,000,000 円 |
| 伯太久米田線舗装新設工事 | 工事長 | ℓ~ 530 m 4,934,000 円 |
| 納花山原石尾線舗装附帯工事 | 工事長 | ℓ~ 1,061.4 m 4,492,000 円 |
| 今在家島池線舗装工事 | 工事長 | ℓ~ 376.3 m 4,494,000 円 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|------------|----------|-------------|-------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 道路新設改良 | 31,040,000 | 15,771,172 | 府補助金 7,500,000 市 債 2,400,000 一般財源 5,871,172 |
| | 環境改善施設整備 | 129,960,000 | 123,851,860 | 府補助金 95,428,720 市 債 28,000,000 一般財源 423,140 |
| (3) 河川及水路費 | 河川及水路改修 | 20,488,000 | 13,538,373 | 府補助金 3,000,000 市 債 4,000,000 一般財源 6,538,373 |

施 策 の 成 果 の 説 明

| | | | |
|-------------------|-----|----------|------------|
| 岡坪井線舗装工事 | 工事長 | ℓ~230m | 3,748,000円 |
| 小田牛神線路面復旧工事 | 工事長 | ℓ~286.4m | 2,684,000円 |
| 繁和住宅10・11号線路面整備工事 | 工事長 | ℓ~28.5m | 1,450,000円 |

府道泉大津粉河線（池田下町）と府道父鬼和気線（唐国町）を南北に結ぶ唯一の幹線道路として沿道には多種の企業が進出し開発が著しく、これにより予想される、人口・交通量の増加に対応して、すでに45年～47年度とその拡巾を見越し、槇尾川横断の泰成橋かけかえも完成継続事業として現在用地買収と並行して改良工事が進んでおります。48年度事業は次のとおりです。

| | | | |
|-----------|-------|----------|------------|
| 唐国池田線新設工事 | 工事長 | ℓ 297.6m | 8,800,000円 |
| | 用地買収費 | 311㎡ | 6,694,025円 |
| | 物件補償費 | 1件 | 250,000円 |

環境改善整備事業の一環として、府道泉南線の交通渋滞の緩和を計ると共に商業センターと並行線の役割も果たすべく計画し本年度は幸泉大津線から信太29号線までの用地買収もほとんど完了し、築造工事が急務とされている。

| | | | |
|-------------|-------|---------|--------------|
| 阪和東側1号線新設工事 | 用地買収費 | 2180㎡ | 111,385,702円 |
| 地区内1号線新設工事 | 用地買収費 | 186.89㎡ | 12,219,738円 |
| 事故線越額 | | | 5,900,000円 |

最近に於ける宅地開発の急激化によって、降雨時における流出速度の増大がみられ、その都度周辺及び末端水路において局地的な溢水事故の発生、土砂くずれ等による災害を融発しておりこれらの解消を図る為、次のような水路改修を行なった。

| | | | |
|-----------|-----|---------|------------|
| 槇尾川護岸改修工事 | 工事長 | ℓ~26.3m | 1,973,000円 |
|-----------|-----|---------|------------|

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|----------|--------------------|-------------|-------------|--|
| | | 円 | 円 | 円 |
| (4)都市計画費 | 公共下水道基本調査及計画決定事務委託 | 10,000,000 | 10,000,000 | 市 債 9,000,000 一般財源 1,000,000 |
| | 公園整備事業 | 158,800,000 | 158,683,843 | 国庫補助金 35,400,000 府補助金 14,000,000 市 債 90,900,000 一般財源 18,383,843 |

施 策 の 成 果 の 説 明

| | | | |
|---------------|-------|---------|------------|
| 王子川水系U型側溝工事 | 工事長 | ℓ-10.0m | 1,000,000円 |
| 池田下町水路第2期改修工事 | 工事長 | ℓ-97m | 3,097,000円 |
| 東松尾川改修工事 | 用地買収費 | 1,240㎡ | 6,460,437円 |

最近都市化の進展により、河川、水路、湖沼、海域の水質汚染と生活環境の悪化が激しくなりこれらの防止と浄化が強く要請されてきた、多年の懸案であった南大阪湾岸流域下水道を広域行政として大阪府より、昭和49年3月計画決定がなされ、いよいよ流域幹線並びに処理場建設の事業着手へ向っており、本市においてこれの関連公共下水道の整備が急務であり流域面積約3,851haについて都市計画の決定を受けるべく、準幹線、枝線の管網を配し基本計画の作業を行ったものである。

公園については市民の生活環境の向上を主とし、自然景観緑地の保全、レクリエーションなど機能の総合的な発揮をはかるよう各種用途に応じた児童公園、近隣公園、一般公園など継続的に配置し、市民の利用に供するものとし計画的に配置を行い整備を計るもので、48年度は次の事業を行った。

1. 黒鳥山公園

黒鳥山公園は本市の中心市街地の丘陵にあり、市街地の一園と大阪湾が展望され、人口急増により公園利用者も増加するに鑑み本公園を整備し市民のレクリエーション憩いの場所とし、継続事業としてタマイブキ・桜等680本の植栽、カラー舗装1,171㎡、擁壁63.5m等を行った。

工事費 9,367,000円

2. 松尾寺公園

自然的景勝にあり古寺として由緒深い松尾寺周辺を松尾寺公園とし、継続事業として園路400m、右積工105.1m長ベンチ5ヶ所、円型テーブル2ヶ所等を行った。

工事費 4,666,000円

3. 肥子池公園

既成市街地で、和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について、本池処分にかかわり公園用地として取得することとなり、本年度は用地買収3,126㎡ 14,229,4037円の事業を行った。

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|-------------|-------------|---|
| | 街 路 事 業 | 101,499,000 | 101,415,504 | 円 負担金 32,662 国庫補助金 45,000,000 府補助金 14,000,000 市 債 28,000,000 一般財源 14,382,842 |
| | 浸水対策事業 | 17,992,000 | 10,481,425 | 円 府補助金 5,200,000 市 債 3,700,000 一般財源 1,581,425 |

施 策 の 成 果 の 説 明

近年急激な人口増加と産業の発展に伴う自動車の保有台数増加により交通量は益々増大しており、これに対するため幹線道路網の整備及び既存幹線道路の高能率化と住民の生活利便の増進と秩序ある市街地の形成のため、次の事業を行った。

1. 和泉中央線

交通量の増大と中央丘陵の開発により現在の道路巾員は狭小のため、交通混乱が生じることは必至であり、将来の交通に対処するために昭和41年度より認可区間1,600m、巾員20mをもって本道路の事業化を計ったが、継続工事として本年度榎尾川の橋梁延長46,69mの上部構造（主桁製作22本同架設、アルミ高欄、橋面舗装、親柱）を工費40,000,000円で施工と47年度繰越工事として下部構造（橋脚及び橋台の一部と取付道路）の工費6,974,000円計46,974,000円をもって施工し、また開発公社により先行取得をなしている用地1,026.20㎡について、22,607,083円をもって買戻し合計69,581,083円の事業を行った。

2. 和泉府中北通線

本道路は和泉府中駅より北へ白太町の市街地を結ぶ唯一の道路で巾員11mをもって昭和42年より事業着手をなし、用地買収と一部拡巾工事を行っているが、これの継続工事として本年度は、用地買収145.4㎡ 3,426,773円 物件補償4件24,942,125円、計28,368,898円の事業を行った。

近年住宅の需用が増加し、急激に市街化がなされているが本市の市街地の生活污水等、都市排水は従来の農業用水路に依存し、そのほとんどが狭隘な水路のため、一朝豪雨となると市街地は浸水の被害をうけ、環境衛生上憂慮されるものであり早急に都市下水路、公共下水道の整備が必要であり、全体的な基本計画を策定中ではありますが、特に本年度は浸水被害の甚だしい地区について、抜本的に現況排水路の改修計画をなし、次の水路改修を行った。

1. 府中北水路

本水路は府中北地区の主要水路で、阪和線と和泉府中駅北1番踏切りより、下流泉大津側より市道府中阪本線沿い一帯は豪雨時に住宅地が浸水の被害を受けており、また道路の交通が激しいため、現在用水路を歩道として併用出来るよう暗渠となし、管径900% 延長102.40m 工事費4,993,000円をもって施工、本地区の浸水防止に効果を上げた。

2. 1号水路

本排水路は本市北部住宅地の改良事業環境整備の一環として、雨水並びに汚水の排水路を道路整備計画と併せ計画的に施工しようとするもので、本年度は1号道路の起点より管径1,350% 延長67.88m 工事費4,741,000円をもって施工したものであり、これより継続して地区内に向い、排水路の整備を進めて行くものである。

繰越明許費繰越額 7,500,000円

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|---------|----------------------|-------------|-------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 和泉府中駅東西 地区再開発調査 | 11847.000 | 11562.886 | 府補助金 3,000.000 一般財源 8,562.886 |
| | 公共下水道事業 | 78,600.000 | 16,276.720 | 負担金 6,250.000 国庫補助金 5,000.000 府補助金 1,250.000 一般財源 3,776.720 |
| | 観 光 事 業 | 2,120.000 | 2,017.989 | 府補助金 1,000.000 一般財源 1,017.989 |
| (5) 住宅費 | 和泉第1団地建設 事業 192戸分 | 997,129.600 | 804,545.000 | 国庫補助金 224,641.000 府補助金 326,512.000 市 債 30,400.000 既収入特定財源 220,261.000 一般財源 2,731.000 |

施 策 の 成 果 の 説 明

- (調査場所) 和泉市府中町1丁目・8丁目及び肥子町1丁目地区
- (調査目的) 急変する社会情勢に伴い、行政を計画的に運用して地域住民の生活環境の整備の早期促進をはかる為。
- (調査内容)
- 土地建物現況調査
 - 交通通行量調査
 - 施設需要予測調査
 - 基本方針の策定
 - 編集報告書印刷
 - 現況平面測量
 - 第一・第二原図作製 1/500・1/1000

上記調査の結果、基本構想がまとまり今後の和泉府中駅を東西地区における再開発事業はこの基本構想にそって進めて行く。

本事業は住宅市街地開発事業による日本住宅公団の施行による、光明池団地（開発面積約128 ha 計画人口15,000人）の公共下水道事業であります。本年度から昭和50年度完成を計画しており、本年度事業箇所は堺市域内で大阪府企業局の施工する府道泉北4号線に埋設する、甲斐田川雨水幹線を築造するもので、本年度管径2,400mm、延長41.1m、工事費1,190,500,000円をもって住宅公団に委託し施工したものである。

繰越明許費繰越額 62,182,000円

槇尾山公園

金剛生駒国定公園の一部である槇尾山公園は桜の名所として本市民のみではなく、広く府民に親しまれているが、本年度より本公園内に不足している駐車場を建設して、より便利に利用されるようカルバートボックスφ10.8mを行った。

工事費 2,000,000円

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第一期工事として192戸を建設するものであるが物価高騰、資材入手難等で建設工事が遅れ建設費を翌年度に繰越した。

事故繰越額 192,584,000円

工事概要 鉄筋コンクリート 10階建
戸数 3DK 192戸
団地内道路舗装及び付帯工事

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|------------------|------------------------|-------------|-------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 和泉第1団地建設 事業 120戸分 | 446,921,000 | 227,065,000 | 国庫補助金 18,288,700 府補助金 2,142,000 市 債 41,300,000 一般財源 736,000 |
| | 和泉第2団地建設 事業 24戸分 | 463,622,000 | 320,633,382 | 国庫補助金 38,252,000 府補助金 164,677,000 市 債 114,700,000 一般財源 8,004,382 |
| | 一般公営住宅建設 (第二種公営16戸) | 91,553,000 | 35,783,309 | 国庫補助金 9,264,000 市 債 6,400,000 一般財源 20,119,309 |
| ⑨ 消防費 (1) 消防費 | 消防施設整備 | 81,401,000 | 80,809,875 | 国庫補助金 12,445,000 府補助金 4,979,000 |

施 策 の 成 果 の 説 明

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第二期工事として120戸建設費を継続費として設定し建設するものであるが、地元住民との話し合い等で設計が遅れたため工事費を翌年度に繰越した。

継続費繰越額 219,856,000円

工事概要 鉄筋コンクリート

| | | |
|-----|------|------|
| 9階建 | 3DK | 32戸 |
| 9階建 | 3DK | 32戸 |
| 7階建 | 3DK | 36戸 |
| 5階建 | 2LDK | 20戸 |
| 計 | | 120戸 |

設備及び屋外施設

(駐車場・汚水処理場・児童遊園・集塵室)

和泉市北部第一地区改良事業に基づき第二団地建設工事として24戸を建設するものであるが地元住民との話し合い等で設計が遅れ建設費を翌年度に繰越した。

継続費繰越額 142,848,000円

工事概要(計画) 戸数 3DK 24戸

住宅不足に対する施策として市営住宅唐園団地に隣接する市有地に第二種公営住宅16戸を建設するものである。但し丘陵地の開発を伴ったため、関係法手続きに時間を要し工事着工が当初予定よりおくれ建設費を翌年度に繰越した。

繰越明許費繰越額 55,766,000円

工事概要

| | |
|-----------|--------------|
| 鉄筋コンクリート造 | 4階建 |
| 戸数 | 3DK 16戸 |
| ポンプ室 | プロパン庫外柵等附帯工事 |

1. 消防ポンプ自動車購入

建築物の高層化及び都市傾向化に伴う地域開発に対処するため、梯子車及び機動性の高い消防ポンプ自動車を配置した。

梯子車(消防署本署) 1台 39,970,000円

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------|-------|---------|------------|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | 市 債 |
| | | | | 47,900,000 |
| | | | | 一般財源 |
| | | | | 15,485,875 |

施 策 の 成 果 の 説 明

| | | | | |
|-----------|-----------------------------|-------|------------|------------|
| 消防ポンプ自動車 | { 第1分団 第9分団 第2分団唐国班 } | 3台 | 8,100,000円 | |
| 水槽付タンク自動車 | | 消防署本署 | 1台 | 3,917,000円 |

2. 無線機購入

消防ポンプ自動車に横載

| | | |
|-----|----|------------|
| 無線機 | 3台 | 1,350,000円 |
|-----|----|------------|

3. 小型動力ポンプ購入

山林火災に対処し機械力の増強を図った。

| | | |
|---------|----|----------|
| 小型動力ポンプ | 2台 | 930,000円 |
|---------|----|----------|

4. 防火水槽新設

消火栓の配管口径が細く、水槽を設置し水利拡充を図った。

| | |
|-------|------------|
| 旭 町 | 1,600,000円 |
| 幸 町 | 1,633,000円 |
| 王 子 町 | 1,680,000円 |
| 浦 田 町 | 1,500,000円 |
| 池田下町 | 1,750,000円 |

5. 水防倉庫新設

旧水防倉庫が火災により焼失のため消防本部庁舎横に新水防倉庫を新設した。

| | | |
|------------------|----|------------|
| 水防倉庫 (56.3㎡) | 1棟 | 1,948,000円 |
| (コンクリートブロック造平家建) | | |

6. 器具庫新設

老朽化により雨もり等が激しく、そのうえ場所狭少のため器具庫を新設し、消防器具の安全管理をはかる。

| | | |
|-------------|-----|------------|
| 器具庫 (第9分団) | 1ヶ所 | 5,000,000円 |
| ” (平井町・若穂町) | 2ヶ所 | 1,770,000円 |
| ” (唐国町) | 1ヶ所 | 1,300,000円 |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----------|----------------------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ⑩ 教育費 | | | | |
| (1) 教育総務費 | 同和地区就学奨励 同和教育推進補助 | 75,450,000 | 58,111,483 | 府補助金 21,804,000 一般財源 36,307,483 |
| (2) 小学校費 | 伯太小学校増改築 事業 | 22,801,000 | 22,799,835 | 国庫補助金 6,408,000 市 債 8,600,000 一般財源 7,791,835 |
| | 北池田小学校屋内 運動場増改築事業 | 54,126,000 | 54,120,120 | 国庫補助金 7,589,000 市 債 20,500,000 既収入特定財源 500,000 一般財源 25,531,120 |

施 策 の 成 果 の 説 明

義務教育特別就学奨励費 23,036,060円

同和地区小・中学生に対し、教育の機会均等を保障し、差別に打ち勝つ有為な人材を育成する。
小学生 514名 中学生 174名に支給

幸幼稚園奨励費 2,710,748円

同和地区幼児に対し、就学前の段階から心身の発達を保障し、保育の推進を図る。
80名に支給。

高校・大学奨学金入学支度金 22,877,500円

進路保障・教育の機会均等の保障の観点から従来地域及び社会に役立つ人材を育成するため
同和地区生徒の高校・大学への進学率の向上を図る。

高校生 126名 大学生 39名に支給。

就職支度金 1,580,000円

進路保障の観点から同和地区の子弟を近代産業に常用就職させ、その職業の安定を図る。
46名に支給。

以上、各種制度実施の成果は年々向上し、所期の目的を実現しつつある。

伯太小学校は木造危険認定校舎の改築事業に併せ、社会増にともなう不足教室の増築事業を実施した。

事業実施 鉄筋コンクリート造3階建 371㎡

事業効果 普通教室2室 管理諸室

北池田小学校屋内運動場は、危険建物に認定された老朽建物のうえ狭隘な為、国庫補助を抑ぎ今年度において増改築事業を実施した。

事業実施 鉄骨造平家建 736㎡

事業効果 屋内運動場

(47年度事業繰越分を含む)

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|---------------------------|-------------|-------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 横山小学校増改築 事 業 | 90,715,000 | 90,512,300 | 国庫補助金 22,338,000 市 債 42,100,000 一般財源 26,074,300 |
| | 黒 鳥 小 学 校 プ ール 建 設 事 業 | 23,595,000 | 23,526,512 | 国庫補助金 2,070,000 市 債 15,700,000 一般財源 5,756,512 |
| | 鶴山台南小学校 増 築 事 業 | 42,940,000 | 42,890,390 | 国庫補助金 23,590,000 市 債 12,000,000 一般財源 7,300,390 |
| | 和 気 小 学 校 増 築 事 業 | 276,265,000 | 274,108,775 | 国庫補助金 109,358,600 府振興補助金 11,900,000 市 債 87,100,000 一般財源 65,750,175 |
| | 緑ヶ丘小学校 新 増 築 事 業 | 221,392,000 | 219,643,534 | 国庫補助金 65,905,000 市 債 71,500,000 一般財源 82,238,534 |

施 策 の 成 果 の 説 明

横山小学校々舎及び屋内運動場は、危険認定建物でありこれの改築に併せ、校舎については社会増による不足教室の解消の為また、狭隘屋内運動場を増築し児童体位向上に資すべく今年度に於いて国庫補助を押し実施した。

| | 校 舎 | 屋 内 運 動 場 |
|------|----------------------|--------------|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造 3階建 1,092㎡ | 鉄骨造り平家建 459㎡ |
| 事業効果 | 普通教室 8室 図書室 1室 | 屋内運動場 |

黒鳥小学校には水泳プールが設置されていない為、本年度国庫補助を押し新設し児童の体力づくりにより一層の効果が発揮できるよう措置した。

| | |
|------|--------------------|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造 水面積 345㎡ |
| 事業効果 | 25m×13m 6コース 小プール |

鶴山台南小学校は、日本住宅公団が昭和46年度に立替施行した校舎を借用していたが、本年度国庫補助を押し借用建物の一部を買収した。

| | |
|------|--------------------|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造 3階建 850㎡ |
| 事業効果 | 普通教室 7室 |

和気小学校は、国府小学校マンモス化の解消及び大阪府住宅供給公社の住宅建設に対処すべく47年度第1期工事に引き続き今年度第2期工事を実施した。また、新設校で屋内運動場が未整備な為、今年度に於て整備し、児童の教育効果をたかめた。

| | 校 舎 | 屋 内 運 動 場 |
|------|--------------------------------------|-------------|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造 3階建 3,495㎡ | 鉄骨造平家建 702㎡ |
| 事業効果 | 普通教室 19 家庭科室 理科室 音楽室各 1 給食室 下足室 管理諸室 | 屋内運動場 |

緑ヶ丘小学校は、民間開発業者による集団住宅の児童を収容すべく47年度に第1期工事、48年度に第2期工事を実施、校舎建設を完了した。

| | |
|------|--|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造 3階建 3,120㎡ |
| 事業効果 | 普通教室 19室 理科室・音楽室各 1室 下足室 管理諸室 (47年度第1期事業繰越分を含む) |

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|---------|------------------------------|-------------|-------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| (3)中学校費 | 鶴山台北小学校 増 築 事 業 | 54,476,000 | 53,609,347 | 国庫補助金 10,779,800 市 債 20,500,000 一般財源 22,329,547 |
| | (仮設) 青 少 年 会 館 建 設 事 業 | 27,794,000 | 21,496,115 | 市 債 21,480,000 一般財源 66,115 |
| | 信太中学校屋内 運 動 場 増 築 事 業 | 27,475,000 | 27,090,810 | 国庫補助金 7,879,000 市 債 13,600,000 一般財源 6,111,810 |
| | 郷 莊 中 学 校 増 築 事 業 | 286,896,000 | 285,920,473 | 国庫補助金 111,991,600 府振興補助金 14,000,000 市 債 75,000,000 一般財源 84,928,873 |
| (4)幼稚園費 | 南池田幼稚園 新 設 事 業 | 46,793,000 | 45,937,737 | 国庫補助金 8,601,000 市 債 23,500,000 一般財源 13,836,737 |

施 策 の 成 果 の 説 明

鶴山台北小学校は、信太小学校のマンモス化解消策と併せ鶴山台団地の入居にともない団地内の二番目の小学校として昭和47年度新築工事に続き本年度に増築事業を実施した。

事業実施 鉄筋コンクリート造 3階建 484㎡
 事業効果 普通教室2 給食室 管理諸室

同和地区の児童・生徒に学習できる施設を整備し、学習意欲の促進と能力の伸展をはかるために本事業を実施した。

事業実施 プレハブ平家建 269.23㎡
 事業効果 普通教室4室 倉庫 便所 自転車置場

信太中学校は、日本住宅公団が昭和46年度に立替施行した屋内運動場を借用していたが本年度国庫補助を仰ぎ借用建物を買収した。

事業実施 鉄骨造平家建 748㎡
 事業効果 屋内運動場

郷荘中学校は、和泉中学校マンモス化の解消及び大阪住宅供給公社の住宅建設に対処すべく、47年度第1期工事に引き続き今年度第2期工事を実施した。また、新設校で屋内運動場が未整備なため、今年度に於て整備し生徒の体力作りにより、一層の効果を発揮できるよう措置した。

| | 校 | 舎 | 屋 内 運 動 場 |
|------|------------------|--------|---------------|
| 事業実施 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 3,448㎡ | 鉄骨造一部2階建 982㎡ |
| 事業効果 | 普通教室14室 | | 屋内運動場 |
| | 技術室 家庭科室 理科室 美術室 | | |
| | 音楽室 L.L教室 各1室 | | |
| | 管理諸室 | | |

雨池田小学校々区には、公私立とも幼稚園が設置されていないため、保育所の幼稚園化により園児教育がなされてきたが、今年度国庫補助をうけ園児教育の場として幼稚園を新設し、これにより保育所を本来の目的にもどした。

事業実施 鉄筋コンクリート造 平家建 482㎡
 事業効果 普通教室3室 遊戯室 管理諸室

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|---------------------|-------------------|------------|------------|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| ⑩ 災害復旧費 | | | | |
| (1) 農林水産施設 災害復旧費 | 農林水産施設 災 害 復 旧 | 10,636,000 | 10,258,992 | 地元分担金 365,092 地元負担金 319,600 府補助金 5,559,258 府委託金 2,991,000 市 債 800,000 一般財源 224,042 |
| (2) 土木施設 災害復旧費 | 土木施設災害復旧 | 13,967,000 | 13,961,252 | 国庫補助金 9,278,835 市 債 4,400,000 一般財源 282,417 |

000.1

000.2

000.3

000.4

000

000

000

000

000

000

000

000

000

国民健康保険事業特別会計

| 款 項 | 主要施策の名称 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 財 源 内 容 |
|-----|----------|------------------|------------------|---|
| | 国民健康保険事業 | 900,522,000 円 | 890,543,864 円 | 国庫支出金 521,879,217 府支出金 26,980,380 一般財源 331,597,967 (繰上充用金) 10,136,300 円 |

施 策 の 成 果 の 説 明

昭和48年度における国民健康保険事業運営の概要は次のとおりである。

1. 被保険者数 年度末 41,852 年平均 41,305
2. 世帯数 " 12,406 " 12,258
3. 被保険者に全外国人を8月1日から適用
4. 保険給付(葬祭費)2,000円を5,000円に4月1日から改正
5. 被保険者の疾病に係る保険給付の実績は次のとおりである。

| 区 分 | 療 養 の 給 付 | | 療 養 費 | | 計 | |
|-------|-----------|-------------|-------|-----------|---------|-------------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 年 間 | 203,032 | 811,092,947 | 1,371 | 4,523,595 | 204,403 | 815,616,542 |
| 月 平 均 | 16,919 | 67,591,079 | 114 | 376,966 | 17,033 | 67,968,045 |

6. その他の保険給付

| 区 分 | 助 産 費 | | 葬 祭 費 | | 計 | |
|-----|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 年 間 | 829 | 8,290,000 | 191 | 882,000 | 1,020 | 9,172,000 |

昭和 48 年 度

和 泉 市 各 会 計

決 算 審 査 意 見 書

和 泉 市 監 査 委 員

和泉監第36号
昭和49年12月3日

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

昭和48年度和泉市一般会計並びに特別会計
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき審査に付された、昭和48年度和泉市一般会計並びに特別会計の決算及び基金の運用状況に関する審査をしたので次のとおりその結果と意見を提出する。

決 算 審 査 意 見

1. 審査の対象

昭和48年度和泉市一般会計歳入歳出決算

| | |
|---|--------------------|
| 同 | 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 |
| 同 | 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 |
| 同 | 用品調達基金 |
| 同 | 同和更正資金貸付基金 |
| 同 | 財政調整基金 |
| 同 | 土地開発基金 |

2. 審査の方法

市長より送付された前記の各会計の決算及び証書類その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を示す書類について関係部課所管の諸帳簿等と照合し、計数の正否を点検するとともに関係部課長の説明を聴取しそれぞれ収入支出等にかかる経理事務の処理方法及び基金の運用状況の適否等について審査を行なった。

3. 審査の期間

昭和49年11月20日から昭和49年11月25日まで

4. 審査の結果

審査に付された、各会計の決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は地方自治法及び関係法規に準じて調製されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合の結果いずれも正確であり予算の執行についても、おおむね適正に行われているものと認めた。

5. 審査の総括意見

本市一般会計の決算状況についてみた場合、人口の急増、社会経済の進展にともなう行財政需要の多様化に対応するため、決算規模は膨張の一途をたどっており、本年度一般会計歳出決算額は9,840,137千円(対前年比147.1%)となっている。

このうち約50%にあたる4,748,309千円が公共施設の整備拡充のための建設事業費にあてられており、行政水準の確保向上に積極的な努力がはらわれている。一方これら事業の執行財源については、その大半が補助金、市債等の特定財源によってまかなわれているものであるが、市財政の健全化と市民福祉の確保向上を図るためには、これら財源の効果的、重点的な運用を行うとともに、従来からの懸案事項である超過負担の解消についても積極的な努力を払い、財源確保と経費の節減につとめられることを望むものである。

なお、予算執行上、今後の運営について検討留意すべき点は次のとおりである。

- (イ) 予算執行にあたっては、目的別予算編成の原則に基づき適正な執行を行うこと。
- (ロ) 来客用食糧費については、各課により、大きな格差がみられるので、適当な上限額を定め格差の解消を図ること。また、渉外食糧費についても、その目的効果を充分考慮し、執行されたい。
- (ハ) 予算の流用については、財務規則を尊重し、みだりな流用を慎しむこと。
- (ニ) 歳入については、事後調定分を除き、調定と収入行為を明確に区分すること。
- (ホ) 各種団体補助金については、その補助効果活動状況等を充分検討の上、交付決定すること。

審 査 概 要

I 総 括

審査に付された、昭和48年度和泉市決算は一般会計他、2特別会計であるが、これら全会計を合算した決算総額及び前年度に対する比較は次のとおりである。

合計決算額の比較

(単位千円)

| 年 度 | 歳 入 | 歳 出 | 執 行 率 (%) | | 翌年度へ繰越すべき財源 | 歳計残額 |
|-------|------------|------------|-------------|------|-------------|---------|
| | | | 歳 入 | 歳 出 | | |
| 48 | 10,862,262 | 10,742,221 | 91.4 | 90.4 | 101,915 | 18,126 |
| 47 | 7,817,744 | 7,434,064 | 82.9 | 78.6 | 345,971 | 37,709 |
| 増減(△) | 3,044,518 | 3,308,157 | 8.5 | 11.8 | △244,056 | △19,583 |

表にみるとおり、合計決算額に前年度に比して、歳入歳出ともに大幅な増加を示しており、執行率についても、ほぼ順調な執行状況となっている。

しかし、単年度収支では19,583千円の赤字となって表われている。

また、歳計残額を各会計別にみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

| 区 分 | 48年度 | 47年度 | 増減(△)額 |
|------------|----------|----------|----------|
| 一 般 会 計 | 39,800 | 49,104 | △ 9,304 |
| 国民健康保険事業会計 | △ 10,136 | 145 | △ 10,281 |
| 土地区画整理事業会計 | △ 11,538 | △ 11,540 | 2 |
| 合 計 | 18,126 | 37,709 | △ 19,583 |

国民健康保険事業特別会計は単年度収支10,281千円の赤字を生じ、前年度の歳計残額145千円を差し引いた10,136千円が実質収支赤字額となっている。また、一般会計についても単年度収支9,304千円の赤字となっている。

II 一 般 会 計

当初予算額7,990,380千円で補正予算額1,216,490千円継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額1,563,810千円を含め、予算現額10,770,680千円となっている。また、予算現額に対する決算額は、

歳 入 9,981,852 千円
 歳 出 9,840,137 千円

で歳入、歳出差引額141,715千円が歳計剰余金として翌年度へ繰越されている。このうち翌年度へ繰越すべき財源として、継続費通次繰越額19,072千円、繰越明許費繰越額

49,004千円、事故繰越額38,839千円が含まれているので、これらの合計101,915千円を差し引いた39,800千円が実質収支額であり、黒字決算となっている。

本年度決算額を前年度と比較すれば、次表のとおりとなる。

(単位千円)

| 区分 年度 | 決 算 額 | | 形式収支 | 翌年度へ繰越 | 実質収支 |
|----------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|
| | 歳 入 (A) | 歳 出 (B) | (A)-(B) (C) | すべき財源 (D) | (C)-(D) |
| 48 | 9,981,852 | 9,840,137 | 141,715 | 101,915 | 39,800 |
| 47 | 7,084,918 | 6,689,843 | 395,075 | 845,971 | 49,104 |
| 増減(△) | 2,896,934 | 3,150,294 | △253,360 | △244,056 | △9,304 |

1. 歳 入

予算現額10,770,680千円に対し、収入済額9,981,851千円で、予算現額に対する収入率は、92.7%となっている。その内容を各款別にみると次表のとおりである。

款 別 予 算 収 入 率

(単位千円)

| 科 目 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 (%) | 総額対比 (%) |
|-----------------------|------------|-----------|---------|----------|
| 市 税 | 2,120,874 | 2,216,384 | 104.5 | 22.2 |
| 地 方 譲 与 税 | 19,654 | 19,654 | 100.0 | 0.1 |
| 自動車取得税交付金 | 59,038 | 59,038 | 100.0 | 0.6 |
| 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 11,778 | 14,571 | 123.7 | 0.2 |
| 地 方 交 付 税 | 1,516,236 | 1,516,236 | 100.0 | 15.2 |
| 交通安全対策特別交付金 | 11,611 | 11,611 | 100.0 | 0.1 |
| 分 担 金 及 負 担 金 | 94,082 | 89,991 | 95.7 | 0.9 |
| 使 用 料 及 手 数 料 | 62,248 | 55,796 | 89.6 | 0.6 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,953,132 | 1,611,460 | 82.5 | 16.1 |
| 府 支 出 金 | 1,529,999 | 1,314,852 | 85.9 | 13.2 |
| 財 産 収 入 | 256,098 | 246,732 | 96.3 | 2.5 |
| 寄 附 金 | 222,305 | 141,043 | 63.4 | 1.4 |
| 繰 入 金 | 70,400 | 0 | 0 | 0 |
| 諸 収 入 | 664,869 | 624,775 | 94.0 | 6.2 |
| 市 債 | 1,783,737 | 1,664,630 | 93.3 | 16.7 |
| 繰 越 金 | 394,619 | 395,074 | 100.1 | 4.0 |
| 歳 入 合 計 | 10,770,680 | 9,981,852 | 92.7 | 100.0 |

(1) 収入率

表のとおり、予算現額に対する収入率は、寄附金、繰入金等一部を除き、ほぼ順調な収入状況を示している。また、前年度収入率82.9%に比して、本年度92.7%と9.8%の増となっている。

(2) 前年対比

本年度決算額を前年度と比較した場合2,896,933千円(40.9%)と大幅な増加を示している。その内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

| 科 目 | 決 算 額 | | 増 減 (△) | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | 48年度 | 47年度 | 額 | 比率(%) |
| 市 税 | 2,216,384 | 1,597,084 | 619,300 | 38.8 |
| 地 方 譲 与 税 | 19,654 | 18,581 | 1,073 | 5.8 |
| 自動車取得税交付金 | 59,038 | 57,459 | 1,579 | 2.8 |
| 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 14,571 | 11,778 | 2,793 | 23.7 |
| 地 方 交 付 税 | 1,516,236 | 1,155,517 | 360,719 | 31.2 |
| 交通安全対策特別交付金 | 11,611 | 9,087 | 2,524 | 27.8 |
| 分担金及負担金 | 89,991 | 43,575 | 46,416 | 106.5 |
| 使用料及手数料 | 55,796 | 43,517 | 12,279 | 28.2 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,611,460 | 893,231 | 718,229 | 80.4 |
| 府 支 出 金 | 1,314,852 | 755,093 | 559,759 | 74.1 |
| 財 産 収 入 | 246,732 | 173,357 | 73,375 | 42.3 |
| 寄 附 金 | 141,043 | 131,356 | 9,687 | 7.4 |
| 繰 入 金 | 0 | 920 | △ 920 | 0 |
| 諸 収 入 | 624,775 | 471,234 | 153,541 | 32.6 |
| 市 債 | 1,664,630 | 1,500,867 | 163,763 | 10.9 |
| 繰 越 金 | 395,074 | 222,263 | 172,811 | 77.8 |
| 合 計 | 9,981,852 | 7,084,918 | 2,896,934 | 40.9 |

表のとおり、市税、国庫支出金、府支出金等で大幅な増収を示している。このうち、国庫支出金については、対前年度比718,229千円(80.4%)、また、府支出金については559,759千円(74.1%)の増となっているが、これら支出金増加の大半は建設事業量の増加に伴う補助金収入の増加によるものである。

(3) 財源別収入状況

48年度における自主財源、依存財源別の収入内訳は次表のとおりである。

財 源 別 収 入 状 況 表 (単位千円)

| 財 源 別 | 決 算 額 | | 構 成 費 (%) | | 類似都市平均構 成 比 (%) | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-------|--------------------|-------|
| | 48年度 | 47年度 | 48年度 | 47年度 | 48年度 | 47年度 |
| (自主財源) | | | | | | |
| 市 税 | 2,216,384 | 1,597,084 | 22.2 | 22.5 | 39.7 | 38.8 |
| 分 担 金 及 負 担 金 | 89,991 | 43,575 | 0.9 | 0.6 | 1.3 | 1.2 |
| 使 用 料 及 手 数 料 | 55,796 | 43,517 | 0.6 | 0.6 | 1.5 | 1.6 |
| 財 産 収 入 | 246,732 | 173,357 | 2.5 | 2.4 | 1.9 | 3.2 |
| 寄 附 金 | 141,043 | 131,356 | 1.4 | 1.9 | 1.1 | 0.7 |
| 繰 入 金 | 0 | 920 | 0 | 0 | 1.3 | 1.6 |
| 繰 越 金 | 395,074 | 222,263 | 4.0 | 3.1 | 2.1 | 2.1 |
| 諸 収 入 | 624,775 | 471,234 | 6.3 | 6.7 | 9.4 | 8.5 |
| 計 | 3,769,797 | 2,683,306 | 37.8 | 37.8 | 58.3 | 57.7 |
| (依存財源) | | | | | | |
| 自動車取得税交付金 | 59,038 | 57,459 | 0.6 | 0.3 | 0.8 | 0.9 |
| 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 14,571 | 11,778 | 0.2 | 0.2 | 0.9 | 0.7 |
| 地方交付税 | 1,516,236 | 1,155,517 | 15.2 | 16.3 | 11.1 | 10.3 |
| 交通安全対策特別交付金 | 11,611 | 9,087 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 |
| 国庫支出金 | 1,611,460 | 893,231 | 16.1 | 12.6 | 12.7 | 13.1 |
| 府 支 出 金 | 1,314,852 | 755,093 | 13.2 | 10.7 | 5.2 | 4.5 |
| 市 債 | 1,664,630 | 1,500,867 | 16.7 | 21.2 | 11.1 | 12.8 |
| 地方譲与税 | 19,654 | 18,581 | 0.2 | 0.3 | 0.5 | 0.6 |
| 計 | 6,212,054 | 4,401,612 | 62.2 | 62.2 | 42.5 | 42.3 |
| 合 計 | 9,981,852 | 7,084,918 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

② 類似都市とは昭和45年国勢調査人口8万～10万の都市47市の平均構成比を集計したものである。

財源別構成比は前年度と同比率となっているが、その内訳をみると、自主財源では、その根幹である市税が、前年度に比して、金額において6,193,000千円(38.8%)の増加を示しているものの構成比では、逆に0.3%の減少となり、類似都市平均のそれを大きく下廻っている。

また、依存財源においては、国庫支出金、府支出金が前年度に比して、それぞれ大幅な増加を示しており、逆に地方交付税、市債の比重が減少している。

(4) 主な歳入の内容

(イ) 市税

48年度の市税収入状況は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------|
| 予算現額 | 2,120,874,000円 |
| 調定額 | 2,323,007,188円 |
| 収入済額 | 2,216,384,157円 |
| 不納欠損額 | 3,911,087円 |
| 収入未済額 | 102,711,944円 |

これを税目別にみると次表のとおりとなる

市 税 収 入 状 況 表 (単位千円)

| 税 目 \ 区 分 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 対予算比(%) | 対調定比(%) | 不納欠損額 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-------|
| 市 民 税 | 879,292 | 1,021,680 | 958,158 | 108.9 | 93.7 | 2,214 |
| 固 定 資 産 税 | 773,003 | 793,151 | 768,642 | 99.4 | 96.9 | 1,064 |
| 軽自動車税 | 31,958 | 34,672 | 32,166 | 100.6 | 92.8 | 458 |
| 市たばこ消費税 | 178,804 | 175,344 | 175,344 | 98.0 | 100.0 | 0 |
| 電気ガス税 | 124,604 | 126,295 | 126,295 | 101.3 | 100.0 | 0 |
| 木材引取税 | 49 | 30 | 30 | 61.2 | 100.0 | 0 |
| 都市計画税 | 120,435 | 158,087 | 141,999 | 117.9 | 89.8 | 175 |
| 特別土地保有税 | 12,729 | 13,746 | 13,746 | 107.9 | 100.0 | 0 |
| 合 計 | 2,120,874 | 2,323,007 | 2,216,384 | 104.5 | 95.4 | 3,911 |

市税収入額は、前年度1,597,084千円に比して6,193,000千円(38.8%)の増と順調な伸張状況を示している。また、収入率は前年度の94.2%に比して、本年度95.4%と1.2%の上昇を示すとともに不納欠損額についても前年度7,175千円に比して

3,264千円減少している。市税は自主財源の根幹でありその収入状況は市の財政に重大な影響を及ぼすものである。今後とも課税対象の把握を推進するとともに徴収体制の整備充実を図り徴収率の向上をはかるよう望むものである。

なお、特別土地保有税については、昭和48年の地方税法の一部改正により、新設された税であり、その納税義務者は昭和44年1月以降に土地（本市の場合5,000㎡以上）を取得した者となっており、本年度については、1,374.6千円が収入されている。

(ロ) 地方交付税

予算現額1,516.236千円に対し、調定額・収入済額ともに1,516.236千円が収入されており、前年度決算額1,155,517千円に比して860,719千円（31.2%）の増加となっている。

その内訳は普通交付税1,385,297千円 特別交付税130,939千円である。

(ハ) 国庫支出金

予算現額1,953,132千円に対し、調定額1,933,381千円、収入済額1,611,460千円で321,921千円の収入未済額を生じている。

予算現額に対する収入率は、82.5%調定に対する収入率は83.4%となっている。また前年度決算額893,231千円に比し718,229千円（80.4%）と大幅な増収となっている。

収入増加の主な原因は、公共施設の建設にともなう補助金の増によるものであり、とくに土木費補助金で230,875千円（7.45%） 教育費補助金で259,422千円（19.84%）とそれぞれ前年度に比して大幅な増となっている。

また、収入未済額321,921千円の内訳は土木費補助金中の都市計画費補助金25,560千円改良住宅建設費補助金272,775千円、公営住宅費補助金23,586千円であり、これら収入未済額は、事業の繰越によるものである。

(ニ) 府支出金

予算現額1,529,999千円に対し、調定額1,517,075千円、収入済額1,314,852千円で202,223千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率は85.9%調定額に対する収入率は86.6%となっている。

また、前年度決算額755,093千円に比して559,759千円（74.1%）と大幅な増加を示しているが、増加の大半は補助金で占められており、前年度699,329千円に対し、本年度1,221,165千円と521,836千円（74.6%）の増加を示している。この主な内訳は、民生費補助金113,153千円、土木費補助金327,698千円、衛生費

補助金 4,661,400 千円であり、これらは道路、公共施設等の建設事業執行にともない収入されたものである。

2. 歳 出

予算現額 10,770,680 千円に対し、支出済額 9,840,137 千円で執行率 91.4% である。また、翌年度繰越額 747,189 千円を含めた執行率は 98.3% となっている。なお、前年度決算額 6,689,844 千円に比して 3,150,293 千円 (47.1%) の増加を示している。各款別の執行状況は次のとおりである。

款 別 歳 出 一 覧 表

(単位千円)

| 科 目 | 予算現額 | 支出済額 | 執行率 (%) | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|-----------|------------|-----------|---------|---------|---------|
| 議 会 費 | 108,870 | 106,678 | 98.0 | | 2,192 |
| 総 務 費 | 1,074,519 | 1,042,228 | 97.0 | | 32,291 |
| 民 生 費 | 2,351,732 | 2,264,618 | 96.3 | 55,265 | 31,849 |
| 衛 生 費 | 781,290 | 774,804 | 99.2 | | 6,486 |
| 労 働 費 | 50,203 | 48,266 | 96.1 | | 1,937 |
| 農林水産業費 | 168,049 | 166,101 | 98.8 | | 1,948 |
| 商 工 費 | 75,758 | 74,333 | 98.1 | | 1,425 |
| 土 木 費 | 2,976,175 | 2,235,454 | 75.1 | 691,924 | 48,797 |
| 消 防 費 | 281,138 | 278,412 | 99.0 | | 2,726 |
| 教 育 費 | 2,196,788 | 2,150,014 | 97.9 | | 46,774 |
| 公 債 費 | 547,241 | 544,205 | 99.4 | | 3,036 |
| 諸 支 出 金 | 130,851 | 130,804 | 100.0 | | 47 |
| 災 害 復 旧 費 | 24,603 | 24,220 | 98.4 | | 383 |
| 予 備 費 | 3,463 | 0 | 0 | | 3,463 |
| 合 計 | 10,770,680 | 9,840,137 | 91.4 | 747,189 | 183,354 |

また、翌年度繰越額 747,189 千円の内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

| 区 分 | 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|-------|-----|-------|--------------------|---------|
| 繰越明許費 | 民生費 | 社会福祉費 | 老人福祉センター建設事業 | 55,265 |
| " | 土木費 | 都市計画費 | 環境改善整備地区内浸水対策事業 | 7,500 |
| " | " | " | 南大阪湾岸流域下水道事業 | 5,288 |
| " | " | " | 甲斐田川公共下水道事業 | 62,182 |
| " | " | 住宅費 | 公営住宅唐国団地建設事業 | 55,766 |
| 繰越 | " | 道路橋梁費 | 環境改善阪和東側線整備事業 | 5,900 |
| " | " | 住宅費 | 改良住宅建設事業 | 192,584 |
| 継続費 | " | " | (仮称)和泉第1団地改良住宅建設事業 | 219,856 |
| 繰越 | " | " | (仮称)和泉第2団地改良住宅建設事業 | 142,848 |
| 合 | | | 計 | 747,189 |

(1) 目的別経費の概要

前年度に対する支出額の増減を目的別にみれば、次表のとおりで、民生費、衛生費、土木費等において特に大幅な増加を示しており、積極的な事業の執行状況を表わしている。

款別支出の増減割合

(単位千円)

| 科 目 | 48年度 | 47年度 | 増 減 (△) | | 構 成 比 (%) | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-------|
| | | | 額 | 率 (%) | 48年度 | 47年度 |
| 議 会 費 | 106,678 | 81,424 | 25,254 | 31.0 | 1.1 | 1.2 |
| 総 務 費 | 1,042,228 | 942,913 | 99,315 | 10.5 | 10.6 | 14.1 |
| 民 生 費 | 264,618 | 1,312,871 | 951,747 | 72.5 | 23.0 | 19.6 |
| 衛 生 費 | 774,804 | 446,101 | 328,703 | 73.7 | 7.9 | 6.7 |
| 労 働 費 | 48,266 | 43,685 | 4,581 | 10.5 | 0.5 | 0.7 |
| 農林水産業費 | 166,101 | 112,692 | 53,409 | 47.4 | 1.7 | 1.7 |
| 商 工 費 | 74,333 | 71,578 | 2,755 | 3.8 | 0.8 | 1.1 |
| 土 木 費 | 2,235,454 | 1,406,580 | 828,874 | 58.9 | 22.8 | 21.0 |
| 消 防 費 | 278,412 | 373,838 | △ 95,426 | △ 25.5 | 2.8 | 5.5 |
| 教 育 費 | 2,150,014 | 1,301,252 | 848,762 | 65.2 | 21.8 | 19.4 |
| 公 債 費 | 544,205 | 412,415 | 131,790 | 32.0 | 5.5 | 6.2 |
| 諸 支 出 金 | 130,804 | 146,937 | △ 16,133 | △ 11.0 | 1.3 | 2.2 |
| 災 害 復 旧 費 | 24,220 | 37,556 | 13,336 | △ 35.5 | 0.2 | 0.6 |
| 合 計 | 9,840,137 | 6,689,844 | 3,150,293 | 47.1 | 100.0 | 100.0 |

(2) 主な歳出の執行状況

(イ) 総務費

予算現額 1,074,519千円に対し、支出済額 1,042,228千円で執行率 97.0%とはば順調な執行状況を示しており、32,291千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額 942,913千円に比して 99,315千円 (10.5%) の増加を示している。

歳出増加の主な理由は、職員補充及び人勧等給与の引上げにともない職員給与費が前年度に比して 1,642,23千円増加したことによるものである。

(ロ) 民生費

予算現額 2,351,732千円に対し、支出済額 2,264,618千円で執行率 96.3%となっているが、老人センター建設事業の繰越明許費繰越額 5,526,5千円を含めた執行率は 98.6%となり、31,849千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額 1,312,871千円に比して 951,747千円 (72.5%) と大幅な増加を示している。

増加中の主な内訳は、老人福祉センターの建設等にもなう、社会福祉費 420,023千円の増及び人件費の増高及び旭保育園等の建設事業費の増加による保育所費 621,536千円の増である。

(ハ) 衛生費

予算現額 781,290千円に対し、支出済額 774,804千円で 6,486千円の不用額を生じており、執行率 99.2%と順調な執行状況を示している。

また、前年度決算額 446,101千円に比して 328,703千円 (73.7%) と大幅な増加となっている。

増加中の主な内訳は、給与改訂等にもなう約 300,000千円の人件費の増高及び泉北環境整備施設組合分担金 117,190円の増加ならびに和泉診療所建設事業費 110,770千円の執行によるものである。

(ニ) 土木費

予算現額 2,976,175千円に対し、支出済額 2,235,454千円で執行率 75.1%であるが、翌年度繰越額 691,924千円を含めた執行率は 98.4%となり、48,797千円の不用額を生じている。また、前年度決算額 1,406,580千円に比して 828,874千円 (58.9%) の増加となっている。

増加の主な内訳は、肥子池公園の用地買収等による都市計画費 933,03千円の増加及び

和泉第一団地等公営住宅建設事業の執行による住宅費7,829,977千円の増加によるものである。

(3) 性質別経費の概要

決算額を性質別に区分してみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

| 区 分 | 年 度 | | 構 成 比 (%) | |
|----------|-----------|-----------|-------------|---------|
| | 4 8 年 度 | 4 7 年 度 | 4 8 年 度 | 4 7 年 度 |
| ◎ 義務的経費計 | 4,201,867 | 3,038,338 | 42.7 | 45.4 |
| 人件費 | 2,092,936 | 1,479,317 | 21.3 | 22.1 |
| (うち職員給) | 1,736,133 | 1,207,853 | 17.6 | 18.0 |
| 物件費 | 562,946 | 460,770 | 5.7 | 6.9 |
| 維持補修費 | 191,64 | 192,54 | 0.2 | 0.3 |
| 扶助費 | 812,551 | 597,478 | 8.3 | 8.9 |
| 補助費等 | 714,270 | 481,519 | 7.2 | 7.2 |
| ◎ 投資的経費計 | 4,820,832 | 2,995,076 | 49.0 | 44.8 |
| 普通建設事業費 | 4,748,309 | 2,915,186 | 48.3 | 43.6 |
| 災害復旧費 | 24,220 | 36,205 | 0.2 | 0.5 |
| 失業対策費 | 48,303 | 43,685 | 0.5 | 0.7 |
| ◎ その他 | 871,437 | 656,429 | 8.3 | 9.8 |
| 合 計 | 9,840,137 | 6,689,844 | 100.0 | 100.0 |

義務的経費は、前年度に比して、1,163,529千円(38.3%)の増加を示しているものの、構成比では、前年度を2.7%下廻っている。これは建設事業等の投資的経費が前年度に比して大幅に増加したためであり、この結果投資的経費の構成比が前年度を4.2%上廻っている。

経費の内訳を見た場合とくに大幅な増を示しているのは人件費6,136,19千円と普通建設事業費1,833,128千円であり、これらの合算額は歳出全体の増加額3,150,293千円の77.7%を占めている。

人件費の増加理由は、職員の補充及び人勧等給与費の引上げによるものである。また、普通建設事業費については、教育、社会福祉施設等の整備充実を図った結果によるものである。なお、人件費は市税収2,216,384千円の94.4%にあたり、本市財政の硬直化の要因となっている。

節 別 費 用 明 細 表

(單位千円)

| 科 目 | 決 算 額 | | 構 成 比 (%) | | 類 似 都 市 (%) | |
|-------------------|---------------|---------------|-----------|---------|-------------|---------|
| | 48年度 | 47年度 | 48年度 | 47年度 | 48年度 | 47年度 |
| 1. 報 酬 | 1 2 3 4 9 8 | 8 1 8 2 8 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.1 |
| 2. 給 料 | 1 0 0 8 9 6 6 | 7 1 7 0 4 5 | 1 0.3 | 1 0.7 | 1 2.7 | 1 2.6 |
| 3. 職 員 手 当 | 8 2 4 7 9 4 | 5 5 7 5 0 7 | 8.4 | 8.3 | 1 0.0 | 9.3 |
| 4. 共 済 費 | 1 8 1 1 8 0 | 1 3 8 0 4 9 | 1.8 | 2.0 | 1.7 | 1.7 |
| 5. 災 害 補 償 費 | 2 2 8 | 4 0 6 9 | | 0.1 | | |
| 7. 貸 金 | 3 4 6 0 4 | 5 2 0 1 5 | 0.4 | 0.8 | 1.0 | 1.1 |
| 8. 報 償 費 | 1 5 6 5 2 2 | 1 4 0 2 5 1 | 1.5 | 2.1 | 0.8 | 0.8 |
| 9. 旅 費 | 2 5 2 5 6 | 2 0 6 3 9 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.4 |
| 10. 交 際 費 | 4 0 8 1 | 4 2 2 7 | | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 11. 需 用 費 | 2 4 6 6 9 0 | 1 7 9 3 0 7 | 2.5 | 2.7 | 4.1 | 3.9 |
| 12. 役 務 費 | 4 0 9 5 1 | 4 0 0 5 3 | 0.4 | 0.6 | 0.6 | 0.6 |
| 13. 委 託 料 | 2 9 9 7 9 2 | 2 2 9 0 5 5 | 3.0 | 3.4 | 5.1 | 4.6 |
| 14. 使 用 料 | 5 1 0 7 0 | 3 4 6 4 8 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 |
| 15. 工 事 請 負 費 | 3 1 2 5 4 2 7 | 1 3 8 4 0 9 8 | 3 1.7 | 2 0.7 | 2 1.3 | 2 4.0 |
| 16. 原 材 料 費 | 1 7 6 3 7 | 1 6 7 3 8 | 0.2 | 0.2 | 0.6 | 0.7 |
| 17. 公 有 財 産 購 入 費 | 1 0 1 2 5 0 9 | 1 0 6 6 5 4 9 | 1 0.3 | 1 5.9 | 7.9 | 8.3 |
| 18. 備 品 購 入 費 | 3 1 3 0 5 8 | 1 5 0 4 4 5 | 3.2 | 2.2 | 2.0 | 2.1 |
| 19. 負 担 金 補 助 | 7 1 7 7 3 7 | 4 6 7 5 0 0 | 7.3 | 7.0 | 7.2 | 6.4 |
| 20. 扶 助 費 | 7 6 1 2 5 4 | 5 6 5 0 5 8 | 7.7 | 8.4 | 7.9 | 7.0 |
| 21. 貸 付 金 | 2 5 2 7 7 | 1 0 4 2 9 9 | 0.3 | 1.6 | 3.2 | 3.2 |
| 22. 補 償 補 填 費 | 1 5 9 1 7 1 | 2 7 9 2 0 8 | 1.6 | 4.2 | 1.6 | 1.5 |
| 23. 償 還 金 利 子 | 5 5 9 8 8 1 | 4 2 0 0 5 3 | 5.7 | 6.3 | 4.8 | 5.0 |
| 24. 投 資 及 出 資 金 | 1 1 5 5 6 4 | 2 5 4 6 8 | 1.2 | 0.4 | 0.3 | 0.3 |
| 27. 公 課 費 | 8 4 3 | 7 3 3 | | 0.1 | | |
| 28. 繰 出 金 | 2 2 0 0 0 | 1 6 0 0 0 | 0.2 | 0.2 | 4.1 | 2.6 |
| そ の 他 | 1 2 1 4 7 | | 0.1 | | 1.4 | 2.3 |
| 合 計 | 9 8 4 0 1 3 7 | 6 6 8 9 8 4 2 | 1 0 0.0 | 1 0 0.0 | 1 0 0.0 | 1 0 0.0 |

Ⅲ 特別会計

1. 国民健康保険事業会計

当初予算額 870,838,000円に対し、補正予算額 29,684,000円で、予算現額 900,522,000円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入 880,407,564円(収入率97.8%)

歳出 890,543,864円(執行率98.9%)

歳入、歳出差引 10,136,300円の不足額を生じているが不足額については、翌年度歳入を繰上充用している。

昭和48年度、歳入、歳出決算状況は次のとおりである。

(単位千円)

| 歳入 | 決算額 | 歳出 | 決算額 |
|----------|---------|-------|---------|
| 国民健康保険料 | 316,315 | 総務費 | 59,572 |
| 一部負担金 | 0 | 保険給付費 | 829,453 |
| 使用料及び手数料 | 37 | 保健施設費 | 500 |
| 国庫支出金 | 521,879 | 公債費 | 0 |
| 府支出金 | 26,930 | 諸支出金 | 1,019 |
| 繰入金 | 100,000 | 予備費 | 0 |
| 繰越金 | 145 | | |
| 諸収入 | 5,101 | | |
| 合計 | 880,408 | 合計 | 890,544 |

また、これを前年度と比較すれば、次のとおりとなる。

(単位千円)

| 年度 | 予算現額 | 決算額 | | 差引残額 | 執行率(%) | |
|-------|---------|---------|---------|---------|--------|------|
| | | 歳入 | 歳出 | | 歳入 | 歳出 |
| 48 | 900,522 | 880,408 | 890,544 | △10,136 | 97.8 | 98.9 |
| 47 | 758,691 | 732,825 | 732,680 | 145 | 97.2 | 97.2 |
| 増減(△) | 146,831 | 147,583 | 157,864 | △10,281 | 0.6 | 1.7 |

(1) 歳入

予算現額 9 0 0.5 2 2 千円、調定額 9 5 3.5 1 5 千円に対し、収入済額 8 8 0.4 0 8 千円で予算に対する収入率 9 7.8 % 調定に対する収入率 9 2.3 % となっている。

なお、前年度決算額 7 3 2.8 2 5 千円に比して 1 4 7.5 8 3 千円 (2 0.1 %) の増加を示している。

款別の増減及び総額対比

(単位千円)

| 款別 | 決 算 額 | | | | 総 額 対 比 | |
|-------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|---------|
| | 48年度 | 47年度 | 増減(△)額 | 増減(△)率 | 48年度 | 47年度 |
| 保険料 | 3 1 6.3 1 5 | 2 6 0.7 3 7 | 5 5.5 7 8 | 2 1.3 | 3 5.9 | 3 5.6 |
| 手数料 | 3 7 | 1 3 | 2 4 | 1 8 4.6 | 0 | 0 |
| 国庫支出金 | 5 2 1.8 7 9 | 4 2 7.6 4 9 | 9 4.2 3 0 | 1 9.9 | 5 9.3 | 5 8.4 |
| 府支出金 | 2 6.9 3 0 | 1 6.1 1 7 | 1 0.8 1 3 | 6 7.1 | 3.1 | 2.2 |
| 諸収入 | 5.1 0 1 | 2.5 4 9 | 2.5 5 2 | 1 0 0.1 | 0.6 | 0.3 |
| 繰越金 | 1 4 5 | 2 1.7 6 1 | △2 1.6 1 6 | △ 9 9.3 | 0 | 3.0 |
| 繰入金 | 1 0.0 0 0 | 4.0 0 0 | 6.0 0 0 | 1 5 0.0 | 1.1 | 0.5 |
| 合計 | 8 8 0.4 0 8 | 7 3 2.8 2 5 | 1 4 7.5 8 3 | 2 0.1 | 1 0 0.0 | 1 0 0.0 |

主な歳入の内容

(1) 国民健康保険料

予算現額 3 3 5.7 6 7 千円調定額 3 8 9.4 2 2 千円に対し、収入済額 3 1 6.3 1 6 千円で予算現額に対する収入率 9 4.2 % 調定額に対する収入率 8 1.2 % となっている。また前年度決算額 2 6 0.7 3 7 千円に比して、5 5.5 7 8 千円 (2 1.3 %) の増収を示している。

保険料は、自王財源の根幹として、その収納状況は、本事業の運営に大きな影響を及ぼすものであるが、本年度収納率は 8 1.2 % と前年度の 8 3.2 % を下廻る結果となっておりと同時に法第 1 1 0 条の規定に基づき 4.3 9 2 件 2 4.3 8 3 千円にのぼる保険料を不納決損処分している。

保険料の徴収については、諸般の困難な事情もあると思われるが、その徴収に格段の努力を払われるとともに徴収率の向上に努められたい。

また、不納欠損処分についても、その方法及び内容等に検討すべき点がみられるので今後は慎重に取扱うとともに欠損額の減少に努められたい。

保険料収納状況と前年比

(単位千円)

| 年度 | 区分 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収入率(%) |
|----|-------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 48 | 現年度分 | 338,241 | 309,872 | 0 | 28,369 | 91.6 |
| | 過年度分 | 51,181 | 6,443 | 24,383 | 20,355 | 12.6 |
| | 計 | 389,422 | 316,315 | 24,383 | 48,724 | 81.2 |
| 47 | 現年度分 | 272,951 | 257,032 | 0 | 15,919 | 94.2 |
| | 過年度分 | 40,301 | 3,705 | 0 | 36,596 | 9.2 |
| | 計 | 313,252 | 260,737 | 0 | 52,515 | 83.2 |
| | 増減(△) | 76,170 | 55,578 | 24,383 | △ 3,791 | △ 2.0 |

(ロ) 国庫支出金

予算現額536,632千円に対し、調定額、収入済額ともに521,879千円で収入率93.7%となっている。

また、前年度収入済額427,649千円に比して94,230千円(19.9%)の増加を示している。

増加中の主なものは、療養給付費負担金であり、前年度に比して84,935千円の増加を示している。

これは、国庫支出金の対象となる、療養給付費の増加によるものである。

国庫支出金の内訳は、次表のとおりである。

(単位千円)

| 区分 | 48年度 | 47年度 | 増減(△)額 | 率(%) |
|----------|---------|---------|--------|------|
| 事務費負担金 | 25,939 | 20,531 | 5,408 | 26.3 |
| 療養給付費負担金 | 454,170 | 369,235 | 84,935 | 23.0 |
| 助産費補助金 | 2,635 | 2,484 | 151 | 6.1 |
| 財政調整交付金 | 39,135 | 35,399 | 3,736 | 10.5 |
| 合計 | 521,879 | 427,649 | 94,230 | 22.0 |

(2) 歳出

予算現額 900,522千円に対し、890,544千円で執行率98.9%となっており、9,978千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額732,680千円に比して157,864千円(21.5%)の増加を示している。

歳出増加の主な増由は、保険給付費156,374千円の増加によるものであるが、これは、主として受診数の増加に起因するものと思われる。

歳出、決算の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

| 款 別 | 予算現額 | 決算額 | 不用額 | 執行率 |
|-------|---------|---------|-------|-------|
| 総務費 | 66,477 | 59,572 | 6,905 | 89.6 |
| 保険給付費 | 831,153 | 829,453 | 1,700 | 99.8 |
| 保健施設費 | 500 | 500 | 0 | 100.0 |
| 公債費 | 972 | 0 | 972 | 0 |
| 諸支出金 | 1,420 | 1,019 | 401 | 71.8 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | - |
| 合計 | 900,522 | 890,544 | 9,978 | 98.9 |

また、これを前年度と比較すれば、次表のとおりとなる。

(単位千円)

| 科 目 | 決 算 額 | | 増 減 (△) | |
|-------|---------|---------|---------|-------|
| | 48年度 | 47年度 | 額 | 率 (%) |
| 総務費 | 59,572 | 58,326 | 1,246 | 2.1 |
| 保険給付費 | 829,453 | 673,079 | 156,374 | 23.2 |
| 保健施設費 | 500 | 269 | 231 | 85.9 |
| 公債費 | 0 | 255 | △ 255 | - |
| 諸支出金 | 1,019 | 751 | 268 | 85.7 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | - |
| 合計 | 890,544 | 732,680 | 157,864 | 21.5 |

主な歳出の内容

(イ) 予算現額 6,647,777 千円に対し、支出済額 5,957,224 千円で執行率 99.7% となっている。また、前年度決算額 5,832,600 千円に比して、1,246,600 千円 (2.1%) の増加を示している。

歳出増加の主な理由は人件費の増加によるものであるが、納付組合補助金については、本年度 7,004 千円と前年度 14,412 千円に比して大幅な減となっているが、これは本年度より、特別納付組合を廃止したことによるものである。

(ロ) 保険給付費

予算現額 8,311,533 千円に対し、支出済額 8,294,453 千円で、執行率 99.8% となっており、1,700 千円の不用額を生じている。不用額中の主なものは、助産費、葬祭費である。

また、前年度決算額 6,730,799 千円に比して、1,563,744 千円 (23.2%) と大幅な増加を示しているが、歳出増加の大部分は療養給付費で占められている。

2. 土地区画整理事業会計

当初予算額 19,576,300 千円で補正予算額 1,154,100 千円を含め、予算現額 20,730,400 千円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりとなっている。

歳入 1,926 円 (収入率 0%)

歳出 11,540,224 円 (執行率 5.6%)

収支差引額 11,538,298 円の歳入不足となっており不足額については、翌年度歳入を繰上充用している。歳入 1,926 円は預金利子であり、歳出のすべては前年度繰上充用金である。

IV 基金の運用状況

用品調達基金、同和更正資金、財政調整基金及び土地開発基金の 4 つについて、その運用状況を審査した。

市長より提出された、これら基金の運用状況に関する調書は関係諸帳簿と照合の結果、計数に誤りがなく、かつ、調書作成の様式も適正であることを認めた。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（藤木秀夫君） ただ今ご上程になりました昭和48年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たり、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、土地区画整理事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の三会計でございます。決算書に基づきまして、本市の監査委員さんの審査をわずらわしたところ、12月5日、別冊の通り審査意見をちょうだいいたしました。

昭和48年度の経済情勢につきましてはすでにご承知の通り、需要のひっ迫基調のもとで根強い物価の急騰、さらには、石油問題の発生により誠に厳しい情勢でありました。政府においては、物価の安定対策として数次にわたる公定歩合の引き上げ等、総需物策により、本市におきましては、依存財源の確保について厳しい年でありました。幸い、議員各位のお力添えをいただきまして、予定通りの依存財源の確保をなしえ、また、市税収入39%の上昇等により、一般財源の確保についても数年来最高の増加を見たものでございます。これらの結果により、一般会計等の普通会計におきましては、実質2,800万円の黒字決算をなしましたことをここに報告申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。

次に、各会計ごとの決算の概要を申し上げたいと存じます。まず、一般会計につきましては歳入総額9億8,100余万円、歳出総額9億4千余万円でございます。歳入歳出差し引きいたしますと、1億4,100余万円の形式黒字となります。すでにご承認いただきました49年度への事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源1億100余万円を差し引きいたしますと、繰越金は3,900余万円と相なる次第でございます。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度までの赤字分として1,100余万円の歳入不足となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額8億8千余万円、歳出総額8億9千余万円でありまして、これは医療費の増加並びに国庫支出金の一部が49年度で交付されることになりましたので、1千余万円の歳入不足と相なっております。

以上が今回、認定をお願いする各会計の決算状況でございます。よろしくご審議のうえご認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 説明が終わりました。それではこれより総括質問に入ります。

○ 18番（直村静二君） この決算はいずれ特別委員会で詳しく審議されるだろうとは思いますが、2、3点総括質問をしたいと思っております。

1つは、特別地方交付税が1億3千万円組まれておりますが、具体的にはどのような内容、つまり、何に対しての1億3千万円か、明瞭であればお答え願いたい。というのは、和泉市の

財政状況からいって、やはり同和事業が非常に膨大で市財政の圧迫の危険性が多分にある中でこの特別地方交付税1億3千万円の役割、意義を明らかにするという点から、これは何に対してもらったのかという点をお答え願いたい。

さらに、74ページのワゴン車124万9千円につきましては、これは解放同盟の支部の車だと考えますが、この保険料並びに運転手について市がどの程度支払いをするのか。さらに、この団体には1千770万円の補助金が出ておりますが、少なくとも、1台124万円もするようなものはそういう中から出すべきではなからうかと思いますが、お聞きしたい。

さらに75ページ、非常勤嘱託員報酬91万7,640円と出ておりますが、とやかの言いませんが、この決算書に見受けられる現時点で非常勤嘱託員は何人、総金額のボーナス、その他を入れて何ほかというのをぜひとも明確にしてもらいたい。

次は、し尿くみ取り補助金3,446万円計上されておりますが、この具体的内訳についてお尋ねしたい。これは現在、20日に1回のくみ取りをしておることによる補助金と、15日に1回、月2回の同和地区の補助金、これが3,446万円の中に含まれておれば、その内訳を明快に数字でお答え願いたい。

あとは、143ページの市街地再開開発作成報酬26,000円、これは48年度からすでに作成した分、文書、その他は具体的にわれわれの手元にいただいたのかどうか。単なる報酬金として出しており、これから仕上がってくるのかどうか、お尋ねしたい。

それから建設関係147ページ、建設工事現場監督委託料、だれに何を監督してもらって1,233万円支出されたのか。今まで監督は全部市の職員がやってるんじゃないのか、また、業者が監督するにしてもこの1,283万円、一体、1人でやるのか、何人でやるのか。

その他たくさんありますが、一応、総括質問ですので、以上の点についてお答えをいただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） まず一番最初にございました特別交付税の関係についてお答え申し上げます。

ご承知の通り、地方交付税は普通交付税と特別交付税の二種類に分かれてございまして、普通交付税は、三税の収入総額の百分の32が交付税総額でございまして。その総額の百分の6に相当する額が特別交付税として各市町村に交付されることになっておるわけなんです。

特別交付税算定の基礎、方法として基本的に言えることは、いわゆる普通地方交付税の算定基準になっております基準財政需用額の算定方法の中では捕そくできなかったような特別な行政需要があった場合、それを補うための措置なんでございまして。したがって、たとえば特別な

選挙が行われたとか、あるいは地域的に大きな災害が発生し、そのための復旧費が多額に要ったとか、同和対策の関係経費が多額に上っておるとか、その都度、自治省令で算定の項目が示されるわけなのでございます。

しかしながら、私たちのほうでは、そういう各種項目については、できるだけ資料を集めて多額な交付要請かするわけなんですけど、最終的に昨年度は1億3千万円程度的全額が交付されたのでございますが、その内訳の明細につきましては、私たちのほうには国なり、府なりからは示されてございません。総額だけでございますので、何に幾らとここでその明細をご説明申し上げる資料がないわけなのでございます。

以上、簡単ですが、第1点についてご説明を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 第2点につきまして、同和部長からお答えいたします。

ワゴン車でございますが、これは48年度において市が購入し、支部に貸与したもので、これに要する一切の経費は、支部助成金のなかで賅われております。

次の非常勤嘱託員につきましては、2名分で、金額は、途中で非常勤嘱託の報酬の改定がございましたので、その条例に基づいて変わっておりますので、総額で91万7,640円は2名分でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 保健衛生課長（松村吉邦君） 109ページのし尿処理委託料及交付金についてお答えいたします。

お尋ねの3,400万円の分につきましては、一般し尿の助成金でございます。その上にある委託料の中に、同和地区の特別のし尿処理委託料が900万円ちょっとでございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 開発課長（前田守正君） お答えいたします。

ご指摘の143ページの報酬の24000円でございますが、これは市街地再開発作成報酬として、48年度において各連絡協議委員会の専門的な立場でもっての先生方の報酬としております。

なお、作品等につきましては、遅らか遅れましたが、49年度の当初に一応の製作ができております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） 146ページの建設工事の監督委託料につきましてお答

えいたします。

この件につきましては、私ども和泉市といたしましては、高層の住宅を建設するのは初めてでございますので、そのへんを十分管理監督するために、設計事務所に監督も含めて委託した委託料でございます。

- 18番(直村静二君) まあ、総括質問ですのでまだまだありますが、今、指摘したような点で今後委員会ですらに審議していただきたい。特別交付金、また、非常勤問題についても、また、ワゴン車の使用方法、市も助成金を出すということで、その点も十分審議してもらいたい。

ただ、意見として言っておきたいのは、国保会計が1千万円の赤字、区画整理はさらに、1,100万円の赤字ということで非常に問題点があるかと思えます。その点、決算委員会にゆだねますので、私はこれで終わります。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質問ございませんか。
- 17番(山田清二君) 決算委員会で細かく質問してもらいますが、一つだけ議会費の印刷費ですが、多分議事録だろうと思うんです。議事録は48年度から予算を取り付けてやることになっておったんですが、一体どうなってるのか。ここに出ている印刷費というのは議事録とは別のものなのか。

- 市会事務局長(山本武雄君) お答えいたします。

これはおもにご指摘ありました議事録の印刷費でございます。

- 17番(山田清二君) この議事録は、今までは一部か二部作って議会事務局に保管する。それでは非常に不便で、しかも、理事者が前の議会で答弁したことと、次のときでは、丸っきり違う場合がある。また、議会で「こういたします」と言ったことを忘れてしまっている場合がある。そういうことがあってはならんから、議事録をちゃんと作って、関係者なり、議員には全部配るよというのをかねがね提唱してきました。その結果48年度から予算を取り付けて議事録を作って渡すことになっておった。どとどろが—こうに回ってこない。2年になります。まだ1冊ももらってないわけです。たまたま、事務局に控えとしあるのを見たことはありますが、だれにも渡してない。これは一体、だれに渡しているのか。渡している人の氏名を発表していただきたい。

- 市会事務局長(山本武雄君) お答えいたします。

まだ、ご指摘のようにだれにも渡してございません。

- 17番(山田清二君) なぜ渡さないんですか。今年の議会の分だったら、いろいろの理由はあるとしましょう。しかし、すでに決算として報告され、認定されようとしているのに、い

まだに渡していないというのはどういうことか。これで決算認定ができるのかどうか。事務局へ積んでおくために予算を取り、作成したのかと言わざるをえない。もし、これから渡されたとしても、48年度の分については大きなむだである。そういうことをうかつにやっておったのか、何か意図してやっておったのか、はっきり返事をしていただきたい。

○ 市会事務局長（山本武雄君） ご指摘ごもっともでございます。早急に配布するようにいたしますので、ご了解願いたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 早急にと言いますが、48年度、去年のもんですよ。本当はもっと聞きたいが、議会内の問題やというようなことですが、議会内であろうとなかろうと、少なくとも、市の公費を使っているからには当然、公表すべきものであり、また、追及されるべきものである。こういうものをせっかく作りながら、まだ、署名議員の署名を得てないとか、ちょいちょい聞いたことはありますが、2年たった今日、いまだに署名が得られないのかどうか、いろいろ聞きたいことは余計あるわけです。こういう点もう少しはっきりし、もし、これが渡されないとするならば、何のために作ったのか、問題になってくると思う。皆は渡すべく作ったものは、当然、でき上がり次第渡すべきだ。早急にというが、48年度の分でしょう。議事録ができるまでには相当期間かかるかもわかりませんが、そういうことも含めて決算委員会でいろいろ聞いてはもらいますが、こういう大きな問題、全然不必要なところ、必要であつたには違いないが、実施されてないところに金が使われている。こういう決算はもう少し慎重にやらなければならないと思う。こういう点、もう少し気を付けていただきたい。また、この理由等についても、はっきりできるだけのものを用意しておいていただきたい。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見がないようでございますので、以上で総括質問を終わります。

お諮りいたします。本件を誠に重要な内容でありますので、十分ご審議を願う必要があると思っておりますので、決算特別委員会に付託のうえ、閉会中も継続審議をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。決算特別委員の皆さんには誠にご苦労でございますが、よろしく願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君）：日程第2「専決処分の承認を求めることについて」（昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第5号

昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

昭和49年12月5日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第27号

昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

第2条 昭和49年12月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「職員給与条例」という。）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の200」とあるのは「100分の255」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、20,000円を加えて得た額」とする。

第3条 昭和49年12月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、職員給与条例第25条第2項中「100分の200」とあるのは、「100分の315」と規定されているものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第11号参考資料

昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例第2条の規定による特例措置後の和泉市職員の給与に関する条例第25条の規定と現行の同規定との対照表

| 特 例 措 置 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の255を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に、<u>20,000円を加えて得た額とする。</u></p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得る額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました報

告第11号「専決処分の承認を求めることについて」をご報告申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年12月に支給いたします期末手当の額の特例に関する条例を専決させていただいたものでございます。

それでは専決の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

毎年12月に支給いたします期末勤勉手当の支給日は12月5日となっております。毎年職員団体より期末勤勉手当の増額要求が出され、支給日を基準として交渉が持たれるものでございます。本市におきましても、大阪府下各都市の交渉妥結状況等を勘案しながら団体交渉に応じて参りましたところ、早期に妥結に至りました。これらのこともございまして、条例上の支給日に一括支給いたしたく、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例第1条につきましては、この条例の目的を定めたものでございます。

第2条は特例でございまして、昭和49年12月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例第25条の規定の適用については、同条第2項中の「100分の200」とございますものを、「100分の255」といたしまして、「割合を乗じて得た額」とございますものを「割合を乗じて得た額に、2万円を加えて得た額」とするものでございます。

第3条は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定の適用でございまして、職員給与条例第25条第2項中「100分の200」とございますものを、「100分の315」とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしてございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。よろしくご承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） この条例には反対ではありませんが、一応、こういう専決処分にするような組合との交渉の中で、市長、助役はこれに参画してやったのかどうか、それを聞いて質問したいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 助役（辻忠夫君） この交渉の過程におきましては、人事課長、理事、総務部長が当たり、われわれは交渉前の相談にはたいがい応じておりますが、直接、組合との交渉の席上には出ておりません。
- 25番（藤原要馬君） この大きな金額、議決を得なければいけないような問題を、他市でも、泉大津でも決定したが、13日以降になるだろうという。これは議会の議決を要するから

ということです。それをうちは2日に給料を払い、5日には2・5の決められたものを払うということになってるわけですが、それにまだ議決を要しなければいけないものまで加えて払うのに、最高責任者である市長らは入っておらないということで妥結したのは何事かということです。専決処分はだれがしてる、専決処分の権限はだれにあるんですか。それを部長、理事によって話を決めたものを、あんた方らが専決するんですか。じゃ、ほかで市長、助役権限を振り回しながら、こういういやらしい交渉の問題には入らないのですか。はっきり答弁しなさい

- 助役（辻忠夫君） いやらしい交渉だから避けて通るということではございません。交渉する前に、理事、部長、課長と十分話し合いをしておりますし、そのときには、その時点で各市の状況も十分把握しております。

なお、国交に移る場合には、私は出ることもございますが、本年のこれには、私は出ずに妥結ができたのでございます。

- 25番（藤原要馬君） 専決処分をしなければならないような重大なる交渉の中で、あんた方は入らず、部長、理事からの報告によってそれを専決していくんですか。すべてがそうなんですか、和泉の行政は。

- 助役（辻忠夫君） 出ずに、部長で決めたものを無条件で専決するというものではありません。その妥結額についても、その都度相談して、市長からこの線で…。

- 25番（藤原要馬君） 妥結なんかええんですよ。これは専決処分しなければならない重大な問題ですよ。自治法に何と書いてますか、なかったら貸したろうか。そういう重大な案件をやるにもかかわらず、あんた方がその席に入っておらない。妥結したものをただ報告のみによってやるんですか。議会の議決を得なければならないものを、専決処分でやるんだという形を承認してあんた方がここに出してきたことが納得できない。部長、理事については、これはその交渉についてやむをえない点もあったらうと思う。しかし、あんたら最高責任者は、これらの重大な案件について立ち合いもせず、ただ議会に出せば何でも通るんだという感覚しか持っておらないということです。それが気に入らない。行政というものは、もっと綿密に調査の結果を出してもらわなければいけない。和泉市の議会は、理事者が何をやっても通るんだという形しかないと思う。それを私は指摘してるわけです。この案件については、私は賛成しております。しかし、あんた方らの姿勢をただすために質問してる。助役の答弁はなっていない。自治法に基づいてやってるのか聞いてる。辻助役は何年間も、何期も助役をして、そんなことわからんはずがない。われわれ以上に10倍も知ってなければならない問題じゃないですか。自治法を無視し、議会を無視するのが気に入らないと言ってる。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 3番（金沢勝君） この専決処分は、時限の読み替え条例でございます。私は常々考えておるわけでございますけれども、本来の形としては、いわゆる議会の議決、それから条例、5日に支給するんだという条例と組合との妥結、この3点が合致してこそ支払いができると思う。

わがほうの条例においては、5日に支給することが明記されてる。10月から本日まで、この間に本会議がないということで、条例を守れば5日に支給しなければならない。妥結すればしわ寄せが専決だということであって、いわゆる5日の支給に私は矛盾があると思う。国家公務員あるいは他市においても5日、岸和田は15日ですが、そう聞いております。しかし、国家公務員の場合は専決も何もない。規則通り出して、追加は追加で出しておる。しかしながら組合との妥結の中で専決処分をしてきた慣例があるからということでこういう問題が起こってる。

私は代表者会議でも5日の支給は無理だと申し上げた。だから、5日を15日に延ばせということではなく、常に条例を改正しなければならない点、総務部長、年末調整のできる範囲内の分だけを見込んで条例化しておくほうが私は問題がないと思う。それが技術的にできないとするならば、やはり15日ぐらいに延ばしてもらわんと、毎年、こんな問題でやかましく言わなければならない。藤原議員の言うように自治法には書いてある。災害があった場合、議会を招集しても成立しない場合、これ以外は専決してはならないと書いてある。これは急を要するかどうか、例年のことなんです。毎年、期末手当でもめる。本当に可能な条例でないから、しわ寄せが専決ということやらざるをえない。私が訴えたいのは、読み替え条例じゃなく、可能な範囲内で条例化し、間に合えば全額支給、間に合わない場合、年末調整が給与と所得者にありますから、そのこそばいところまで条例を作り上げる必要があるんじゃないか。それでなかったら、われわれの立場と、出ない立場の人がいつでももめる。私は職員の肩を持つわけではないが、毎年、しわ寄せが専決処分でございますから、意見として、理事者の今後の一考を望んで終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 7番（田中包治君） この専決処分の年末手当支給については、緊急を要したか、要しないかという問題です。私が言いたいのは、現在の和泉市職員の給料は、ご存知の通り、国家公務員よりも8割高いんです。条例を無視して13,000円の給料を支給しておる。こういう問題については次の給与改定の中で論議するとしても、なぜ専決するほど重要であったか、なかったかということですよ。あんた方がよく「妥結しました、妥結しました」と言いますけれども、職員組合とあなた方との交渉の範囲は、条例の範囲内における交渉だと理解しておりますが、その点をどういうふうに考えてますか。

○ 28番(坂上国治君) 関連です。各議員さんからいろいろとご意見が出てるわけなんですけど、私、考えますのに、これは労使間の問題でいろいろ職員に対しては考えなければならぬ点があったらと思うんですけど、われわれこの重大な審議をしていかなければならぬ議員、はっきり申しあげたら、和泉市の法律を作る立法権を持つてると言っても私はしかりやと思う。しかし、この条例に反したやり方、これは全く反対なんです。おそらく良識ある議員さんはほとんどもうてないと思います。私もまだ現在、条例も改正されてない中で私はもうてません。これはおかしいですよ。これは労使間といえども、職員に渡したのはいいんだと私は申しません。これも悪いです。しかし、労使間の中でいろいろ妥結するためには、やはり職員に対しては一生懸命に市民のサービス機関として働いてもらわないかんので、いろいろとむずかしいことがあるだろうと思いますけれども、われわれこの26名の議員が、何もかも議会で審議して物事を決めていく根本なんです。それで何とかかんとか、条例違反でどうかとか言うてる人に先に渡すような状態は、私はよろしくないと思う。何とかかんとか言うてる人の中でも、先にいただいてから言うてる人もあるかもわかりませんし、私はそんなええかっつするのはきらいです。はっきり言いますけどね。だから、今後、日を5日から15日にせよとか、そんな話は、私としては聞かえんと思う。これは今起こってる問題をここで解決しなければいかんのかんやから、今後はそういうことのないように、11万市民に聞かれても恥しくないようなやり方でひとつ進んではしいと思う。だから、これについて日時云々、われわれから言わんでも賢明な理事者がおられるんやから、十分慎重に考えてもうて、できるだけ議会を無視せんようなかっつうでやってほしいと思う。うちの理事者、市長、助役がそろってますけど、議会ぐらいへちやらに思うてる。あんた方だけやったらこんなもん、全部否決しますよ、はっきり言うたる。しかし、あんた方もカバーして一生懸命にやっている部課長のことを考えたら、実際気の毒な感じもする。市長、助役、あんたらのためになら全部何事も否決しますよ。和泉市の行政は全く、暗闇に陥ってしまいますよ。あんたら、わしの言うことをうかつに聞いてんと、ちょっと土性根入れて聞いてほしい。皆目性根入ってない。したがって、今後は議会を無視してはならぬ。11万市民の審議権をにぎった議員であると考えていただいてもらわんと、いつでもこんなことでごたごたもめることのないようにひとつ改めてほしい。私は意見として申しあげておきます。

○ 議長(池辺秀夫君) 田中議員に対する答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げます。

非常に各議員さんから今回の12月に支給いたします期末勤勉手当に対する当局側の扱い方についてのご批判を教々いただきまして、身の引き締まる思いをしております。誠に申し訳なく

存じております。やはり基本的には、職員に対する当局側の姿勢に厳しさを欠いておったことは、否めない事実であろうというふうに反省いたしておる次第でございます。今回を1つの機にいたしまして、今後の対組合の給与問題についても、厳密、厳肅に対処していきたいと存じておりますので、その点ひとつご了解を賜りたいと存じます。

基本的な姿勢と関連連いたしまして田中議員さんのご質問でございますけれども、ご承知の通り年末手当の支給は、やはり条例に定めておるものをまず、条例の期日内に支払っていく。交渉の経過の中で、それより上回った額で話し合いがついたものについては、議会のご議決を賜ってから支給する。これはあくまでもそうあるべきであるというふうに私も存じております。またまた、弁解じみた話になって申し訳ございませんが、本年度は人事院勧告に基づく給与改定の時期が、国家公務員等の例から12月になったわけなんでございます。しかし、当初のわれわれの判断では、人事院が8月15日に勧告する慣例を破って、7月下旬に勧告をし、少なくとも、9月から10月ごろまでには、国家公務員をはじめ地方公務員も合わせ給与改定の時期がくるのではないかとっておたわけでございます。そうした判断に基づきまして、各市は早期に条例化をやったところもございまして、そうした影響を受けまして、差額の支給を早くやってくれという組合からの強い要請がございました。それらの点も配慮いたしまして、期末勤勉手当につきましては、一括支給をいたしたいという方向付けをしたわけなんでございます。国家公務員並みの金額と、今回一括支給させていただきました差額を12月5日に支給しなければ職員の家庭生活に影響する、いわゆる専決処分に直接該当するような緊急性を要したかとなると、確かにご批判される余地はあったと反省しておりますが、その点ひとつご賢察賜りまして、ご了解を得たいと思います。

なお、交渉の範囲につきましては、あくまでも交渉は地方公務員の法律の範囲内において行っていくことでございますので、交渉の中身結果は、当然、条例等を通じて議会のほうのご意見、ご制約があるということは事実でございます。ひとつよろしく願いたいと思っております。

- 7番(田中包治君) 問題は、やはり対職員組合との交渉範囲は決まってる。いわゆる給与問題だけだと言っておりますが、ほかの問題についてもそういうことが行われ、先にやられておる。議会の権威というものを全然無視してる。今までは、「職員組合との交渉は妥結しました」と言ってるが、どういう意味ですか。あなた方が職員組合との話し合いの範囲はどこまでであり、どういうものであるかわからないのですが、それを言いたい。「妥結しました」と言わなかったらわしも腹立たない。妥結したとは何事だ。妥結したということは、労使が認めることですよ。そうすれば議会に諮る必要はない。どういうふうに考えてるんですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） 妥結ということについての考え方は、いわゆる最終妥結ということになりますと、労使間で交渉されたその中身が、議会の議決事項に該当する問題でございましたならば、当然、議会の議決を経て和泉市の意思が決定し、それによって初めて妥結となると解釈いたしております。先ほど来、妥結、妥結という言葉を用意に使っておりますが、それは労使間の話として、一応の話し合いが付いたというふうにご理解いただきたい。その法律的に申します妥結ではなく、あくまでも妥結ということになりますと、議会の議決を得べき性質のものは、議会の議決を得て初めて和泉市の意思が決定されるので、理事者側の判断だけで最終の意思決定はできないというのが法律上の取り扱いはなっておりますので、不用意に妥結という言葉を使った点については申し訳なく存じます。完全な妥結ということではないというふう存しております。
- 7番（田中包治君） 非常に立法権と行政権との問題やと思います。あなた方の交渉範囲というのが条例の範囲内ですよ、はっきりしてますね。だから、それ以上余計あげますとか、こういうふうに改正いたしますとか、職員組合と一応の話し合いが付いて了解点に達したら、即条例改正だというように議会を無視してる。やはり現在の事情、問題を何とかして上げなくてはならないんだという理由を明示して出すのが正しいと思う。あなた方が単に妥結、妥結と言ってるが、妥結したら労使間を拘束する慣例もあるから何も議会へ出す必要はない、専決をあとから勝手に認めろというやり方が気に食わん。もうよろしいです。これは反対しますから承認いたしません。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。反対の意見もありますので、採決によって決めたいと思います。本報告を認めることに賛成の方は挙手願います。
- （挙手多数）
- 賛成多数でございますので、報告第11号を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第3「工事請負契約変更について」（（仮称）和泉第1団地第2期建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第72号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日議決を経た(仮称)和泉第一団地第2期建設工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「工期 自 昭和48年11月2日(議決の日)
至 昭和49年12月30日 」とあるのを

「工期 自 昭和48年11月2日(議決の日)
至 昭和50年3月31日 」に改める。

議案第72号参考資料

(仮称)和泉第一団地第2期建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市王子町160番地
- 2 敷地面積 15,992.34㎡
- 3 工事種別 増築
- 4 構 造

| 区 分 | 構 造 | 階 数 | 延 床 面 積 (㎡) | 戸 数 (戸) |
|-----|-------------|-----|-------------|---------|
| B 棟 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 9 階 | 2,439.105 | 32 |
| C 棟 | 同 上 | 9 階 | 2,439.105 | 32 |
| D 棟 | 同 上 | 7 階 | 2,945.761 | 36 |
| E 棟 | 鉄筋コンクリート造 | 5 階 | 1,154.572 | 20 |
| 集塵場 | 同 上 | 平 家 | 36.000 | |
| 合 計 | | | 9,014.543 | 120 |

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長(中塚白君) それではお許しを得まして、議案第72号「工事請負契約変更について」の提案理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

昭和48年11月2日にご議決を経ました(仮称)和泉第1団地第2期建設工事請負契約については、工期当初のくい打ち工事において、予想外の軟弱地盤が現われたので、地盤の再ボーリング調査、くいの設計変更及び材料不足を来たしたので工事を一時中断したため、工期の延長を生じたわけでございます。

当初「工期 自 昭和48年11月2日(議決の日) 至 昭和49年12月30日」とあるのを、「工期 自 昭和48年11月2日(議決の日) 至 昭和50年3月31日」と改めるものでございます。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) 工事の延期については問題はないが、この工事は次から次へと続きますので、具体的な完成時期も若干ずれると思いますので、総戸数312戸の最終完成時期はいつになるのか、それだけご答弁願いたいと思います。
- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 建設部理事(林徳次君) 今、部長のほうからご説明申し上げました第1団地の第2期工事が、第1団地の最終工事でございます。3月末で312戸が完成するという意味でございます。
- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第72号を原案通り可決いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 日程第4「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第73号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「1丁目」を「一丁目」に、「和気繁和住宅」を「繁和住宅」に、「和気町」を「繁和町」に、「4丁目」を「四丁目」に、「和気繁和第2住宅」を「繁和第2住宅」に「5丁目」を「五丁目」に、「2丁目」を「二丁目」に改め、「〔南松尾改造住宅|和泉市久井町47番地|〕及び「〔伯太第3改造住宅|和泉市伯太町5丁目25番16号|〕を削り、丸笠団地の項の次に「〔和泉第一団地|和泉市旭町87番地|〕」を加える。

附 則

この条例は、昭和50年2月1日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、公用廃止した住宅を削除し、新設の住宅を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第73号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|---|-----------------------|---|-----------------------|
| (設置等) | | (設置等) | |
| 第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする | | 第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする | |
| 名 称 | 位 置 | 名 称 | 位 置 |
| 横山住宅 | 和泉市北田中町185番地の1 | 横山住宅 | 和泉市北田中町185番地の1 |
| 坊城川住宅 | “ 伯太町一丁目9番 1号～25号 | 坊城川住宅 | “ 伯太町1丁目9番 1号～25号 |
| 繁和住宅 | “ 繁和町718番地 | 和気繁和住宅 | “ 和気町718番地 |
| 黒鳥第1住宅 | “ 黒鳥町1.720番地 | 黒鳥第1住宅 | “ 黒鳥1.720番地 |
| 松尾寺住宅 | “ 松尾寺町1.494番地 | 松尾寺住宅 | “ 松尾寺町1.494番地 |
| 春木住宅 | “ 春木町612番地の1 | 春木住宅 | “ 春木町612番地の1 |
| 伯太屋敷住宅 | “ 伯太町四丁目11番 1号～22号 | 伯太屋敷住宅 | “ 伯太町4丁目11番 1号～22号 |

| | | | |
|--------------|--------------------------|--------------|--------------------------|
| 黒鳥第2住宅 | 和泉市黒鳥町210番地の3 | 黒鳥第2住宅 | 和泉市黒鳥町210番地の3 |
| 黒鳥第3住宅 | ” 黒鳥町202番地の3 | 黒鳥第3住宅 | ” 黒鳥町202番地の3 |
| 池上住宅 | ” 池上町225番地 | 池上住宅 | ” 池上町225番地 |
| 井ノ口住宅 | ” 井ノ口町7番12号 ～15号 | 井ノ口住宅 | ” 井ノ口町7番12号 ～15号 |
| 唐国住宅 | ” 唐国町348番地 | 唐国住宅 | ” 唐国町348番地 |
| 繁和第2住宅 | ” 繁和町464番地の2 | 和気繁和 第2住宅 | ” 和気町464番地の2 |
| 伯太団地 | ” 伯太町五丁目7番14号 | 伯太団地 | ” 伯太町5丁目7番14号 |
| 伯太第2 改造住宅 | ” 伯太町二丁目30番 1～5号及び33号 | 伯太第2 改造住宅 | ” 伯太町2丁目30番 1～5号及び33号 |
| 唐国改造住宅 | ” 唐国町1,059番地 | 唐国改造住宅 | ” 唐国町1,059番地 |
| 横山改造住宅 | ” 北田中町185番地 | 南松尾 改造住宅 | ” 久井町47番地 |
| 丸笠団地 | ” 伯太町四丁目7番 | 横山改造住宅 | ” 北田中町185番地 |
| 和泉第一団地 | ” 旭町87番地 | 伯太第3 改造住宅 | ” 伯太町5丁目 25番16号 |
| 2 略 | | 丸笠団地 | ” 伯太町4丁目7番 |
| | | 2 略 | |

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（中塚白君） それでは議案第73号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」のご説明を申し上げます。

第1条第1項の表中「1丁目」を「一丁目」に、ただ今申し上げておりますのは、算用数字を漢数字に改めるものでございます。「4丁目」についても同じこととさせていただきます。

次に、「南松尾改造住宅、和泉市久井町47番地」は、旧村当時、民有地を借用し、建築をしておりましたが、老朽化し、住宅管理上困難が生ずるとともに、土地所有者に返還の要望が強く、昭和44年6月30日、土地所有者に返還するとともに公用を廃止しております。

なお、「伯太第3改造住宅」ですが、旧憲兵隊宿舎を住宅用として昭和28年ごろより使用しておりましたが、本建物及び共同便所も相当老朽化して廃止いたしました。

以上、2住宅を削り、昭和49年1月30日、一部完成いたしました「和泉第1団地、和泉市旭町87番地」を加えるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 繁和住宅は依然として「和気町」ですか。新のほうも「和気町」になってるが、これも直す必要があるのと違いますが。
- 建設部次長（森保君） こちらのミスでございます。次回に訂正したいと思います。
- 17番（山田清二君） 次回と言わず、今、訂正したらどうですか。
- 建設部長（中塚白君） 非常に事務局のミスございまして、申し訳ございません。これはひとつ字句の誤りとご解釈願ひまして、「繁和町」に訂正させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 18番（直村静二君） これは前にも意見を申し上げて何らかの形で訂正はしてくれるだろうと期待しておったのですが、ここに「和泉第1団地、和泉市旭町87番地」と「和泉第1団地」という名称でございますので、おそらく第2も第8もできてくると思う。すべての住宅が頭に「南松尾改造住宅」とか、「丸笠団地」とか地名を頭に付けてますが、なぜ改良住宅の分だけが「和泉」というかっこうにするのか。確か9月4日に大阪府へ出した分でも、312戸を含めて1,400戸建っていくが、「和泉第1」、「和泉第2」とかになってます。和泉府中駅で降りて、「和泉団地はどこか」と聞いた場合、いちいちだれが説明するのか。「信太山の駅まで帰ってもらわなあきまへんせ」と言いますか。「山のほうですか、下のほうですか」と聞かれてもぐあい悪いんじゃないですかと前に申し上げたが、しかも、町名は旭町とはっきりしてる。「旭団地」でいいんじゃないですか。そのあと旭第1、第2とかで至当じゃないか。確か中塚部長は「検討します」ということだったので期待しておったが、ひとつ改めたらどうですか。私はわかりやすくするために申し上げておるんで、なぜこういうふうになってるのかね。
- 建設部理事（林徳次君） 前回にもおっしゃる趣旨のご質問がございましたことは承知いたしております。ただ当面、1,400戸の全貌を計画中でございます。当面完成いたしました第1団地につきましては、ご存知のように住宅改良法に基づく建設でございまして、改良法の地区指定の名称が「和泉北部第1地区」という名称を使っております。その関係でいささか長きに失するというところで、「北部」を削って「和泉第1団地」と名付けたのでございまして、安易に使ったのではないかというご指摘かと存じますが、そういうことで求めた名称でございます。将来、固有名詞的に住宅の名称を付ける形に戻すかどうか、ご趣旨を受けまして、今後の検討課題にさせていただきたいと思ひます。
- 18番（直村静二君） 緑ヶ丘、青葉台は方々にある。和泉にもある。だから、よう似た名

前が一杯出てくるので地名でいくべきではないか。この場合でも「和泉北部」と入れてもらえばよくわかると思います。もう一ぺん再考してほしいと意見を申し上げておきます。名称というのは戸籍みたいなものですからね。誇りを持ってもらわないかん。条例では「北部」を省略せんと入れて下さい。ただ和泉だけで事を処理するのは承服できない。採決しましょうや。訂正してもらいたいけど、しないというから採決して下さい。旭まではっきりしてある。「北部」を入れてもろうたら結構やと言ってる。地区指定は「北部」とはっきりしてある。よそからこられた方困りますよ。二重手間ですから、市民に不便を与える名称はやめなさいと言うんです

○ 建設部理事（林徳次君） 同じお答えになって申し訳ないのですが、今のところ第1から第2団地まで進んできております。将来、第7、第8まで発展する可能性が多分にございますので、その時点では、数字だけで至近距離にたくさんの団地があるということをございますのでご指摘の困難も起きようかと思しますので、固有名詞的に処理しなければいけない時点があるかと思しますので、その時点で検討させていただきます。当面、地区指定の名称でいきたいと思ひます。

○ 18番（直村静二君） それでは「和泉北部第1団地」としなさいと言ってる。それやったらわかります。これはかなりの賛成があると思ひますので、第2団地のときにはそうしますか

○ 建設部長（中塚白君） 現在上程しております分については、「和泉第1団地」ということをご了解願ひまして、早晚、第2が生じて参りますので、そのへんの検討をさせていただきます、訂正させていただきますか、何とかの方法を考えたいと思ひます。

○ 18番（直村静二君） 「北部」を入れるんやったら抵抗ないと思う。

○ 17番（山田清二君） 先ほどの訂正ですが、町名の訂正だけで、住宅の名前は依然として「和気繁和住宅」でいきますか。

○ 建設部長（中塚白君） これは「繁和住宅」に訂正させていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第78号を原案通り可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第4「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 74 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 49 年 12 月 9 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)

和泉市水道事業給水条例(昭和 35 年和泉市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

- 2 メーターは、2 月ごとの定例日に点検する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月又は定例日を変更して点検することができる。

第 26 条を次のように改める。

(料金の算定及び徴収)

第 26 条 料金は、点検定例日の属する月(以下「計量月」という。)の前月分及び計量月の水量を各月均等とみなして算定し、隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月これを算定し、徴収することができる。

- 2 使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する。

附 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

給水戸数の累増及び維持管理費の高騰にかんがみ、検針員、集金員の人件費削減を図るため、他の都市における検針及び集金業務運営状況にてらし、本市においても隔月検針及び隔月集金を実施する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| (水道メーターの設置及び計量) | (水道メーターの設置及び計量) |
| 第20条 略 | 第20条 略 |
| 2 <u>メーターは、2月ごとの定例日に点検する。ただし市長が必要と認めるときは、毎月又は定例日を変更して点検することができる。</u> | 2 <u>メーターは、毎月定例日に点検する。ただし市長が必要と認めるときは、定例日を変更して点検することができる。</u> |
| 3 略 | 3 略 |
| 4 略 | 4 略 |
| (料金の算定及び徴収) | (料金の算定及び徴収) |
| 第26条 <u>料金は、点検定例日の属する月(以下「計量月」という。)の前月分および計量月分の水量を各月均等とみなして算定し、隔月に徴収する。ただし市長が必要と認めるときは、毎月これを算定し、徴収することができる。</u> | 第26条 <u>料金は、毎月これを算定し、徴収する。ただし、使用を中止し、もしくは廃止または給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する。</u> |
| 2 <u>使用を中止し、もしくは廃止又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する。</u> | |

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長(田中稔君) お許しを得まして、議案第74号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」その提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

昨年来の諸物価の高騰、わけても水道事業に大きく影響いたします府営水及び泉北水道の受水費の値上げ、また電力、薬品等、その値上げぶりはさまざまのものがあ、加えて人件費の増高に伴い、47年度以降小康を保って参りました水道財政も、49年度決算を待つまでもなく非常に苦しい状態であるのが現状でございます。

これらに対処すべく種々検討を加えて参りましたが、即料金改定ということではなく、できる限り企業内努力でもってこの難局を切り抜けて参りたいと考えております。その第一段階といたしまして、点検、集金方法の問題でございますが、府下30市中、点検は26市、集金は

18市がすでに隔月制度を実施しているのが現状でございます。本市におきましては、点検及び集金の委託制度廃止に伴う市民サービスの向上、労働条件の改善等により業務の運営も円滑に行っておりますが、これとて現在の業務量のことでありまして、今後増加する給水戸数に対しては、職員の新規採用は不可避であり、加えて現業部門の業務が敬遠される傾向にもあります。つきましては、これらの事態に対処すべく今般、他市同様点検、集金の隔月制度を採用せんとするものでございます。

その2点につきましては、人件費の約40%の削減、通信運搬費、印刷製本費等は約2分の1に削減されることになり、その効果はきわめて大であります。ただ、当初は苦情の処理及び滞納面の充実を図りたく、また、不足しております他の係りへの配置転換等を考えておりますのですべて2分の1とはなりません。長期的に見た場合、当然40%以上の削減が可能であると考えております。

なおまた、プラス面とは反対に、検針時に発見する漏水等について当然考えておかねばなりませんので、これらについては先ほど申しあげましたように、十分な人員配置を行うとともに給水装置、特にメーター部分については技術的な問題も研究し、需要家の要請に対処できるよう配慮いたしたいと考えております。

続きまして、それでは内容のご説明を申し上げます。現行の和泉市水道事業給水条例第20条第2項「メーターは、毎月定例日に点検する。ただし市長が必要と認めるときは、定例日を変更して点検することができる」とございますのを、「メーターは、2月ごとの定例日に点検する。ただし市長が必要と認めるときは、毎月又は定例日を変更して点検することができる」に改め、また第26条「料金は、毎月これを算定し、徴収する。ただし、使用を中止し、もしくは発止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する」とあるのを、「料金は、点検定例日の属する月（以下〔計量月〕という）の前月分および計量月分の水量を各月均等とみなして算定し、隔月に徴収する。ただし市長が必要と認めるときは、毎月これを算定し、徴収することができる」に改め、同条に「使用を中止し、もしくは廃止し又は給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する」を第2項として加えることとしたのであります。

なお、本条例は昭和50年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上、提案理由並びに内容でございますが、よろしくご審議のうえ、何とぞ原案通りご可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） これね、一ぺん滞納したら次は2カ月、4カ月も滞納になってくる。具体的にはものすごくサービス低下になりますな。今で千円の人やったら4千円になる。

それと、いろんな細かい問題についても、点検がきかないのではないか。さらに人員の削減もしくは経費の節減だと言いますが、それはなりません。というのは、苦情処理、滞納処理の係を増やさなければならないという問題も出てくるのではないか。しかも、削減と言うんやったら、具体的に何人人員を削減し、いかほどの金額が浮くか、はっきりしたものを出していただきたい。それと、サービスの低下、どっちを重きに置くかですな。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 水道部長（田中稔君） 具体的に申し上げます。削減等の問題につきましては、たとえば50年度を現行制度で参りますと、職員が集金、検針職員、これはもちろん内部事務も含めて38名が必要になるわけでございますが、本制度を採用することによりまして、27名で業務が執行できるわけでございます。もちろんこの27名の中には、滞納面の充実あるいは苦情処理面も含めてでございます。したがって、差し引き11名職員が減員になる勘定になりまして人件費の削減といたしましては、2千874万8,900円という算定が出ておるわけでございます。

その他物件費についても、50年度においては、496万1,800円削減できると考えておるものでございます。

なお、集金等滞納面につきましては、十分な職員でもってこれを処理いたしますが、特に振替口座によって落ちていく制度、現在は36%ほど普及していますが、これにさらに力を入れまず50%を目標に進んでいきたいと考えております。

○ 18番（直村静二君） 給水のサービス業務の一環として考えていくべきだ。この案は撤回してもらいたい。もっと他の方法を考えてもらいたい。私はこれには反対の態度をとりたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声さくそう）

本件については反対のご意見もありますので、挙手により採決いたしたいと思っております。本件について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数によって本案を原案通り可決決定いたします。

ちょうどお昼でございますので、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩いたします。

(午後12時10分休憩)

(午後3時25分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは午前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。先刻、議会運営委員会で決定いただきました日程変更についてでございますが、日程第8の次に日程第18を繰り上げ上程いたしたいと思っております。

なお、会期を1日延長し、25日までと決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 18番(直村静二君) 一言、発言をお願い申し上げたい。

今、議長の申されました会期延長、その他について私は承認するものでございますが、これは明らかに理事者の責任である。当初の9日の招集についても8日に議運をやったが、議案はない。わざわざ9日にやって、さらに決まった分を理事者の都合で変更した。議会を理事者の一方的な諮問機関化することに強く抗議したい。こういう点で、議長からも強く注意を喚起してもらいたいと思っております。

- 議長(池辺秀夫君) ただ今直村議員さんから申された点について、今後十分注意をするようお願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) それでは日程第6「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第75号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市三田町 1,877番地
和田 隆

2. 損害賠償の額 44,890円

3. 和解の要旨

市は相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

議案第75号参考資料

損害賠償等の原因である交通事故の概要

1. 日 時 昭和49年8月4日
2. 場 所 和泉市役所内
3. 事故の概要 大掃除実施日の当日、南松尾は各地の塵芥収集後昼食のため市役所に帰庁し、市民会館裏の駐車場に駐車するため、後進させるところ市有車の運転席より確認し難い位置に停車した乗用車の後部ドア部分に接触、破損させたものである。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（宇沢清君） ただ今ご上程いただきました議案第75号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について」、その原因である交通事故の概要について、その内容をご説明申し上げます。ご説明する前に、交通事故の関係につきましては再三再四ご指摘を受けながら、不注意によりこのような事故を起こしたことに對し深くお詫び申し上げます。

本件事故は、別紙参考資料の通り、昭和49年8月4日、和泉市役所内において大掃除実施日の当日、南松尾は各地の塵芥収集後昼食のため市役所に帰庁し、市民会館裏の駐車場に駐車するため後進させるところ、市有車の運転席より確認し難い位置に停車した岸和田市三田町1877番地、和田隆氏が当日、ピアノ演奏会に出席のために駐車していた乗用車の後部ドア部分に接触、破損させたものでございます。

なお、損害賠償の内訳につきましては議案書の通りでありますので、何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上簡単ですが、事故の概要説明を終わらせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君） 事故を起こしたものはやむをえないと思いますが、部長も誠に申し訳な

いという説明も含めてついておるわけですが、少なくとも、道交法によると、乗用車以外のうしろの確認がし難い面については助手を付けなければいけない。乗用車に限ってはうしろが確認できるということで、確認したうえでバックしなければならない。この場合は確認し難い。うしろを確認せんとバックした、いわゆる道交法の違反です。起こしたものはやむをえないとして、私は今後の問題として、そのために塵芥収集の車ですので助手も付いてるはずなんです助手をもう少し活用してればこういう事故は起こらなかった。無能運転です、うしろを確認し難いところにもものがあつたことをわからなくてバックしたわけで、突差の事故でない、運転手としては許し難い。そういうことを含めまして、今後の問題としてより以上に注意してもらわんと、免許証を持つてる者が確認しないでバックしたということは、免許証有資格者としてありえない事故だとはっきり申し上げておきたい。事故を起こしたのはやむをえないとして、今後の問題としてよろしく指導してもらわんと、これは物損やからまだしも、人災の場合はどういするか考えとかないかと思いますので、われわれの立場として意見だけ申し上げておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第75号を原案通り可決いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第7「訴えの提起について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第76号

訴えの提起について

市は、市営松尾寺住宅第10号に入居している者の明渡しを求めるため、次のとおり訴えを提起する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1 被告となるべき者の住所、氏名

和泉市松尾寺町500番地 武 ヨネエ

和泉市松尾寺町1494番地 中原 章

2 請求の要旨

被告に対し、被告中原章が居住する和泉市松尾寺町1494番地木造瓦葺平家建一棟34.71平方メートルの市営松尾寺住宅第10号を原告に明渡す判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 上記訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で被告と和解することができる。
- (3) 第一審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（中塚白君） それでは議案第76号「訴えの提起について」の提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、昭和40年2月18日より本市松尾寺町の武善太郎氏とその家族が入居し、その後長男と別居し、善太郎氏夫婦が入居を続けておりましたが、名義人の武善太郎氏が死亡したため、本年7月31日、妻のヨネエ氏が長男の健次氏の所有する住宅に移り、当該市営住宅を他人の中原章氏に転貸していることが判明したので公営住宅法第21条の規定により、同法第22条の明渡しの請求を内容証明で行い、以後、再三話し合いによる解決に努力しましたが、明渡しに応じないため、市営住宅の適正な管理を行っていくうえにおいてここに訴えを提起するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 訴えを起すこと、これは当然で法的に間違いなし、それでいいんですけど、あと具体的にどうなるか。訴訟に持ち込み、和解し、そういうものを含めていつまでぐらいに解決するのか。どういうふうに処理するのか、参考までにご説明願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

弁護士を通じまして民事訴訟という形になります。

それと、今後の経過なんですけど、全体の明渡しは条件でございますので、その同意した時点で、和解で訴訟を取り下げるというかっこうにしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

て、昭和49年度で適用期限が終わることとなっておりますが、本市が直面している諸情勢並びに当面の人事管理上の事情にかんがみ、優遇措置条例の適用期限を延長する必要があると存じますので、この条例案を提案した次第でございます。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。同条例の附則第2項でございますが、年令満56才以上の職員で退職する者、また、年令満55才未満の職員で、市職員として勤続期間20年以上の職員で退職する者の優遇措置を適用する年度を昭和49年度までとしていたものを、年令満56才以上の職員で退職する者は、この条例の施行日の属する年度から昭和50年度までの間、また、満年令55才未満で市職員として勤続期間が20年以上である職員で退職する者は、この条例の施行日の属する年度から昭和52年度までの間、言い控えますと、56才以上の者については1年間、55才未満で勤続期間が20年以上の者については3年間、それぞれ条例該当職員とみなして適用しようとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしてございます。

以上簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議のうえ、可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議池（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第77号を原案通り可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第18「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第78号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

氏 名 葛 城 宗 一
住 所 和泉市下宮町183番地
生年月日 大正4年12月24日
職 業 農 業

議案第78号参考資料

I 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜すい
（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に所属することとなってはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

II 前任者の任期満了日

| 教 育 委 員 | 任 期 満 了 日 |
|---------|-----------------------|
| 葛 城 宗 一 | 昭 和 4 9 年 1 2 月 2 1 日 |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（藤木秀夫君） ただ今ご上程されました議案第78号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本市教育長として教育行政の運営に格段のご尽力をいただいております葛城宗一が、本月21日をもって教育委員としての任期満了に承知の通り、行政経験30数年、教育長として過去4年間の経験のうえに立って、本市教育の進展にいよいよお力添えをいただけるものと確信いたしております。幸い本人の内諾も得ましたので、ここに再度選任いたしたくご提案申し上げる次第でございます。

葛城氏は温厚誠実な方で行政委員会内部においても人望厚く、教育関係者からも大きく期待されている有望な人材であると確信するものであります。住所は和泉市下宮町180番地で、大正4年12月24日生れであります。本市教育委員として最適任者と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の皆様方のご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由に代えさせていただきます。どうぞよろしく願います。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 人事案件でございますが、一言、意見を申し上げます。

教育委員としての留任の提案でございますが、和泉市は窓口1本化ということで、5月30日、市民会館の同和問題の学習会に不許可を与えたという点で、これは教育長だけの責任ではないけれども、教育委員会の所管事項であるという点で、これは別に義務なき窓口1本化、大阪地裁でも「消極的に理解する」という脚下申請が出ております折りから、やはりきちんとしてもらいたいという強い意見を持つてゐるわけです。

そこで教育基本法の第8条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」という1項目がございますが、これも教育行政で窓口1本化を行ってゐる限りは、当然差別をしている責任は免れない。さらに第10条「教育は、不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という点で、市長自ら襟を正していくべきである。先ほどの提案理由で温厚誠実な人だということですが、市長自身の姿勢によって、やはり各部課長並びに選任された委員もきっちりと仕事しやすいと考えますが、その点、本市における教育行政は非常に困難性がある。個人葛城宗一氏自身につきましては、私は一定の評価の点はございますが、この和泉市全般の教育行政で公正で民主的な同和教育、3条と10条の誠実な実行を希望してやみません。一定の評価はいた

しますが、大原則のうえに立って問題があると存じますので、私はこの案件について保留したい。よって議場から退場します。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り同意するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第78号を原案通り同意することに決めます。

それではこの際、教育委員のあいさつをお願いいたします。

（教育長あいさつ）

- 教育長（葛城宗一君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

私、先に皆様方よりご推挙をいただき、微力ながら教育行政にたずさわって参りました。その間、教育機能の充実に対するご意見溢るご賢策とご支持をされながら、何らお応えすることもできず現在に至りました。にもかかわらず、再度ご推挙をいただきまして、ただただ身の引き締る思いがいたす次第でございます。

現在の厳しい経済社会情勢の中で、教育の豊かさを追究するという試練に直面いたしております。また、多くの課題を抱えておりますことを考えますときに、おのれの仕事の厳しさを今さらながら、改めて自覚いたす次第でございます。今後、皆様方のご推挙に応えるべく、時代の要請に対して取り組むべく、微力ではございますけれども努力することをお誓い申し上げまして、ほんの一言、御礼の言葉にいたします。ご支持ありがとうございました。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） それではお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

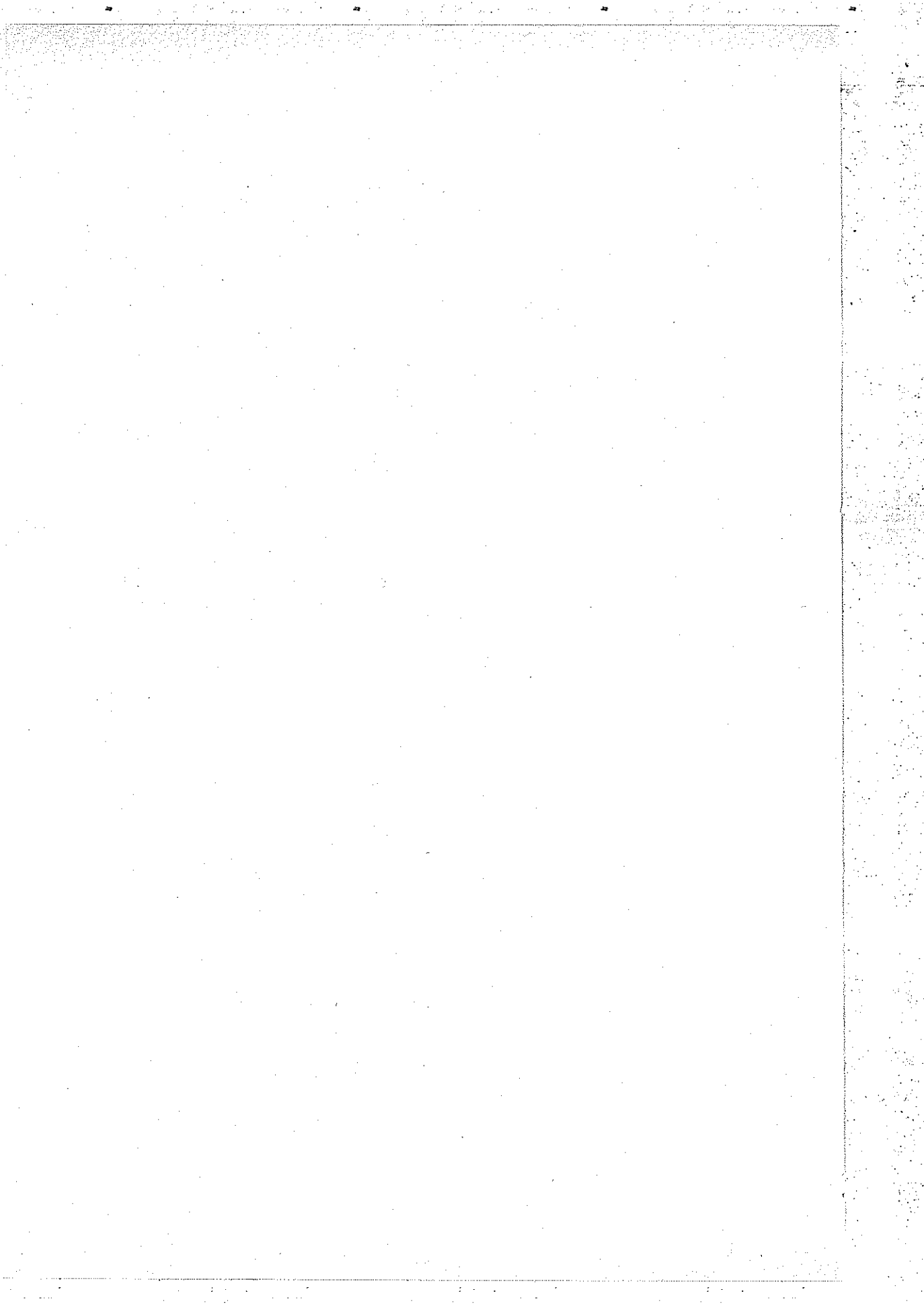
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご意議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。長時間誠にありがとうございました。

なお、明17日、18日は休会とし、19日から一般質問となっておりますので、定刻ご参集下さるようお願い申し上げます。

（午後4時散会）

第 3 日



昭和49年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中幸一君 | 17番 | 山田清二君 |
| 2番 | 木下甲子三君 | 18番 | 直村静二君 |
| 3番 | 金沢勝君 | 19番 | 松尾千代一君 |
| 5番 | 竹下義章君 | 20番 | 寺田茂君 |
| 6番 | 柏音三郎君 | 21番 | 柳瀬美樹君 |
| 7番 | 田中包治君 | 22番 | 関戸正一君 |
| 8番 | 吉川伊与一君 | 23番 | 具淵博治君 |
| 9番 | 出原武司君 | 25番 | 藤原要馬君 |
| 10番 | 池辺秀夫君 | 26番 | 勝部津喜枝君 |
| 11番 | 三井正光君 | 27番 | 成田秀益君 |
| 12番 | 中塚辰之助君 | 28番 | 坂上国治君 |
| 13番 | 藤原利一君 | 29番 | 竹内修一君 |
| 16番 | 横田憲治郎君 | | |

欠席議員(1名)

15番 上代卯之松君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

| | | | | | | |
|---|---|------|------------|------------|---|------|
| 市 | 長 | 藤木秀夫 | 教 | 育 | 長 | 葛城宗一 |
| 助 | 役 | 辻忠夫 | 重要施策推進室長 | | | 橋本昭夫 |
| 助 | 役 | 藤田利 | 同室次長(計画担当) | | | 松林保 |
| 収 | 入 | 役 | 橋本炳 | 同室次長(調整担当) | | 富田宏之 |

| | | | |
|-----------------|-------|-----------------------|-------|
| 総務部長 | 坂口礼之助 | 市民部長 | 内田繁 |
| 総務部理事 | 西川喜久 | 福祉専務所長兼 社会課長事務取扱 | 高橋新平 |
| 総務部次長兼人事課長 | 門林六男 | 保育課長 | 明坂文嘉 |
| 秘書課長 | 杉本弘文 | 保育課参事 | 藤野健磨 |
| 秘書課参事 (統計担当) | 小林一三 | 福祉課長 | 橋本博也 |
| 広報公聴課長 | 竹田明郎 | 市民課長 兼住民情報室長 | 明坂貞士 |
| 企画課長 | 大塚孝之 | 住民情報室参事 | 田中二三夫 |
| 財政課長 | 麻生和義 | 保険年金課長 | 逢野博之 |
| 財政課参事 (管財担当) | 北野敦雄 | 保険年金課参事 | 山村昇 |
| 資産税課長 | 中川鉄也 | 福祉課参事 (老人福祉センター所長) | 香味年寛 |
| 市民税課長 | 吉田種義 | 産業衛生部長 | 宇沢清 |
| 納税課長 | 吉田日出男 | 産業衛生部次長 | 山本俊兼 |
| 同和对策部長 | 佐原行雄 | 商工課長 | 岩井益一 |
| 同和对策部次長 | 生田稔 | 農林課長 | 吉田利秀 |
| 総合調整課長 | 農端小一 | 農林課参事 | 佐藤貞夫 |
| 連絡指導課長 | 向井洋 | 農林課参事 (畜産担当) | 青木太郎 |
| 隣保館長 | 萩本啓介 | 交通公害課長 | 梶木岑雄 |
| 解放センター建設課長 | 高三一行 | 保険衛生課長 | 松村吉堯 |

| | | | |
|---------------------|------|----------------------|--------|
| 保健衛生課参事 | 山本亮夫 | 監査委員 | 堀田徳治 |
| 保健衛生課参事 (診療所担当) | 神藤恒治 | 公平委員会事務局長 兼監査事務局長 | 西岡正志 |
| 建設部長 | 中塚白 | 農業委員会事務局長 | 杉本忠彦 |
| 建設部理事 | 林徳次 | 教育委員長 | 堀内由延 |
| 建設部次長兼管理課長 | 森保 | 教育次長 | 阪東重信 |
| 建設部次長兼 区画整理課長 | 中西淳富 | 教育次長 | 乾武俊 |
| 管理課参事 | 白川保 | 社会教育課長 | 広岡史郎 |
| 計画課長 | 山崎琢磨 | 総務課長 | 紀之定藤与茂 |
| 土木課長 | 中尾宏 | 学校教育課長 | 阪口雄一 |
| 建築課長 | 中上好美 | 学校教育課参事 | 角谷泰夫 |
| 区画整理課参事 | 山本 穰 | 指導課長 | 吉美 豊 |
| 開発課長 | 前田守正 | 社会教育課参事 | 北坂 弘 |
| 下水道課長 | 大浦行男 | 水道部長 | 田中 稔 |
| 地区改良事務所長 兼改良総務課長 | 逢野一郎 | 水道部次長兼工務課長 | 福本喬久 |
| (地区改良事務所) 工事課長 | 笠木恒忠 | 総務課長 | 中辻寿夫 |
| 会計課長 | 片桐武雄 | 営業課長 | 原 美助 |
| 選挙管理委員会委員長 | 味谷日吉 | 浄水課長 | 岸本孝二 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 青木孝之 | 病院長代行 | 岩見 洋 |

| | | | |
|--------|------|-----------------------|------|
| 病院事務局長 | 平野誠蔵 | 消防次長、消防事務課長 兼消防署長 | 南口主雄 |
| 庶務課長 | 藤原光夫 | 用地担当理事 兼土地開発公社事務局長 | 西川武雄 |
| 業務課長 | 大宅清臣 | 用地担当参事 兼事務次長兼用地課長 | 吉岡昭男 |
| 経理課長 | 守田勇 | 用地二課長 | 宮本禎秀 |
| 消防長 | 和田増義 | 用地二課参事 | 岸田秀仁 |

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 山本武雄 |
| 次長 | 北野丈夫 |
| 議事、調査係長 | 西恒宏高 |
| 調査係 | 浅井義一 |
| 議事係 | 山本雅俊 |

(午前10時43分開議)

○ 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。年末何かとお忙しい中にもかかわらず、多数ご出席賜り誠にありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(山本武雄君)ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは16名でございます。欠席、遅刻届け出の議員さんはいませんので、その他の方につきましては、おっつけお見えになるものと思います。

現在、16名でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) ただ今報告通り、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(池辺秀夫君) それではこれより一般質問に入りたいと思いますが、いつも一般質問のあるたびに前議長さんから再三注意されております通り、質問に対する理事者の答弁は、質問の要旨をはき違えたり、十分趣旨をのみ込んでいないため見当違いの答弁をしたり、あいまいな、不必要なことが多く、答弁のテクニックが非常にまずい。このため貴重な時間の空費と経費を要しているのがこれまでの状態であると思います。

最近、経費の節費の節減が強く呼ばれる中、過日の議会運営委員会におきましても、効率的な議事運営について各委員さんから貴重なご意見、ご発言がございました。理事者はこのことを肝に銘じ、この際従来の情性を180度転換していただき、今までのようなまずい答弁を再び繰り返さないよう、前もって厳重に注意しておきます。

それではこれより一般質問に入ります。1番、田中幸一君。

○ 1番(田中幸一君) 第4回定例会の一般質問のトップ、先陣を承ったことは非常に光栄とは思っております。しかしまた、責任を感じております、まず、私は今回、財政問題を根幹として理事者、特に担当助役に質問を申し上げます、

本年3月の当初予算において議会に提案されました予算の内容について、十分議員各位がいろいろと検討された結果、かなり貴重な意見が出まして、実には和泉市始まって以来、反対討論の意見を述べられた議員も4名ある。私は十分研究し、考慮した、また、理事者の信念、自信の程度等を勘案いたしまして、最後にこれに対して賛成討論をした責任もあります。

まず第1点、歳入の面において、これは12月、いわゆる49年度の四分之三が経過しており

ます。けれども、歳入というものは、国、府、補助金等においてはご承知のごとく、3月末あるいは5月末の会計年度の締め切りに入ってくるということはわかっておりますけれども、一体、歳入の各項目において11月30日現在、何%和泉市に入っており、各項について入っておるところのパーセンテージを提示願いたい。

2番目は歳出の問題であります。年間において1番多く歳出するのが12月であります。しかし一応、歳入に合わせて11月30日現在において歳出は何%出ておるか。これも各項目にわたって提示を願いたい。

3番目は、この和泉市が現在、非常に困っており、前途誠に多難であるというのが財政問題であります。いかに社会福祉をはじめとしていろんな事業をやるにしても、財源がなくては到底できないことは事実であります。しかるに、この人件費がこの財政計画において1番大きなポイントを占めていることは事実である。例を示すならば、去る16日に提案された大阪府会においても、18日の深夜、かろうじて可決決定を見たところの追加補正予算の683億、これは全部人件費であります。一般会計が654億、特別会計が29億、合計683億、これは約8万9千人の大阪府の職員に対する今回の人事院勧告に基づく28、21%のベースアップが基本となっております。議会でも問題になりましたが、大阪府はこれによって昭和30年以来初めて府の総予算の40%以上、41、3%の人件費、今までは30%台でありましたが、この大阪府の財政の41、3%は、府税収入のほとんどがこの人件費に使われるわけです。事ここに至っては、かなりの人件費の節約、いわゆる健全なる財政を確立していくうえにおいてはこれが1番大きな問題であり、先決問題であると言われております。

わが和泉市におきましても、収入の市税あるいは地方交付税等いろいろ合わせましても、98、6%が人件費に使われておる。こういう状態では、当然市の財政が困窮することは事実であります。そこで、これは言うはやすく行うはむずかしいけれども、市の財政を健全化し、あらゆる困難を排しても事業を遂行するとするならば、かなり英断をもってこれに対処しなくては、この財政危機を突破することはできないと思います。この間の議会においても、議案第77号において職員の退職優遇措置条例が設けられました。

これは、誠に結構であるけれども、しかし、その目的というものは、人件費の節約を考えてやっておられることはわかるけれども、やたらに職員だけにこれを押し付けるよりも、最高幹部においてもこの点は十分考慮すべきであると思います。現在、わが和泉市の機構の問題において、当然1人で行わなくてはならない機構、人事の問題に2人がやっておる。これははっきりと3組ある。個人の名前を申し上げると人身攻撃となりますので、大きく機構という問題において、また、財政の人件費の節約という点において私は強調するんでありますけれど

も、市民の一般の世論等を耳にするときに、この点も特に考え、英断をしなくてはならないと思います。また、この人件費の節約について、現在課長が何人おるか、実に46人、課長補佐が89人、部長並びに部長待遇が12人、次長、18人、理事が2人、参事が11人、主幹、指導主事等を合わせて16人、実に綺羅星のごとく、多士済々の方々ばかりであると思いますけれども、あまりにも幹部、最度幹部の人員が多過ぎる。人件費の節約ということを主眼に置いて行政をやっていくうえにおいては、まず英断をもって少数精鋭主義、これをもって臨まなくてはいけないと思います。このことについて、理事者がこの多い部課の統廃合する意思、信念があるのか、ないのか、財政上、人件費の節約の 対策をどういうふうにするべきか、所信を承りたい。

2点目は、事業費の問題であります。こたは一例を申し上げますと、すべての事業はいずれも必要欠くことのできない大事な事業であるけれども、これを遂行するうえにおいては、先ほど申し上げましたように財源が必要である。財源なくしていかなる事業もできないのであります。一例を申し上げますと、今度の総合センターの問題ですが、この間の産衛委員会において、辻助役が「本年中に、この12月中に必ず地鎮祭をいたします。」かようにりっぱな態度で齋欲を燃やして答弁をせられておりますけれども、今日はすでに19日、余すところあと1週間、それなのに、果してこの地鎮祭が延びるならば一体どういう問題が起こるか。去る10月2日の議会において、補正予算、合わせて工事契約も締結されました。このセンターに対しては国から750万円、府から750万円、振興会から1千万円、合わせて2千5百万円という助成が付くということが示されております。一部1階365平方メートルに対する商工会負担額においても、やはり国から5百万円の助成金が出るということを聞いております。商工会の経費は一応、市とは直接関係はないことであるけれども、10月2日に工事契約を締結して、これが2カ月半、何も手を付けずに放っておいたならば工事廃業になる。もしも、そういうことになれば、助成金の返過あるいは取り止めという問題も起こりかねないというのが事実であります。こういう大事な事業をここまで予算化し、補助金のワクも決定された今日において、すでに契約期間の2カ月をとくに過ぎております。この事業費の貴重な補助金を万一流すということがあるとするならば、これは大きなゆゆしき問題であると思っておりますが、これの対策をどういうふうを考えておるのか、どうしようとするのか。委員会において委員から非常に真剣に、きつい質問があったんです。私は委員長としてその重席を十分考え、1日も早くこれを軌道に乗せて完成することを願ってやみません。

最後に、現在、和泉市はあらゆる事業をやっておるけれども、最近、私が府道バイパスを完成するについて、土地あるいは地上物件の買取価格について、府当局とも連日のごとく交渉を続

けておりますけれども、その都度特に感ずることは、和泉市が独自でやる事業の土地の買収価格あるいは地上物件の補償額等、府が直接やるところの事業の土地、地上物件等の買収価格の差というものは非常に市のほうが高い。はっきり申し上げます。これは答弁の内容によっては、私は実例をもって最近ある問題を取り上げてもいいと思いますけれども、現在、すでに府がやらんとするところの施設に対して、府が買収した土地の一坪の価格と、このたび市が買収せんとして提示しておる買収価格とは、驚くなかれ約倍、理事者のほうでは立地条件が違うとか何とか、苦しい答弁が出ると思いますけれども、よく似た環境のところでもそういう差が出ております。この場所等については発表しませんが、わからなかったならば、ここで、住所番地、坪数、価格等を明示してもいいと思うんでありますけれども、要は、府が直接行うところの施設価格と、市が直接行うところの買収価格があまりにも違い、市のほうが高く差があり過ぎる。裏を返せば、補助金を余計取る、あるいはまた、できる限り努力に努力をかきねて安く買うということについては語弊があるけれども、やはり財政上できるだけ安く譲っていただくというのが、市すなわち事業をやるところの本来の姿であると思っております。

以上、簡単でありますけれども、質問の内容を8項目に分けて質問いたしました。理事者の答弁によっては再質問の格利を保留して質問を深めます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 助役（辻忠夫君） ただ今のご質問に対してお答え申し上げます。

11月末現在の歳出入を答えよというご質問でございます。全体を見まして、歳入は予算対しまして37.14%、歳出のほうは41.89%でございまして、歳入より歳出のほう予算で多く出ております。その金はどうしてるかということにも関連すると思うんですが、これにつきましては、一時借入れをいたしまして、歳入のパーセンテージの低いものは今後、5月30日の出納閉鎖までには100%近く入るものと考えております。詳細につきましては、パンフレットにしてございますので、あとでお渡しいたします。

次のご質問がこれほどかさんできたんでは市も行政上困るじゃないか、これにどう対処していくのかというご指摘であると思っております。田中さん同様、われわれも年々人件費が増嵩することに対して非常に心配をいたしております。そのためにはいつも申し上げることで恐縮ですが、まず、できるだけ早い時期に事務改善をいたしまして、ご指摘の部課の統合もできる面をやっていかなければならない。また、事務もできるだけ昔のしきたりややってるものを簡素化する、機械も導入してもっとやりやすく、簡素化の方向へ持っていく。そういうことによって、年々採用しておる人員もある程度減らしていくことができるんじゃないか。

なお、優遇条例をフルに活用いたしまして、できるだけ若い職員を増やしていくべきである、

かように考えております。

事業費のことでございますが、もちろん言われる通り、人件費がかさめば事業ができないことになるわけでありますが、市といたしましては、市民の尊い税金はできるだけ還元しながら市民サービスを図らなければならない、言い換えますと、事業も続いてやっていかなければならないということになります。特に指摘されました勤労青少年ホームにつきましては、前の厚生文教委員会当時から早くやるべきであるというふうに言われておりますし、市長もできるだけ早くしたいという本旨でございますので、前の委員会でも私、ご質問を受けて「本年中に仕事始めができるようにいたします」というご回答を申し上げましたが、全く今もそういう気持ちでございます。昨日も部長とも話し合いをいたしました、遅くも26、7日ごろには地鎖祭をできるようにしたい。地鎖祭は市がやるものではありませんが、地鎖祭は業者がやるのですが、仕事始めということで地鎖祭と申し上げておるのでございますが、少なくとも、年内に着工できるようにしなければ予定通りの期日に完工しないこととなりますので、年内に着工し、本年度で完成したいというつもりで、府や国の補助金も計画通りいただくつもりでございます。次は、市がいろんなことで土地を買収いたしますが、この買収をしておるのは府よりべらぼうに高いじゃないかというご指摘でございますが、市の買収はほとんど補助事業でございますし、買収価格すべてが鑑定評価または審査基準価格で交渉しておるのでございまして、府の鑑定による算定は建設省で示されておる基準の範囲内で算定をいたしております。ご指摘の府の買収価格をおそらくこれらの基礎で価格を決定されていると思っております。大きな開きがあるというご指摘でございますので、そういう点についてさらに今後検討し、府が安く、市が高いというようなことがもし多くありとすれば、そういうことのないように努めて参りたい、かように存じますので、簡単ですが、要点の回答をこれで終わります。

- 1番(田中幸一君) 助役の答弁で要点概要だけはわかってはおりますが、第1点、第2点の歳入歳出の問題についてはプリントで示すということですが、それはそれとして、ただ、この歳入のほうの国庫支出金、府支出金、この2科目だけは何%入っておるか。
- それからもう1点、事業の問題については、青少年ホームは、いわゆる昭和49年の12月末日までに着工の準備というか、地鎖祭は業者がやるのですが、着工、工事にかかるということについては、遅くとも26、7日ぐらいには必ずできますね。そうすると念のため、そのことによってもう2カ月以上工事契約が経過しておるが、問題は、国、府の補助金において狂いがないかということです。これは遅くなくても当然、もらえるだろうというご意見だが、確実にもらえるかどうか、間違いなからうか、バカ念のようなことだが、もう1回答弁を願いたい。
- それからもう1点、市と府の買収価格、これはいつも理事者が言っておられる建設者の何がこう

だ、評価鑑定がどうだと言っておられるけれども、それならば、府もそれに基づいてやり、市もそれに基づいてやるということになれば同じところで差があるはずがない。多少の差があっても、1割や2割の差はともかくとして、10割近い差があることについては大変問題があると思う。今後、そのようなことのないよう努力するということはよくわかるが、今までにやってきたことについて今後は努力するとおっしゃるけれども、やはりまた、そこで買収するときには、前の市の事業のときはこの値で買ったのに、なぜうちはこんなに安いのかと、必ず次の事業をやるときにその問題が起こるのは事実です。それも4年、5年と長年月がたっておればともかく、わずか3カ月や半年以内でそういうことになったならば、必ず私はもめると思うが、買収に応じられないという問題が起こると思う。この点はもう一歩進んで、なぜこうなっておるかということの説明願いたい。

○ 助役（辻忠美君） 国、府の支出金、負担金はどのくらい入っておるかということについて申し上げます。

国の支出金でございますが、24.28の歳入でございます。府の負担金は、14.90でございます。したがって、歳入が非常に予算よりも少ないということにつきましては、出納閉鎖までには、予定しておるものはいただけると確信しております。

それから、事業が遅れておるが、勤労青少年ホームの国、府の補助金は予算通りもらえるかどうかということですが、私はいただけるものと確信をいたしております。

○ 1番（田中幸一君） 最後に、大体当を得た答弁であります。その通り実行すれば結構だと思います。ただし、財政担当助役としては、私から質問するまでもなく心得ておられると思っております。国庫支出金において24.28%、もちろん事業年度あるいは会計出納閉鎖等の時期に大部分が入るということはよくわかりますが、今度政府の方針として、これだけの事業に対してはこれだけの補助金をやろうということが示されておっても、昨日の情報によると、たとえば本四架橋が8つのルートで同時にやることが決まっていたが、これを1つにしぼった、財源がないからだ。また、新幹線計画においても8線は廃止する当分やらないというような総需要抑制によって国が補助金、支出金を抑制していることは事実であります。だから、最初に予算に組まれたから、必ずこの支出金はもらえるものと考えておられては甘い。この点については十分念を入れて、努力に努力をかさねてくれない限り、おそらくこれだけの国庫支出金は入らないということをはっきり申し上げておきます。

また府の支出金14.9%、国庫支出金よりも相当低い。これも調査し、聞くところによると、事業年度、出納閉鎖等において出すべきが当然ということはあるが、他市においては、財政のやりくり、財源のやりくりにおいては、財政担当の幹部が毎日のごとく府のほうに足を

運んで、府からの支出金を1日も早くもらうように努力しておる。つけて加えて、各種事業に対する府補助金についても、工事をやりながらも何回も足を運びその確保あるいは増額に努力しておるのが事実であります。この点もひとつ、抜かりのないように十分検討、努力してもらいたいと思います。

終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に23番、貝淵博治君。

○ 23番（貝淵博治君） 取り下げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に25番、藤原要馬君。

○ 25番（藤原要馬君） 取り下げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に17番、山田清二君。

○ 17番（山田清二君） 答弁は簡潔に願います。

最初に公立学校施設の市民への開放ということでございますが、今、和泉市の社会教育施設というものは、ほとんど何物もないと言ってしかりであります。市民グラウンドがあると言いな
がら、これは休日には全然使えないというのが現状でございます。その意味で和泉市の各小
中学校の校庭等を中小企業に働いておる人たちのグループの会合等の場所に開放してはどうか。
学校でございますので、無条件で何もなしに野放しにするというわけにはいかないとは思いま
すが、相当大規模開放やっていただきたいと思う。こういう面について教育委員会の考え方、また、
市長の考え方を披歴していただきたい。

2番目は、ごみの収集及びし尿のくみ取りでございますが、ごみの収集が週2回になって今まで非常
にたまっておったのがスムーズに行われておるのは結構なことでございますし、また、し尿のくみ
取りについても月2回実施となっておりますが、これはまだ実行されておりません。そういう
中で最近、聞くところによれば値上げを考えておるんじゃないだろうか。当然、これは業者に委
託しておるのでございますから、委託業者の採算がとれるように、あるいは事業を継続してい
くだけの料金を支払うのが当然でございますが、これをそのまま市民に直接、その値上げを転嫁
することは絶対にやってもらっては困る。これがもし委託でなければ、市が当然やらなければ
ならない仕事である。委託している業者が成り立っていく。いかないによって、料金をそのま
ま動かそうとする、そういうことが絶対あってはならんことだと思いますので、この際、委託
業者への支払いが増えることは結構ですが、直接市民に転嫁しないということをはっきり約束

をしていただきたい。

3番目は、府道大阪和泉泉南線でございますが、これは言うまでもなくすでにご承知の通り、時間によってはほとんど停滞の状態が続けておる。色々バイパス出来るとか。第2阪和がどうか言ってますが、これらの見通しすらつかない現状において、この交通緩和をどうしようとするのか、一遍考えていただきたいし、その考え方を発表していただきたいし、その考え方を発表していただきたい。

この府道を横断して通学、通園する保育園、幼稚園あるいは小学校、中学校の児童生徒は、25の校、園の生徒が府道を横断しなければならない。学童の通学安全ということが常に呼ばれながら、この生命の危機を感ずるような横断を25の学校あるいは園へ通う子供たちが渡らなければならない。その対策というものがほとんど立てられておらない現状をどう見、また今後どう解決していこうとするのか、この方向を明示していただきたい。

以上、3点でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

ご質問の学校開放につきましては、少なくとも、私たち教育委員会の立場でも、あるいは市の立場としても、計画の基本的な視点と言いますか、市民の人間性の回復と開発に努める、あるいはすべての市民の教育的、文化的な要求に応えるためには、社会教育の立場という考え方で教育文化センターの計画を基本的に指向しております。そういう点から考えまして、学校教育と社会教育を区分するこれまでのいわゆる区分自体が反省を加えていきたいと思っております。区分してきたところに、むしろ社会教育の停滞を来したのではないかという考え方で、双方を正しく伸ばすためには、基本的には学校を開放する考え方で積極的に取り組むべきだと思っております。現状の問題点は設備の不足、たとえば更衣室、トイレの問題等もあり、また校長の管理体制、指導者の配置、特に社会教育主事、社会体育専従員等の問題点を拘えておりますので、校長会とも十分協議し、現状、できるだけ貸しておりますが、さらにそう、学校開放については十分検討を加えていきたい。

以上、教育施設計画の基本的な視点からの考え方と、現状の学校教育、社会教育の区分間の中で、このような考え方で進みたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 2点目のごみ、し尿処理の料金の市民負担を避けていただきたいというご質問でございますが、現在、産衛所属の産業衛生委員会において、経過等を交えて2回報告いたしております。各市の現状を見ますと、堺市の場合、今までし尿くみ取りの市負担を極力押えていたわけですが、今回、新聞紙上等で4倍強の値上げを計画しており、今日

の新聞でも所属の委員会に付託すると載っておりましたが、ごみにつきましては、全部市負担の無料化を進めております。ただし尿の場合特定、不特定で浄化槽の関係もあり、これはわれわれの考え方でございますが、事実上、業者からの値上げの要求をある程度市民負担にさせていただきたいという希望は持っておりますが、これとても今後、委員会で十分検討していただきまして、来年の新予算の中で結論を出していただきたい、かように思ってる次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） 3番目の府道大阪和泉南線の道路交通状況は、飽和状態であるといっても過言ではないと思います。この和泉南線を横断する学校、園が25あるとご指摘いただいておりますが、その通りでございます。これらの児童の生命の安全確保といった面につきましては、私どもも非常に配慮しておるわけでございますが、関係の鳳土木あるいは和泉警察本土木課と関係行政機関と検討しておりますが、まず第1点としては、交通安全施設の充実ということで、府の公安委員会所管の信号機の増設あるいは車道、人道の区分け、積断橋の設置等、もろもろの安全施設を早急に可能な個所から取り付けていきたいと考えておるわけでございます。

そのほか2点目としては、われわれのサイドで学校、園で交通安全教室を開催し、園、学校の児童生徒に対する交通安全の徹底を図っておるわけですが、ご指摘の通り、自動車の増加が非常に急激な現状、非常にわれわれとしても苦慮いたしておりまして、今後なお一そうの研究を重ねてこの問題に対処していきたいと考えております。

○ 17番（山田清二君） 学校施設の問題については教育次長、誠に結構な話をしてくれましたが、実施をする方向で最大の努力をしていただきたい。「こういう考え方でございます」ということだけで、できるか、できないかわからない。考え方だけであってはならない。まず、実行する方向へ努力していただく。

2点目でございますが、寧ろ、衛生問題にかかわらず、全面的に他市がどうだからうちもこうだという答弁では、いつも言われる値上げをしようとするときは、どこがこんだけ上げたから、どこがこうやってるからうちもそうすると言う。ところが、これは全部悪いことだけを見ならって、ええことは1つも真似しようとしな。今、堺が値上げするから云々と言うが、大阪市はただでやってるからどうだと考えたことがあるのかどうか。要するに市民負担を多くかけているところを例に出して、堺のところは例出さないんだ。そういう考え方でものを解決していこうとするならば、これは大きな間違いだ。値上げのときは「どこがこんだけ上げてます、どこも上げてます」と言うが、公共料金の値上げはしないというのが原則だ。また、やってはならないと言いながら、上げたところを探してきてそれに見ならおうとする。どこが値下げをしたか

らうちもそうしたら、と考えたことがあるのかどうか。何でもかんでも市民負担を軽減するんだといってもいつも言いながら、その方向に逆行しているのが現状なんです。

ごみの収集にしても、し尿のくみ取りにしても、その回数が増えたとはいえ、何かいいようでもあるけれども、ごみ収集等についても、市民の労苦はだんだん加重されているのが現状なんです。狭い道路なんかでは、ごみ収集の車がごみを集めて通り抜けるまでは車は通行止め、通りで並べてある、道路側の人だけならいざ知らず、道路まで全部持ち出さなければならんごみは持って行ってくれないという状況の中で、狭い通りに車が1台入ったら、あとは歩行者か自転車ぐらいしか通れないところへごみが並べてある。収集業者がトラックで1つつづつ積んでいくわけですが、その通りを車が通り抜けるまでは、うしろからきた車も前からきた車も通れないという状況を繰り返しているんだ。でも、ただやから仕方がないんだと、ただでやってやってるんだから、それでええんだという考え方は成り立たんと思う。この前からずっと何回も申し上げましたが、50メートルも百メートルも持って出なければならないところがあるというが、いまだにその問題は解決されておらない。最近、あんまりわいわい言わんからええんやろうと、あるいは泣き寝入りしているんだと考えているのか知りませんが、こういう面についてももう1回、今までのことを思い出していただいて対策を立てていただきたい。と同時に、そういう状況の中で料金の値上げということは、業者の責任じゃなく、委託したほうの責任なんです。委託したほうの責任をそのまま市民に転嫁していこうという考え方は改めていただきたい。財源がないとか何とか多分言われるでしょうけれども、何でもかんでも市民に負担していくんだ、直接市民負担でやっていくんだというならば行政は必要なくなってしまう。

そういう面も考え合わせて来年度中に値上げするというんやね、新年度の予算の中で考えていくというか、委員会をお願いしてというんやから、このままでいくんやったら、委員会に「このままでいってよろしいか」というはずがないから多分値上げを考えていると思うが、値上げ結構です、大幅にね。ただし、市民に直接の負担は1銭もかけないという方向でやっていただきたい。その点もう少し考え方があれば披露していただきたい。

8番目の13号線の交通問題ですが、交通公害課長がかん違いされたかどうかわかりませんが、学童、園児の通学安全をどうするのかという答弁だけをしていただいたようでございますが、まず、交通緩和をどうするのかという質問でございますので、これは公害対策の質問、答弁ではなく、道路行政としての答弁になるんじゃないかと思うんですが、この交通緩和をどう考えておるのか、一遍披露していただきたい。

- 教育次長（阪東重信君） 再度お答えいたしますが、こんなことを考えているとか、計画を立てるのはだれでも言える答弁であるというご指摘でございますが、先ほど答弁申し上げまし

たように、学校教育、社会教育双方を正しく発展させるためには基本的に解決すべきだという考え方と、現状の問題の中でできるだけ貸すようにいたしておりますが、基本的には諸条件整備について校長会とも協議して実施する方向に伺いたいと思います。

- 産業衛生部長（宇沢清君） いろいろ何回もご指摘をいただき、まだ実行に移してないというサービスの面等も合わせ、われわれといたしましても、他市がどうだから本市がどうという考え方は持ってないわけですが、一例を示しますと、泉大津、高石、忠岡というのは入り混みがありまして、泉大津の業者が和泉市のものをとっておるという場合もございます。この点も合わせまして、状況判断も他市等の参考資料をもとにして十分検討させていただきたいと思っております。

- 建設部長（中塚白君） 大阪和泉泉南線の先ほどのご質問のご趣旨は、やはり抜本的な解決策を考えなければならないということは先刻、私も十分承知はしておったのですが、遅ればせながら、私からお答え申し上げます。

ご承知のように、この抜本的な解決策といたしましては、当然バイパスの促進並びに第2阪和の早期完成が最大の眼目でございます。第2阪和についても、議員さんご承知の状況でいまだに開通が望めない。ただ、第2阪和が仮に開通したとしても、現在の交通度合いからいくと、現実にそれのみでは解決にはなりません。少なくとも、大阪和泉泉南線を何とかしなければなりません。現道の改修が一番望ましいが、現状の姿では現道の改修は望めないということで出されたのが泉南線のバイパス計画でございまして、これについても積極的に府と話し合いまして一応、基本計画は成り立ったわけでありまして、その事業説明を現実、府とやっております。これも全線一挙に開通することは不可能でございまして、一番交通混雑の激しい部分からやっていくという1つの方針も出されたわけでございます。

たまたまその当時、立ち入り側量に入る段階で地主等の反対がございました。ご承知のようにこのごろ幹線道路は軒並みに交通公害の問題もからみ合っただけで総スカンを食ってる現状でございます。そこへ総需要抑制の波をもろにかぶったというのがバイパス遅延の原因でございます。

しかしながら現状、この目の前にある泉南線の状況を見ると、そのままでは大阪府も考えてはございませんし、私のほうもそのへんは大阪府とかねがね協議はしておるわけですが、現実、一番大きな要因は、やはり総需要抑制という1つのワクにはめ込まれました関係上、大阪府も身動きができない現状の姿でございます。

しかし、現実の泉南線は歩車道が分離されていないので、それを何とか解消したいということで、ある程度一部歩車道が分離できる場所はり立てをやる措置を講じて分離をしていますが、一番問題になる市街地の分離ができないのが現状でございます。これについて、現実の市街地の

道路行政をどう考えるのかと言われますと、抜本的な解決策はないというのが卒直な答えでございます。そのへんにつきましても、いずれにいたしましても、やはりバイパスの促進を図らなければ、どうしても泉南線の交通緩和を図れないということでございます。

現状の姿はそういうことでございますが、先ほど公害課長が申し上げましたように、横断橋の設置とかについては公害課とも協議し、また、当然事業主体が大阪府でございますのでそのへんとも協議し、少なくとも、今よりは改善を図るように努力いたしたい、かように存じます。

○ 17番(山田清二君) 学校のほうはひとつよろしく。

それから、産衛部長さんの言うことはわからんでもないんですが、言うことがわかったから、そんならよろしいという問題とは違うわけです。金がないからやりにくいというのもようわかります。しかし、そこを何とかやっていくのが為政者の責任であり、手駒ということで、市民に直接負担をかけないでどうやっていくかということを1回も2回も、3回でも5回でも10回でもかまいませんから考えて、市民負担にならない方向で解決をしていただきたい。それから、泉南線のほうですが、これは部長が言われたように、僕だって「こうしたらええんじゃないか」という考え方は到底頭に出てこんわけです。メイフアーズの気持と言わざるをえないと思いますが、交通緩和のために公害課長は公害課長としての考え方でしようが、信号機を増やすとか言われましたが、信号機を増やして交通緩和ができるか、できないかということも別に言い争う必要はないと思います。また、横断の安全を守るために歩道橋を作るとかの考え方も、歩道橋を作るような余地は全然ないのが現状でございます。いずれにしてもバイパスならバイパス、このほうを1日も早く実現できる方向で進んでいただきたい。また、そのほかにも何かええ方法があれば、その方法を直ちに実行していただきたいということで、これについてもほとんどの人が関係のあることですから、皆が忘れとることはないと思いますが、これも1日も早く解決していただくようお願いしたい。

以上でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に18番、横田憲治郎君。

○ 18番(横田憲治郎君) 質問通告の状況から見て私、5番でございますので、午後ないし明日という予定をしておりましたので、原稿をまだ手元に不用意ですので、午後に戻して下さい。

○ 議長(池辺秀夫君) それではこの際、暫時休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

(午後1時18分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) 午前に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは16番、横田憲治郎君。木下甲子三君が取り下げのことですので、若干、横田憲治郎君に内容をやっていただきたいとのことですので、許します。

○ 16番(横田憲治郎君) 質問通告要旨に沿いまして順次申し上げます。

第1点は、幼稚園の建設計画と運営の基本理念についてであります。幼児教育の必要性が呼ばれる中で、本市幼児教育の主体である幼稚園の未設置が重要課題の1つになっております。本年度において数園の既設小学校への併設の建設がありました。一連の全市的視野に立った幼児教育の推進という立場から、未設置校区における公立幼稚園の設置計画を市教委においてどのように具体的プログラムを持っているかどうか、まずお伺いしたいと思います。

2点目に、就学前教育の必要性の中で、これら一連の施設の整備建設についての補助助成が上位行政機関において全くと言っていいほど措置されてない現状にかんがみ、これら具体的財源措置について、市教委においてどのように対処しようとしていくのか、その点も合わせてお伺いしておきたいと思えます。

さらに2番目の小中学校の施設格差の解消計画でありますけれども、義務教育下における施設のより整備された、恵まれた環境が、初等教育の不可欠な要素であろうと考えます。木造校舎の鉄筋化あるいは付帯施設の充実等々、新設校区と在来の校区との格差が顕著であることは、数回の機会を得て教育委員会に申し述べて参ったところでありますけれども、昭和50年度予算編成期を控えて、年次的、計画的な格差是正への具体的なプログラムを明らかにしていただきたいと思うのであります。

さらに3点目に、母子寮の拡充と総合福祉センター建設についてをお伺いいたします。昭和26年度であったと思えますが、現在の母子寮が建設されたわけでありますけれども、この老朽化が目に見え状態になっております。これら母子寮の近代化あるいは充実恵まれない母子家庭への施設として、より有意義に福祉行政の一環として施設を活用するためにも、立地条件に恵まれたこの用地を活用して、さらに拡充された母子寮の設置が望まれるところであります。総合福祉会館の建設と相俟って母子寮の拡充計画を早急に立案すべきであると考えますが、市民部長あるいは市長のご答弁をいただきたいのであります。

続いて、総合福祉センター建設について若干、お伺いして参ります。8ヘクタールに及ぶ市民病院裏手の府供給公社用地の一部、いわゆる2万平方メートル相当の用地をその目的地として、総合会館構想なるものが議会を通じて公表されておりますけれども、青少年ホームの建設と相待ちまして、こ減ら用地の確保について基本的にどのように考えているのか。上位行政施設の

乏しい本市の状況の中で、運営経費等々将来の実態をも踏まえながら、あるいは基本的には市財政ひっ迫の実態の中から、あるいは市民負担の増大する中で、これらの施設運営の基本的、長期的なあり方、施設の立地のあり方等に、単なる施設の建設構想のみならず、その運営等々を含め、あるいは住民自治を守る立場からのこれら総合福祉センター、総合会館構想を基本的に伺いたいのであります。具体的には内容、施設についてどのような構想を描いているか。建設年次計画をどのようにプランしているのかどうか。実施運営についてはどのような構想を描いているのかどうか。また、実施運営については、市民参加の中で具体的に展開すべきであると考えるけれども、それらについての構想をも合わせて伺いをしておきたいと思えます。

次に、老人福祉に関して老人集会所建設計画について若干、伺いたします。昭和60年には、65歳以上の老人対青少年の人口比率は、6対1ないし5対1であるというふうに高令者人口の増加が見込まれる中で、中央における老人福祉対策の早急な諸施策の実施が望まれるところでありましてけれども、そのような長期的な展望に立って、これらお年寄を行政の手で暖かく守っていくという立場から、老人集会所の建設計画がその一環として進められていると理解しているわけでありましてけれども、現下、老人集会所建設については、用地はその地域にゆだね。その運営経費にしても全くお粗末の限りであります。総合的な将来の展望に立った老人福祉施策を、住民自治の立場から、その精神から早急に中央の社会福祉審議会等の意向等も参酌しながらも、自治行政の主體的立場から展望すべきであると思えますが、この基本構想について市民部長、市長の所見を明らかに願いたいと思えます。

さらに、具体的にこの老人集会所建設についてであります。一部用地のある地域は優先される中で、用地を持たない地域について今後、どのように建設していこうとするのか。あくまでも行政主体の中で、いつでも老人が安心して憩いうる内容をもった集会所の建設が急務であろうと思えますけれども、そういう目的、あるべき実態からほど遠い現実についてどのように考えているのか。昭和50年度当初予算計画においてどのように措置されようとしているか。年次的、具体的構想を立案する用意があるかないか。老人福祉総合対策なるものを審議会等々を設けて広く市民の衆知を集める中で対処すべきであろうと思えますけれども、これらの諸点について、市長並びに部長から所見をお伺いしておきたいと思えます。

最後に、市民病院の救急指定と休日夜間診療及び診療の改善について質問いたします。本市民病院は、救急指定を打っていない実態であります。年末年始の長期にわたる日祝日等を控えて、年間を通じて休日夜間診療が施されない実態は、医療行政の主体である市民病院の医療行政として全く残念でなりません。赤字運営の中で厳しい現実はあると言いながらも、あるいは長期

的総合病院化への方途を目指しながらも、1日もゆるがせにできないこれら医療行政の基本的なあり方が問われ直されなければならないと考えます。

そのような視点に立ちまして、まずもって、本市病院における救急指定を取れないのかどうか。医師団あるいは医師会、歯科医師会等々との協議、協力体制がどのようになっているのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

さらに現下、外来診療の実態についてお伺いをいたします。医療施設あるいは医師団の実態等々から、昭和48年度における外来入院等の診療はすでに頭打ち。ピークであるかのように報告されておりますけれども、長期的総合病院化への過渡措置として、現状のままで数年放置せざるをえないような感じを受ける事務当局の答弁をいただいております。誠に残念にたえない次第であります。医師団への積極的な協議、協力を要請する中で、現況施設を有意義に展開して、これら待ち時間の短縮、診療内容の改善に向けて具体的改善策を今こそ施すべきであると考えますけれども、具体的措置、構想についてお伺いをしたいと思います。特に医師会、歯科医師会等と定期的協議がなされているかどうか緊急医療体制についてお伺いをしたいと思いますので、そのへんに対する具体的なご答弁をお願いいたします。

以上で私の質問は終わりですけど、同僚の木下議員の分を簡略にお伺いをしたいと思います。

同和事業の推進についてでありますけれども、この件で2つお伺いをしておきたいと思っております。

1つは、国民的課題であり、本市12万市民の重要課題であろうと考えますが、それらの立場から、現状の関連事業がどのように推移しているのか。全市民の支持を得るためにも、また、全市民にご納得をいただく中で、市民の期待と支持に裏打ちされた同和事業の正しい推進を図るためにも、定期的、具体的に公表すべきであろうと考えますけれども、同和对策部長の所見、さらに市長の見解をもただして参りたいと思っております。

2点目は、財政貧弱な本市の実態の中で、これら関連事業の遂行に対する基本的な命題は財源の確保であります。これら一連の多大なる財源負担について、専門部局を設置して鋭意努力すべきであろうとも考えますけれども、具体的な対策があるのか、ないのか、この際お伺いをしておきたいと思っております。

さらに保育所行政、保育所の増設について1点、お伺いをしたいと思います。不況の中での物価高で市民生活が圧迫され、共稼ぎの家庭が増えこそすれ、減る現状ではありません。子供を預けて仕事に出ねばならない実態の中で、保育所の増設が各所で要望されているわけでありましてけれども、特に黒鳥あるいは和気。繁和等々で要求が強まっていますが、具体的な昭和50年度当初予算等に計画されるのかどうか。さらに具体的な乳幼児の把握の中で、長期的将来の建設計画を立てるべきであると考えますけれども、これらについての具体的な実態をご報告願

たいと思います。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

幼児教育の普及振興についての基本的な計画を明らかにせよ、加えて、現在の国庫助成の乏しい中で、その財源確保をどうして計画し、執行していくかというご質問だと思います。幼児教育に対する市民の方々の深い要請にかんがみまして、昭和57年度当初までに就園希望の4、5歳児全員を収容できるように、目標として教育振興計画を立案した次第でございます。実は、この立案を57年に目標を設定して実施計画の策定を行い、47年度で一園、48年度三園、さらに本年度やる予定であったのが遅れて参りました。前期5カ年では、まず、5歳児を対象として希望者全員が就園できるように設置するという、私立幼稚園との競合を勘案しながら、1小学校に1幼稚園という基本方針を打ち立てたわけでありまして、これが47年から51年までの計画でございます。

後期5カ年につきましては、52年から57年度当初までに、年令4歳児の希望者全員を収容するよう増築を図っていかうという基本的な考え方において計画を立案して参ったのでございます。

しかしご承知のように、本年度は予算措置ができませんでした。国の総需要抑制、加えて、本市の行財政事情等も勘案いたしまして、義務教育施設にせい一杯であったのであります。こういう事情から、この計画をいかにして遂行するかにつきましては、1にかかってお説の財源確保にございます。

要因として考えられますことは、市の財政事情もさることながら、お説の通り、現在、国庫負担問題が非常に具体化されておられない。ただ、施設の設置助成として平方当たり6万5千円の二分の一の助成、その他備品等に若干の補助があるという程度でございます。加えて幼稚園の教諭、すなわち教職員の身分等についても、給与等の国庫負担措置の法制化は何ら措置されておりません。したがって今後、これらの国においては57年までに4、5歳児全員収容の方向で進めという方針を打ち立てる中で、財源措置の裏付けがされておられない。したがって、われわれといたしましては、皆様方のご理解、お力添えもいただいて国庫助成の増加、加えて、教職員の身分、給与等について、現在の義務教育並みに国庫負担とするように法制化を促進していかねばならないという考え方にに基づき、現在、教育長協議会等を通じて、国の上級管庁等と絶えず議題に上げ、文法を重ねるところでございます。今後、これらの問題について、積極的に皆様方のお力添えもいただきこの計画を遂行して参りたい。かように考えるんでございます。

当面、来年度の予算編成に当たっての措置については、せめて一園あるいはまた二園でもという期待をかけております。ところが、肝心の現在の来設置校で最も必要とする校区の小学校に併設する校地の余裕がございません。したがって、用地買収を本年度も計画するところでございますが、計画倒れで、実際の先行取得に至っていないという実態でございます。ご趣旨を帯して、何とか来年度予算にもご期待に沿うように努めて参りたい、かように考えます。

続いて小中学校の施設設備の問題でいつもご指摘をいただきます。義務教育の施設設備の充実につきましては、積極的に皆様方のご理解と上司のご賢察によって、厳しい財政の中でもかなりの大幅に措置され、取り組むところでございますけれども、決して現状を十分に満たしうる満足なものではございません。

とりわけ、新設校と既設校との間においてはかなりの格差がございます。その内容を各各別に申し上げたいと思っておりますけれども、現在、私のほうでは、毎年度5月1日現在をもつての学校施設の施設台帳の実態調査に基づき、その具体的な内容が記録されております。おもに総括して申し上げますと、学習内容の改善に伴うところの特別教室が不足していることが申し上げられると思っております。しかし、これを解決するためには、既設校においては老校校舎の建て替えあるいは増築等を併設しなければ、2教室あるいは3教室だけの特別教室を別個に鉄筋化して行っていくことは、非常に学校全体の構想図の上においてはまずい結果になるということで、その改造、増築と合わせ設置していく計画を立てる事情でございます。とりわけ、特にはなほだしい面につきましては、例外として特別教室を別個にやるという方法についても検討を重ね、積極的に対処して参りたいと思っております。

以上のような事情でございまして、この格差是正、備品等においても、その備品台帳に示すところに基づいて積極的に予算措置に対処して参りたい、かように考えますので、この点よろしくご理解いただきたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 私のほうの所管で3番目の母子寮の拡充と総合福祉センター建設問題についてのお答えをしたいと思います。

まず、母子寮の拡充問題でございますが、議員さんのご指摘誠にその通りでございまして、申し訳なく思っているわけでございます。いわゆる現有地の母子寮につきましては、昭和29年に建築いたしまして非常に老朽化がいちじるしく、施設内容も非常に不備であることは承知いたしておるわけでございます。したがって、この所有の地域につきましては、土地の有効、効率的な利用を図るうえにおいても移転という考えは持っておるわけでございまして、これも府中駅前再開発あるいは市の財政事情を踏まえながら、やはり適地に移転していききたいという

考え方を持っておるわけでございます。それらの移転に伴いまして、これは児童福祉の理念に沿った児童福祉施設として充実していくべく、鋭意検討させていただきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、総合福祉センター建設の問題でございますが、これも現在の社会福祉施設の需要が経済発展とともに切り離せない、今日のように激動する社会情勢からいたしましてもお説の通りだと思います。市といたしましても、今後とも時代の要請に即応した整備をしなければいけないと努力しているわけでありまして、何分にも市の財政事情を考え合わせた場合、施設そのものに対してこの財源確保が必要であると思います。この財源確保につきましては、現時点では、この総合福祉センターそのものの補助制度はないわけでございます。そのため財源確保なり、あるいはそれらのいろんな福祉ニードと言いますか。住民福祉の要求等を基調に踏まえながら建設をしていくという前向きに考えていきたいとは思っているわけでございますが、何分にも総合福祉センターの建設につきましては、今直ちにどういう構想、どういう計画をしていくかについても、実のところ、まだ持ち合わせもないわけなんでございまして、今後の研究課題として取り組んで参りたいと考えております。

3番目の老人集会所建設計画の基本的な考え方を言えということでございます。お説の老人集会所につきましては、これは老人クラブの老人集会所のことと思うわけでありますが、この施設につきましては現在、大阪府の老人クラブ常設集会所設置要綱に基づきまして、いわゆる老人福祉施設の一環として設置しているわけであります。本市におきましても、施設の建設計画につきましては、原則として今までも申し上げてきたわけでありますが、一校区一方所、毎年二校区ずつ建設していくということでやっております、その建設に当たっての諸要件を具備した校区から建設していくことにしておるわけでございます。その要件具備と申し上げますと、まず、土地を無償で地元より貸与していただくこと、あるいは初年度の備品等については地元負担ということで、そういう一足の要件を具備したところから建設していきたいという方針を一応立てているわけでございます。

お尋ねのこの無償提供の土地がない場合はどういう考えを持っておるかということでございますが、現在まで無償提供ということで基本的に進めて参っておりますので、その土地の提供のない地域についての問題については、今後、何らかの形で善処するよう検討していきたい、かよう考えておりますので、ご了承賜りたいと思います。

それから、保育所の増設問題だと思いますが、現時点におきましては、保育所の建設計画についての具体的な立案はいたしておりません。現在の考え方を申し上げてご理解賜りたいと思うわけでございます。考えておりますことは、新設、増改築計画合わせ立案すべく進めておるわ

けでございます。まず、新設計画でございますが、大規模住宅開発地域、それから人口の急増地域を優先にいたしまして、いわゆる現有の施設の分布状況なり、そえぞれの地域における要保育児童数の把握をしたうえ、年次的に計画して参りたいと思っているわけでございます。なお、新築の場合につきましては、福祉法人による民間保育所の導入も合わせて図っていききたいと計画しております。

次に、増改築計画でございますが、現有施設は19カ所あるわけでございますが。このうち10カ所につきましては、昭和31年の合併に際して引き継いで参った老朽建物ばかりでございますので、それらを合わせ、いわゆる要保育児童数の急増が予想される地域について、これらも年次的に計画を立てて改築していききたいと思っているわけでございます。しかし、いずれにしても、市の財政事情も踏まえながら施設整備を図っていかなければならないと考えておるわけでございます。

以上、私のほうの回答としてお答えいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 5番目の問題についてお答えいたします。

救急医療対策についての考え方でございますが、議員さんのご質問にもございますように、救急問題と、休日、夜間等の時間外の急患急病策の問題の2つあると思うわけでございます。両者は切り離せない問題だろうと思っております。病院としての考えでございますけれども、病院独自で救急問題なり、急病問題を一挙に解決することは事実上困難でございます。この件については、すでに、府のほうでも知事の諮問機関として府救急医療対策審議会が設けられ、すでに4回にわたって中間答申を知事に対して行っております。ごく最近の答申では、かなり具体的な将来方向が見えておるわけですが、一口に申しますと、おおむね人口20万単位でもって市町村で救急診療所を設置して救急対策に当たる、片や、交通災害等によるけが、救急につきましては、公立病院も含めた病院の救急指定を強化する、こういう柱でございます。われわれ病院としては、この大阪府の施策等に基づいた市のほうの地元医師会、それから民間病院の医療機関等も含め、また、保健所、警察、それから消防署等の搬送機関も含めた一連の救急体制網を作り、体系的な解決が必要じゃないかと考えておりまして、そういった意味では、市の施策の中で市立病院として受け持つべき分野、方向を十分に検討したいと考えているわけでございます。

それから、2番目の外来患者の診療の待ち時間の短縮の問題でございますが、確か決算委員会でもご指摘があって、そのときもお答え申し上げましたが、具体的な措置としては、今年に入って従来の内科二診制、つまり医師2人が外来をさばっていくという方針を三診制に拡充し、

若干の改善をしたのでありますが、待ち時間そのものの飛躍的な解決はまだできてないのであります。人的、施設面の問題等も関係はないことはございませんが、現在の状態では三診制が大体の限界であると考えております。したがって、もし内容的な改善を考えるとしますと、予約制の問題等が出て参るのでございますが、これも予約の取り方、方法、それから、場合によっては診療制限の問題が出て参りますということで、現在、予約制に踏み切るような検討まで至ってないのでございます。なお、医師団等々ともこの問題については協議を続けておりますので、今後とも検討を続けたいという考えでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 同和事業推進についての質問がございましたので、お答えいたします。

質問が2点ございましたが、第1点の同和対策事業の推進についてでございますが、同和問題の解決のために深いご理解をいただいておりますことをまず、深く感謝するわけでございます。そのための具体的な関係ですが、1つは、やはり同和対策事業の趣旨、本旨と言いますか、それを全市民のものにする、言わばその支持を得ることが絶対条件であると考えます。したがって、国民的課題という中から、行政の責任においてそのことをなすべく、少なくとも、3、4年前から市広報におきまして、同和問題についての認識並びに歴史的経過についてる広報してきました。

なお、昨年11月に同和教育推進協議会が発足し、その末端でございますが、校区同推協においても、いろいろの点についての研修等を進めてきたものでございます。

今後につきましては、第1点の市広報につきましては特集号を発行し、すでに認識論を越えまして具体的な中身について、われわれが一番重要視しなければならない住宅対策の改良も考えておりますので、その点について深く住民の協力を仰ぐために入っていき、この方向での方法を充実させていく。それから同推協についても、われわれは現在、地域の校区同推協に対する啓蒙というか、研修会の講師ということで何回かの講習を受けてるわけでございます。それらも含めて実態的差別、人種別差別両輪相呼応して解決していくために、国民的課題という見地に立ちまして、住民のご理解を仰ぐためにやっていきたいと思っております。

第2点の市財政の弱体な点についての財源獲得でございますが、市の方針としての考え方は理事者のほうからお答え願うとして、私の立場から申し上げますと、現在の市の財政のぜい弱なことは今さら言うまでもないのであります。しかし、もともと同和対策事業は、国が施策として行うべきであるという認識に立っております。したがって、現在の補助金制度という言葉、裏返せば、地方自治体に圧迫されるべき形ははねのけるべきであるという考え方に立っており

ます。したがって、われわれは中央に対して、市の財源をどうするというだけでなく、少なくとも、国の基本的な姿勢をただしていく。その中で当然、国が同和対策としてやっていただき、それを逆に市が援助する形でなければならないという強い構えをもって進んでいきたいと思えます。

具体的な中身についての財源獲得の方策は持っておりませんが、その構えの中で全国市長会とか、あらゆる会合あるいは年に何回かの中央支渉がございしますが、和泉市独自の実態、これは各市とも実態は違います。しかし、和泉市の実態はなお以上に緊急かつ非常に重要であるという認識に立っての特別の財源獲得について、同和対策特別委員会のご協力の中でやっていきたいと思えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長。

○ 市長（藤本秀夫君） 母子寮が老朽化しているのに、いまだに改善しようとしなないというお叱りのように承りますが、これはごもっともなご意見だと思います。しかし、いろいろ駅前再開発の計画もありまして、これらとららみ合わせた計画を立てるべきだと考えておるわけでございます。先ほど部長がお答えいたしましたように、それに対してどうするという具体的な計画ができておらないことは事実でございます。今後、何とか改良したいという考えを持っておりますので、ご了解賜りたいと思えます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 企画課長（大塚孝之君） ご質問の総合会館構想の中身についてご説明申し上げます。

計画の中身については、以前の私どもの担当委員会でございます総務委員会にもご提示申し上げ、ご審議をいただいたものでございますけれども、機能といたしましては、1つは、どう言いますか産業労働機能を持ってございます。もう1つは、社会教育機能とも言うべきものを付与していきたい。次に社会体育機能。それから社会福祉機能、そして、共通に利用できる大ホール等の共通機能、それらの3つの機能をかね合わせまして、私どもは一応、仮称総合会館というふうに呼んでおるものでございます。

当面、勤労青少年ホームをまず第1番としてすでにご審議をいただいておりますが、年次につきましては、やはり国費なり府費の仰げるものと言いますか。そのようなものにプライオリティを付けながら事業実施をやっていきたいと考えております。具体的に現在進めておりますのは、社会体育機能の中での市の中心施設となるべき屋内体育施設と申しますか。そういう部分について翌年度あるいはその次の年度、年度は未定ですが、国費の導入に鋭意努力しております。

なお、その他いろいろな機能はございますが、現在の財政事情の中では、国なり府の補助が大々

に付くように努力を傾けてその6つの機能の完成を図っていきたいと考えております。
それからもう1つ、運営の問題もご指摘をいただいておりますけれども、当面現在の縦割り組織の中で運営をせざるをえないと考えてございます。しかし将来、その6つの機能が全体的に完成して参りますと、別の方法と言いますか、1つの運営主体を考えながら、全体的な中身までも含めて、そういったまとまったところでの運営というものを考えておる次第でございます。

以上、ご質問にお答えいたします。

- 16番(横田憲治郎君) 答弁を一通りいただいたわけですが、感想としては、行政あって自治はなしというか、天下り行政、ひも付き行政というか、市行政としては、全く内容のない、さみしい実態を、そらぞらしくおっしゃっているに過ぎない。愛想のない話なんです、まず、教育行政から再度縮小して聞きますけれども、幼稚園の問題、小中学校の施設問題でお聞かせ願ったわけですが、57年度までの一応の計画は、幼稚園教育については持ったわけですから、理屈と実態が合わんような無責任な中央施策の中で、これもまた押し付けられて大変な実態はお互い様でよくわかります。しかし、やはり12万市民平等に、公正に幼児教育の充実を期さなければならんという責務というか、使命というか、これもまた重要であり、それがまた中心でなければならぬと思います。

そういうことから、大事な予算措置ができないままに第4回定例会を迎える中で、50年度開園は当然無理だということは、何ぼやかましくしろと言った殺風景な話になりますので、50年度において積極的に努力をお願いしたい。何ぼうたい文句で57年度までに4歳児、5歳児全員収容と美辞麗句を並べても現実に表へ出てこなかったら何にもならない。多難なことはよくわかりますが、理論じやなく、現実に少々泥をかぶっても、市民のために、幼児教育の将来のために、やはり熱意のある現実対処のあり方をお聞きしたかった。これは答弁があったら意見として聞き置くだけで結構です。

それと、小中学校の施設の格差問題、委員会と違うんで細かい資料を持っていますが、省略して申し上げますが、全く目に余る実態なんです。ここで部長長勢ぞろいのところで一べん発表したいぐらいの気持ですが、言いません。しかし、これについても超過負担等々の実態はよくわかりますが、その中で下に向かってじゃなく、上に向かっての教育行政充実の熱意と市民の期待に依っていく使命感を、ひとつ再任された葛城教育長の勇猛果敢な教育行政に対する手腕を期待してやまないものでございますので、50年度予算で確たる期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、母子寮、総合福祉センターについても観念論ばかりですが、ただ単に既存の施設の運用を事務的行政運営という感じで、これも教育行政のみならず、福祉施設の行政も大変なこ

とはわかりますが、やはり目標と、それへの努力が具体的にプロセスされなければ、市長、助役、末端行政の困難な中とはいえ、そえなりの政治手腕を発揮してもらいたいと思います。総合福祉センター建設問題でも続いて言えることですが、やはり国の施設とまではいかなくても、せめて府の行政施設をどんどんこれだけ人口急増の本市の実態の中で、それに見合うように誘致しなければならないと思うんです。市立のものでやむをえないとしても、総合センターの問題にしても、やはりそれなりの長期的な和泉市に行政があるんだ、政治があるんだという実態を努力によって勝ち取ってもらわなければ、ただ、右と左に運営しているという限りでは全くお寒い限りだと思います。市長、母子寮云々再開発どうのこうのと細かいところで聞きたいが、再開発に伴って母子寮も改築、拡充するんだということでしたが、やはり国鉄関係もあり、あるいは民間資本の一部導入を図りながらの再開発という構想もおそらくあるんじゃないかと思います。やはり住民の行政需要の主体は福祉の拡充であるという観点に立って、再開発のプログラムをいつに結末を見るのか。そして、いつから事業に着手するのかというへんも観念論の域を出ないが、再開発に合合わせて考えるとおっしゃったから、いつごろから実施してやれるのか、その構想ぐらいは聞いておきましょうか。

それと老人集会所、部長ね、毎年2カ所ずつ土地を段取りできるところからやっていくんだという答弁ですが、ないところはどないするんか、検討するということでしたが、大阪府の土地だって本市内に3万坪あるやに聞いている。国有地の自衛隊を含めて87万、90万坪存在している。やはり政治的手腕で市長ね、何とか暗中に活を見出すというか、そういう行政努力を望みたいし、すべきだと思うんです。大阪市や大阪府、国の遊休地を着目すべきだと思います。老人の集会所建てますと言っても、お寺とか、在来の集会所とか余ってるところがあれば言いなはれ。いろいろと老人クラブ云々のカセどいうか、ワクがあるのは存じますが、そういう可能性を見出していく努力、暖かい汗みたいなのが感じられる行政でなければならんと思います。そういう点で所見があれば聞いてみましょう。

同和対策事業の関係ですが、広報で認識を深めてるとか、各校区の同推協云々というか、これまた、全くの観念論に過ぎないと思う。本当に膝詰めで一般市民が心配してます。私たちに目の色えて聞いてます関心事です。地域の人たちについては、等しく市民が差別があってはならないが、そのための施策が重要だという認識に立ってます。しかし、一片の教科書的な認識しか行政で施せないような時点では、私は得られる支持も得られないと思う。やはり認識の次には当然、理解が要請されると思います。理解の得られるような同和行政の推進の実態でなければならんと思います。数百年来の重要な長期にわたる歴史的背景を持った本事業ですからいろいろ至難な問題はあるでしょう。窓口の問題も現実の課題として考えねばならないと思います。

しかし基本的には、12万市民の心からなる理解を求める姿勢がなければならないと思いますし、理解を得られるような関連事業の推進のあり方でなければならないと思います。そういう点でお伺いをしたわけでありませうけれども、これは要望と意見にとどめますが、それと、国民的課題であり、市民的課題であるわけですが、この財源確保等一連の問題にしても市長ね、同対に私も委員として参画させていただいておりますけれども、ひとつ、そういう専門的な機関というものを作る、作ること自体おかしな話ですが、そのぐらいの姿勢を対市民にも、対国にも示すべきだと思う。その点について、これは答弁をお願いしておきたいとします。

保育所の増設、これは民間に依存して検討するが、あまり建てる気はないような部長の答弁でしたが、これはそういうことであってはならないと思う。当初予算までに検討するというご答弁があったので、検討された結果を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、意見を含めて再質問を2、3点申し上げましたが、簡単で結構ですから、答弁をいただきましたら終わりたいとします。

○ 教育長（葛城宗一君） 具体的な考え方はないじゃないかというきつご叱声だと思います。基本的な構想を述べ、計画の遂行はざ折しての現状でございますが、ご趣旨を帯して50年度予算に反映できますように、微力ではございますが積極的に取り組んで参ります。

○ 市長（藤木秀夫君） 横田議員さんのご意見はごもっともでございます。国や府の土地がありながら、それに向かって何ら運動してないかのように承りますが、これはこれで皆様方のご協力を得ていろいろとやっておるわけでございますので、今後ひとつ一そうのご協力を特にお願い申し上げたいと存じます。

次に、老人集会所の問題でございますが、これは最初に土地のないところには建てられないということを原則として申し上げてあるわけでございますので、その点ひとつご理解を賜りたいと恐います。

それと、同和問題についての同推協は皆様方にもお願い申し上げ、市の同推協を作るべきである、かように考えておりますので、その際はひとつご協力を賜りたいと存じます。

○ 建設部長（中塚白君） たまたま、先ほど母子寮の問題にからみまして再開発の問題が出てきたわけでございますが、先ほど来、観念論、観念論の話が出、これも誠に観念論でございますので、冒頭にお断り申し上げます。

駅東の再開発につきましては、主と従の関係でございます。ただ今申し上げております母子寮周辺につきましては、少なくとも、民間の買収がかなり先行してございます。民間の開発をただ何のワク付けもなくやらすことには問題がございますので、市の都市計画に立脚したものにしたいということで、逆にそのワクをはめたいというのが私のほうの基本方針でございます。

先ほどの市長の答弁といささか食い違う点がございしますが、そのへんはひとつご理解願いたいと思います。

以上です。

- 市民部長（内田繁君） 市民部への総括的なご指摘をいただきましたが、非常に消極的な取り組み方であるということでございます。何分にも福祉施策につきましては、十分福祉ニードというものを踏まえながらやっていかなければならないという自覚を持ちながら、今後においてもそういう要望に応えていきたいということでご理解賜りたいと思います。
- 16番（横田憲治郎君） 最後に。母子寮のことで再開発の問題がそちから出たさかいに聞いたら、都市計画のことで部長から答弁があった。いわゆる「母子寮をどないするんや」、これは数年来の懸案事項になってるわけです。具体的に何も手を施してないので、「このままいくんか」と聞いたら、「再開発とにらみ合わせて補充を考えます」ときたのでお聞きした。だから福祉は福祉、開発は開発といろんな事業の関係はあるでしょうが、もっと主体性のあるまた、横の連携のある、足が地に着いたというか、そういう生き生きとしたものがなければなりません。そういうものを目指す方向性がなくてはいけないと思う。これだけ言うときます。残念な話ですが、議長、これで終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に18番、直村静二君。

- 18番（直村静二君） 共産党市会議員団8名を代表して質問いたします。最初に、今日的情勢はインフレと不況が同時に実現している非常に厳しい国民生活の実態、これが政府の総需要抑制などと言っていますが、具体的には中小企業の倒産など、非常に中小企業に対してしわ寄せが大きい。さらには、政府は主導権を持つ公共料金の引き上げを行っておる。こういうことで、今年の当初予算で藤木市長が施政方針で述べたように、政府の政策に追随していけば物価は下がるだろうという手放しの内容を書いております。まさしく、当初予算の編成については、そういう実態が全くはずれている、私はそのことを一般質問でも指摘しておきましたが、その誤りははっきりしているのではないかと。そういう点で、市長が強く判断を誤っておったことを深く反省すべきではないかと思えます。

さらには、今日、地方財政の危機が大変ひどい。全国的にもそうですが。

特に和泉市においては、一そう危機的状況である。第1に地場産業、織紺産業の衰退破壊があります。第2には人口急増の地帯、今もって人口が急増している。このために公共施設その他の施設が必要に答えなくてはならず、資金が不足している。こういう問題での地方財政の危機が進行する。第3番目は、膨大な同和予算を組んでいる。その同和の執行に伴う市財

政への圧迫は明白であります。こういう財政危機をどう打開するのか。

さらに、和泉市民の生活を守っていくためには、緊急な施策をどうしても50年度予算に組まなくてはならない。そういう態度でどのように予算編成の腹構えを持っているのか、この点は市民的にも重大な関心事でございます。

そこで、私はその立場から次の事項についてご質問申し上げますので、明快なご答弁をお願いしたい、かように思います。具体的には、今議会で市長、3役、議員の月給の値上げの答申が12月8日に出ておりますが、これは謄運でもいまだに予算書、謄案をもらっておりません。この財政危機の折りから、この議会に出すのかどうか、出すなれば数字が出ておりますから、それを明快に発表してもらいたい。それが言えない場合は撤回しなさい、撤回もありうるという2つの立場で明快にご答弁をお願いしたい。

次は、49年度の予算執行でございますが、過日の48年度決算認定では3千9百万円からの黒字となっておりますが、当年度、この49年度は非常に新聞、マスコミ関係、その他でも問題になりましたが、いかほどの赤字が出るのか、概算で結構ですからご答弁を願いたい。午前中の田中議員に対するご答弁では、パーセンテージは出納閉鎖がこないとわからないという数字的な問題もございまして、今日、危機的な状況についてもう少し明快にお答え願いたい。

次に、同和予算の編成について簡単に質問いたしますが、50年度予算においてこれから4年間、53年度前までに5百38億円という膨大な同和予算を消化しなければならないというのが理事者の答弁、また方針でございますが、差し当たり、来年度は134億以上組まないこれが執行できない、こういうふうになります、どのように組むのか、これをひとつご答弁願いたい。さらに、5百38億円につきましては、国が幾ら、府が幾ら持ち、市が幾ら負担するかという負担区分を明快にお答え願いたい。

次は用地問題。「市費負担及び用地」と書いてますが、具体的には現在、開発会社が買っております公社の用地でございますが、総額で何ぼ、何坪か。そのうち同和関係の用地は幾らか、坪数と全額をお答え願いたい。

さらに、解放センターの用地費については坪幾ら、そして、国、府の補助金、市の負担金は幾らか、これをお答え願いたい。さらに、この老人解放センターの建物の建設費の国、府、市の負担の内訳についてもお答え願いたい。また運営費、1年間幾らの運営費があるのか、この点をお答え願いたいし、さらに人件費、そういう点で各部問の対比でございますが、一般質問でするので例として解放センターを挙げましたが、ほかにもございまして、その都度資料を出していただくようお願いしたい。

次は、非常勤嘱託員がございまして、このたびの人勤で給与改定がされたかどうか、1人につ

いていかほどか、男女ともど説明願いたい。次に、その人数でございますが、合わせてお答え願いたい。

次は現在、改良住宅が建てられており、すでに入居されてるそうですが、改良住宅の家賃は幾らか、もちろん、家賃といっても共益費、電気、ガスを含みますが、その明細がわかればお答え願いたい。

次は、先ほどの横田議員の質問の答弁にもございましたが、同和予算の財源問題といたしましては、私がお答え願いたいのは、特にこれは国民的課題という点からいって、思想、信条の自由を保障しなければならない。だれもが納得するためには、特定財源的な考え方、こういう点でひとつ明快なご答弁を市長からお願いしたい。特定財源的に考えていかななくてはならないんだからこういうふうにするんだという考えがありましたら、また、具体的な点がありましたらお答え願いたい。

次は保育行政。今年度の予算で確か民間保育所建設補助金ということで千五百万円が組まれておりますが、この民間保育所は、具体的にこの予算はどう執行されて、いつ建つのか、明快にお答え願いたい。

次は、来年度の建設計画などですが、先ほど答弁がありましたのであえて言いませんが、国府の第8保育園などについては作るのかどうか。また、芦部保育園の増改築はやるのかどうか。鶴山につきましては、建て替え施行でやるのかどうか、これらの進みぐあいについて具体的にお答え願いたい。

次は給食設備。現在、緑ヶ丘、国府第2は給食設備はございますが、一こうにやらない。同和保育では完全給食をやっておりますが、設備があるにもかかわらず、緑ヶ丘と国府第2はやってません。どこかで聞きますと、あと残りの十何園が実施せんことにはやらん、こういう不当な返事があったと思いますので、もう1回、こういう給食設備をいつまで遊ばしておくのかどうか。実際、父兄などが要望しておるにもかかわらずできないという理由はなにか、明快にお答え願いたい。

次は、同和行政の基本施策。これは解放会館についてですが、これは少なくとも、部落解放のための会館だと私は認識しておりますが、具体的にどこに建てるのか。藤田助役のお答えなどを聞きますと、伯太町6丁目に建てると言ってありますが、これは少し考え方が違うんじゃないか。解放会館は少なくとも、地区改良の4.2.8.6ヘクタールの中に位置してこそ、初めて地元住民全体が等しく使えるのではないか。位置が大変重要ではないか、この点を再度確認したい。さらに建物等の規模はいかほどか、また、運営はどのようにして行うか、わかりましたらお答え願いたい。

次は、代替地。代替地というのはいろいろございますが、差し当たり富秋のところにある同和対策事業用地の看板、それから、府中にきますと、元サントリーの横の同和対策事業用地、それから坊城川住宅の横、さらに、第2国府保育園の横の代替用地、いろいろ混合と聞いておりますが、こういう代替用地を市があっせんして作った場合、そこに住む方、具体的には同和地区になるのか、あるいは一般行政適用地域にするのかどうか、この点を明快にお答えを願いたい。次は同促協。同和対策促進協議会は昭和48年から予算を組み毎年、流れておりますが、いまだにできておらない。一体どうするのか、明快にお答え願いたい。

あと基本計画案の姿勢について、このたびの9月4日に大阪府へ出した地区改良の原案の中では、地域の中で総合事業計画推進委員会なるもので決定し、住民に諮る。その人数、構成を聞ききますと、解放同盟8名、あと幸、王子、その他を合わせて5名、計11名の委員会ということですが、これは果して正式な住民の代表機関なのかどうか。また、こういうところで決まればあとはいいんか、この点を明快にお答え願いたい。最初から一定の特定団体が過半数で、採決しても勝てるというような委員会でどうして公正で民主的な、市民の納得の得られる施策ができるのかどうか。まして、根本である同和対策促進協議会で11万市民が全部見ていく機関、言うなればそれがルールではないか、私はそう思うんです。このルールを作らずして、どこへ電車を走らせようとしているのか、こういう基本的な問題を明快にお答え願いたいと思います。次は、富秋地区の学校建設でございますが、これが中学校と小学校の併設、合わせて48億円。しかも、中身は45人学級を30人にする。こういう点で明快にお答え願いたいのは、小学校のほうにするんですか、中学校にするんですか。中学校、小学校ともに紙同和的な扱いをするのか。また、同和施策をやる場合には、一般の小中学生はどのように適用されるのか、明快にお答え願いたい。

4番目は学童の交通安全対策。横山地区の福瀬、つまり上川橋の問題でございますが、私に取り上げるまでもなく、各議員さんがそれなりにいろいろ取り上げ、それなりに進んでいると思うが、私がお尋ねしたいのは、今日、この上川橋のところに午前7時半ごろから8時過ぎまで、黄色いママさんが大体1カ月、日曜、祭日を除いて約25日に1回、全部で50人ですか、いろいろやっておられる。ここはいつごろ信号機を付けて、この黄色いママさんのご苦勞を解放していくのか。また、子供が安心して通学できる安全確保を図るのか。さらには、この黄色いママさんたちのために、市としてあらゆる抜本策で交通指導員をその間置いて、そしてやめていただくことにするのか。具体的には3つの方針がありますので、どれをやるのか、明快にご答弁を願いたい。

次は衛生行政。これは基本的には共産党議員団、値上げは反対です。しかし、私の指摘する問

題は、くみ取りは20日に1回、同和地区につきましては15日に1回、しかも、9百40万円並びに50万円の補助金を出して衛生面をきちんとしてるということでございますので、確かこの前の時にも、質問しましたが、将来は全部同じようにするんだということから、来年度から早速、そうした二回のくみ取りにできるのかどうか、明快にお答え願いたい。

乳幼児の医療費無料化でございますが、これはいよいよ実施しなければならないというムードになって参りました。また、実施を始めてるところもございます。もちろん不十分ではございますが、零歳児または一歳児、この阪南関係でも高名、忠岡で行っておりますし、私ども、早急にやるべきだと思います。少なくとも、そのための調査費も49年度には組むべきだという提案もしましたが、何ら明快な予算化措置が出ておりませんので、この際、乳幼児の医療無料化について踏み切つて進める準備、並びにいつからやるかという点を明快にお答え願いたいと思います。

非常に細かい点を申し上げましたが、明快なご答弁を期待しますし、また、答弁のいかんによっては再質問させていただくことを申し上げて、質問事項をこれで終わります。

- 議長（池辺秀夫君） この際、暫時休憩し、答弁は再開後にいたします。

（午後2時32分休憩）

（午後3時30分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

直村議員の質問に対し理事者答弁。

- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、私の関係する事項についてご答弁申し上げます。

まず、第1点の特別職の報酬の引き上げについてでございますけれども、今議会にも議案をお願いいたしてございますように、一般職職員に対する給与の改定につきましては、本定例会に改正の条例案をご提案申し上げまして、職員給与の改定をお願いしたいと存じておるわけでございますが、この改定が行われますと、一般職職員の給与と特別職職員の給与との間の均衡がくずれることとなりますので、特別職職員についての給与報酬等の見直しを感じておるわけでございますが、現時点におきまして、ご質問のように今会期中に上程するかどうかにつきましては、なお熟慮する必要がございますので、現在なおよく検討したい、かように存じておる次第でございます。

それから、第2点の49年度の予算執行上いかにどの赤字が出るかというご質問でございますが、朝から田中議員さんのご質問に助役からお答えいたしましたように、現在は歳入歳出予算の執行状況はまだ40%前後でございます。その時点で来年5月の出納閉鎖時における歳入歳出の状況を推測することは、非常に大ざっぱな考え方しか成り立たないわけなのでございますけれども、私たち財政を担当しておる者といたしましては、全力を挙げて収支均衡を保持する

ための努力をして参りたいというふうに考えております。

現在のところでは、49年度の和泉市の財政状況も苦しい事情にあることは間違いございませんが、端的に赤字が幾らになるかというご質問でございますけれども、必ずしも、赤字が幾ら生ずるかという観点では、われわれはまだ財政を考えてございません。できるだけ全力を挙げて努力いたしまして、議会議員さんのお力添も賜りまして今後、歳入の財源確保のために努力し、収支の均衡を保持して参りたいかように存じておるわけでございます。

以上簡単でございますけれども、2点について説明を終わります。

- 18番(直村静二君) 答弁はそれしかないと思うが、不合理な点がある。たとえば議案を提出し、私たちがそれを見て審議に加わるというのが建前だと思う。今のところ、3役、議員報酬は出てませんわな。ということは、出す予定の場合には数字が入ってくる。今日の議会の状態でいくと、一般質問が今日で終わったとしても、今度は24、25日にいきなりそこでパッと数字が出て暗闇でいくことになる。通常、答申案が出た場合、金額が新聞発表されて市長は何ぼ、議員は何ぼとわかるが、今回はまだわからない。出す予定だとした場合、数字が1、2日でいってしまう。そんなことで特別職の報酬の引き上げがされていいかどうか、ルールの間違いだと思う。今、総務部長が言ったように、職員の給与が上がったからそうするんだと決まってると言うが。数字は入ってるはずだが言えないという。私は出せないんやったら撤回せよと言ったが。ルール上のあいまいさはぐあい悪い。これは意見だけ言うときます。8役まで上げないかんとは限らない。

それから、49年度予算は執行中ですから、あえて赤字が何ぼかと聞きましたが、「赤字になります」とはね。しかし、今日の状態は90何億の地方債、また資金不足、サンケイ新聞もやりましたが、赤字にならないという保証をしっかりとってもらいたい。

- 議長(池辺秀夫君) あとは続いて答弁して下さい。

- 同和对策部長(佐原行雄君) お答えいたします。

たくさん質問がございますが、それらについて総括的に、しかも、できるだけ同対部で答えたいと思います。第1点の同和予算編成についてでございますが、過日の特別委員会で総額5百30億円の金額を発表しております。それに要する年次的な事業の中身も発表しております。

なお、50年度予算につきましては現在検討中でございますが、当然、国、府の助成も合わせて仰ぐ中で、財源獲得も含めて精査検討し、次期3月議会に向けて十分に取り組んだ中で発表していき、ご審議願いたいと思います。

第2点の非常勤嘱託の問題が出ておりますが、これにつきましては現在、この12月市会に向

けてまだ提案はしていませんが、議員配布はしておりますが、囑託員に対する報酬アップの議案を出しておりますので、そのときにご論議を願いたいと思います。人員につきましては、現在、26名でございます。その他の金額につきましては、議案審議の中で十分ご説明申し上げたいと思います。

それから、同和予算の特定財源的な考え方はどうかというご質問でございますが、基本的には、決して特定財源的な考え方は持っていません。同和地域といえども、一般対策はその財源、施策の中で十分盛り込むものでございます。したがって、先ほどの横田議員の質問にもお答えいたしましたように、少なくとも、この同和対策事業は、当然国がやってしかるべきだという考え方の中で、国の施策として、それを逆に市町村が補完するという立場の中でわれわれも考えていきたいと思っております。

それから、解放会館の問題でございますが、過日の特別委員会に市が決定した伯太町6丁目についての用地は、特別委員会でその場所について協議を願うように提案した段階でございます。なお、その内容、規模でございますが、現在、レイアウト中でございます。基本的なことを申し上げますと、1つは、複合施設でございます。青少年対策あるいは婦人対策的なものといういわゆる社会教育的な分野と、隣保館的なものを含めた複合施設となっております。用地は約1万平方メートル。建物総坪数は約7千4百平方メートルを考えてございます。

なお、運営でございますが、堺市にも解放センターができておまして、その運営方法も考えておりますが、和泉市といたしましては、現在、具体的な提案は持っていません。しかし、この完成以前に運営、人の問題も含めて今後、十分精査検討し、間違いないようにやっていきたいと思っております。

次の代替地の点につきましては、たまたま富秋、坊城川云々の問題でございますが、決して議員さんがおっしゃるように、われわれは部落解放をするものでございます。したがって、ここに代替地をあっせんした場合、そこが同和地区になるというようなことは、われわれの部落解放の形としては全く逆行する考えでございますので、そのような考え方は一切持っていません。

それから、同促の関係でございますが、従来、3年にわたり流れております。これにつきましては、われわれもお答えの仕様がなく、面目ない次第でございます。市同促の発足が現在までなぜできなかったか。理由はそれなりに今まで申し上げてきましたが、少なくとも、現段階ではこれにからめまして、現在、地域に総計委員会、正式には和泉市部落解放総合事業計画推進委員会というものがございます。これの目的、趣旨は、部落の完全解放を期するために設置し、強力に総合計画の推進あるいは計画の組織運営事次について必要事項を定めるというものでご

ざいまして、1日も早い部落の完全解放のために、住民の意思に則って総合計画、総合事業を総括するということになっております。

この人数ですが、和泉支部の運動側から6名、各町会から5名、計11名で、いわゆる賛否的な問題ですが、われわれは、この総合計画委員会は、さよう形の中での賛否の節合いのものではない。少なくとも、立場の違うものの合意のうえで部落解放をするということに焦点を合わして、お互いの話し合いの中で決めていく。したがって、賛否をとってどうのこうのということは一切考えておりませんので、ご疑問はお晴らし願いたいと思います。われわれはこの目的、趣旨から、総合計画委員会は地域1本の中で性格付けられ、しかも、正式な住民の代表であると考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当参事（吉岡昭男君） 公社の保有面積でございますが、11月30日現在で19万9千4百60平方メートル、金額にして86億9千4百42万4千円でございます。そのうち環境改善整備事業用地としては13万3千8百8平方メートル、金額59億4千5百82万4千円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 仮称第2中学校の建設事業について申し上げたいと思います。

現状、ご承知の阪和線沿いに並ぶ校区を持つ和泉中学、山手中学信太中学の3校の学校規模にはかなりの格差を持っておりますが、3年後の生徒推計等を見ても、和泉中学が千6百42名、信太中学千4百34名、さらに、山手中学校の現状から2百67名と、このような格差が解消されず、ますます拡大されていく方向をながめるときに、どうしても和泉中学、信太中学ともども分離校の必要に迫られているのが実態でございます。

山手中学校が現在、同和校として生徒が地区外の生徒と机を並べる機会もなく、他校区と孤立した観を持っておりますが、学校教育の場としての環境条件としては、図り知れない疎外的なものを持っており、この解消策として教育委員会はどうしてもやらなければならない中で、3中学の校区再編成を行い、新しい和泉中学校、信太中学校の生徒を一部この新設中学へ収容することによって新しい教育条件を実現したいという考え方でこの新設を計画したものでございます。なお、本校の計画後は、同和指定校としての指定は受けるべきであると思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） お答えいたします。

家賃につきましては、3千5百円に決定しております。

なお、ご指摘の共益費については、区分はいたしておりません。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次、答弁して下さい。

○ 市民部長（内田繁君） 私どもの所管の老人解放センターの規模、補助金関係のお尋ねに対してお答えしたいと思います。

敷地面積は2千274平方メートルでございまして、建物面積延べ1,130.88平方メートルでございまして、これに用地購入費ですが、1億4163万2,000円でございまして、

これに対する財源の補助関係でございまして、国の補助金はございしません。府の補助といしましては、建物、備品を含め1億1千2百6万1千円でございまして、それから、府の貸付金は8千7百78万3千円。起債は1億5,440万円。したがって、あと差し引いて一般財源は4万3,000円ということになって参ります。

なお、運営費につきましては、現在18名おり、1カ月約10万円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（阪東重信君） 学童の交通安全対策についてお答えいたします。

現状、通学時、下校時の学童の安全を確保するために、5カ所に交通安全指導員を配置しておりますが、ご指摘の北田中の点ですが、基本的な考え方といたしましては、河川改修と合わせて道路拡幅を図るべく努力しております。このことにつきましては、地元議員さんにも連日努力をいただいております、今後ともこの協議を続けて参りたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 保健衛生課長（松村吉亮君） 衛生行政のご質問の点についてお答えいたします。

本件につきましてはかねてからご提唱いただいておりますが、現行条例の中でおむね20日ということで執行しておりますが、実際には、便槽の形態等によりましては、月2回取らなければならない場所も現実に行ってる実態でございまして、しかしながら、ご提唱いただいております趣旨につきましては、今回、料金の改定問題も出ておることでございますので、これと関連いたしまして、所轄委員会にご相談申し上げて検討していきたいということでございまして、よろしく願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 市民部長（内田繁君） 私のほうの所管に属しております保育行政並びに乳幼児の医療費無料化についてお答えしたいと思います。

まず、保育行政について問題が3点ございます。民間保育所に対する助成措置を講じながらその後どうなってるかということですが、卒直に申し上げて、この条例制度を実施いたしました

あとの経過というか、それをご報告申し上げ、ご理解を賜りたいと思います。この制度を実施いたしましたあと、日を置いてありますが、2人ほどお見えになりました。建設についてご相談を受けたわけなのでございますが、いわゆる制度そのものの条件には非常にむずかしさがありまして合致しないということで、2名様については辞退されたのでございます。

その後、もう2カ月ほどなるかと思いますが、法人格でもって民間保育所を設置したいので指導を仰ぎたいということでお見えになりました。実は、これも現在検討中でございますけれども、なかなか本市の民間保育所設置助成制度につきましては非常にむずかしさがあるために、いまだその相談の中で補助制度を実施するというには至っておりません。そんなことで現在、法人格の方についてもいろんな指導をしておることでございますので、ご了承賜りたいと思います。

それから、国府第3保育所の建設云々問題から、他の人に急増地域に対する保育所建設計画についてのお尋ねでございます。これは近年における保育所の要望等が非常に増大してきていることは申し上げるまでもございませぬ。これに対応する本市の保育所建設計画は、先ほど、横田憲治郎議員さんのときにも申し上げました通り、やはり大規模住宅とか人口急増地帯を重点に建設していきたいと思っております。

国府第3につきましては誠に申し訳ございませんが、来年度についてはご辛抱願わざるをえないと考えております。

芦部についても、50年度の予算に反映するべく努力したいと考えております。

鶴山台につきましては、これは建て替え施行で49年度事業として実施したいということで、一応、公団との話し合いも整っております。

それから、給食の問題でございますが、これもいろいろと問題点はあるわけなのでございますが、質問にもありました通り、いわゆる施設のない園との不均衡というか、不平等性の批判が生ずるわけなんです、その他市の財政事情によるわけなんです、人件費とか、施設の補充充足、設備費等が出て参りますので、これらについては、今後とも非常に市の財政力を踏まえながら、宝の持ち腐れにならんような方法で50年度に向かって努力したいと思っております。

乳幼児の医療費の無料化ですが、これについても簡単に申し上げますと、制度そのものが先行し、受け入れ体制が十分に整っていない例を挙げますと老人医療制度、心身障害児、者の医療無料化ということが現在、大きな問題となっているわけでございます。このような情勢の中で乳幼児の医療費を公費負担で実施することは、実施面で困難な問題が多々あると思います。したがって、現行の本市の財政事情からも、非常に単独で実施することも至難だと思っております。したがって、今後の検討課題としてひとつ取り組んで参りたいと考えておりますので、ご了解賜り

たいと思います。

- 18番(直村静二君) 5百88億についての国、府、市の負担区分についての答えがない。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私のほうからの答弁が抜けておったというご指摘でございますが、5百88億円につきましては、現在、総額だけはつかんでおります。したがって、その年次割りが出ておりますが、具体的に財源確保も含めて、財源の内訳というものは確定しておりませんので発表できない。したがって、答弁はいたさなかったわけです。
- 18番(直村静二君) 5百88億のうち4百8億9千4百万円は府貸付金、市の起債、一般財源、国、府、残り129億についてはわからないのですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) いささか一問一答の形でお答えすることになって申し訳ないのですが、われわれは決して5百数10億云々じゃなく、全体計画になっている5百88億円でございます。直村議員さんのおっしゃる4百9億は、直村議員さんをご承知のはずだと思います。あとの残りは、具体的な計画の中で、財源確保も含めて財源内訳を明らかにするまでに至っておりませんので、ご発表できないということでございます。
- 18番(直村静二君) 最初、5百88億はわからないということだったが、129億はわからないということでしょう。
代替地は、市のあっせんで同和地区になるのか、ならないのか。さらに、一般行政の適用地域にするのかという質問をした。それに対して答えてもらわんとね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 一般施策として乗せるかどうか云々につきましては、私のほうでお答えする節合いではございません。私に対する質問の内容につきましては、そこを同和地区にするのかどうかという質問でございますので、われわれは、そのようなことは一切考えておらず、なるということでもございません。
- 18番(直村静二君) 一般行政の施策はどうなるのか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) それにつきましては、先ほど申し上げましたように、私のほうでお答えする節合いではないと申し上げたのでございます。
- 18番(直村静二君) 国府第2保育園の横に代替用地がある。混合とおっしゃたが、そこにあっせんした場合、一般行政を適用するのか、しないのかを聞いてる。今の市政の中では窓口1本でしょう。
- 市長(藤木秀夫君) そういう場合には、一般行政を適用できます。
- 18番(直村静二君) 代替地には一般行政を適用し、窓に1本はやらない。固定資産税の三分の一、健康保険の減免などはしないということを確認しておきます。私のほうは公正で民

主的にやってもらいたいのので、減免したらいかんということではなく、代替地の問題についても住民の納得した形をとってもらいたいということです。それから、非常勤の問題は予算が出ますから、そこでやります。

改良住民の家賃、わかりました。

ここで市民部長にお尋ねいたしますが、国府第2保育園、あさひ保育園、縁ヶ丘保育園の年間運営費、あとからでも知らせてもらいたい。

民間保育園の創設については、実際問題、今の答弁ではできない。予算は流れるという点からいって、今日の和泉の情勢からいってできまへん。民間で保育園をやる、なかなか高い費がいるし、大幅な補助金出さんとね。本年度は保育園は作らんというが、そのためにどんだけあふれるか。

給食問題については、給食設備がありながら遊ばせてる。残る10何園かが全部できるまでやらない。これは永久にやらんのか。財源問題でできないと言うが、そう大したことはない。早急にやりなさい。要望しておきます。

それから、学校の通学路の問題ですが、信号機はいつできるのか、バイパスはいつできるのか。現在、自主的にやってるが、いつまでもやらせないという点で解消のめどはどうするのか、はっきりして下さい。

- 教育次長（阪東重信君） 先ほどお答え申し上げましたように、地元の議員さんも連日交渉しておりまして、はっきり申し上げていつという回答はできませんが、それなりの努力をしております。
- 18番（直村静二君） 指導員はいないんですか。
- 教育次長（阪東重信君） 現実に指導員は置いております。
- 18番（直村静二君） 名前は。
- 教育次長（阪東重信君） 広谷伊豆行さん、藤原桃子さん。
- 18番（直村静二君） 市から金を出してるの。学校のほうから金が入ってるのか、市のほうから独自に。
- 教育次長（阪東重信君） 市から学校を通じてやっています。
- 18番（直村静二君） その人たちは責任持ってやってるのか。順番で交代で。
- 教育次長（阪東重信君） 補助員としてです。
- 18番（直村静二君） 回し回しやってるの。ちゃんと指導員を置いて、それ以外に補助員を置いて順番に回すの。
- 教育次長（阪東重信君） 登録としては2名です。

- 18番(直村静二君) 金額は。
- 教育次長(阪東重信君) 1人、1日590円です。
- 18番(直村静二君) あとの人は出さんでもいけるということにしてあるんやね。
- 教育次長(阪東実信君) そうです。
- 18番(直村静二君) 一応、確認しておきます。

20日に一回のくみ取りについては、値上げ案も出てるからということですが、一日も早くしてもらいたいと申し上げておきます。

それから、乳幼児の医療費は、少なくとも現在、何人の乳幼児がおって、実施すればいかほどいるかという具体的なことを言ってもらいたい。金がないからとか、漠然としたことではなく、具体的に何ぼいるんか、しかし、金がないからと言ってもらいたい。

それから、同和の基本である同促協はなぜできないのか、市長、答えて下さい。同対部長は答えられんと言っていましたからね。

- 助役(藤田利君) 市同促については、先ほどから同対部長が回答いたしました。その通りでございます。
- 18番(直村静二君) いつやりますのんか。なしで永久にいくのか。担当助役に聞いたら、同対部長が答えた通りやと言うしね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私の答弁がいささか不十分さがございましたが、私は答えられないと申し上げた覚えはございません。現在までの経過から今後の推移について申し上げたわけでございます。たまたま、地域にございます推進委員会ですか、それが常に市同促の一環を果しているわけです。なお以上にこれを精査する中で進めていきたい、このように申し上げたわけでございます。
- 18番(直村静二君) 全体の市同促はないわけですか。しかし、実際には電車が走ってるが、全市民的な支持を得られる市同促の中では何ら提案できない。今年度も予算を組んだのに、今日の時点でまだできない。これ、どないするんですか。来年度も予算をあげてカラでいくのか。町会長5名、同盟8人でずっと走るんか。市民全体の市同促でやりますとって8年越しですか。この責任はどないしますの。
- 市長(藤木秀夫君) 今後、なお一そう検討いたします。
- 18番(直村静二君) どんなふうに検討するんですか。来年、組まないんですか。重大な問題ですよ。地元では総合委員会ができて、それが同促の代行してるというのが、代行と違う。答弁がむずかしいらしいから、意見を言うときですが、やはり市民全体の納得を得るといふことになると、公けの各種団体の委員を選び、機構をこしらえて、そこで全市民の意見を聞くの

が当然ですよ。そういうことを抜きにしてねたみ、差別をなくす、広報に出す、何言ってるんですか。予算組んで3年越しに流れて、ねたみ、差別を克服するPR、何という答弁ですか。そういう点では、直ちに公正で民主的な同和行政を行うよう、不当な義務なき窓口1本化をやめなさい。そうしないとできません。それを申し上げておきます。

今日の質問に対してお答えは一挙にたくさんやられたので、こちらもなかなか質問むずかしい。今日も聞いておまして、予算についても非常に危く感じますし、8役、議員報酬の問題についても暗闇でいこうとするようなことは絶対に許せません。撤回しなさいと言ったが何の答えもない。

それから、5百38億円についても、市財政の危機打開という観点からの答弁は何もない。53年度まで、1年に134億増まいかんという大変なことになるので、財政当局は十分な歯止めをお願いしたい。

老人解放センターの用地について国・府補助が付かないのはなぜですか。あと、これだけ明快にお答え願いたい。

○ 市民部長（内田繁君） 理由そのものははっきりしておりませんが。現在、国の補助制度ではないということです。私のほうも、この補助の要求について府を通じて国に要望したわけなんです。国そのものの補助はないということです。

○ 18番（直村静二君） 意見を申し上げて終わります。

さっぱり理由はわからないというが、同和事業でありながらね。同和対策基本法の三分の二の国・府補助、変えていていただきたい。

私はこれで終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。

これで一般質問は全部終わりましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

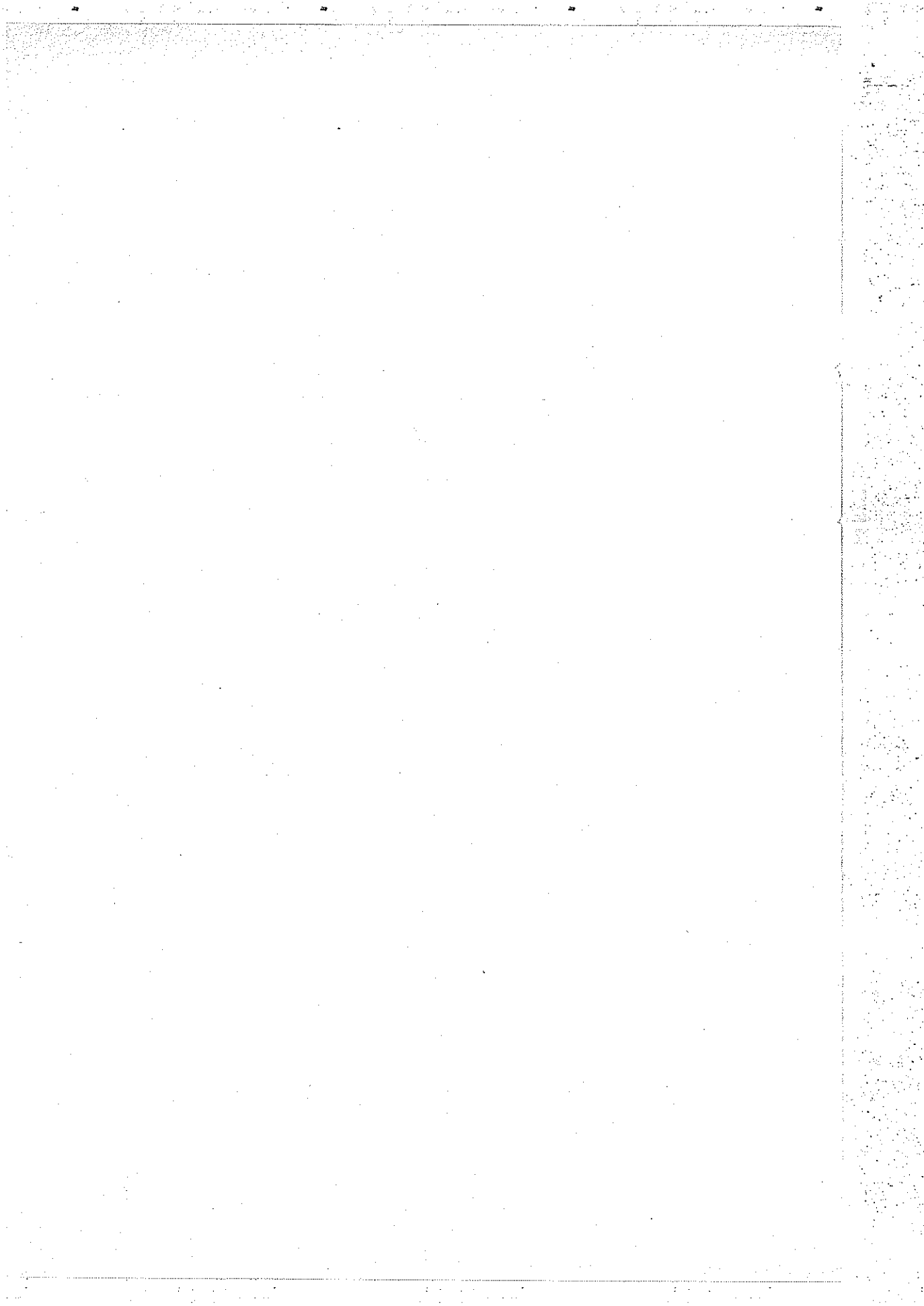
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。誠に長時間ありがとうございました。

なお、明20日から23日までは休会とし、24日から議案審議に入りたいと思いますので、定刻ご参集賜りますようお願いいたします。

（午後4時11分散会）

第 4 日



昭和49年12月24日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中幸一君 | 16番 | 横田憲治郎君 |
| 2番 | 木下甲子三君 | 17番 | 山田清二君 |
| 3番 | 金沢勝君 | 18番 | 直村静二君 |
| 5番 | 竹下義章君 | 19番 | 松尾千代一君 |
| 6番 | 柏音三郎君 | 20番 | 寺田茂君 |
| 7番 | 田中包治君 | 21番 | 柳瀬美樹君 |
| 8番 | 吉川伊与一君 | 22番 | 関戸正一君 |
| 9番 | 出原武司君 | 23番 | 貝淵博治君 |
| 10番 | 池辺秀夫君 | 25番 | 藤原要馬君 |
| 11番 | 三井正光君 | 26番 | 勝部津喜枝君 |
| 12番 | 中塚辰之助君 | 27番 | 成田秀益君 |
| 13番 | 藤原利一君 | 28番 | 坂上国治君 |
| 15番 | 上代卯之松君 | 29番 | 竹内修一君 |

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|------|--------------------|------|
| 市長 | 藤木秀夫 | 保健衛生課参事 (診療所担当) | 神藤恒治 |
| 助役 | 辻忠夫 | 建設部長 | 中塚白 |
| 助役 | 藤田利 | 建設部理事 | 林徳次 |
| 収入役 | 橋本炳 | 建設部次長兼管理課長 | 森保 |
| 教育長 | 葛城宗一 | 建設部次長 兼区画整理課長 | 中西淳富 |
| 重要施策推進室長 | 橋本昭夫 | 管理課参事 | 白川保 |
| 同室次長(計画担当) | 松林保 | 計画課長 | 山崎琢磨 |

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|---------------------|--------|----------------------|---------|
| 同室次長(調整担当) | 富田 宏之 | 土木課長 | 中尾 宏 |
| 総務部長 | 坂口 礼之助 | 建築課長 | 中上好美 |
| 総務部理事 | 西川 喜久 | 区画整理課参事 | 山本 巖 |
| 総務部次長兼人事課長 | 門林 六男 | 開発課長 | 前田 守正 |
| 秘書課長 | 杉本 弘文 | 下水道課長 | 大浦 行男 |
| 秘書課参事 (統計担当) | 小林 一三 | 地区改良事務所長 兼改良総務課長 | 逢野 一郎 |
| 広報公聴課長 | 竹田 明郎 | (地区改良事務所) 工事課長 | 笠木 恒忠 |
| 企画課長 | 大塚 孝之 | 会計課長 | 片桐 武雄 |
| 財政課長 | 麻生 和義 | 選挙管理委員会委員長 | 味谷 日吉 |
| 財政課参事 (管財担当) | 北野 敦雄 | 選挙管理委員会 事務局長 | 青木 孝之 |
| 資産税課長 | 中川 鉄也 | 監査委員 | 畑田 徳治 |
| 市民税課長 | 吉田 種義 | 公平委員会事務局長 兼監査事務局長 | 西岡 正志 |
| 納税課長 | 吉田 日出男 | 農業委員会事務局長 | 杉本 忠彦 |
| 同和对策部長 | 佐原 行雄 | 教育委員長 | 堀内 由延 |
| 同和对策部次長 | 生田 稔 | 教育次長 | 阪東 重信 |
| 総合調整課長 | 農端 小一 | 教育次長 | 乾 武俊 |
| 連絡指導課長 | 向井 洋 | 社会教育課長 | 広岡 史郎 |
| 隣保館長 | 秋本 啓介 | 総務課長 | 紀之定 藤与茂 |
| 解放センター 建設室長 | 高三 一行 | 学校教育課長 | 阪口 雄一 |
| 市民部長 | 内田 繁 | 学校教育課参事 | 角谷 泰夫 |
| 福祉事務所長兼 社会課長事務取扱 | 高橋 新平 | 指導課長 | 吉美 豊 |
| 保育課長 | 明坂 文嘉 | 社会教育課参事 | 北坂 弘 |
| 保育課参事 | 藤野 健蔵 | 水道部長 | 田中 稔 |
| 福祉課長 | 橋本 博也 | 水道部次長兼工務課長 | 福本 番 |

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----------------------|-------|------------------------|------|
| 市民課長 兼住民情報室長 | 明坂貞士 | 総務課長 | 中辻寿夫 |
| 住民情報室参事 | 田中二三夫 | 営業課長 | 原美助 |
| 保険年金課長 | 逢野博之 | 浄水水長 | 岸本孝二 |
| 保険年金課参事 | 山村昇 | 病院長代行 | 岩見洋 |
| 福祉課参事 (老人解放センター所長) | 香味年寛 | 病院事務局長 | 平野誠蔵 |
| 産業衛生部長 | 宇沢清 | 庶務課長 | 藤原光夫 |
| 産業衛生部次長 | 山本俊兼 | 業務課長 | 大宅清臣 |
| 商工課長 | 岩井益一 | 経理課長 | 守田勇 |
| 農林課長 | 吉田利秀 | 消防長 | 和田増義 |
| 農林課参事 | 佐藤貞夫 | 消防次長、消防団事務 課長兼消防署長 | 南口主雄 |
| 農林課参事 (畜産担当) | 青木太郎 | 用地担当理事兼 土地開発公社事務局長 | 西川武雄 |
| 交通公害課長 | 梶木岑雄 | 用地担当参事兼 事務局次長兼用地一課長 | 吉岡昭男 |
| 保健衛生課長 | 松村吉堯 | 用地二課長 | 宮本福秀 |
| 保健衛生課参事 | 山本亮夫 | 用地二課参事 | 岸田秀仁 |

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 山本武雄 |
| 次長 | 北野丈夫 |
| 議事・調査係長 | 西垣安高 |
| 調査係 | 浅井義一 |
| 議事係 | 山本雅俊 |

昭和49年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月24日)

| 日程 | 種別及び番号 | 件 | 名数 | 摘要 |
|----|--------|---|----|--------------|
| 1 | 議案第79号 | 和泉市同和更正資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について | | P 27 |
| 2 | 議案第80号 | 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | | P 29 |
| 3 | 議案第81号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | | P 39 |
| 4 | 議案第82号 | 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | | P 42 |
| 5 | 議案第83号 | 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | | P 47 |
| 6 | 議案第88号 | 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 追加その1 P 1 |
| 7 | 議案第89号 | 和泉市教育委員会の教育長の給与勤務時間その他勤務時条件に関する条例の一部を改正する条例制定について | | " P 4 |
| 8 | 議案第84号 | 昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第3号) | | P 1 |
| 9 | 議案第85号 | 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | | P 84 |
| 10 | 議案第86号 | 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号) | | P 92 |
| 11 | 議案第87号 | 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号) | | P 113 |
| 12 | 議案第90号 | 泉北環境整備施設組合規約の変更について | | 追加その2 P 1 |
| 13 | 議案第91号 | 泉北水道企業団規約の変更について | | " P 4 |
| 14 | 議案第92号 | 工事請負契約締結について(市立石尾中学校増築工事) | | " P 7 |
| 15 | 議案第93号 | 工事請負契約締結について(市立(仮称)信太第三保育園新築工事) | | " P 10 |
| 16 | 議案第94号 | 工事請負契約締結について((仮称)和泉第二団地建設工事) | | " P 12 |
| 17 | 請願第1号 | 不況対策の緊急施策の実施に関する請願 (産業衛生委員長報告) | | |
| 18 | 決議第9号 | 白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議 | | 別紙 |

(午前11時15分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい中多数ご出席賜りありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

たゞ今ご出席の議員さんは18名でございます。欠席・遅刻届け出のある議員さんはございませんので、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) たゞ今ご報告の通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) それでは日程第一「和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第79号

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市同和更生資金貸付基金条例(昭和40年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8,025万円」を「9,225万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近の同和更生資金貸付需要の増加傾向にかんがみ、同和对策事業の一環としての同資金の基金の額を増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第79号参考資料

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|----------------------|-----------------------|
| 第2条 基金の額は、9,225万円とする | 第2条 基金の額は、8,025万円とする。 |

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(内田 繁君) それでは、ただ今ご上程をいただきました議案第79号「和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

まず、理由でございますが、最近の同和更生資金貸付需要の増加の動向にかんがみまして、同和对策事業の一環としての同和更生資金の基金の額を増額改正する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、内容につきましては、本条例第二条に基金の総額がうたわれているわけでございますが、現在基金の総額8,025万円を1,200万円増額いたしまして、9,225万円に改めようとするものでございます。

なお、1,200万円の財源につきましては、府からの貸付金が3分の2、市の一般会計からの繰入金が3分の1でもって賄うべく措置させていただきたいと存じております。

なお、附則につきましては、公布の日から施行させていただきたく存じているわけでございます。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番(寺田 茂君) 同和基金条例の一部改正の理由は一応わかりますが、現在まで、この

件について利子の問題。それと、返還について市当局がどのようにして問題を解決していつているのか。またスムーズに返還状態が進んでいるのか。この点だけまずお聞きしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民部次長（高橋新平君） ただ今の質問にお答えいたします。

返還の状況につきましては、昭和48年度現在で貸付金額が約延べで9,600万円、償還残額が昭和48年度末で3,8487,000円、これだけ残額として残っております。48年度末現在で償還額が延べ5,3987,000円、これだけ償還がなされております。

次に、市当局が償還に対してどういう解決方法をとっているかということでございますけれどもこれは同和更生資金の指導員というものがございまして、それが各戸に回り、この償還についていろいろ相談なり、指導に乗っております。そういうことで毎月、償還させておる次第でございます。

なお、利率につきましては、年二分三厘でございます。

○ 20番（寺田 茂君） 48年度で9,600万円の貸出があるわけですね。これと、今までの8,025万円との関係はどうですか。オーバーしてますね。

○ 市民部次長（高橋新平君） 貸出金額の9,600万円は延べでございますので、これから償還を受けておりますので、これをオーバーしているということはありません。

○ 20番（寺田 茂君） それと、返済なり、融資の問題について指導員というご答弁がありました。この指導員はどこにおるの。

○ 市民部長（内田 繁君） 非常勤で私のほうに勤務しておりまして、専務で集金というか、指導を兼ねて回っておるといってございませう。

○ 20番（寺田 茂君） 専門で回っておるといって意味ですか。非常勤嘱託ということですか。

○ 市民部長（内田 繁君） そうすると、48年度で償還残額が3,848万円ですか、これはどうするの。見直しはあるんですか。

○ 市民部次長（高橋新平君） 一応、見直しを立てて償還させるように指導員を督励いたしまして、これの償還について計画しております。

○ 20番（寺田 茂君） 一般の最高は。

○ 市民部次長（高橋新平君） 60回、5年となっております。5年以内に逐次、全部償還させたい。こういうふうに計画しております。

○ 20番（寺田 茂君） そうすると、今回改正しようというのは単年度の……。

○ 市民部次長（高橋新平君） そうです。

○ 20番（寺田 茂君） その単年度の金額は、いままでの残額、これとの関係はどうなるんで

すか。

○ 市民部次長（高橋新平君） 単年度8,200万円予定しておりますが、これは50年度末までです。最近、借入予定額が相当増加する傾向があるということでございますので、49年度で1,200万円増額し、50年度末までにこれに充当したいということで今回、改正案を出した次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ほかに。

○ 18番（直村静二君） 今、非常勤嘱託員が指導員になってるということですが、これが今回の給与改定で出てくると思いますが、問題は、この更生資金を借り受けられる人は、何かの団体解放同盟もしくは何かの会をこしらえているのか。そして、その会に入らなければこの貸付を受けることはできないのかどうか、明快にお答え願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市民部長（内田 繁君） お答えいたします。

この同和貸付についての何らかの団体は何も結成しておりません。したがって条例に載っております通り、貸付条件に具備した人であればお貸しするということにしておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 48年度決算審査意見でも、この返還についてはかなり困難がある。当然返してもらいべき人からも返してもらってない人もいる。しっかりせよということですが、実際問題、償還がむずかしい場合、支部員である指導員が回ればどうなるんですか。具体的には、今のあなたの答弁では、条件を具備してれば貸し付けいたしますという。しかし、その人が返済ができなくなった場合、支給の指導員が行くんだということでは、市の責任で行くことはできないのか、その点をひとつはっきりして下さい。

○ 市民部長（内田 繁君） 当然、市の責任をもってこの償還に当たるわけで、むろん、これには保証人もございますし、そこらあたりともご相談もして償還してもらいということで、私のほうも指導なり、償還についての督励等を市自身がやっておるということでございます。

○ 18番（直村静二君） わかりました。では、市のほうから督励に行く場合は、支部の指導員は関係なく、市で同和更生資金貸付の返済に当たる職員というのはおるわけですか。単独で行けるわけですか。単独で扱った件数だけ言って下さい。

○ 市民部長（内田 繁君） 今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、去年で1カ月で約180件でございます。

○ 18番（直村静二君） その分は支部の指導員と関係なく、市でやってるということですか。この点は窓口一本ではないということですか。それを確認してよろしいな。支部と関係なく同和

更生資金貸付をやってるんですな。

- 市民部長（内田 繁君） 関係なくということではなく、これについても同和の問題でございますので、窓口一本にしてやっております。
- 18番（直村静二君） そうすると、先ほどの答弁では、条件を具備してれば申請すれば借りられる。返済がむずかしい場合は、支部指導員とは関係なく、市から行く、保証人もありますということで、窓口一本ではないと確認しようと思った。しかし、そうではないという。そうすると、申請はどこへ、解同の支部へするのですか。それとも、市役所の窓口へ直接すればいいの。はっきりしとこうや。
- 市民部長（内田 繁君） これは同和の問題でございますので、支部を通じてやってもらうということでございます。
- 18番（直村静二君） 同和やったら、なんで支部を通じないかんの。金借って返すんでしょ。しかも、あんたの答弁では180件は別や。条件を具備したらええんやというが、市に窓口はないんですか。支部を通すんやね。
- 市民部長（内田 繁君） 支部を通してのこちらの窓口ということでございますので、一応、支部を通じてやっております。
- 18番（直村静二君） わかりました。本件については採決して下さい。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声さくそう）

本件については反対の意見もありますので、挙手により採決いたします。本案に賛成の方の挙手を願います。

（挙手多效）

賛成多数でありますので、議案第79号を原案通り可決いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第二「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第80号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条を第6条の2とし、第5条の2の次に次の1条を加える。

(高額療養費)

第6条 被保険者が同一の月に同一の病院、診療所、薬局その他のものについて受けた療養に係るこの条例による一部負担金の額(国民健康保険法第44条の規定により減額の措置がとられた場合にあつては、減額された後の一部負担金の額)又は同法第54条第3項の療養に要する費用の額(以下単に「療養に要する額」という。)から療養費の額を控除した額が30,000円を超えるときは、世帯主に対し当該超過額に相当する額を高額療養費として支給する。同法第56条第2項の規定により、差額が支給される場合において同項に規定する一部負担金の額又は療養に要する費用の額から同項に規定する療養費の額を控除した額が30,000円をこえるときも同様とする。

2. 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関並びに医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する総合病院は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の病院又は診療所とみなす。

3. 被保険者が療養取扱機関で老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人医療費の支給その他健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第63条の5に定められた医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、高額療養費として世帯主に支給すべき額の限度において、当該被保険者が当該療養に関し、当該療養取扱機関に支払うべき費用を世帯主に代わり、当該療養取扱機関に支払うことができる。

4. 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し、高額療養費の支給があつたものとみなす。第13条中「一部負担金の総額」の次に「の見込額」を、「相当する額」の次に「以内の額」を加える。

第14条中「80,000円」を「120,000円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第21条に次の1号を加える。

(3) 当該世帯主の資産割の額に、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数に対する割合を乗じて得た額。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、和泉市国民健康保険条例第5条の2の次に1条

を加える規定は、昭和50年1月1日から、同条例第14条及び第21条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2. この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、昭和50年1月1日以後の診療に係るものについて適用する。
3. 新条例第14条及び第21条の規定は、昭和50年度分以後の保険料について適用し、昭和49年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

診療報酬の大幅な引上げ、地方税法の一部改正等にかんがみ、住民の保健及び福祉の向上充実を図るとともに健全な国民健康保険事業の運営を確保するため、高額療養費給付制度の創設、保険料賦課最高限度額の引上げ、療制世帯に対する保険料の軽減を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第80号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正（案）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（高額療養費）</p> <p>第6条 被保険者が同一の月に同一の病院、診療所、薬局その他のものについて受けた療養に係るこの条例による一部負担金の額（国民健康保険法第44条の規定により減額の措置がとられた場合にあつては、減額された後の一部負担金の額）又は同法第54条第3項の療養に要する費用の額（以下単に「療養に要する額」という。）から療養費の額を控除した額が30,000円を超えるときは、世帯主に対し、当該超過額に相当する額を高額療養費として支給する。同法第56条第2項の規定により、差額が支給される場合において、同項に規定する一部負担金の額又は療養に要する費用の額から同項に規定する療養費の額を</p> | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>控除した額が30,000円を超えるときは、同様とする。</p> <p>2. 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関並びに医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する総合病院は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の病院又は診療所とみなす。</p> <p>3. 被保険者が療養取扱機関で老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人医療費の支給その他健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第63条の5に定められた医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、高額療養費として世帯主に支給すべき額の限度において、当該被保険者が当該療養に関し、当該療養取扱機関に支払うことができる。</p> <p>4. 前項の規定により支払があったときは、世帯主に対し、高額療養費の支給があったものとみなす。</p> | <p>（助産費）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として20,000円を支給する。</p> |
| <p>（助産費）</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として20,000円を支給する。</p> <p>（保険料の賦課総額）</p> <p>第13条 保険料の賦課総額は、当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付について<u>一部負担金の総額の見込額</u>を控除した</p> | <p>（助産費）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として20,000円を支給する。</p> <p>（保険料の賦課総額）</p> <p>第13条 保険料の賦課総額は、当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付について<u>一部負担金の総額</u>を控除した額</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>額の100分の65に相当する額以内の額とする。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、賦課額は、<u>120,000円を超えることができない。</u></p> <p>(世帯主が被保険者でない場合)</p> <p>第21条 世帯主が被保険者でない場合に、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から、次の各号に掲げる額の合計額を減額した額とする。</p> <p>(1) 当該世帯主の均等割額</p> <p>(2) 当該世帯主の所得割の額に当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数に対する割合を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>当該世帯主の資産割の額に、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む。)の数に対する割合を乗じて得た額</u></p> | <p>の100分の65に相当する額とする。</p> <p>(保険料賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、賦課額は、<u>80,000円をこえることができない。</u></p> <p>(世帯主が被保険者でない場合)</p> <p>第21条 世帯主が被保険者でない場合に、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から、次の各号に掲げる額の合計額を減額した額とする。</p> <p>(1) 当該世帯主の均等割額</p> <p>(2) 当該世帯主の所得割の額に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者(当該世帯主を含む)の数に対する割合を乗じて得た額</p> |

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長(内田 繁君) それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第8.0号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

○ 17番(山田清二君) 現物支給やとか、償還方式というのがわかりまへんね。どういふ場合にどうするんだ、現物とはどういふものか、一ぺん教えてほしい。

○ 保険年金課長(逢野博之君) 高額療養費につきましては、本人の申請に基づきまして窓口で給付を行ひのが建前となっております。今、申し上げました現物給付というのは、国保で適用しております窓口で三割負担してもらっておりますのを、直接市のほうから負担していくというやり方をとる内容になっております。

それから、ただ今申し上げましたように原則は償還、本人の申請に基づいてそれだけの支払いをするわけでございますけれども、第4項につきましては、医療機関の窓口で本人が支払いをせず、私のほうから支払いをした分が、第4項の規定では、そういう措置を講じた場合には、世帯主に代わり、世帯主に対してそういう支給をしたものとみなすためのみなし規定でございます。

第21条でございますが、今回の条例の改正には提案申し上げておりませんが、ただ今の提案理由の説明の中で、現行条例の21条につきましては、いわゆる擬制世帯、世帯主が被保険者でない場合には擬制世帯あるいはみなし世帯と呼んでおるわけですが、そういう人については、現行条例で保険料賦課の中に占める所得割、均等割、こういう関係は減額措置を講じております。21条はそういう内容の規定でございまして、今回、資産割についても同等の措置を講じたいというのが改正の趣旨でございます。

○ 17番(山田清二君) 説明するほうがわかっておって、聞くほうがわからんので聞いてるんで、なかなか通用しませんが、そうすると、今までは老人医療の場合でも、高額というか、高い場合でも窓口で本人が払って、それから市へもらいに来ておったというんですか。それが今度は直接払いよくなったということ。

○ 保険年金課長(逢野博之君) 今まででしたら、たとえば医療費が100万円かかるとすると、本人が3割、30万円負担してもらってやったのですが、今回の高額療養費給付制度が実施されますと、3万円を超える本人負担は……。

○ 17番(山田清二君) 3項、4項について言うて下さい。老人医療は窓口で払ってやったんか。

○ 保険年金課長(逢野博之君) 高額療養費制度を実施する以前は、全部窓口で支払いはしておりません。

○ 17番(山田清二君) 現在やっていることを条例化しただけ改正で出てるわけでしょう。

○ 保険年金課長(逢野博之君) 制度の中では、国保関係と老人医療は別個でして、国保の中でそういう高額療養についても取り扱ひするという内容に規定したものでございます。

○ 17番(山田清二君) ということは、老人医療として別の制度でやってやったのを国保制度

の中へ組み入れたということですか。

- 保険年金課長（逢野博之君） 高額療養制度は、老人医療の中では実施されておりません。
- 17番（山田清二君） ということは、老人医療は、高額療養の中で本人が負担しておったんか。具体的な例を挙げて説明してくれ。条文で言われたってわかりまへんね。われわれには。
- 保険年金課長（逢野博之君） 老人医療無料化該当者につきましては……。
- 17番（山田清二君） たとえば、これを改正することによって3項はどういう人が適用されるのか。
- 保険年金課長（逢野博之君） 3項の場合は、老人医療該当者であって、今までは老人医療分につきましては、府なり、国なりの補助金で運営しておったんです。高額療養費制度とは別の制度でございましたが、ご指摘のように、老人医療無料化の人については全然費用がいらんわけです。そういう老人医療の無料化と別に、国保制度の中で高額療養費制度については、保険財政の中から負担するという形になるわけです。
- 17番（山田清二君） ということは、今までよりも保険料支出が増えるということ。
- 保険年金課長（逢野博之君） そうです。
- 17番（山田清二君） 保険のほうが悪くなったということですか。
- 市民部長（内田 繁君） 今の説明不足で誠に申し訳ないのですが、老人医療の公費負担で払ってるのを、今度は健康保険の高額療養費で払うということの規定でございます。そういうふうにご了解賜りたいと思います。
- 17番（山田清二君） ということは、保険収入は増えないけれども、支出はうんと増えることになるわけですね。国民の要望に基づいて国なり、府なりで老人医療の無料化を進めているが、支出が大きいか、小さいかは別として、また、国や府が負担するのじゃなく、それを直接国民に負担させようという形で保険のほうで支払いなさいということになったんかということですか。
- 市民部長（内田 繁君） 高額療養費制度につきましては、国なり府の助成もでございます。
- 17番（山田清二君） 今度はないわけやな。
- 市民部長（内田 繁君） そうです。
- 17番（山田清二君） ということは、保険法が改善されたということなんですね。それに基づいて料金を上げなければならないことになってきたんだらうとは思いますが、納得したわけじゃないんですよ。

それともう一つ、これだけじゃないが、条例改正のときにだれが聞いてもわかる改正と、このように非常にむずかしいものがある。大体、自分でこのへんやろうなと納得しておると、結果はとんでもないことになっておることがままあるわけです。今度だってそうです。

○ 議長（池辺秀夫君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第三から日程第七までの五件はいずれも関連性がありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第81号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「95,000円」を「120,000円」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、昭和49年10月1日から適用する。
2. 特別職の職員で非常勤のものが、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和49年10月1日以後の分として支給を
受けた報酬は、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移、市の一般職の職員の給与改定等にかんがみ、非常勤の嘱託職員
等の報酬を改定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第81号参考資料

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| （報酬の額） | （報酬の額） |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 前2項に規定するもののほか、臨時又は非 常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額 は、月額 <u>120,000円</u> を超えない範囲にお いて任命権者が市長の承認を得て定める。 | 3 前2項に規定するもののほか、臨時又は 非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報 酬額は、月額 <u>95,000円</u> を超えない範囲 において任命権者が市長の承認を得て定め る。 |

議案第82号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

る場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2. 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行いものとする。

3. 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4. 第8条の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第14条の3第1項中「5,000円」を「8,000円」に、「こえない」を「超えない」に改め

る。

第23条中「1,000円」を「1,300円」に、「500円」を「650円」に改める。

第25条第2項中「100分の110」を「100分の140」に、「100分の200」を「100分の210」に改める。

附則第10項を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表

| 職 の 等 級 | 1 等 級 | | 2 等 級 | 3 等 級 | 4 等 級 | 5 等 級 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 甲 | 乙 | | | | |
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | — | — | — | 79,000 | 70,000 | — |
| 2 | 136,200 | 115,100 | 96,300 | 83,000 | 72,800 | 57,600 |
| 3 | 141,700 | 120,000 | 100,600 | 87,100 | 75,700 | 59,200 |
| 4 | 147,200 | 124,900 | 105,000 | 91,700 | 79,000 | 60,800 |
| 5 | 153,700 | 130,500 | 110,000 | 96,300 | 83,000 | 62,500 |
| 6 | 160,200 | 136,200 | 115,100 | 100,600 | 87,100 | 64,800 |
| 7 | 166,900 | 141,700 | 120,000 | 105,000 | 91,700 | 67,300 |
| 8 | 173,900 | 147,200 | 124,900 | 110,000 | 96,300 | 70,000 |
| 9 | 180,900 | 153,700 | 130,500 | 115,100 | 100,600 | 72,800 |
| 10 | 187,900 | 160,200 | 136,200 | 120,000 | 105,000 | 75,700 |
| 11 | 195,900 | 166,900 | 141,700 | 124,900 | 109,400 | 79,000 |
| 12 | 204,400 | 173,900 | 147,200 | 129,900 | 113,900 | 83,000 |
| 13 | 212,900 | 180,900 | 152,700 | 134,900 | 118,400 | 87,100 |
| 14 | 221,400 | 187,900 | 158,200 | 140,200 | 122,900 | 91,200 |
| 15 | 230,400 | 194,900 | 163,800 | 145,500 | 127,500 | 95,300 |
| 16 | 239,400 | 201,900 | 169,500 | 150,900 | 132,100 | 99,400 |
| 17 | 248,400 | 208,900 | 175,200 | 156,300 | 136,700 | 103,400 |
| 18 | 257,400 | 215,700 | 180,900 | 161,700 | 141,300 | 107,400 |
| 19 | 266,400 | 222,300 | 186,600 | 167,100 | 145,900 | 110,900 |
| 20 | 275,400 | 228,900 | 192,300 | 172,500 | 150,200 | 114,400 |
| 21 | 283,900 | 235,400 | 197,800 | 177,700 | 154,200 | 117,900 |
| 22 | 291,900 | 240,700 | 203,300 | 182,900 | 158,000 | 121,400 |
| 23 | | 246,000 | 208,700 | 188,000 | 161,800 | 124,900 |
| 24 | | 249,700 | 213,200 | 192,200 | 164,500 | 128,000 |
| 25 | | | 217,700 | 196,400 | 167,200 | 131,000 |
| 26 | | | 221,000 | 199,500 | 169,900 | 133,900 |
| 27 | | | | | 171,900 | 136,800 |
| 28 | | | | | | 139,300 |
| 29 | | | | | | 141,800 |
| 30 | | | | | | 143,600 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

| 職務の 等級 号給 | 特1等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 251,400 | 202,500 | 153,500 | — | 91,700 |
| 2 | 257,900 | 209,600 | 160,400 | 133,300 | 97,100 |
| 3 | 265,400 | 216,700 | 167,300 | 139,900 | 102,500 |
| 4 | 273,200 | 223,800 | 174,300 | 146,700 | 107,900 |
| 5 | 281,000 | 230,900 | 181,300 | 153,500 | 114,200 |
| 6 | 289,000 | 237,900 | 188,300 | 160,300 | 120,500 |
| 7 | 297,000 | 244,900 | 195,400 | 167,100 | 126,900 |
| 8 | 305,000 | 251,600 | 202,500 | 174,000 | 133,300 |
| 9 | 313,000 | 258,300 | 209,600 | 180,900 | 139,700 |
| 10 | 321,500 | 265,000 | 216,700 | 187,800 | 146,100 |
| 11 | 330,000 | 271,700 | 223,800 | 194,700 | 152,500 |
| 12 | 338,500 | 278,400 | 230,200 | 200,500 | 157,700 |
| 13 | 347,000 | 284,900 | 236,600 | 206,300 | 162,900 |
| 14 | 356,000 | 291,400 | 243,000 | 211,900 | 168,100 |
| 15 | 365,000 | 297,000 | 249,400 | 217,400 | 173,300 |
| 16 | 374,000 | 302,600 | 255,700 | 222,900 | 178,500 |
| 17 | 382,500 | 308,200 | 261,800 | 228,400 | 183,700 |
| 18 | 391,000 | 313,200 | 267,900 | 233,900 | 188,900 |
| 19 | 399,000 | 317,400 | 274,000 | 239,400 | 193,900 |
| 20 | | | 279,100 | 244,100 | 197,400 |
| 21 | | | 284,400 | 248,800 | 200,900 |
| 22 | | | 288,100 | 252,900 | 203,500 |
| 23 | | | 291,100 | 256,000 | 205,600 |
| 24 | | | | 258,600 | |

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

| 職級の 等級 号給 | 特1等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 159,000 | 120,000 | 88,500 | 71,400 | — |
| 2 | 166,000 | 125,200 | 92,700 | 74,500 | 59,300 |
| 3 | 173,100 | 130,400 | 97,000 | 77,600 | 61,000 |
| 4 | 180,200 | 136,200 | 101,300 | 80,700 | 62,900 |
| 5 | 187,300 | 141,700 | 105,600 | 84,400 | 65,500 |
| 6 | 194,400 | 147,200 | 109,900 | 88,100 | 68,100 |
| 7 | 201,500 | 152,700 | 115,000 | 92,000 | 70,900 |
| 8 | 208,600 | 158,200 | 118,700 | 95,900 | 73,800 |
| 9 | 215,700 | 163,800 | 123,200 | 99,800 | 76,900 |
| 10 | 222,800 | 169,500 | 127,800 | 103,700 | 80,000 |
| 11 | 228,900 | 175,200 | 132,400 | 107,600 | 84,200 |
| 12 | 235,100 | 180,900 | 137,000 | 111,200 | 88,100 |
| 13 | 240,700 | 186,600 | 141,600 | 114,800 | 92,000 |
| 14 | 246,000 | 192,300 | 146,200 | 118,400 | 95,900 |
| 15 | 251,300 | 197,800 | 150,600 | 121,900 | 99,800 |
| 16 | 255,000 | 203,300 | 154,800 | 125,400 | 103,700 |
| 17 | 258,700 | 208,700 | 158,900 | 128,500 | 107,600 |
| 18 | | 213,200 | 163,000 | 131,600 | 111,200 |
| 19 | | 217,700 | 165,900 | 134,500 | 114,800 |
| 20 | | 221,000 | 168,700 | 137,400 | 118,400 |
| 21 | | | 171,500 | 139,900 | 121,900 |
| 22 | | | 173,600 | 141,700 | 125,400 |
| 23 | | | | | 128,500 |
| 24 | | | | | 131,600 |
| 25 | | | | | 134,500 |
| 26 | | | | | 137,400 |
| 27 | | | | | 139,900 |
| 28 | | | | | 141,700 |

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるところに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

| 職等の 等級 号給 | 特1等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 135,900 | — | 90,000 | 68,800 | 64,000 |
| 2 | 141,000 | 105,500 | 93,800 | 71,700 | 66,400 |
| 3 | 146,100 | 109,600 | 97,600 | 74,600 | 68,800 |
| 4 | 151,200 | 115,000 | 101,400 | 77,600 | 71,600 |
| 5 | 156,400 | 119,800 | 105,200 | 80,600 | 74,500 |
| 6 | 161,700 | 125,000 | 109,000 | 83,600 | 77,500 |
| 7 | 166,900 | 130,600 | 112,800 | 86,800 | 80,500 |
| 8 | 173,900 | 136,200 | 116,700 | 89,900 | 83,500 |
| 9 | 180,900 | 141,700 | 120,600 | 93,000 | 86,500 |
| 10 | 187,900 | 147,200 | 124,500 | 96,100 | 89,400 |
| 11 | 194,900 | 152,700 | 128,300 | 99,200 | 92,300 |
| 12 | 201,900 | 158,200 | 131,900 | 102,300 | 95,200 |
| 13 | 208,900 | 163,800 | 135,700 | 105,400 | 99,200 |
| 14 | 215,700 | 169,500 | 139,500 | 108,400 | 102,300 |
| 15 | 222,300 | 175,200 | 143,200 | 111,400 | 105,400 |
| 16 | 228,900 | 180,900 | 146,900 | 114,400 | 108,400 |
| 17 | 235,100 | 186,600 | 150,600 | 117,300 | 111,400 |
| 18 | 240,700 | 192,300 | 154,200 | 120,200 | 114,400 |
| 19 | 246,000 | 197,800 | 157,600 | 123,100 | 117,300 |
| 20 | 249,700 | 203,300 | 160,600 | 126,100 | 120,200 |
| 21 | | 208,700 | 163,600 | 128,400 | 123,100 |
| 22 | | 213,200 | 166,400 | 131,300 | 126,100 |
| 23 | | 217,700 | 168,800 | 133,800 | 128,400 |
| 24 | | 221,000 | 170,200 | 136,300 | 131,300 |
| 25 | | | | 138,400 | 133,800 |
| 26 | | | | 140,500 | 136,300 |
| 27 | | | | | 138,400 |
| 28 | | | | | 140,500 |

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

別表第3 特別職の職員給料月額

| 区 分 | 給 料 月 額 |
|-------|------------|
| 市 長 | 430,000円 |
| 助 役 | 350,000円以内 |
| 収 入 役 | 325,000円 |

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第14条の規定を除く。)は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第23条及び第25条第2項の規定は同年9月1日から、同条例別表第3の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3. 職員及び特別職の職員が、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分(特別職の職員にあっては同年12月1日以後の分)として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委 任)

4. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

5. 昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(昭和49年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「100分の200」を「100分の210」に改める。

理 由

最近における社会経済諸情勢の推移及び一般職の国家公務員の給与を改定すべく行われた人事院勧告の趣旨にかんがみ、本市一般職の職員についても、これに準じて給料月額を改定し、並びに扶養手当、住居手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定するとともに、これに伴い市長等特別職の職員についても、その給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和京市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(扶養手当)</p> <p>第 13 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2. 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満 18 歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満 18 歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3. 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 5,000 円とし、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族のうち 2 人までについてはそれぞれ 1,500 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 3,500 円）、その他の扶養親族については 1 人につき 400 円とする。</p> | <p>(扶養手当)</p> <p>第 13 条 (同左)</p> <p>2. 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものであって任命権者の承認したものをいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>3. 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 3,500 円とし、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族については 1 人につき 400 円とする。ただし、満 18 歳未満の子のうち 2 人までについては、それぞれ 1,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 2,500 円）とする。</p> <p>(扶養親族の届出と扶養手当の支給方法)</p> |
| <p>第 14 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権</p> | <p>第 14 条 職員は次の各号の 1 つに該当する事実が生じた場合においては、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに職員となり、扶養親族がある場合</p> <p>(2) 新たに扶養親族としての要件を具備する者がある場合</p> <p>(3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>者に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合</u></p> <p>(3) <u>配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2. <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の</u></p> | <p>ある場合</p> <p>(4) <u>扶養親族たる満18歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(5) <u>扶養親族たる満18歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第2号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2. <u>扶養手当は、前項の承認を受けた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）（承認のあった者は、その事実が生じた日に承認されたものとみなし、届出が事実を生じた日から15日以上経過した後に行われたときは、承認の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、その要件を欠いたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から支給を停止する。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>初日であるときは、その日の属する月)から <u>行いものとする。</u></p> | |
| <p>8. <u>扶養手当は、これを受けている職員に更に</u> <u>第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶</u> <u>養手当を受けている職員の扶養親族で同項の</u> <u>規定による届出に係るもの一部について同</u> <u>項第2号に掲げる事実が生じた場合又は扶養</u> <u>手当を受けている職員について同項第3号若</u> <u>しくは第4号に掲げる事実が生じた場合にお</u> <u>いては、これらの事実が生じた日の属する月</u> <u>の翌月(これらの日が月の初日であるときは、</u> <u>その日の属する月)からその支給額を改定す</u> <u>る。</u></p> | |
| <p><u>前項ただし書の規定は、扶養手当を受けてい</u> <u>る職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生</u> <u>じた場合における扶養手当の支給額の改定</u> <u>(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による</u> <u>届出に係るものがある職員で配偶者のないも</u> <u>のが扶養親族たる配偶者を有するに至った場</u> <u>合における当該配偶者以外の扶養親族に係る</u> <u>扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養</u> <u>手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶</u> <u>養親族で同項の規定による届出に係るものが</u> <u>ある職員が配偶者のない職員となった場合に</u> <u>おける当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養</u> <u>手当の支給額の改定について準用する。</u></p> | |
| <p>4. <u>第8条の規定は、扶養手当の支給について</u> <u>準用する。</u></p> | <p>3. <u>第8条の規定は、扶養手当の支給に準用する。</u></p> |
| <p>(住居手当)</p> | <p>(住居手当)</p> |
| <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担</p> | <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担し</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>している職員には、月額 <u>8,000円</u> (医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額 <u>15,000円</u>) を <u>超えない範囲内</u> で住居手当を支給する。</p> | <p>ている職員には、月額 <u>5,000円</u> (医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、月額 <u>15,000円</u>) を <u>こえない範囲内</u> で住居手当を支給する。</p> |
| <p>2. 住居手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>2. 住居手当の月額及びその支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>(宿日直手当)</p> | <p>(宿日直手当)</p> |
| <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、それぞれの勤務1回につき <u>1,300円</u> (土曜日の日直勤務にあっては、<u>650円</u>) を宿日直手当として支給する。</p> | <p>第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、それぞれの勤務1回につき <u>1,000円</u> (土曜日の日直勤務にあっては、<u>500円</u>) を宿日直手当として支給する。</p> |
| <p>(期末手当)</p> | <p>(期末手当)</p> |
| <p>第25条 略</p> | <p>第25条 略</p> |
| <p>2. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の50</u>、6月に支給する場合には <u>100分の140</u>、12月に支給する場合には <u>100分の210</u> を乗じて得た額に、基準日以前8箇月以内 (基準日が12月1日であるときは、6箇月以内) の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>2. 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の50</u>、6月に支給する場合には <u>100分の110</u>、12月に支給する場合には <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前8箇月以内 (基準日が12月1日であるときは、6箇月以内) の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |
| <p>表 略</p> | <p>表 略</p> |
| <p>3 略</p> | <p>3. 略</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>1~9 略</p> | <p>1~9 略</p> |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|---------|-----|----------|-----|------------|-------|----------|--|-----|---------|-----|----------|-----|----------|-------|----------|
| <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 特別職の職員給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 長</td> <td style="text-align: center;">430,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助 役</td> <td style="text-align: center;">350,000 以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収 入 役</td> <td style="text-align: center;">325,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 給 料 月 額 | 市 長 | 430,000円 | 助 役 | 350,000 以内 | 収 入 役 | 325,000円 | <p style="text-align: center;">(昭和49年度における給料月額の特例)</p> <p>10 別表第1及び別表第2の規定の昭和49年度における適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の110を乗じて得た額(その乗じて得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 特別職の職員給料月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 長</td> <td style="text-align: center;">360,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助 役</td> <td style="text-align: center;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収 入 役</td> <td style="text-align: center;">270,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 給 料 月 額 | 市 長 | 360,000円 | 助 役 | 300,000円 | 収 入 役 | 270,000円 |
| 区 分 | 給 料 月 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 長 | 430,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助 役 | 350,000 以内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収 入 役 | 325,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 給 料 月 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 長 | 360,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助 役 | 300,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収 入 役 | 270,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第88号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年12月24日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」を「別表」に改める。
別表第1を次のように改め、同表を別表とする。

別表 議員等の報酬額

| 区 分 | 報 酬 額 |
|-------|--------------|
| 議 長 | 月 額 250,000円 |
| 副 議 長 | 月 額 240,000円 |
| 議 員 | 月 額 230,000円 |

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和49年12月1日から適用する。
2. 議会の議長、副議長及び議員が、この条例による改正前の和泉市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、昭和49年12月1日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移及び市長等常勤の特別職の職員の給料月額の変動にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて議会議員等の報酬月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第88号 参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|--|-----|-------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|
| <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>別表 議員等の報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 長</td> <td>月 額 250,000円</td> </tr> <tr> <td>副 議 長</td> <td>月 額 240,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>月 額 230,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 報 酬 額 | 議 長 | 月 額 250,000円 | 副 議 長 | 月 額 240,000円 | 議 員 | 月 額 230,000円 | <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 議員等の報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議 長</td> <td>月 額 210,000円</td> </tr> <tr> <td>副 議 長</td> <td>月 額 195,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>月 額 180,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 報 酬 額 | 議 長 | 月 額 210,000円 | 副 議 長 | 月 額 195,000円 | 議 員 | 月 額 180,000円 |
| 区 分 | 報 酬 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 長 | 月 額 250,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 議 長 | 月 額 240,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 員 | 月 額 230,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 報 酬 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 長 | 月 額 210,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 議 長 | 月 額 195,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 員 | 月 額 180,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第 89 号

和泉市教育委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 49 年 12 月 24 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 45 年和泉市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「260,000 円」を「320,000 円」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。
2. 教育長が、この条例による改正前の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和 49 年 12 月 1 日以後の分として支給を受けた給与は、この条例による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移及び他の一般職の職員の給与改定にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて、教育長についてもその給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 89 号参考資料

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (給料) | (給料) |
| 第 2 条 教育長の給料は、月額 320,000 円とする | 第 2 条 教育長の給料は、月額 260,000 円とする |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました諸議案について、提案理由並びに内容を一括ご説明申し上げます。誠に議案が複そういたしておりまして申し訳ございませんが、本日、議案第 88 号並びに 89 号は追加ご上程をお願いいたしましたので、追加議案「その 1」のほうにつづってございます。

なお、当初に提出いたしました議案つづりの「その 2」のうち、議案第 83 号につきましては、今回、特別職給与の改定をも含めて一括ご上程を申し上げますので、お手元に配布いたしました議案第 83 号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」とお差し替えをお願いしたいと思います。

それでは議案第 81 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 82 号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 83 号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 88 号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第 89 号「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」の 5 議案について、一括提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

ご承知の通り、人事院は去る 7 月 26 日、例年よりも早い期日に国家公務員法第 28 条及び一般職職員の給与に関する法律第 2 条の規定に基づきまして、国会及び内閣に対しまして公務員の給与の改定について勧告をいたしました。本年はすでに 5 月に国会の意向を受けて臨時的な勧告が行われ基本給が 10% 引き上げられる勧告が行われましたが、本年の春闘による民間企業の給与の引き上げが大幅でございましたので、その影響を受け、総率で 29.64% という、かつてない高率の改善勧告が行われたのであります。内閣では、この勧告に基づきましてすでに完全実施をすべく、今国会に改正法律案が上程され、昨日、参議院本会議の議決を得て成立をしております。

各地方自治体におきましても、これに準じまして給与条例を改正し、順次実施をいたして参っております。本市におきましてもこれらの動向に準じまして、人事院勧告に基づき、一般職職員の給与の改定を行おうとするものでございます。

これに伴いまして、一般職職員と特別職職員との給与の均衡を保持することができなくなって参りましたので、特別職の給与の改定が必要となって参ったのでございます。したがって去る 11 月 19 日、特別職報酬等審議会を設置し、ご諮問申し上げて参りましたところ、審議会では数回にわたり慎重ご審議を重ねられました結果このほど答申を得ましたので、市長等常勤の特

別職、議会議員並びに教育委員会の教育長の給与及び報酬等についてこの際改定をいたしたく、これらの関係条例の一部をも改正いたすべくご提案申し上げた次第でございます。

それでは、各議案について内容をご説明申し上げます。まず初めに本日、お差し替え願いました議案書「その2」の39ページでございますが、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」からご説明を申し上げます。

改正いたします事項は、同条例第2条第8項中にごございます臨時または非常勤嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額の改定でございまして、月額「9,500円を超えない範囲」とございすものを「月額12万円を超えない範囲」に改めようとするものでございます。

附則第1項では、この条例は、公布の日から施行することとし、昭和49年10月1日から適用することといたしてございます。

第2項は、この条例の改正前に支給を受けた報酬額は、改正後の報酬額の内払とみなすことといたしてございます。

続きまして、42ページの「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、今回の改正部分につきましては、市立病院に勤務する職員に適用する項目のみでございます。同条例第27条には特別出勤手当について規定されておりますが、これは診療施設に勤務し、管理職手当を支給されている医師が勤務時間外に特に勤務した場合は、その勤務した時間1時間につき「1,200円以内」とあるのを300円引き上げ、「1,500円以内」に改めようとするものでございまして、その勤務した日が12月29日から1月8日までにあつては、「1,800円以内」とございすのを450円引き上げ、「2,250円以内」に改めるものでございます。

別表第2は宿日直手当でございまして、医師と、その他の職員とに分けてございます。医師の平日宿直手当「8,200円」を2,500円引き上げ「10,700円」に、休日宿直手当「14,200円」を2,500円引き上げ「16,700円」に、日直手当「11,200円」を2,500円引き上げ

「13,700円」に、半日直手当「5,600円」を1,250円引き上げ「6,850円」に、その他の職員の平日宿直手当「2,700円」を1,000円引き上げ「3,700円」に、休日宿直手当「3,000円」を1,200円引き上げ「4,200円」に、日直手当「2,500円」を800円引き上げ「3,300円」に、半日直手当「1,800円」を750円引き上げ「2,050円」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとし、昭和49年9月1日から適用することといたしてございます。

引き続きまして、議案第83号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」で

ございますが、まず第13条は、扶養手当についてございまして、第2項、扶養親族の定義のための字句の改正でございます。

第3項は、扶養手当額の改正でございます。職員の配偶者の場合、月額「3,500円」を1,500円引き上げ「5,000円」に、その他の扶養親族のうち2人までについては、それぞれ「1,000円」を500円引き上げ「1,500円」に改め、また、配偶者のない場合、その1人については、月額「2,500円」を1,000円引き上げ「3,500円」に改め、一部字句の追加を行いまして、但し書きを削除したものであります。

第14条は、扶養親族の届け出と扶養手当の支給方法について規定しておりますが、その各事項を一般職の国家公務員の給与法の規定に準じ、全文改正をいたしましたものでございます。取り扱い上、ほとんど従前の通りでございます。

第14条の3は、住居手当でございます。自ら居住する住宅の費用を負担している職員は「月額5,000円を超えない範囲内」とございまして、3,000円引き上げ、「月額8,000円を超えない範囲内」で住居手当を支給できるよう改めるものでございます。この住居手当8,000円の最高額の支給を受けることのできる職員とは、職員が家賃、間代等を月額14,000円以上支払っている場合でございます。

第23条は、宿日直手当でございます。勤務1回につき「1,000円」土曜日にあつては「500円」とございまして、1,000円にあつては、300円引き上げ「1,300円」500円にあつては、150円引き上げ「650円」にそれぞれ改めよとするものでございます。

第25条は、期末手当でございます。6月及び12月に支給する期末手当率の改正でございます。6月に支給する場合には、「100分の110」とございまして、100分の140に改め、12月に支給する場合は、「100分の200」を「100分の210」にそれぞれ改めよとするものでございます。

附則第10項は、昭和49年度における給料月額の特例でございます。本年5月の人事院勧告による基本給の10%引き上げの措置でございます。この条例改正により不必要な事項となりましたので、削除するものでございます。

別表第1表は、一般職職員の給料表でございます。

別表第2表は、市立病院、診療所等に勤務する医療職員に適用する給料表でございます。ア、イ、ウの3表に分かれております。それぞれ備考欄に記載しております職種に適用するものでございます。

第3表は、特別職の職員の給料月額でございます。提案理由の中でも申し上げました通り、

前述の職員の給与の改正並びに社会経済の推移状態、かつ近隣都市の実態等を勘案いたしまして、過日、特別職報酬等審議会の設置をお願いし、諮問いたして参りました。審議会では数回にわたる慎重審議を重ねられましてこのほど、答申をいただいたものでございます。この答申に基づきまして、特別職の給料表を改めようとするものでございます。

市長月額「360,000円」とございますものを、70,000円引き上げて「430,000円」に、助役月額「300,000円」を、50,000円引き上げまして「350,000円」とし、収入役月額「270,000円」を55,000円引き上げて「325,000円」にそれぞれ改正しよるとするものでございます。

附則第1項は、施行でございまして、この条例は、公布の日から施行することといたしてございます。

第2項は、適用日でございまして、条例第23条宿日直手当及び条例第25条期末手当につきましては昭和49年9月1日、別表第3、特別職の給料表の適用日は昭和49年12月1日、その他の適用は昭和49年4月1日からといたしてございます。

第3項は、それぞれ改正前の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなしてございます。

引き続きまして、議案第88号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、その内容をご説明申し上げます。

先にも申し述べました通り、議員各位の報酬につきましても、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、改正しよるとするものでございます。「別表第一」とございますものを「別表」に改めまして、別表中、議長報酬月額「21万円」を、4万円引き上げ「25万円」に、副議長報酬月額「19万5千円」を、4万5千円引き上げ「24万円」に、議員報酬月額18万円を、5万円引き上げ「23万円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則でございまして、第1項は、この条例は、公布の日から施行し昭和49年12月1日より適用することといたしてございます。

第2項は、この条例改正前の報酬の支給は、改正後の報酬、その他の給与の内払とみなしてございます。

続きまして、議案第89号「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、その内容をご説明申し上げます。

同条例第2条は、教育長の給料でございまして、給料月額「26万円」を、6万円引き上げ「32万円」に改めようとするものでございます。

附則は、この条例は、公布の日から施行することとし、昭和49年12月1日から適用すること

といたしてございます。

第2項は、この条例改正前の給与の支給は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなして
ございます。

以上簡単でございますが、5議案につきまして、提案理由並びにその内容の説明を終わらせて
いただきます。よろしくご審議下さいまして、原案通り可決ご決定下さいませようお願い申し上
げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

○ 20番（寺田 茂君） 総務部長が昌頭言われましたように、確かに5議案が一括上程されて
るわけです。これは特に議事運営の関係もありますが、共産党は以前から1議案ごとに審議すべ
きだと主張しております。特にこれについては、各議員からいろんな問題で質問があると思いま
すが、私はこの中から2・3点お聞きしたいということをもっと最初に申し上げたいと思います。

まず、88号の議員報酬、それと、88号の差し替えになりました市長、三役の給料改定なん
ですが、私は産衛委員会に所属していることもありますが、第3回定例議会で中小企業融資あ
せんということが決議されたわけです。それで委員会付託という形で、委員会に所属して審議を
かさねてきたわけで、今日、最後に委員長報告が下されると思います。この審議の中で、たとい
1回に100万円の小口融資を岸和田はやっている。だから、和泉市もこのような方式を取り上
げてはどうかという問題を提起した。そうすると、積立金預託金にしても今、和泉市はそういう
財源がない。だから、この件については辛抱してくれという返事がきた。その積立なり預託の金
額は、今、中小企業は1千万円積み立てをしていると聞いたが、まず、質問の最初にこの年間予
算、どのぐらいいるんか。きっちりした数字は結構ですから、総務部長この点だけ先にちょっと。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 1年間に平年度化した場合ということでございますが、現行の給
与ベースよりも、特別職につきましては約5百万円、議会議員さんにつきましては1,500万円ほ
どでございます。

○ 20番（寺田 茂君） 約2,000万円ですね。だからこの際、私は強いて言いたいわけなん
ですが、せっかく中小企業、零細企業救済の決議をいただきながら、財政難だということで、ほ
んの少しの期間で今日、委員長報告がどんなものが出るかわかりませんけれども、あの時点では、
そういう積立金とか、預託金とかは考えていないということだったんです。だからこれと関連し
て今、2,000万円あれば、非常に困って正月を越そうとしている業者に対して何らかできたん
じゃないか。地域代表として出ている議員として、これは十分他の議員さんもわかっていただけ
るんじゃないか。また、三役についても、この間市長からも答弁がありました、「そんな金は

ない岸和田みたいなことできるかいな」という答弁があった。そのような市長が、まず、この問題をどう考えてるか、一括して市長、答えて下さい。

○ 総務部長（坂口礼之助） 私からお答えいたします。

寺田議員さんのご指摘の点は、いわゆる給与あるいは報酬と、緊急対策等の施策を対比してお考えになっておられるようですが、この報酬、給与等とは、そうした一般施策上の問題と見方、考え方を異にしていると私は理解しておるんでございます。ご承知の通り、特別職は常勤でございます。また最近における議会議員さんの活動状況を見て参りましても、なるほど非常勤とは申しておりますが、事実上、常勤に等しい活動をしておられます。言い換えましたならば、他に職をお持ちでございまして、自分の家業等に専属してその業に当たるといことはできないという実態だとわれわれは理解しておるわけなんです。したがって、それらの議会活動に必要な報酬というものは、他の施策と対比して積算すべき性質のものではないと理解しておりますので、その点ひとつご了解願いたいと思います。

○ 20番（寺田 茂君） もちろんその通りなんです。しかし、市民的にこの問題を見て、議会で取り上げていただいたということはすでに知ってる、融資の問題はね。この問題をまず金がないということで片付けたあとで、われわれは議員ですよと、大きな顔をして発表できるかどうかということをお私に言ってるんです。議員の報酬が今度の改正が高いとか、低いとか、今の社会情勢から考えて、そういう金額の問題ではないんです。ただ姿勢として、市はそういうことを前もってしてあるんですから、この委員会では、そういう問題に対しては、金がないの一点張りできたということをお私に強調してるわけなんです。その点について、市長からあのとき、「今後考慮していく」ということを聞いたわけなんです。そのへんとにらみ合わせてどうかと市長に聞いてる。異なるとか、そういう問題は私も一緒にはしておりません。そのへん報酬の引き上げをわれわれが大きな顔をして、市民に中小企業のこういう問題をやりましたと、対比してやれるんなら問題はない。その点の施策なんです。市長は確か僕に「君らはじきに岸和田方式を出す」と簡単に言いましたので、この点と、今回のことを市長、自分自身のことですからね。これは簡単に言ってもらったら困るということをお指摘している。今回の三役の給料改定について市長、どうですか。議員さんのことについては、僕は総務部長が言われた活動の形態もあるでしょう。だから一応、そういう形で聞いておいて、市長自身はどうですか。この前の経過もあるんですからね。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 先ほどからご説明申し上げておりますように、一般的な施策の面につきましても、われわれはできるだけ財源を確保してその充実に努めていくべく努力をしております。たまたま、産商委員会の審議の過程に私も席を置いておりましたので、その内容等についても一部存じており、いずれ委員長さんからも中身についてのご説明もあることと思っております。

決して現状凍結という意味ではなく、可能な範囲において、やはりそういう緊急対策も前進させていこうという考え方であの場合の審議も行われたと理解をいたしております。

たまたま、それは一つの具体例としてお出しになったのですが、そうした施策面のものと、いわゆる市長等の報酬はあくまでも異質なものとご理解いただきたいと思っております。その給与、報酬等は、当然、その職責なり職務を遂行していただいていることでもございます。ひいては、生活上の問題等とも関連して参りますので、それらの給与、報酬等と、施策面における財政投資の面とを直接対比して、そのイエス・ノーの答えはひとつご勘弁願いたいと思っております。

○ 20番（寺田 茂君） これは何ほ言ってもあなたは異質なもんであるということで平行線です。だから、私がここで強調したいのは、あの時点では市長もお金がないという。あの請願は議員さん全部署名してくれたんです。その点から考えて、僕はこの問題については、他の議員さんもあえて怒ることはないという自信を持ってる。ところが三役については、その場でこの問題を取り上げ、そういう答えがきた。だから今、三役はどう考えてるかを特に聞きたいと思う。あのとき三役は「金がない、そんな余裕はないんだ」と市長自身言われたんで、それと、今の自分らの給料改定についてどうかと僕は聞いている。だから、異質とか、そんなもんじやない。若干、日はずれてるが、そのときはそういう問題があったんです。その点を僕は聞いて、最後にそれだけでいいです。平行線をたどりませんが、その点を僕は聞きたいんで指摘している。これお、緊急対策については打ち切っちゃってね。市民的に話になりませんぜ。それだけちょっと答えてもらいたいんですよ。

○ 25番（藤原要馬君） 関連です。報酬の値上げ等に関連いたしまして、今度の人事院勧告によって職員給与を値上げするのに何ほいるのか、そのことをまず聞きたい。

それから、今までは人件費、給与については、8・4年前までは阪南でも一番低いほうだったと思うが、現在では高石の次にのし上がってきているということはどういうことか、金があって出したのか、それらの点をお聞かせ願いたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

今回の人事院勧告に基づく一般職職員の給与費の引き上げ総額は約6億4千万円でございます。

それから、第二点のかつては和泉市が阪南でも非常に給料が低かったにもかかわらず、今回、非常に高くなっている原因は何かということでございますが、個々の原因の中身につきましての詳細の検討はまだ行っておる段階でございます。明確にお答えすることはできかねるわけなんですけれども、過去のデータ等に基づきまして詳しく分析すべく、今、人事課のほうでやらせてございます。

ただ、考えられますことは、やはりその年度、年度における人事院勧告に基づく給与改定の段階で、いわゆる勧告の内容以外のプラスアルファ的な昇給等がその都度、交渉の中で行われ、それを理事長側としてはのんできたという経過が大きく影響してゐるのではないかと考えられるのでございます。その点、人事課のほうで今、詳しく分析、検討させていただきますので、成案がまとまりましたら、いずれ詳しくご説明させていただくようにしたいと思います。

なお、寺田議員さんのご質問の中身につきましては、先ほどからのご説明申し上げておりますように、そうした施策面とは異質でございますので、ひとつご了解いただけたと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 18番（直村静二君） 関連。一つは、議案81号でございますが、この非常勤嘱託員についての改定ですが、これでいくと9万5千円が12万円、こういうふうに書かれておりますが、非常勤嘱託につきましては婦人の人もおるのではないかと。その場合は、金額をどのように改定しようとしているか。

それから、非常勤嘱託でいわゆる同和関係、解放運動にたずさわっている人数は何人か。さらに、その執務場所はどこか。さらに、解放同盟の支部の事務所にて執行委員をしている人は何人か。これらの点についてお答え願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） 非常勤につきましては、従来、私がお答えしている関係もございまして、総括的にお答えしたいと思います。

まず、端的に申し上げまして、95,000円から120,000円への改定でございますが、もともと非常勤嘱託は同和関連ばかりでないことは、議員さんもお存知だと思います。特に同和関連で具体的に婦人はどうかということですが、この金額につきましては、最高額が決められておりましたオール120,000円という意味ではございません。当然、年齢あるいは勤務年数等によりまして金額に差異はございます。したがって、婦人だから安いということではございません。また、オール120,000円ということでもございません。

それから、人数でございますが、過日の一般質問でもお答えいたしましたように、26名でございます。男女別につきましては、ちょっとあとで説明申し上げます。

居場所云々につきましては、これは仮設解放会館の中に勤務いたしております。

支部の執行委員と非常勤嘱託が同一人になっておる場合もございまして、過去の非常勤嘱託のいろいろのことを決めた段階での位置付けとかについては度々申し上げておりますので、ここで繰り返せということならば、また、同じことを繰り返すこととなりますが、過去において非常勤の支部執行委員がなつてゐるということについては、こういう理由でなつてゐるということも度々申

上げておられますので、重複は避けたいと思います。過去の説明通りでございます。

○ 18番(直村静二君) 部長、何という答弁や、おしは非常勤嘱託、支部の委員は何人、男女別は何人ですかと聞いてる。私は非常勤嘱託がいいとか、悪いとか言ってない。支部執行委員がどりのこりの、私が質問したことに答えたらいい。議長、おかしいですな。過去の答弁と同じやて、議会なめてるんか。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 女子と男子の内訳は、女子8名、男子が18名でございます。

○ 18番(直村静二君) オール12万円でない、勤続年数、経歴で変えていくという。婦人は幾らか。支部執行委員は何人か。午前中に質問があった更生資金の指導員かて非常勤嘱託かなんかで行ってる。勤務場所はオール支部におるんですか。仮設解放会館におるんですか、そのへんをきっちり答弁してもらわんとお。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 私の答弁の中で、たまたま支部云々でどこに勤務してるかという質問では、現在、仮設解放会館の中で勤務してるということでございます。

執行委員が何名非常勤嘱託になってるかという人数につきましては、今、計算させております。なお、男子、女子の金額は先ほどから申し上げておりますように、これは最高額が12万円て全部が12万円ということではなく、しかも、男女においても勤務年数職務の内容において差異がございますので、一人一人金額が違いますので、総括的にはお答えしにくいので、そういうふうに申し上げたわけです。

○ 18番(直村静二君) そうすると、細かい数字は委員会と違い本会議ですのて、私のほりに資料として金額、年齢を全部書いていただけますか。

もう一つ、隣保館、幸会館には非常勤嘱託はおりませんか。あなたの答弁では、26名全部解放会館におる。そのほかにはいないんですな。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 先ほどの答弁の補足ですが、執行委員は9名でございます。

なお、男女別云々じゃなく、金額別には、ここに名前までは申し上げられませんが、トータルで出ておるのを申し上げますと、最高の12万円が9名、それから10万、8万5千円、8万、7万と金額的に分けてございます。

なお、仮設解放会館に全部勤務しております。

○ 18番(直村静二君) わかりました。意見を言いときます。

非常勤嘱託員につきましては、同和関係ではだれが掌握してるかという問題がある。改めて申し上げますと、共産党に対して反共キャンペーン、これに動員されてるということで非常に使い方に問題があるので改めてもらいたい。

もう一つは、全体の意見として12月8日に答申案が出たが、新聞発表はしない。9日招集の

本会議でも提案はない。数字も発表してない。一般質問でも数字は出さず今日出てきた。私は一般質問を通じて、あいまいな市長に隠すようなことをするなと言ってきました。さらに今日、寺田議員の質問に対しても、市長は何の決意表明もしないということは、市民の切実な施策に対する決意の欠如と受け取れるんじゃないか。改めて市長が強い決意を出さない限り、私は信用できない。三役につきましては、総務部長が総額で1,500万円と言いましたが、私の感じでは年間8千万円、教育長、その他夏期手当、年末手当を入れますと約600万円は当然出てくるといふ膨大な金額で、この点を改めて指摘しておきます。本件については、市民感情といい、やり方といい、賛成できないという意見を申し上げておきます。

○ 25番(藤原要馬君) 私は常勤特別職、議員等の値上げにつきましては、なぜ値上げをしななければならないのかについてお聞きしたいと思ふ。これはやはり職員の給与があまりにも人勤等によって上がっていった。先ほど申し上げましたように、一番低かった給料が高石に次ぐような高給になってきたかということです。部長の説明の中では、今、人事課で調べてるから内容は説明できないということですが、納得いかない。だから、2年や3年でなぜそういうぐあいに飛び越えて高額なる給料になったかということです。そういうことから、やはり議会、特別職の給与とのバランスをとるためにこのたび、上げなければ仕方がないということですね。

現在の人事院勧告にすると、一等級の19号俸では26万6400円となつてきている。そういう高額だからやむなくこの際上げなければならないという形になってきたわけなんです。これは新聞にも載っておりますように、あまり職員の給料が高いために、福岡県のある町では、直接請求をして議会に提出しております。それをやったのはだれかという、商店主会社社長等々でございます。なぜかと申しますと、そういうふうに地方公共団体の職員の給与を上げたならば、わがほうの従業員に対しても給料を上げなければいけないが、それでは経営ができないから、そういうことのないようにやってもらうように条例を改正せよという直接請求をしておるわけなんです。

そこらあたりからいっても、これは部長、うちはどういふ給料の上げ方をしてきたかということです。だから、給料を引き上げるについては法令の中にもちゃんと載つてゐる。だから、どういふぐあいに値上げをしたのか、私はどうしても知りたいんです。

地方公務員法第24条第8項にはどう書いてあるんですか。今直接請求しているように「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間職業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とあるんです。それを元にやつてゐるんですか。そういうものでやつてないから、一般地方企業の従業員よりも給与が高いということですね。だから、そういうものに対しては、バランスもとれないような形の中では、私は賛成できかねます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件につきましては、なお調整いたしたい、かように思つておりますの

で、暫時休憩いたしたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 議長、それはおかしい。なぜ休憩しなければならないのか。議場が混乱して採決しよらというなら別ですが。ところが、職員給与の問題についても全然答弁もないわけなんです。わからんことはない。前の一般質問で質問したときに答弁してるはずなんですよ。そりいう中で、なぜ休憩するよりも、職員給与の問題と、われわれ特別職の問題のあり方についてまずお互いに論議し、意見を出し合い、その中で賛成して意見を統一するといひのなら話がわかる。しかし、単なる答弁もないままに、理事者の提案をそのまま調整して決めようとするのは、今後、不満が重って市政が暗いものになると思う。だから、そりいう問題ははっきりすべきだと思う。そして今後、どうするかについての意見の集約をすべきだと思います。

それでは質問いたします。職員給与の引き上げは国家公務員の給与に準じていないんですね。というのは、13,000円も国家公務員よりも上回っている。1,000人なれば13,000万円の金が余計に市役所から出てる。この間の質問からしてそりやったと思う。それから、仕事を少なくとも5年たてば一階級特進する。今は五段階ですが、一階級上がれば昇級の格差が違い、それでまた上がるというやり方で一般職の給与をやってる。それで違ひというんなら言って下さい。もう一つは、労働者に違反して150日のいわゆる組合専従休暇を出している。これは有給ですよ。これは労働三法の違反であると同時に組合に対する利益誘導なんです。こりいうことも認めてるが、これらの問題をどうして処理していくのかをはっきりしてもらいたい。

○ 議長(池辺秀夫君) 先に藤原議員の答弁を願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは、お二人の議員さんに対してお答え申し上げたいと思います。

まず、藤原議員さんのご質問では、いわゆる職員給与は非常に高い。これは地方公務員法に定められている給与の基準と相反するんじゃないかという非常に厳しいご質問でございますが、その給与の高低の比較につきましては、非常にむずかしい問題もあると思います。たとえば学歴、勤務年数が同じでも、その職場、職場における一つの職種というか、職制を歩んできた場合、それぞれ異なる給与が設定されるというふうに思いますが、たまたま、ラスパレス方式で算定された高校卒業職員、その職員が昇給していく方法というものが各指標で比較算定されたのがこの方式でございます。このラスパレス方式からいくと、和泉市の場合、阪南でも上位に属するという結果が最近、大阪府あたりからも発表されておまして、府下全体の衛星都市の職員給与との比較でも、このラスパレス方式でいくと何%が高いといわれてございます。

これは現実にわれわれ人事当局の者としても反省し、中身について厳密に点検し、指摘されてるように、各市に比して非常に高いという線が出ておるようでございましたら、当然、今後の給

与体系のうえで是正を図っていかねばならないと存じております。先ほどからご説明申し上げておりますように、細部にわたっては現在、厳しく点検、分析をさせておりますので、出て参りました資料に基づきまして、今後の給与体系につきましても厳密に点検して参りたいと思っておりますので、その点ひとつ不満足な回答でございますが、ご了解をお願いいたします。

それから、田中議員さんの質問でございますけれども、仰せの通り、高校卒業で事故なく5カ年を成績良好で勤務した場合は、いわゆる5等級から4等級に昇格するという内部規定、規則がございます。仰せの通りでございます。現在の公務員における給料表の考え方は、5等級よりも4等級のほうが、同じ昇給していく場合でも昇給格差が小さいということでございます。したがって、そういう給料表を現在使用しておりますので、その点につきましては、5カ年で4等級に昇格することがいいのかどうかについてはご議論があるかと存じますが、本市の場合、和泉市が市制を施行して今日までその規定が現在もなおかつ生きてございます。

それから、いわゆる本市の職員給与は国家公務員に準じていないというお叱りでございますが、いろいろの中身については、国家公務員に準じて参ってるわけなんでございます。しかし、その額におきまして、国家公務員よりも何ほかが高いという位置付けをされております。これは事実でございます。本市のみならず、大阪府下各衛星都市では、すべてそのような給与体系になって参っておるわけなんです。これは急にできたものではなく、いわゆる戦後の長い地方自治体の給与体系のあり方につきまして、市理事者と市職員組合の労使間の話し合いあるいは交渉の長い歴史、経過を経て、このような国家公務員に比較してかなり高い水準にまで大阪府下各地方公共団体の職員に対する給与水準が上がってきておることは事実でございます。この点、給与に見合うだけの職責を果すべきであるということで、職員にも常々指導しておるわけなんでございますが、現在の大阪府下における各衛星都市の給与水準というものが、国家公務員に比較して確かに高いということは認めざるをえないというふうに住じます。

それから、組合に対する150日の有給休暇を与えておくことにつきましては、組合の執行委員全員に対しまして、トータルで150日の職務専念の義務を免除するという措置をとって参っております。これの活用の範囲につきましては、人事当局でその都度組合との間で話し合いを持って、職免に該当するかどうかはチェックしておるわけでございますが、1人ではなく、執行委員全員に対して、トータルで150日の有給休暇を与えておるということでございます。

以上でございます。

- 25番(藤原要馬君) 私はいつも職員の給料は十分払って、十分仕事をしてもらおうという方針なんです。なぜこれを言うか。和泉市の現状の財政は、和泉市の職員給与を人事院勧告で上

げると30億になんなんとする。そうすると、国の27%ということになると、11億円は国の助成、起債というものはなくなると思う。そういうものに対して、和泉市はどうして財源を作り支払いしていくか、大きな問題だと思えます。大阪府の中でも、各都市の平均よりうちは17%も高いということです。だから、どこから見たって、和泉市は自己資金からその支給をしていかなければいけないということです。理事者にとっては、どういう施策をやっているのかということを知りたいと思う。

われわれは市民全体に負担をかけ、市民の税金の還元もできん、事業もできんというところに追い込んでいくことは、行政の一番大きなミスだと思う。やはり税金をかけてもらった、市民に対してそれだけの還元をしなければいけない。われわれは市民の利益代表者だから、それを問いたださなければならぬ責任があるわけなんです。職員の給与も大事だろうけれど、市民も大事だ。市民はそれがために税金を払っているんですよ。

国からの通達があるように、新聞にも載っているように、地方の人件費は大きなウェートを占めている。その中で特に和泉市は、市民一人の税金は大阪府下で少ないほう、ケツから2・3番目ですよ。それなのに人件費だけは一番高いということは、どうして今まで支払いをしてきたかということですね。だから、起債、借金をして払ってきたと言わざるをえない。それを私は申し上げてる。

払える金があれば十分払っても結構だ。市民に迷惑をかけないということになれば十分やってもらいたい。しかし、現在の状況からすれば、市民の要求するすべての事業等は不足を来してくる。今の財政の現状からすれば、国の補助、起債によってその賄いをする必要がある、私は痛切に感じておるわけです。よって、この問題を私は重視しているわけです。理事者においてこの財源等については十分で、また、市民サービスも十分できるんだという確信があるならば、私はあえて反対はしないんです。その点を特にご説明願いたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 関連です。私は別に給料が高いからどうこうということじゃなく、あんたもご存知の通り、週44時間制の中で朝は30分遅い。それから、部課長の机の上では、いつも政党新聞を読む時間が暗黙のうちに一時間ぐらい認めておるといふ、市民よりも政治団体的な運動があるから私は反対している。市民からはそういう批判が起こるんです。給料が13,000円から14,000円高い、昨年度決算で31%高い。和泉市がわずか18年で、職員の勤続年数は浅いはずなんです。それがなぜ国家公務員よりもこれだけ給料が上がってくるかということは、一体どこに原因があるか。こんなこと、だれも聞かんでもわかっている。お互いに苦しい中ですが、出せるもんなら出してやっていいと思えますが、出す以上は、やはり行政中立の立場の中で市政に邁進をしないかということです。

それと、150日の有給休暇を出すということは次管通達違反であり、労働法でいう利益誘導行為であるということです。労働組合は、あなた方と対決する立場にある。その対決する立場の組合に応援して、あなた方の思うように動かそうという甘い考え方はやめるべきなんです。あくまでも対決の立場であり、お互いに力と力の対決の立場です。次管通達違反の150日、大体年間80万円の金を組合にただ渡しているわけなんです。厚生委員会が厚生問題で話し合いするとか、交渉するとか、これは有給でいいわけですが、この150日というのは、特定政党の運動をやってみたり、あるいは政治活動をやってみたり、そういうところに80万円の金を出してるといことです。私はそういう考え方に反対せざるをえない。こういう問題について今、返事はできないと思うけれども、できるだけ是正するなら、私はこの問題については賛成したいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） 非常に厳しい追及で痛み入ります。実際、職員給与の高騰という面につきましては、各方面からご批判をいただいておりますけれども、残念ながら、私の手元に十分に府下各市と比較検討する資料を持ち合わせてございませんので、ご批判を甘受する以外に道はないわけなんですけれども、今回の特別職の報酬の改定に際して、泉大津市等々といろいろ連絡をとって見た段階では、たとえば部長級の給与の平均につきましても、本市の場合、管理職手当を含め292,200円というデータが出てくるわけなんですけれども、泉大津さんの場合は、361,000円と承っております。したがって、和泉市の給与が高いということにつきましては、それぞれの職員階層のどの部分が、どのように高いのかということをもとに厳密に点検する必要があるわけなんです。

ラスバレスという方式は先ほどからのご説明申し上げておりますように、その職員個人の給与の経過をたどり比較検討するという形ではございませんで、現在の高校卒業生が和泉市に就職した場合、何年後に現在の制度ではどうなるかという形での比較検討でございます。その中身等につきましてはさらに厳密に点検をいたしまして、ご叱責の賜ることにつきましては十分今後、その意を帯しまして、今後の給与体系に資して参りたいと存じてございます。

それから、田中議員さんのご指摘の点でございますが、いわゆる組合との妥協というか、利益誘導の一つの手段として、150日の組合休暇を認めておるとい考え方は持っておりません。しかし、組合休暇の中身がご指摘のような面に活用がされてるといことではございません。本来の専従、いわゆる職免を認める趣旨とは相反することになります。あくまでも職員組合の純粋な組合活動という形で、その必要を認めて休暇を認めてございますので、その中身等につきましては今後、人事の担当部局の者でさらに組合の幹部等とも協議をさせまして、そのような本来の休暇の趣旨に反して逸脱した使い方は徹底的に排除していくように指導もして参りたいと存じま

す。

以上、不満足な答弁ばかりで申し訳ございませんが、ひとつご了解賜りたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） ここでお語りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩いたします。

（午後 2 時 35 分休憩）

（午後 3 時 15 分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは 5 議案についてほかに質疑、ご意見ありませんか。

- 16 番（横田憲治郎君） 一括上程されてありますので、一括採決という方向に結論付けられるんじゃないかと思っておりますので、若干意見だけ申し添えたいと思います。

先ほど来の審議を通じましていみんな意見、また、理事者における検討、配慮等々の模様が伺えたわけでありませけれども、一応の審議の経過をお聞かせ願いながら理解はする面もあるわけですが、特別職給与関係議案につきましては、本定例会に付議すべき議案提出内容からいって検討の時間を要したという理解はするんでありますけれども、やはりより以上に詳細にわたって、事前に議会人としても理解を深めなければならないという観点から、やはり今回の議案提出については一応の理解はする中で、今後においても、もっと早期に提案すべきではなかったかと遺憾の意を表しておきたいと思っております。

議案の内容につきましても、88号、89号あるいは特別職三役の常勤の給与改定につきましても、提案の理由の主たる目的にございましたように、社会的、経済的諸情勢にかんがみ云々とありますけれども、先ほど来の審議を通じて出ておりましたように、現下の不況、物価高騰の年の瀬の背景の中で、より具体的に慎重な配慮がなされなければならないんじゃないか、このような不安がしてなりません。乞う点で、本特別職報酬関係の議案につきましては、わが公明党といたしましても賛意は表しかねるんでありますけれども、基本的な一応の姿勢としてその努力は評価はいたしますが、そういう批判的な意見も持っておりますので、ただ、人勸等一般職の給与関係につきましては、これはいろんな論議は出ておりましたが、これは原案通り、わが党といたしましても賛意を表していきたい、このように思っておりますので、この点、意見として本議案通についての審議に際して申し添えておきたいと思っております。

- 議長（池辺秀夫君） 5 議案について他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」の声さくそう)

本件について反対の意見もありますので、挙手により採決いたします。本件に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、よって議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第88号、議案第89号の5議案を原案通り可決決定いたしました。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第8「昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第三号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第84号

昭和49年度 大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号)

昭和49年度 和泉市の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,901,588円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,409,988円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「表1表、歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は「第3表 地方債の補正」による。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳 入

(単位 円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 市 税 | | 2,562,928 | 409,487 | 2,972,415 |
| | 1. 市 民 税 | 1,194,821 | 284,894 | 1,479,715 |
| | 2. 国 定 資 産 税 | 858,303 | 50,855 | 909,158 |
| | 3. 軽自動車税 | 32,109 | 3,286 | 35,395 |
| | 5. 電 気 税 | 110,829 | 30,000 | 140,829 |
| | 7. 特別土地保有税 | 9,595 | 87,482 | 97,077 |
| | 8. 都市計画税 | 154,660 | 3,470 | 158,130 |
| | 4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | | 14,571 | 49,63 |
| | 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 14,571 | 49,63 | 19,534 |
| 5. 地方交付税 | | 1,654,459 | 259,326 | 1,913,785 |
| | 1. 地方交付税 | 1,654,459 | 259,326 | 1,913,785 |
| 6. 交通安全対策特別交付金 | | 1,200 | 697 | 1,2697 |
| | 1. 交通安全対策特別交付金 | 1,200 | 697 | 1,2697 |
| 7. 分担金及負担金 | | 312,218 | 88,385 | 400,603 |
| | 1. 分 担 金 | 6,122 | 900 | 7,022 |
| | 2. 負 担 金 | 306,096 | 87,485 | 393,581 |
| 8. 使用料及手数料 | | 76,599 | 12,298 | 88,897 |
| | 1. 使 用 料 | 53,663 | 12,298 | 65,961 |
| 9. 国庫支出金 | | 1,781,703 | 167,547 | 1,949,250 |
| | 1. 国庫負担金 | 806,353 | 67,679 | 874,032 |
| | 2. 国庫補助金 | 957,617 | 99,868 | 1,057,485 |
| 10. 府支出金 | | 2,449,096 | 103,571 | 2,552,667 |
| | 1. 府負担金 | 63,881 | 4,320 | 68,201 |
| | 2. 府補助金 | 2,343,968 | 93,406 | 2,437,374 |
| | 3. 府委託金 | 40,577 | 5,845 | 46,422 |
| 11. 財産収入 | | 7,662 | 27,357 | 35,019 |
| | 2. 財産売却収入 | 50 | 27,357 | 27,407 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|------------|-----------|------------|
| 12. 寄附金 | | 46,020 | 95,864 | 141,884 |
| | 1. 一般寄附金 | 46,020 | 95,864 | 141,884 |
| 13. 繰入金 | | 100 | 144,558 | 144,658 |
| | 2. 積立金繰入金 | | 144,558 | 144,558 |
| 14. 諸収入 | | 69,134.7 | 230,309 | 921,656 |
| | 1. 延滞金及加算金 | 2,485 | 1,311 | 3,796 |
| | 4. 受託事業収入 | 61,405 | 100,000 | 161,405 |
| | 5. 雑入 | 513,106 | 128,998 | 642,104 |
| 15. 市債債 | | 29,683.88 | 352,291 | 332,067.4 |
| | 1. 市債 | 29,683.84 | 352,291 | 332,067.4 |
| 16. 繰越金 | | 349.14 | 4,885 | 39,799 |
| | 1. 繰越金 | 349.14 | 4,885 | 39,799 |
| 歳入合計 | | 12,708,450 | 19,015,38 | 14,609,988 |

2. 歳出

(単位: 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 議会費 | | 111,722 | 329,58 | 144,680 |
| | 1. 議会費 | 111,722 | 329,58 | 144,680 |
| 2. 総務費 | | 1,689,649 | 259,856 | 1,949,505 |
| | 1. 総務管理費 | 548,375 | 130,481 | 678,856 |
| | 2. 徴税費 | 198,434 | 41,626 | 240,060 |
| | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 84,358 | 34,253 | 118,611 |
| | 4. 選挙費 | 23,774 | 8,095 | 31,869 |
| | 5. 統計調査費 | 7,680 | 2,001 | 9,681 |
| | 6. 監査委員費 | 8,771 | 2,772 | 11,543 |
| 3. 民生費 | | 2,569,221 | 557,578 | 3,126,799 |
| | 1. 社会福祉費 | 669,096 | 89,668 | 758,764 |
| | 2. 児童福祉費 | 1,319,153 | 382,930 | 1,702,083 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|-----------|------------|
| | 3. 生活保護費 | 580,048 | 83,330 | 663,378 |
| | 4. 災害救助費 | 924 | 1,650 | 2,574 |
| 4. 衛生費 | | 643,186 | 87,981 | 731,167 |
| | 1. 保健衛生費 | 222,579 | 49,565 | 272,144 |
| | 2. 清掃費 | 383,960 | 24,759 | 408,719 |
| | 3. 墓地管理費 | 27,483 | 13,657 | 41,140 |
| 5. 労働費 | | 56,195 | 6,724 | 62,919 |
| | 1. 失業対策費 | 56,195 | 6,724 | 62,919 |
| 6. 農林水産業費 | | 164,813 | 35,865 | 200,678 |
| | 1. 農業費 | 140,474 | 33,884 | 174,358 |
| | 2. 林業費 | 24,339 | 1,981 | 26,320 |
| 7. 商工費 | | 242,427 | 11,364 | 253,791 |
| | 1. 商工費 | 242,427 | 11,364 | 253,791 |
| 8. 土木費 | | 396,173 | 297,686 | 4,259,421 |
| | 1. 土木管理費 | 132,113 | 65,101 | 197,214 |
| | 2. 道路橋梁費 | 681,685 | 142,786 | 824,471 |
| | 3. 河川水路費 | 59,330 | 9,900 | 69,230 |
| | 4. 都市計画費 | 605,742 | 55,863 | 661,605 |
| | 5. 住宅費 | 2,482,865 | 24,036 | 2,506,901 |
| 9. 消防費 | | 269,826 | 52,806 | 322,632 |
| | 1. 消防費 | 269,826 | 52,806 | 322,632 |
| 10. 教育費 | | 2,093,088 | 558,720 | 2,651,808 |
| | 1. 教育総務費 | 214,300 | 44,002 | 258,302 |
| | 2. 小学校費 | 1,274,823 | 422,129 | 1,696,952 |
| | 3. 中学校費 | 340,533 | 34,842 | 375,375 |
| | 4. 幼稚園費 | 151,961 | 37,980 | 189,941 |
| | 5. 社会教育費 | 100,620 | 19,580 | 120,200 |
| | 6. 保健体育費 | 10,851 | 187 | 11,038 |
| 歳出合計 | | 12,708,450 | 1,901,538 | 14,609,988 |

第2表

債務負担行為の補正

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|----------------------|-----------------------|---------|-----------------------|-------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 鶴山台南小学校 増築事業 | | 円 | 昭和49年度 / 昭和71年度 | 円 81,985 |
| 幸小学校増改築事業 | 昭和49年度 / 昭和50年度 | 397,927 | 昭和49年度 / 昭和50年度 | 458,395 |
| 石尾中学校増築事業 | | | 昭和49年度 / 昭和50年度 | 113,676 |
| (仮称)鶴山台第2保 育所建設事業 | | | 昭和49年度 / 昭和69年度 | 118,080 |

第8表 地方債の補正

| 起債の 目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|------------|-----|-------|-------|------|-------|-------|----------------------------|------------|-----|---------|---|----|----------------------------|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | | | | | | | |
| | | | | 償還期限 | その他 | | | | 償還期限 | その他 | | | | | | |
| 同和更生 貸付資金 | 租 | | 年以内 | 年以内 | 8,000 | 普通貸借 | 無利子 | 大阪府 | 基金運用期間終了後借入先(大阪府)と協議 | 基金運用期間 | 年以内 | | | | | |
| 保育園建 設事業 | 265,130 | 普通貸借又は証券発行 | 10 | 25 | 2 | 25 | 2 | 政府その他 | 半年賦年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還 | 普通貸借又は証券発行 | 10 | 360,021 | 8 | 25 | 半年賦年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還 | 据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる |
| 老人憩の家建設事業 | 13,200 | 普通貸借又は証券発行 | 10 | 25 | 2 | 25 | 2 | 政府その他 | 半年賦年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還 | 普通貸借又は証券発行 | 10 | 22,200 | 8 | 25 | 半年賦年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還 | 据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる |

| 起債の 目的 | 補正前 | | | | | 補正後 | | | | | |
|--------------------|--------------|------------------------|----------------|---|---|--------------|----------------------------|----------------|---|---|--|
| | 限度額 | 起債の 方法 | 利率 | 償還の方法 | | 限度額 | 起債の 方法 | 利率 | 償還の方法 | | |
| | | | | 償還期限 | 償還の方法 | | | | 償還期限 | 償還の方法 | |
| 診療所 運営費貸 付金 | 千円 20,000 | 同上 | 年 10% 以内 | 同 上 | 同 上 | 千円 26,000 | 同上 | 年 10% 以内 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 土木事業 | 189,200 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 146,800 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 都市計画 事業 | 122,000 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 127,000 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 改良住宅 建設事業 | 454,550 | 普通貸 借又は 証券発 行 | 10 | 半年賦年 賦元利均 等又は当 初発行額 の5%以 上、半年 賦償還 | 半年賦年 賦元利均 等又は当 初発行額 の5%以 上、半年 賦償還 | 469,550 | 普通 貸借 又は 証券 発行 | 10 | 半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の5%以 上、半年賦 償還 | 半年賦年賦 元利均等又 は当初発行 額の5%以 上、半年賦 償還 | 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 もしくは繰 上償還又は 低利に借替 えることが できる |
| 義務教育 施設整備 事業 | 911,300 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 1,119,100 | 同上 | 10 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 合計 | 2,968,888 | | | | | 3,820,674 | | | | | |

一級会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

| 科目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---------------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| ① 市税 | 256,292.8 | 409,487 | 297,241.5 | | | 円 |
| (1) 市民税 | 119,482.1 | 234,894 | 1429,215 | | | |
| 1. 個人 | 1034,860 | 209,832 | 1244,692 | 1. 現年度課税分 | 201,978 | 現年度課税分追加 |
| | | | | 2. 滞納繰越分 | 7,859 | 滞納繰越分追加 |
| 2. 法人 | 159,961 | 24,562 | 184,523 | 1. 現年度課税分 | 14,250 | 現年度課税分追加 |
| | | | | 2. 滞納繰越分 | 10,312 | 滞納繰越分追加 |
| (2) 固定資産税 | 858,303 | 50,855 | 909,158 | | | |
| 1. 固定資産税 | 828,965 | 46,757 | 875,722 | 1. 現年度課税分 | 46,757 | 現年度課税分追加 |
| 2. 国有資産等 所在市町村 交付金納付 金 | 29,338 | 4,098 | 33,436 | 1. 現年度課税分 | 4,098 | " |
| (3) 軽自動車税 | 321.09 | 3,286 | 35,395 | | | |
| 1. 軽自動車税 | 321.09 | 3,286 | 35,395 | 1. 現年度課税分 | 3,286 | " |
| (5) 電気税 | 110,829 | 30,000 | 140,829 | | | |
| 1. 電気税 | 110,829 | 30,000 | 140,829 | 1. 現年度課税分 | 30,000 | " |
| (7) 特別土地 保有税 | 9,595 | 87,482 | 97,077 | | | |

| 科 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|-----------------------|-----------|---------|-----------|----------------------|---------|---------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1. 特別土地保有税 | 9,595 | 87,482 | 97,077 | 1. 現年度課税分 | 87,482 | 現年度課税分追加 |
| (8) 都市計画税 | 154,660 | 3,470 | 158,130 | | | |
| 1. 都市計画税 | 154,660 | 3,470 | 158,130 | 2. 滞納繰越分 | 3,470 | 滞納繰越分追加 |
| ④ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 14,571 | 49,68 | 19,584 | | | |
| (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 14,571 | 49,68 | 19,584 | | | |
| 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 14,571 | 49,68 | 19,534 | 1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 49,68 | 国有提供施設等所在市町村助成交付金追加 |
| ⑤ 地方交付税 | 1,654,459 | 259,826 | 1,913,785 | | | |
| (1) 地方交付税 | 1,654,459 | 259,826 | 1,913,785 | | | |
| 1. 地方交付税 | 1,654,459 | 259,826 | 1,913,785 | 1. 地方交付税 | 259,826 | 地方交付税追加 |
| ⑥ 交通安全対策特別交付金 | 1,200 | 697 | 1,2697 | | | |
| (1) 交通安全対策特別交付金 | 1,200 | 697 | 1,2697 | | | |

| 1. 交通安全対策特別交付金 | 12000 | 697 | 12697 | 1. 交通安全対策特別交付金 | 697 | 交通安全対策特別交付金追加 |
|----------------|-----------|---------|-----------|----------------|--------|--|
| ⑦ 分担金及負担金 | 812,218 | 88,885 | 400,603 | | | |
| (1) 分担金 | 6,122 | 900 | 7,022 | | | |
| 1. 農林水産業費分担金 | 54,114 | 900 | 6,814 | 1. 農業費分担金 | 900 | 農道整備事業分担金追加 |
| (2) 負担金 | 806,098 | 87,485 | 898,581 | | | |
| 1. 民生費負担金 | 55,288 | 1,116 | 56,404 | 1. 児童福祉費負担金 | 1,116 | 保育所措置費負担金追加 |
| 2. 農林水産業費負担金 | 800 | 122 | 8122 | 1. 農業費負担金 | 122 | 宮ノ谷林道整備事業負担金追加 |
| 3. 土木費負担金 | 126,500 | 86,247 | 212,747 | 1. 都市計画費負担金 | 86,247 | 公共下水道甲斐田川幹線築造事業負担金追加 6,847,000 市道上伯太線新設事業負担金 450,000 市道光畑池和田線新設事業負担 70,000,000 大野池水路整備事業負担金 5,400,000 |
| ⑧ 使用料及手数料 | 76,599 | 12,298 | 88,897 | | | |
| (1) 使用料 | 58,663 | 12,298 | 65,961 | | | |
| 2. 民生使用料 | 5,101 | 9946 | 15,047 | 1. 児童福祉使用料 | 9946 | 保育所私的契約児童保育料追加 |
| 4. 土木使用料 | 16956 | 2352 | 19,308 | 3. 住宅使用料 | 2352 | 住宅使用料追加 |
| ⑨ 国庫支出金 | 1,781,708 | 167,547 | 1,949,250 | | | |
| (1) 国庫負担金 | 806,353 | 67,679 | 874,032 | | | |

| 科目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-----------------|--------------|-------------|--------------|-----------------|-------------|--|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1. 民生費 国庫負担金 | 796,208 円 | 67,679 円 | 863,887 円 | 3. 生活保護 費負担金 | 54,400 円 | 生活保護費負担金追加 |
| (2) 国庫補助金 | 957,617 | 99,868 | 1,057,485 | 4. 老人医療費 負担金 | 132,799 | 老人医療費負担金追加 |
| 1. 総務費 国庫補助金 | 942 | 151 | 1,093 | 1. 隣保館費 補助金 | 151 | 隣保館運営費補助金追加 |
| 2. 民生費 国庫補助金 | 391,447 | 260 | 394,047 | 2. 児童福祉費 補助金 | 260 | (仮称) 信太第二保育園建設事業 補助金追加 |
| 4. 土木費 国庫補助金 | 768,421 | 124,80 | 780,851 | 1. 都市計画 費補助金 | 124,80 | 公共下水道甲斐田川幹線築造事業補助金 124,000 和泉府中再開発事業補助金追加 80,000 |
| 6. 教育費 国庫補助金 | 126,575 | 87,027 | 213,602 | 1. 小学校費 補助金 | 85,827 | 学校給食用牛乳冷蔵庫設備費補助金 200,000 南池田小学校増築事業補助金 43,628,000 横山小学校増築事業補助金 10,681,000 " 改築事業補助金 308,400 伯太小学校増築事業補助金 85,740,000 " 改築事業補助金 189,820,000 伯太小学校給食設備整備事業補助金 778,000 |
| | | | | 2. 中学校費 補助金 | 200 | 学校給食用牛乳冷蔵庫設備費補助金 |
| | | | | 4. 社会教育 費補助金 | 1,000 | 上町遺跡発掘調査事業補助金 |
| ⑩ 府支出金 | 2,449,096 | 108,571 | 2,552,667 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|-----------|--------|---|-----------------------------------|
| (1) 府負担金 | 68,201 | 68,201 | | | | | |
| 1. 民生費府負担金 | 63,506 | 4,320 | 4,320 | 67,826 | 1,000 | 生活保護費負担金追加 | |
| | | | | | 3,820 | 老人医療費負担金追加 | |
| (2) 府補助金 | 2,843,968 | 98,406 | 98,406 | 2,487,874 | 69,29 | 隣保館運営費補助金追加 | |
| 1. 総務費府補助金 | 6,798 | 14,669 | 14,669 | 21,462 | 2,800 | 住宅環境整備計画策定補助金 | |
| | | | | | 5,440 | 市道露越今池線歩道整備事業補助金 | |
| 2. 民生費府補助金 | 290,208 | 88,299 | 88,299 | 82,850 | 2,759 | 老人クラブ補助金追加 老人憩の家建設事業補助金追加 機能回復訓練事業補助金 | 504,000 1,000,000 1,255,000 |
| | | | | | 20,834 | 保育事業（簡易保育所）補助金追加 （仮称）信太第三保育園建設事業補助金追加 | 1,844,000 19,490,000 |
| | | | | | 9,189 | 老人医療費補助産追加 | |
| | | | | | 567 | 老人解放センター運営費補助金 | |
| 4. 農林水産業費府補助金 | 624,27 | 1,151.5 | 1,151.5 | 739.42 | 3,000 | 農道整備事業補助金追加 | |

| 科 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 明 細 |
|------------------------|-----------|--------|-----------|-----------------------|--------|---|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | 捐 | 捐 | 捐 | 3. 農業振興 費補助金 | 69.68 | 都市農業近代化事業補助金 5,817,000 高能率集約生産組織育成対策事業補助金 732,000 稲作転換対策指導推進費補助 213,000 農業振興地域整備推進費補助 106,000 米穀流通消費改善対策補助金 100,000 |
| | | | | 5. 林 業 助 費 補 助 金 | 1.547 | 近郊林業構造改善事業補助金追加 27,000 宮ノ谷林道開設事業補助金追加 1,520,000 |
| 6. 土 木 費 府 補 助 金 | 1,846,475 | 7,096 | 1,853,571 | 1. 道 路 橋 梁 費 補 助 金 | 5,000 | 道路整備事業補助金追加 |
| | | | | 3. 都 市 計 画 費 補 助 金 | 2,096 | 公共下水道甲斐田川幹線築造事業補助金 2,066,000 和泉府中再開発事業補助金追加 30,000 |
| 8. 教 育 費 府 補 助 金 | 4,1268 | 6,827 | 4,8095 | 1. 小 学 校 費 補 助 金 | 1,651 | 学校警備員補助金追加 |
| | | | | 2. 中 学 校 費 補 助 金 | 728 | 学校警備員補助金追加 |
| | | | | 3. 社 会 教 育 費 補 助 金 | 4,458 | 児童安全対策補助金追加 89,000 社会同和教育指導員設置補助金 3,401,000 府体力作り運動推進地事業補助金 162,000 上町遠発発掘調査事業補助金 500,000 |
| 12. 市 町 村 振 興 補 助 金 | 4,9000 | 2,0000 | 6,9000 | 1. 市 町 村 振 興 補 助 金 | 20,000 | 市町村振興補助金追加 |

| | | | | | | |
|--------------|--------|---------|---------|-----------------------|--------|---|
| (8) 府委託金 | 40,577 | 58,45 | 46,422 | 費 選 學 託 金 | 3,886 | 府會議員及知事選挙委託金 |
| 1. 総務費府委託金 | 40,278 | 3,886 | 44,159 | 4. 選挙委託金 | 3,886 | 府會議員及知事選挙委託金 |
| 4. 農林水産費府委託金 | | 788 | 788 | 1. 農業委託金 | 468 | 市内溜池調査委託金 |
| | | | | 2. 農業振興費委託金 | 270 | 稲作転換対策事務委託金 |
| 5. 土木費府委託金 | | 1,221 | 1,221 | 1. 開発委託金 | 1,221 | 道路実態調査業務委託金 851,000 ダイヤモンドレベル整備補助金 127,000 都市計画基礎調査委託金 350,000 自然環境保全基礎調査委託金 393,000 |
| (9) 財産収入 | 7,662 | 27,357 | 35,019 | | | |
| (2) 財産売払収入 | 50 | 27,357 | 27,407 | | | |
| 2. 不動産売払収入 | | 21,157 | 21,157 | 1. 不動産売払収入 | 21,157 | |
| 3. 証券売払収入 | | 6,200 | 6,200 | 1. 証券売払収入 | 6,200 | 債券売払収入 |
| (10) 寄附金 | 46,020 | 95,864 | 141,884 | | | |
| (1) 寄附金 | 46,020 | 95,864 | 141,884 | | | |
| 1. 一般寄付金 | 46,020 | 95,864 | 141,884 | 1. 一般寄附金 | 95,864 | 一般寄附金追加 |
| (3) 繰入金 | 100 | 144,558 | 144,658 | | | |
| (2) 積立金 | | 144,558 | 144,558 | | | |

| 科 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 明 |
|--------------|-----------|---------|-----------|----------------|---------|--|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1. 積立金繰入金 | 144,558 | 144,558 | 144,558 | 1. 積立金繰入金 | 144,558 | 積立金繰入金 円 |
| (4) 諸収入 | 69,134.7 | 280,309 | 921,656 | | | |
| (1) 延滞金及加算金 | 24,85 | 1,311 | 3,796 | | | |
| 1. 延滞金及加算金 | 24,85 | 1,311 | 3,796 | 2. 加算金 | 1,311 | 市税不申告加算金 |
| (4) 受託事業収入 | 61,405 | 100,000 | 161,405 | | | |
| 1. 土木費受託事業収入 | 60,000 | 100,000 | 160,000 | 1. 道路橋梁費受託事業収入 | 100,000 | 道路掘削復旧受託事業収入追加 |
| (5) 雑収入 | 513,106 | 128,998 | 642,104 | | | |
| 1. 雑収入 | 513,106 | 128,998 | 642,104 | 3. 過年度収入 | 75,723 | 過年度収入追加 |
| | | | | 4. 雑収入 | 532,75 | 慶芥以集軍事事故保険金 45,000 住宅環境整備策定事業収入 2,900,000 文化財遺跡発掘調査収入 500,000 清掃除草収入 480,000 開発事業収入 50,000,000 |
| (5) 市債 | 296,888.3 | 352,291 | 332,067.4 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|-----------|---------|----------|----------------|--|---------|--|--|
| (1) 市債 | 2968388 | 852291 | 3320674 | | | | | |
| 1. 総務債 | 749300 | 8000 | 757300 | 3. 同和更生貸付資金債 | | 8,000 | | 同和更生貸付資金債 |
| 2. 民生債 | 858533 | 108891 | 467424 | 1. 老人福祉施設整備事業債 | | 9,000 | | 老人福祉の建設事業債 |
| | | | | 2. 児童福祉債 | | 93,891 | | (仮称)信太第三保育園建設事業債 |
| | | | | 7. 診療所運営貸付資金債 | | 6,000 | | 診療所運営貸付資金債 |
| 6. 土木債 | 720250 | 27600 | 747850 | 1. 道路橋梁債 | | 4,000 | | 四十分橋整備事業債 |
| | | | | 2. 水路債 | | 3,600 | | 池上水路整備事業債 |
| | | | | 5. 都市計画事業債 | | 5,000 | | 大阪湾岸流域下水道事業債 |
| | | | | 7. 改良住宅建設事業債 | | 15,000 | | (仮称)和泉第8団地改良住宅建設事業債 |
| 8. 教育債 | 961500 | 207800 | 1,169300 | 1. 小学校債 | | 207,800 | | 南池田小学校増築事業債 75,200,000 横山小学校増築事業債 23,400,000 幸小学校敷地造成事業債 29,000,000 伯太小学校増築事業債 80,200,000 |
| (9) 繰越金 | 34914 | 4885 | 39799 | | | | | |
| (1) 繰越金 | 34914 | 4885 | 39799 | | | | | |
| 1. 繰越金 | 34914 | 4885 | 39799 | 1. 前年度繰越金 | | 4,885 | | 前年度繰越金追加 |
| 歳入合計 | 127,08450 | 1901538 | 14609988 | | | | | |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 区分 | 金額 | 説明 |
|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-------|-----|---------|---------|-------------|----|
| | | | | 特定財源 | | | | | | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | |
| ① 議会費 | 刑 111,722 | 刑 32,958 | 刑 144,680 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | | |
| ① 議会費 | 111,722 | 32,958 | 144,680 | | | | | | | |
| 1. 議会費 | 111,722 | 32,958 | 144,680 | | | | | | | |
| (1) 議会運営費 | 81,025 | 20,853 | 101,878 | | | | | | 議員報酬追加 | |
| | | | | | | | | | 議員期末手当追加 | |
| | | | | | | | | | 議員共済会負担金等追加 | |
| (2) 事務局費 | 30,697 | 12,105 | 42,802 | | | | | | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | | ” | |
| | | | | | | | | | ” | |
| ② 総務費 | 1,689,649 | 259,856 | 1,949,505 | 18,706 | 8,000 | | 288,150 | | | |
| (1) 総務管理費 | 543,875 | 180,481 | 678,856 | 7,740 | | | 122,741 | | | |
| 1. 一般管理費 | 447,795 | 118,986 | 561,781 | | | | 113,986 | | | |
| (1) 給与費 | 385,810 | 112,054 | 497,864 | | | | 112,054 | | 非常勤嘱託員報酬追加 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|-------|--------|--|--|--|--------|---------|---------|-----------|------------------------|
| | | | | | | | | | 2. 給料 | 49,986 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | | 3. 職員手当 | 54,987 | " |
| | | | | | | | | | 4. 共済費 | 4,328 | " |
| {3} 庁舎管理費 | 39,817 | 1,882 | 41,699 | | | | 1,882 | 11. 需用費 | 1,882 | 1,882,000 | ○光熱水費 電気使用料及ガス使用料追加 |
| 3. 広報公聴費 | 13,597 | 1,701 | 15,298 | | | | 1,701 | | | | |
| {1} 広報公聴費 | 13,208 | 1,701 | 14,904 | | | | 1,701 | 1. 報酬 | 1,628 | 1,628 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| 6. 企画費 | 6,014 | 4,720 | 10,734 | | | | 2,420 | 4. 共済費 | 73 | 73 | 非常勤嘱託員共済費追加 |
| {1} 総計画費 | 4,771 | 4,720 | 9,491 | | | | 2,420 | 11. 需用費 | 120 | 120,000 | ○消耗品費 消耗器材費追加 |
| 8. 交通安全対策費 | 3,421 | 500 | 3,921 | | | | 500 | 13. 委託料 | 4,600 | 4,600 | 住宅環境整備計画策定委託料 |
| {1} 交通安全対策費 | 3,421 | 500 | 3,921 | | | | 500 | 13. 委託料 | 500 | 500 | 交通安全活動委託料追加 |
| 11. 交通安全施設費 | 12,600 | 4,000 | 16,600 | | | | △1,440 | | | | |

| 科 目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 明 説 |
|-------------------|---------|--------|---------|----------|-----|--------------|-------------------------------|--------|---------------------|-----|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | 國府支出金 | 地方債 | | | | その他 | |
| (1) 交通安全 施設費 | 12,600 | 4,000 | 16,600 | 5,440 | 刑 | 刑 △ 1,440 | 15. 工 事 請 負 費 | 4,000 | 歩道設置工事費追加 | 円 |
| 13. 諸 費 | 15,794 | 5,624 | 21,418 | | | 5,624 | | | | |
| (3) 償還費 | 6,000 | 5,624 | 11,624 | | | 5,624 | 23. 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料 | 5,624 | 国及び府支出金精算による返 還金 | |
| (2) 徴税費 | 198,484 | 41,626 | 240,060 | | | 41,626 | | | | |
| 1. 税 務 綜 務 費 | 180,587 | 36,826 | 167,413 | | | 36,826 | | | | |
| (2) 給与費 | 120,147 | 36,826 | 166,973 | | | 36,826 | 2. 給 料 | 18,050 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | 3. 職 員 手 当 | 17,051 | " | |
| | | | | | | | 4. 共 済 費 | 1,725 | " | |
| 3. 徴収費 | 36,294 | 4,800 | 41,094 | | | 4,800 | | | | |
| (1) 徴収費 | 36,294 | 4,800 | 41,094 | | | 4,800 | 8. 報 償 費 | 4,800 | 市税納期前納付報償金追加 | |
| (3) 戸籍住民 基本台帳費 | 84,358 | 84,253 | 118,611 | | | 34,253 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|--------|---------|--------|----------------|--------|--|--|
| 1. 戸籍住民 基本台帳費 | 83,225 | 84,253 | 117,478 | 34,253 | | | | |
| (1) 給与費 | 68,393 | 50,117 | 98,510 | 30,117 | 2. 給料 | 14,378 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | 3. 職員手当 | 14,704 | " | |
| | | | | | 4. 共済費 | 1,085 | " | |
| (3) 事務 管理費 | 10,845 | 4,136 | 14,981 | 4,136 | 13. 委託料 | 3,636 | 電算処理委託料追加 831,000 入力原票の撮影委託料 18,000,000 住民票フリガナ付委託料 1,055,000 | |
| | | | | | 18. 備用品 購入費 | 450 | 事務用器具購入費追加 | |
| (4) 選挙費 | 23,774 | 8,035 | 31,869 | 4,209 | | | | |
| 1. 選挙管理 委員会費 | 23,774 | 8,035 | 31,869 | 4,209 | | | | |
| (1) 給与費 | 11,518 | 4,209 | 15,727 | 4,209 | 2. 給料 | 1,770 | 給与改善等による追加 | |
| | | | | | 3. 職員手当 | 2,277 | " | |
| | | | | | 4. 共済費 | 162 | 給与改訂等による追加 | |
| (6) 府議会 員及び知 事選挙費 | | 3,886 | 3,886 | | 1. 報酬 | 6 | 選挙長報酬 | |
| | | | | | 3. 職員手当 | 240 | 時間外勤務手当 | |

| 科目 | 補正額の 補正額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 区分 | 金額 | 説明 |
|----|-------------|-----|---|----------|--------|--------|--------|---------|----------|---|
| | | | | 国 支 | 府 出 | 特 定 | 財 源 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 8. 報償費 | 円 816 | 入場整理券作成報償金 |
| | | | | | | | | 9. 旅費 | 30 | 府内旅費 |
| | | | | | | | | 11. 需用費 | 2,515 | 〇消耗品費 19,100,000 〇消耗器材費 15,000,000 〇公営ボスター掲示場設置費 16,000,000 〇公営ボスター掲示場謝礼 160,000 〇食糧費 120,000 〇推進協議会役員会誘贈 20,000 〇委員会及び来客贈 100,000 〇印刷製本費 410,000 〇入場整理券印刷費 4,500 〇燃料費 14,700 〇湯沸燃料費 啓蒙用自動車燃料費 30,000 〇修繕料 30,000 〇自動車修理費 |
| | | | | | | | | 12. 役務費 | 45 | 臨時電話設置料 15,000 臨時電話使用料 20,000 臨時電話度数料 10,000 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|-------|-------|--|--------|---------|-----------------|------------|--|
| | | | | | | | | | 13. 委託料 | 420 | 公報配布委託料 |
| | | | | | | | | | 14. 使用料 及賃借料 | 304 | 選挙人名簿抄本作成 マシ上料 300,000 高速道路通行料 4,000 |
| | | | | | | | | | 16. 原材料費 | 10 | ペニヤ板・釘・その他 |
| (5) 統計調査費 | 7,680 | 2,001 | 9,681 | | | | 2,001 | | | | |
| 1. 統計総務費 | 77,680 | 2,001 | 9,681 | | | | 2,001 | | | | |
| (1) 給与費 | 2,735 | 2,001 | 4,737 | | | | 2,001 | 2. 給料 | 455 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 519 | " | |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 1,027 | " | |
| (6) 監査委員費 | 8,771 | 2,772 | 11,543 | | | | 2,772 | | | | |
| 1. 監査委員費 | 8,771 | 2,772 | 11,543 | | | | 2,772 | | | | |
| (1) 給与費 | 7,380 | 2,772 | 10,152 | | | | 2,772 | 2. 給料 | 1,152 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 1,518 | " | |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 102 | " | |
| (7) 同和对策費 | 818,257 | 40,628 | 858,885 | 7,080 | 8,000 | | 25,548 | | | | |
| 1. 同和对策費 | 750,768 | 24,963 | 775,731 | | 8,000 | | 16,963 | | | | |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-------------------|-----------|---------|-----------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|---------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| (1) 給与費 | 29,871 | 12,538 | 42,409 | 租 | 租 | 租 | 12,538 | 2. 給料 | 5,833 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 6,162 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 543 | " |
| (2) 同和対策 総務費 | 35,570 | 425 | 35,995 | | | | 425 | 1. 報酬 | 425 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| (4) 同和更生 資金運営費 | 1,682 | 12,000 | 13,682 | | 8,000 | | 4,000 | 28. 繰出金 | 12,000 | 同和更生資金貸付基金繰出金 |
| 2. 隣保館費 | 67,489 | 15,665 | 83,154 | | | | 8,585 | | | |
| (1) 給与費 | 26,280 | 11,058 | 37,338 | | | | 11,058 | 2. 給料 | 5,503 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 5,124 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 431 | " |
| (2) 隣保館 運営費 | 41,209 | 4,607 | 45,816 | | | | △2,473 | 1. 報酬 | 4,492 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 115 | " 共済費追加 |
| ③ 民生費 | 2,569,221 | 557,578 | 3,126,799 | 105,558 | 102,891 | 11,062 | 338,067 | | | |
| (1) 社会福祉費 | 669,096 | 89,668 | 758,764 | 29,064 | 9,000 | | 51,604 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|--|-------|-------|--------|------------------------|-------|---|
| 1. 社会福祉 総務費 | 46,124 | 16,767 | 62,891 | | | | 16,767 | | | |
| (1) 給与費 | 25,348 | 15,682 | 41,025 | | | | 15,682 | 2. 給料 | 6,041 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 8,491 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 1,150 | " |
| (2) 社会事務 総務費 | 19,850 | 431 | 20,281 | | | | 431 | 1. 報酬 | 431 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| (3) 福祉事務 総務費 | 931 | 654 | 1,585 | | | | 654 | 1. 報酬 | 633 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 21 | " 共済費追加 |
| 3. 身体障害 者福祉費 | 18,779 | 2,390 | 21,169 | | | | 2,390 | | | |
| (1) 身体障害 者福祉費 | 18,779 | 2,390 | 21,169 | | | | 2,390 | 20. 扶助費 | 2,390 | 身体障害者見舞金追加 |
| 5. 老人福祉費 | 66,942 | 21,680 | 88,572 | | 1,504 | 9,000 | 11,126 | | | |
| (1) 老人 福祉費 | 47,152 | 11,630 | 58,782 | | 504 | | 11,126 | 19. 負担金 補助及び 交付金 | 2,295 | 老人研修会補助金追加 1538,160 老人クラブ補助金追加 756,000 |
| | | | | | | | | 20. 扶助費 | 9,335 | 敬老祝金給付扶助費追加 285,000 老人見舞金追加 9,050,000 |

| 科目 | 補正額の | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説明 | | |
|-----------------|--------|--------|--------|----------|-------|--------|--------------|--------|---|--------------------------------|----|
| | | | | 補正額の財源 | | | | | | 区分 | 金額 |
| | | | | 国支 | 府支 | 特定財源 | 一般財源 | | | | |
| (2) 老人憩の家建設事業費 | 19,790 | 10,000 | 29,790 | 1,000 | 9,000 | 10,000 | 15. 工事請負費 | 10,000 | 老人憩の家建設工事費追加 | | |
| 6. 老人解放センター費 | 20,972 | 5,870 | 26,842 | 1,822 | | 4,048 | | | | | |
| (1) 老人解放センター運営費 | 20,972 | 5,870 | 26,842 | 1,822 | | 4,048 | 8. 報償費 | 389 | 医師報償費 228,000 看護婦報償費 110,400 研修会講師謝礼追加 50,000 | | |
| | | | | | | | 11. 需用費 | 1,596 | ○ 消耗品費 95,000 ○ 消耗器材費追加 ○ 食糧費 11,000 来咨贈追加 ○ 光熱水費 1,490,000 電気使用料及びガス使用料追加 | | |
| | | | | | | | 12. 役務費 | 99 | | 電話使用料追加 | |
| | | | | | | | 14. 使用料及び賃借料 | 102 | | 清掃用具等借上料 | |
| | | | | | | | 16. 原材料費 | 50 | | 陶器原材料費 40,000 紙人形材料費 10,000 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|--------|--------|--------|---------|--|-----------|--------|-----------------------------|
| | | | | | | | | | 18. 備品購入費 | 3,634 | センター用備品購入費追加 |
| 7. 老人医療助成費 | 212,601 | 32,975 | 245,576 | 25,738 | | | 7,237 | | | | |
| (1) 老人医療助成費 | 212,601 | 32,975 | 245,576 | 25,738 | | | 7,237 | | 18. 委託料 | 362 | 医療審査支払事務手数料追加 |
| 9. 国民年金費 | 248,724 | 9,606 | 258,330 | | | | 9,606 | | 20. 扶助費 | 32,613 | 老人医療扶助費追加 |
| (1) 給与費 | 28,162 | 8,447 | 36,609 | | | | 8,447 | | 2. 給料 | 4,091 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | | 3. 職員手当 | 3,936 | ” |
| | | | | | | | | | 4. 共済費 | 420 | ” |
| (2) 国民年金事務費 | 11,582 | 1,159 | 12,741 | | | | 1,159 | | 11. 需用費 | 1,159 | 印刷製本費 1,159.000 諸用紙印刷代追加 |
| 10. 共同浴場費 | 18,479 | 430 | 18,909 | | | | 430 | | | | |
| (1) 共同浴場運営費 | 15,134 | 430 | 15,564 | | | | 430 | | 11. 需用費 | 430 | 修繕料 430,000 浴場用備品修理費追加 |
| (2) 児童福祉費 | 1,319,153 | 382,930 | 1,702,083 | 21,094 | 99,891 | 11,062 | 256,883 | | | | |
| 1. 児童福祉総務費 | 42,485 | 36,432 | 78,917 | | | | 36,432 | | | | |
| (1) 給与費 | 37,492 | 36,432 | 73,924 | | | | 36,432 | | 2. 給料 | 15,406 | 給与改定等による追加 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|--------|-------|-------|-------------|----------------|--------------------------------------|-----------------------|
| | | | | | | | | | 18. 備品購入費 | 2,500 | 園用備品購入費追加 |
| | | | | | | | | | 19. 負担金補助及び交付金 | 540 | 簡易保育所補助金追加 |
| [3] 維持補修費 | 13,820 | 1,510 | 18,830 | | | | 1,510 | 15. 工事諸負費 | 1,510 | 1,510 | 園舎修理工事費追加 |
| [4] (仮称) 信太第三保育園建設事業費 | 295,340 | 114,621 | 409,961 | 19,750 | 93,891 | 980 | | 13. 委託料 | 3,065 | 設計委託料追加 2,065,000 測量委託料 1,000,000 | |
| | | | | | | | | 15. 工事諸負費 | 93,100 | 93,100 | 工事諸負費追加 |
| | | | | | | | | 17. 公有財産購入費 | 13,456 | 13,456 | 用地購入費追加 |
| 4. 母子寮費 | 6,686 | 2,347 | 9,033 | | | 2,347 | | 18. 備品購入費 | 5,000 | 5,000 | 園用備品購入費追加 |
| [1] 給与費 | 5,754 | 2,136 | 7,890 | | | 2,136 | | 2. 給料 | 930 | 930 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 1,086 | 1,086 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 120 | 120 | " |
| [2] 母子寮費 | 932 | 211 | 1,143 | | | 211 | | 11. 需用費 | 211 | 211 | o食糧費 牛乳代追加 120,000 |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-----------------|---------|--------|---------|------------------|------------------|--------|--------|---------|--------|-------------------------------------|
| | | | | 国 支 出 金 | 特 定 財 源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | | | | | | 府 債 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ○光熱水費 91,000. 電気使用料及び水道使用料 追加 |
| (3)生活保護費 | 580,048 | 83,330 | 663,378 | 55,400 | | 27,980 | | | | |
| 1. 生活保護 総務費 | 36,623 | 15,380 | 51,953 | | | 15,380 | | | | |
| (1) 総与費 | 17,845 | 10,165 | 28,010 | | | 10,165 | | 2. 給料 | 5,025 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 4,670 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 470 | " |
| (2) 生活保護 総務費 | 18,778 | 5,165 | 23,943 | | | 5,165 | | 20. 扶助費 | 5,165 | 生活保護家庭見舞金追加 |
| 2. 扶助費 | 543,425 | 68,000 | 611,425 | 55,400 | | 12,600 | | | | |
| (1) 扶助費 | 543,425 | 68,000 | 611,425 | 55,400 | | 12,600 | | 20. 扶助費 | 68,000 | 生活保護扶助費追加 |
| (4) 災害 救済費 | 924 | 1,650 | 2,574 | | | 1,650 | | | | |
| 1. 災害救助費 | 866 | 1,650 | 2,516 | | | 1,650 | | | | |

| [1] 災害救助費 | 866 | 1,650 | 2,516 | | | | 1,650 | 19. 負担金補助及び交付金 | 1,650 | 防災行政無線設置費 |
|------------|---------|--------|---------|-------|--|--|--------|----------------|--------|---------------|
| ④ 衛生費 | 643,186 | 87,981 | 731,167 | 6,000 | | | 81,981 | | | |
| (1)保健衛生費 | 222,579 | 49,565 | 272,144 | 6,000 | | | 43,565 | | | |
| 1. 保健衛生総務費 | 136,919 | 43,415 | 180,334 | | | | 43,415 | | | |
| [1] 給与費 | 49,624 | 43,415 | 93,039 | | | | 43,415 | 2. 給料 | 20,216 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 20,968 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 2,231 | " |
| 2. 予防費 | 82,568 | 6,150 | 88,708 | 6,000 | | | 150 | | | |
| [4] 診療所費 | 57,368 | 6,150 | 63,518 | 6,000 | | | 150 | 13. 委託料 | 150 | 和泉診療所浄化槽清掃委託料 |
| (2) 清掃費 | 383,960 | 24,759 | 408,719 | | | | 24,759 | 21. 貸付金 | 6,000 | " 運営貸付金追加 |
| 1. 清掃総務費 | 177,019 | 24,714 | 201,733 | | | | 24,714 | | | |
| [1] 給与費 | 52,531 | 24,718 | 77,245 | | | | 24,714 | 2. 給料 | 11,499 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 11,903 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 1,312 | " |

| | | | | | | | |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|------------|
| 〔1〕 給与費 | 16,427 | 6,424 | 22,851 | | 6,424 | 2,598 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | 3,655 | ” |
| | | | | | | 281 | ” |
| | | | | | | | |
| 2. 一般失業 対策事業費 | 39,768 | 300 | 40,068 | | 300 | | |
| 〔1〕 一般失業 対策事業費 | 39,768 | 300 | 40,068 | | 300 | 300 | 市道整備原材料費追加 |
| ⑥ 農林水産 業 費 | 164,813 | 35,865 | 200,678 | 12,253 | 1,022 | 22,590 | |
| 〔1〕 産業費 | 140,474 | 33,884 | 174,358 | 10,706 | 900 | 22,278 | |
| 1. 産業委 員会 費 | 12,542 | 3,214 | 15,756 | | | 3,214 | |
| 〔1〕 給与費 | 8,184 | 3,214 | 11,398 | | | 3,214 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | 1,797 | ” |
| | | | | | | 185 | ” |
| 2. 産業総務費 | 81,284 | 11,848 | 43,132 | | | 11,848 | |
| 〔1〕 給与費 | 30,766 | 11,848 | 42,614 | | | 4,649 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | 6,887 | ” |
| | | | | | | 812 | ” |

| 科目 | 補正額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説明 |
|-----------|--------|--------|--------|-----------------------|------|-------|--------------|--|----|
| | | | | 特 定 財 源 | 一般財源 | | | | |
| | | | | 国 府 支 出 金 | 地方債 | その他 | | | |
| 8. 農業振興費 | 29,432 | 10,295 | 39,727 | 7,238 | | 3,057 | | 円 | |
| [1] 農業振興費 | 26,285 | 10,295 | 36,580 | 7,238 | | 3,057 | 8. 報償費 | 稲作転換対策確認事務報償金 | |
| | | | | | | | 11. 需用費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 430,000 農業実行組合長事務協力記念品代 ○ 食糧費 54,000 来客及会議贈追加 ○ 印刷製本費 139,000 農業振興地域振興対策計画書作成費 | |
| | | | | | | | 19. 負担金補助交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 都市農業近代化事業補助金 7,490,000 高効率集団的生産組織育成対策補助金 732,000 ミカン摘果推進特別事業補助金 1,250,000 | |

| 科 目 | 補正額の 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|----------------|--------------|--------|---------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|----------|---|-----|
| | | | | 国 府 支 出 金 | 特 定 財 源 | 一 般 財 源 | 其 他 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 18. 委託料 | 円 327 | 宮の谷林道測量委託料追加 | |
| | | | | | | | 14. 使用料及 賃借料 | 17 | 自動車借上料 | |
| | | | | | | | 15. 工 事 請 負 費 | 1,483 | 宮の谷林道工事費追加 | |
| (2) 林 業 振興費 | 8,590 | 54 | 8,644 | 27 | | 27 | 11. 需用費 | 54 | ○消耗品費 20,000 工事用消耗器材費追加 ○印刷製本費 34,000 工事用写真機付代追加 | |
| ⑦ 商工費 | 242,427 | 11,364 | 253,791 | | | 11,364 | | | | |
| (1) 商工費 | 242,427 | 11,364 | 253,791 | | | 11,364 | | | | |
| 1. 商工総務費 | 28,432 | 11,364 | 39,796 | | | 11,364 | | | | |
| (1) 給与費 | 21,974 | 11,364 | 33,338 | | | 11,364 | 1. 報 酬 | 567 | 非常勤嘱託員報酬追加 | |
| | | | | | | | 2. 給 料 | 4,976 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 5,349 | " | |
| | | | | | | | 4. 共 済 費 | 427 | " | |

| | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------|---------|-----------|--------|--------|---------|---------|--------|------------|--|
| ③ 土木費 | 3,961,735 | 297,686 | 4,259,421 | 20,747 | 27,600 | 138,599 | 110,740 | | | |
| (1) 土木管理費 | 122,113 | 65,101 | 197,214 | | | | 65,101 | | | |
| 1. 土木総務費 | 132,113 | 65,101 | 197,214 | | | | 65,101 | | | |
| (1) 給与費 | 132,824 | 65,101 | 188,925 | | | | 65,101 | 26,641 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 36,146 | " | |
| | | | | | | | | 2,314 | " | |
| (2) 道路橋梁費 | 681,685 | 142,786 | 824,471 | 5,000 | 4,000 | 124,500 | 9,286 | | | |
| 1. 道路橋梁総務費 | 22,195 | 8,286 | 30,481 | | | | 8,286 | | | |
| (1) 給与費 | 22,195 | 8,286 | 30,481 | | | | 8,286 | 3,556 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 4,408 | | |
| | | | | | | | | 327 | | |
| 2. 道路維持費 | 121,757 | 50,000 | 171,757 | | | 50,000 | | | | |
| (1) 道路維持補修費 | 81,757 | 50,000 | 131,757 | | | 50,000 | | 50,000 | 市道補修工事費追加 | |
| 3. 道路橋梁新設改良費 | 48,580 | 84,500 | 133,080 | 5,000 | 4,000 | 74,500 | 1,000 | | | |

| 科 目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 区 分 | 金 額 | 説 明 |
|-------------------------------|---------|------------|------------|-----------|------------|--------|------------|------------------|---|-----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国 府 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | |
| (2) 市道上伯 太線新設 事業費 | 刑 | 刑 4,500 | 刑 4,500 | 刑 | 刑 4,500 | 刑 | 刑 4,500 | 刑 4,500 | 刑 用地購入費 | |
| (3) 四十分橋 橋梁新設 事業費 | | 10,000 | 10,000 | 5,000 | 4,000 | 1,000 | | 10,000 | 四十分橋整備事業負担金 | |
| (4) 市道光明 池和田線 新設事業 費 | | 70,000 | 70,000 | | | | 70,000 | 70,000 | 用地購入費 | |
| (3) 河川水路費 | 59,330 | 9,900 | 69,230 | | 3,600 | 900 | 5,400 | | | |
| 3. 水路費 | 30,830 | 9,900 | 40,730 | | 3,600 | 900 | 5,400 | | | |
| [1] 水路費 | 30,830 | 9,900 | 40,730 | | 3,600 | 900 | 5,400 | 15. 工 事 請 負 費 | 池上水路改修工事費 4,500,000 大野池水路浚渫工事費 5,400,000 | |
| (4) 都市計画費 | 605,742 | 55,863 | 661,605 | 15,747 | 5,000 | 28,769 | 6,847 | | | |
| 1. 都市計画 総 務 費 | 73,875 | 24,092 | 97,967 | 743 | 5,000 | 18,849 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|------------------------|-------|--|
| [1] 給与費 | 58,367 | 16,997 | 75,364 | | | 16,997 | 2. 給料 | 7,944 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 8,458 | |
| | | | | | | | 4. 共済費 | 595 | |
| [3] 都市計画 総務費 | 15,364 | 7,095 | 22,459 | 743 | 5,000 | 1,352 | 13. 委託料 | 750 | 都市計画基礎調査委託料 350,000 自然環境基礎調査委託料 400,000 |
| | | | | | | | 19. 負担金 補助及び 交付金 | 6,345 | 南大阪湾岸流域下水道事業負 担金 |
| 2. 公園費 | 183,927 | 743 | 189,670 | 127 | | 616 | | | |
| [1] 公園 管理費 | 777 | 743 | 1,520 | 127 | | 616 | 11. 需用費 | 110 | ○光熱水費 110,000 電気及水道使用料追加 |
| | | | | | | | 13. 委託料 | 623 | 塵芥収集委託料追加 60,000 清掃除草委託料 443,000 用地鑑定料 120,000 |
| 6. 公共下水 道整備 事業費 | 110,449 | 30,477 | 140,926 | 14,466 | | 9,664 | 14. 使用料 及賃借料 | 10 | 下水道使用料 |
| | | | | | | 6,347 | | | |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説明 |
|---------------------------------|-----------|--------|-----------|----------|--------|-------|-------|--------|--|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国・府支出金 | 地方債 | その他 | | | |
| 〔1〕 甲斐田川 公共下水道 整備備 事業費 | 110,449 | 30,477 | 140,926 | 14,466 | 14,466 | 6,347 | 9,664 | 4,802 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 4,542 | " |
| | | | | | | | | 320 | " |
| | | | | | | | | 361 | ○消耗品費 194,000 消耗器材費追加 ○印刷製本費 167,000 写真製交代等追加 |
| 8. 開発費 | 4,806 | 551 | 5,357 | 411 | | | 140 | 20,132 | 工事委託料追加 |
| 〔1〕 開発 総務費 | 434 | 351 | 785 | 351 | | | | 320 | 電卓及写真機購入費 |
| 〔2〕 開 事業費 | 4,372 | 200 | 4,572 | 60 | | | 140 | 351 | 建築基準法第42条第2項 道路築造調査員報償費 |
| 〔5〕 住宅費 | 2,482,865 | 24,036 | 2,506,901 | | 15,000 | 2,352 | 6,684 | 200 | 府中厚前再開発測量調査委託 料追加 90,000 土地鑑定委託料 110,000 |

| | | | | | | | | |
|----------|--------|-------|--------|--|-------|--------|-------|---|
| 1.住宅管理費 | 17,441 | 5,875 | 23,316 | | 3,523 | 11.需用費 | 1,538 | ○消耗品費 43,000 入居者台帳ファイル等 13,000 防火訓練用消火器薬代 30,000 ○印刷製本費 250,000 入居者のしおり及入居者台帳印刷費 ○燃料費 12,000 ガソリン代 ○光熱水費 1,233,000 電気使用料 1,208,000 ガス使用料 5,000 水道使用料 20,000 電話設置料 102,000 電話使用料 2,000 |
| (1)住宅管理費 | 17,441 | 5,875 | 23,316 | | 3,523 | 12.役員費 | 104 | 改良住宅管理委託料 732,000 改良住宅管理人委託料 15,000 電気設備管理委託料 49,000 丸笠団地浄化槽清掃委託料 944,000 丸笠団地清掃委託料 90,000 改良住宅処理場管理委託料 2,100,000 |
| | | | | | | 13.委託料 | 3,930 | |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説明 | |
|------------------|-----------|--------|-----------|----------|-----|--------|----------------|--------|-------------|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | | | 金額 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 18. 備品購入費 | 円 53 | 管理人用机、椅子購入費 | |
| | | | | | | | 19. 負担金補助及び交付金 | 10 | 研修会負担金 | |
| | | | | | | | 24. 投資及出資金 | 240 | 電話債券代 | |
| 2. 住宅建設費 | 2,465,424 | 18,161 | 2,483,585 | 15,000 | | 3,161 | | | | |
| 〔1〕（仮称）和泉第一団地建設費 | 628,974 | 18,161 | 647,135 | 15,000 | | 3,161 | 2. 給料 | 8,498 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 8,942 | " | |
| | | | | | | | 4. 共済費 | 721 | " | |
| | | | | | | | | | | |
| ⑨ 消防費 | 269,826 | 52,806 | 322,632 | | | 52,806 | | | | |
| 〔1〕 消防費 | 269,826 | 52,806 | 322,632 | | | 52,806 | | | | |
| 1. 常備消防費 | 199,051 | 52,806 | 251,857 | | | 52,806 | | | | |
| 〔1〕 給与費 | 183,552 | 51,893 | 235,446 | | | 51,893 | 2. 給料 | 24,693 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 24,983 | " | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------------------|--------|--------------------------|
| 〔2〕本 部 及 び 署 費 | 15,498 | 913 | 16,411 | | | 913 | 4. 共 済 費 | 2,217 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | 11. 需 用 費 | 913 | ○光熱水費 913,000 電気使用料追加 |
| 〔0〕 教 育 費 | 2,093,088 | 558,720 | 2,651,808 | 113,854 | 207,800 | 237,066 | | | |
| 〔1〕 教 育 総 務 費 | 214,800 | 44,002 | 258,802 | 3,401 | | 40,801 | | | |
| 2. 畢 業 局 費 | 107,142 | 38,915 | 146,057 | | | 38,915 | | | |
| 〔1〕 給 与 費 | 108,468 | 38,915 | 142,383 | | | 38,915 | 2. 給 料 | 14,075 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | 3. 職 員 手 当 | 23,858 | 〃 |
| | | | | | | | 4. 共 済 費 | 987 | 〃 |
| 3. 教 育 指 導 費 | 27,556 | 3,533 | 31,089 | 3,401 | | 132 | | | |
| 〔1〕 教 育 指 導 費 | 16,792 | 1,531 | 18,323 | 3,401 | | △1,870 | 8. 報 償 費 | 1,531 | 指導主事報償費追加 |
| 〔3〕 研 修 費 | 10,764 | 2,002 | 12,766 | | | 2,002 | 19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金 | 2,002 | 教職員研修費補助金追加 |
| 5. 同 和 教 育 指 導 費 | 74,879 | 1,554 | 76,433 | | | 1,554 | | | |
| 〔1〕 同 和 教 育 指 導 費 | 11,419 | 1,254 | 12,673 | | | 1,254 | 1. 報 酬 | 340 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| | | | | | | | 4. 共 済 費 | 9 | 非常勤嘱託員共済費追加 |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|---------|-----|---------|---------|--------|---|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | |
| | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 円 ○消耗品費 200,000 消耗器材購入費 ○印刷製本費 500,000 諸用紙印刷費追加 |
| | | | | | | | | | | |
| [2] 教育奨励費 | 63,460 | 300 | 63,760 | | | | 300 | 130 | 300 | 冊子等配布手数料追加 越境防止推進事業委託料 同和教育研修会委託料追加 |
| [2] 小学校費 | 1,274,823 | 422,129 | 1,696,952 | 107,478 | 207,800 | | 106,851 | | | |
| 1. 学校管理費 | 271,850 | 71,299 | 343,149 | 1,651 | | | 69,648 | | | |
| [1] 給与費 | 140,279 | 61,182 | 201,461 | | | | 61,182 | 2. 給料 | 29,057 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | | 3. 職員手当 | 29,875 | " |
| | | | | | | | | 4. 共済費 | 2,250 | " |
| [2] 一般管理費 | 56,385 | 6,297 | 62,682 | | | | 6,297 | 11. 需用費 | 4,297 | ○光熱水費 42,970,000 |

| | | | | | | | | | |
|----------------|---------|---------|-----------|---------|--|--|--------|----------------------|---|
| | | | | | | | | | 電氣使用料追加 3,647,000 採暖用ガス使用料追加 650,000 |
| | | | | | | | | 18. 備品購入費 2,000 | 校用備品購入費追加 |
| | | | | | | | 2,169 | 13. 委託料 2,520 | 学校整備委託料追加 960,000 塵芥処理委託料追加 616,000 合併処理槽維持管理委託料追加 944,000 |
| | | | | | | | | 15. 工事請負費 1,800 | 校舎等営繕工事費追加 |
| 2. 学校保健費 | 61,817 | 3,926 | 65,743 | 200 | | | 3,726 | | |
| (2) 給食費 | 35,455 | 3,926 | 39,381 | 200 | | | 3,726 | 11. 需用費 3,426 | 〇光熱水費 3,426,000 電氣使用料追加 |
| | | | | | | | | 15. 工事請負費 500 | 給食施設営繕工事費追加 |
| 4. 学校建設費 | 919,679 | 346,904 | 1,266,583 | 105,627 | | | 33,477 | | |
| (1) 伯太小学校改築工事費 | 1,364 | 133,257 | 134,621 | 48,334 | | | 4,723 | 13. 委託料 577 | 設計委託料追加 |
| | | | | | | | | 15. 工事請負費 129,680 | 校舎建設工事費 |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|----------------------|---------|---------|---------|----------|--------|--------|------|-------------|--------|--------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国支 | 府支 | 地方債 | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 給食備品購入費 |
| (3) 南池田小学校増築事業 | 2,878 | 139,177 | 142,055 | 43,628 | 75,200 | 20,349 | | 18. 備品購入費 | 3,000 | 給食備品購入費 |
| (4) 横山小学校増築事業 | 798 | 43,812 | 44,605 | 13,665 | 23,400 | 6,747 | | 13. 委託料 | 427 | 設計委託料追加 |
| (5) 幸小学校校舎及屋内運動場増築事業 | 718,792 | 30,658 | 749,450 | | | | | 15. 工事請負費 | 43,350 | 校舎建設工事費 |
| | | | | | | | | 13. 委託料 | 863 | 設計委託料追加 |
| (3) 中学校費 | 840,533 | 34,842 | 375,375 | 923 | | | | 14. 使用料及賃借料 | 648 | 造成工事進入路用地借上料 |
| 1. 学校管理費 | 137,524 | 32,756 | 170,280 | 723 | | | | 15. 工事請負費 | 29,147 | 造成工事費追加 |
| (1) 給与費 | 62,710 | 28,547 | 91,257 | | | 28,547 | | 2. 給料 | 13,356 | 給与改定等による追加 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|-------|--------|-----|--|-------|--|--|-----------|------------|---|
| | | | | | | | | | | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | | | 〃 | |
| (2) 一般管理費 | 29,029 | 200 | 29,229 | | | 200 | | | 11. 需用費 | 200 | 100,000 〇修繕料 備品修理費追加 100,000 〇光熱水費 電気及びガス使用料追加 |
| [3] 維持補修費 | 45,785 | 4,009 | 49,794 | 723 | | 3,286 | | | 13. 委託料 | 679 | 420,000 学校警備委託料追加 25,000 塵芥処理委託料追加 134,000 電気保安業務委託料 |
| 2. 学校保健費 | 28,406 | 1,386 | 29,792 | 200 | | 1,186 | | | 15. 工事請負費 | 3,430 | 校舎営繕工事費追加 |
| (1) 保健費 | 9,277 | 344 | 9,621 | | | 344 | | | 13. 委託料 | 344 | 239,650 結核検診委託料追加 103,700 心臓検診委託料追加 |
| (2) 給食費 | 19,129 | 1,042 | 20,171 | 200 | | 842 | | | 11. 需用費 | 1,042 | 〇光熱水費 電気及び水道使用料追加 |
| 3. 教育振興費 | 15,887 | 700 | 16,587 | | | 700 | | | | | |
| (1) 教材設備費 | 9,878 | 700 | 10,578 | | | 700 | | | 13. 委託料 | 700 | 部外クラブ活動委託料追加 |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節区分 | 金額 | 説明 |
|---------------|---------|--------|---------|-------------------|---------|--------|---------------|--------|--|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | | | |
| | | | | 国 府 支出 金 | 地方 債 | その他 | | | | |
| (4) 幼稚園費 | 151,961 | 37,980 | 189,941 | 卍 | 卍 | 卍 | 卍 | 卍 | 円 | |
| 1. 幼稚園 管理費 | 150,234 | 38,314 | 188,548 | | | 38,314 | | | | |
| 〔1〕 給与費 | 88,513 | 32,712 | 121,225 | | | 32,712 | 2. 給料 | 15,569 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 15,622 | ” | |
| | | | | | | | 4. 共済費 | 1,521 | ” | |
| 〔2〕 一般 管理費 | 36,166 | 4,754 | 40,920 | | | 4,754 | 8. 報償費 | 240 | 幼稚園長兼任報償費 | |
| | | | | | | | 10. 負担金補助及交付金 | 4,514 | 私立幼稚園保育料補助金追加 4,014,000 私立幼稚園連合会補助金追加 500,000 | |
| 〔3〕 維持 修費 | 25,555 | 848 | 26,403 | | | 848 | 11. 需用費 | 157 | 〇修繕料 園舎等修繕料追加 157,000 | |
| | | | | | | | 13. 委託料 | 41 | 警備員委託料追加 | |
| | | | | | | | 15. 工事 請負費 | 650 | 園舎等営繕工事費追加 | |
| 2. 幼稚園 保健費 | 1,727 | △ 334 | 1,393 | | | △ 334 | | | | |

| (1) 保健費 | 1,727 | △ 384 | 1,333 | | | △ 384 | 13. 委託料 | △ 384 | 結核検査委託料更生減 |
|----------------|---------|--------|---------|-------|--|--------|-------------------|-------|------------------------|
| (5) 社会教育費 | 100,620 | 19,580 | 120,200 | 1,890 | | 17,690 | | | |
| 1. 社会教育 総務費 | 19,516 | 15,016 | 34,532 | 390 | | 14,626 | | | |
| (1) 給与費 | 10,426 | 14,626 | 25,052 | | | 14,626 | 2. 給料 | 7,741 | 給与改定等による追加 |
| | | | | | | | 3. 職員手当 | 6,058 | " |
| | | | | | | | 4. 共済費 | 827 | " |
| (6) 運営 事務費 | 1,958 | 390 | 2,348 | 390 | | | 8. 報償費 | 390 | 交通安全専従員報償費追加 |
| 4. 公民館費 | 843 | 312 | 1,155 | | | 312 | | | |
| (1) 公民館費 | 843 | 312 | 1,155 | | | 312 | 11. 需用費 | 12 | ○修繕料 12,000 会館修繕料追加 |
| | | | | | | | 18. 備品 購入費 | 300 | 公民館用備品購入費追加 |
| 8. 同和教育費 | 9,969 | 2,252 | 12,221 | | | 2,252 | | | |
| (1) 同和 教育費 | 9,969 | 2,252 | 12,221 | | | 2,252 | 1. 報酬 | 1,620 | 非常勤嘱託員報酬追加 |
| | | | | | | | 4. 共済費 | 60 | 非常勤嘱託員共済費追加 |
| | | | | | | | 19. 負担金 補助及交付金 | 572 | 青少年宿泊研修補助金 |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-----------------|------------|-----------|------------|----------|---------|---------|-----------|-----------------|-------|--|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 9. 文化財 保護費 | 4,361 | 2,000 | 6,361 | 1,500 | 税 | 税 | 500 | 税 | 円 | |
| (1) 文化財 保護費 | 4,361 | 2,000 | 6,361 | 1,500 | | | 500 | 4. 共済費 | 4 | 労災保険料 |
| | | | | | | | | 7. 賃金 | 1,335 | 遺跡発掘調査員賃金 |
| | | | | | | | | 11. 需用費 | 416 | ○消耗品費 216,000 調査用消耗品費追加 ○印刷製本費 200,000 諸用紙印刷費追加 |
| | | | | | | | | 14. 使用料 及賃借料 | 245 | 自動車借上料追加 |
| (6) 保健体育費 | 10,851 | 187 | 11,038 | 162 | | | 25 | | | |
| 1. 保健体育費 | 10,851 | 187 | 11,038 | 162 | | | 25 | | | |
| (1) 保健体育 総務費 | 2,101 | 187 | 2,288 | 162 | | | 25 | 8. 報償 | 162 | 各種審判員謝礼追加 |
| | | | | | | | | 11. 需用費 | 25 | ○消耗品費 10,000 各種大会消耗品費追加 ○印刷製本費 10,000 各種大会プログラム印刷費 追加 ○食糧費 5,000 会議賄追加 |
| 歳出合計 | 12,708,450 | 1,901,538 | 14,609,988 | 271,118 | 352,291 | 150,683 | 1,127,446 | | | |

給 与 費 明 細 費

| 款 | 項 | 職員数 | | 報酬 | 給 料 | | 与 費 | | 共 濟 費 | 合 計 |
|----------|------------------|----------|----------|----|--------|---------|---------|-------|-------|---------|
| | | 特別職 人 | 一般職 人 | | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | |
| 1. 議 会 費 | | | 2 | 冊 | 4,939 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |
| | 1. 議 会 費 | | 2 | | 4,939 | 5,791 | 10,730 | 1,375 | 1,375 | 12,105 |
| 2. 總 務 費 | | | 44 | | 97,127 | 102,842 | 199,469 | 9,348 | 9,348 | 208,817 |
| | 1. 總務管理費 | | 37 | | 49,986 | 54,987 | 104,973 | 4,323 | 4,323 | 109,296 |
| | 2. 徵 稅 費 | | 1 | | 18,050 | 17,051 | 35,101 | 1,725 | 1,725 | 36,826 |
| | 3. 戶籍住民基 本台帳費 | | 2 | | 14,378 | 14,704 | 29,082 | 1,035 | 1,035 | 30,117 |
| | 4. 選 挙 費 | | | | 1,770 | 2,277 | 4,047 | 162 | 162 | 4,209 |
| | 5. 統計調査費 | | | | 455 | 519 | 974 | 1,027 | 1,027 | 2,001 |
| | 6. 監査委員費 | | | | 1,152 | 1,518 | 2,670 | 102 | 102 | 2,772 |
| | 7. 同和对策費 | | 4 | | 11,336 | 11,286 | 22,622 | 974 | 974 | 23,596 |
| 3. 民 生 費 | | | 40 | | 97,921 | 185,490 | 283,411 | 9,781 | 9,781 | 293,192 |
| | 1. 社会福祉費 | | 2 | | 10,132 | 124,27 | 22,559 | 1,570 | 1,570 | 24,129 |
| | 2. 兒童福祉費 | | 41 | | 82,764 | 168,393 | 251,157 | 7,741 | 7,741 | 258,898 |
| | 3. 生活保護費 | | 1 | | 5,025 | 4,670 | 9,695 | 470 | 470 | 10,165 |
| 4. 衛 生 費 | | | 5 | | 33,696 | 42,693 | 76,389 | 3,897 | 3,897 | 80,286 |
| | 1. 保健衛生費 | | 5 | | 20,216 | 20,968 | 41,184 | 2,231 | 2,231 | 43,415 |

| 款 | 項 | 職員数 | | 給 与 費 | | | | 共 済 費 | 合 計 |
|----------|----------|-----|-----|-------|---------|--------|---------|-------|---------|
| | | 特別職 | 一般職 | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | |
| | 2. 清掃費 | 人 | 人 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |
| | 3. 墓地埋葬費 | | △1 | | 1,981 | 9,822 | 11,908 | 1,312 | 24,714 |
| 5. 労働費 | | | | | 2,538 | 3,655 | 6,193 | 354 | 12,157 |
| | 1. 失業対策費 | | | | 2,538 | 3,655 | 6,193 | 231 | 6,424 |
| 6. 農林漁業費 | | | | | 5,931 | 8,684 | 14,615 | 447 | 15,062 |
| | 1. 農業費 | | | | 5,931 | 8,684 | 14,615 | 447 | 15,062 |
| 7. 商工費 | | | 3 | | 4,976 | 5,349 | 10,325 | 472 | 10,797 |
| | 1. 商工費 | | 3 | | 4,976 | 5,349 | 10,325 | 472 | 10,797 |
| 8. 土木費 | | | 10 | | 51,441 | 62,491 | 113,932 | 4,277 | 118,209 |
| | 1. 土木管理費 | | 7 | | 26,641 | 36,146 | 62,787 | 2,314 | 65,101 |
| | 2. 道路橋梁費 | | | | 3,556 | 4,403 | 7,959 | 327 | 8,286 |
| | 4. 都市計画費 | | | | 127,466 | 13,000 | 257,466 | 915 | 266,661 |
| | 5. 住宅費 | | 3 | | 8,498 | 8,942 | 17,440 | 721 | 18,161 |
| 9. 消防費 | | | △2 | | 24,693 | 24,983 | 49,676 | 2,217 | 51,893 |
| | 1. 消防費 | | △2 | | 24,693 | 24,983 | 49,676 | 2,217 | 51,893 |
| 10. 教育費 | | | 19 | | 77,798 | 89,386 | 169,184 | 6,798 | 175,982 |
| | 1. 教育総務費 | | 4 | | 14,075 | 23,853 | 37,928 | 987 | 38,915 |
| | 2. 小学校費 | | 7 | | 29,057 | 29,875 | 58,932 | 2,250 | 61,182 |

| | | | | | | | |
|----------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 3. 中学校費 | 1 | | 13,356 | 13,978 | 27,384 | 1213 | 28,547 |
| 4. 幼稚園費 | 3 | | 15,569 | 15,622 | 81,191 | 1,521 | 327,12 |
| 5. 社会教育費 | 4 | | 7,741 | 6,058 | 13,799 | 827 | 14,626 |
| 補正予算額計 | 121 | | 403,060 | 530,864 | 933,924 | 38,848 | 972,767 |
| 補正前の額 | 966 | | 1,114,546 | 818,710 | 1,933,256 | 239,452 | 2,172,708 |
| 合 計 | 1,087 | | 1,517,606 | 1,349,574 | 2,867,180 | 278,295 | 3,145,475 |
| | | 扶養手当 | 9,329冊 | | 時間外勤務手当 | | 15,619冊 |
| | | 調整手当 | 42,213冊 | | 日借直手当 | | 814冊 |
| | | 通勤手当 | 40,884冊 | | 住居手当 | | 3,527冊 |
| | | 管理職手当 | 21,581冊 | | 児童手当 | | 168冊 |
| | | 期末勤勉手当 | 393,129冊 | | 休日手当 | | 1,013冊 |
| | | 特殊勤務手当 | 3,087冊 | | | | |
| 職員手当の内訳 | | | | | | | |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの 支出見込額 | | 当該年度以降 の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------------------|---------|------------------|-----|-----------------------|---------|-------------|---------|---------|---------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | 一 般 財 源 | | |
| | | | 冊 | | 冊 | 国 府 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 鶴山台南小学校 増築事業 | 81,985 | | 冊 | 昭和49年度 ? 昭和71年度 | 81,985 | 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |
| 幸増小学校 増築事業 | 458,395 | | | 昭和49年度 ? 昭和50年度 | 458,395 | | 5,484 | 943,248 | 109,663 |
| 石尾中学校 増築事業 | 113,676 | | | 昭和49年度 ? 昭和50年度 | 113,676 | | 41,462 | 55,700 | 16,514 |
| (仮称)鶴山台第 二保育所建設事業 | 118,080 | | | 昭和49年度 ? 昭和69年度 | 118,080 | | 49,824 | 13,600 | 54,656 |

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該

年度末における現在高の見込めに関する調

| 区分 | 前々年度末現在高 | | 前年度末現在見込額 | | 当該年度中増減見込み | | | | 当該年度中 |
|----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|----------------------|------------|
| | 借入済額 | 事業費繰越 による延申分 | 計 | 補正前の額 | 補正額 | 当該年度中起債見込額 | 補正後の額 | 当該年度中 元金償還 見込額 | 現在高 見込額 |
| | | | | | | | | | |
| L. 普通債 | 4,100,862 | 119,100 | 5,790,956 | 2898,383 | 352,291 | 3,250,674 | 188,547 | 8,853,083 | |
| (1) 総務 | 69,940 | | 198,964 | 679,300 | 8,000 | 687,300 | 3,219 | 883,045 | |
| (2) 民生 | 388,639 | 31,320 | 776,962 | 358,533 | 108,891 | 467,424 | 27,198 | 1,217,188 | |
| (6) 土木 | 571,893 | 77,780 | 756,804 | 317,758 | 12,600 | 330,358 | 52,126 | 1,065,036 | |
| (7) 公営住宅 | 721,131 | 10,000 | 988,276 | 402,492 | 15,000 | 417,492 | 9,898 | 1,395,870 | |
| (9) 教育 | 1,597,580 | | 2,147,870 | 961,500 | 207,800 | 1,169,300 | 56,231 | 3,260,939 | |
| 合計 | 4,322,099 | 119,100 | 6,012,717 | 2,968,883 | 352,291 | 3,320,674 | 206,671 | 9,126,720 | |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） 誠に申し訳ございませんが、予算書の一部差し替えをお願いいたしたく先刻、お手元に三枚配布いたしてございます。一つは、予算書の31ページ、議会費関係でございます。もう一つは、79ページ、81ページの二つございまして、給与費の明細書の内訳でございます。誠に申し訳ございませんが、お差し替え願ってお読み取り願いたいと思います。それでは、ただ今ご上程いただきました議案第84号「昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第8号）」につきまして、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

まず、今回の補正措置いたしましたおもなものとしたしましては、人事院勧告に伴います人件費等の補正でございまして、他に公共事業等、国、府補助金の内定等によりまして補正の必要が生じたため、措置いたしましたものでございます。

それでは、議案書第1ページをお聞き願います。予算書の第1条にございますように、歳入歳出それぞれ19億153万8千円を追加計上いたしまして、予算の総額を146億998万8千円とするものでございまして、関係科目への計上額は第1表の通りでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、8ページに掲げておりますように、鶴山台南小学校増築事業、鉄筋2階建577㎡、81,985,000円、幸小学校増改築事業につきましては64,168,000円を追加し、校舎鉄筋3階建2,174㎡、屋内運動場970㎡、石尾中学校増築事業、鉄筋3階建926㎡、1億1千367万6千円を計上してございます。

次に、保育所建設事業につきましては、仮称鶴山台第2保育所建設事業といたしまして、鉄筋二階建960㎡、1億188万円を債務負担に計上し、事業に着手いたすべく措置してございます。

以上が債務負担行為の内容でございます。

第三条は、地方債の補正でございまして、10ページでございます。一部事業費等の追加により起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入条件等につきましては、第三表の通りでございます。

以上が予算の内容でございます。

続きまして、事項別明細書により各費目のご説明を申し上げたいと存じます。今回の補正につきましては、職員の給与改定等の経費がほとんどの款にわたり計上してございますので、個々の科目の給与費の説明は省かせていただきます。

なお、給与費の総括は79ページでございます。

それでは、歳出の事項からご説明申し上げたいと存じます。31ページをお聞き願います。まず、議会費につきましては、議員報酬等の引き上げによります経費の追加及び職員の給与改定等

の追加といたしまして、3,295万8千円を追加計上したものでございます。

次に、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、非常勤嘱託員の報酬等の追加及び特別職の報酬等の引き上げによる経費の追加並びに職員の給与改定等による追加といたしまして、1億12054,000円を計上いたしてございます。

庁舎管理費につきましては、庁舎の運営管理費の追加として、1,882,000円を計上いたしました。

次に、広報公聴費でございますが、非常勤嘱託員の報酬等として、1,701,000円を追加計上したものでございます。

企画費につきましては、住宅環境整備計画策定に伴う関係経費といたしまして、472万円を計上いたしてございます。

交通安全対策費につきましては、交通安全活動委託料の追加といたしまして、50万円を計上したものでございます。

交通安全施設費につきましては、歩行者安全確保の推進を図るため、その整備費として400万円を追加計上いたしました。

次に、諸費でございますが、昭和48年度に受け入れました国及び府の補助金を当該事務、事業の実績により精算いたしまして、その過剰分の返還金及び市税過誤納還付金など、5,624,000円を計上いたしました。

次に、徴税費でございますが、税務職員の給与改定等の経費及び納期前納付報償金といたしまして、41,626,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、住民基本台帳費でございますが、職員の給与改定等の経費及び住民基本台帳の電算化を図る経費といたしまして、84,253,000円を追加計上いたしてございます。

続きまして、選挙費でございますが、職員の給与改定等の経費及び昭和50年4月13日執行予定の大阪府議会議員及び知事選挙執行のための諸準備経費といたしまして、総額の40%相当分を計上いたしてございます。

続きまして、同和対策費でございますが、職員の給与改定等の経費及び非常勤嘱託員の報酬等の追加をはじめ、同和更生資金貸付基金への繰出金を含め、24,963,000円を追加計上いたしました。

隣保館費につきましては、職員の給与改定等の経費をはじめ、非常勤嘱託員の報酬等を含め、15665,000円を追加計上したものでございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、職員の給与改定等の経費及び非常勤嘱託員の報酬等を含め、16,767,000円を追加計上いたしてございます。

次に、身体障害者福祉費でございますが、身体障害者見舞金の経費といたしまして、23.9万円を追加計上いたしました。

老人福祉費につきましても、老人見舞金等の追加をはじめ、老人憩の家建設経費を合わせ、216.3万円を計上いたしてございます。

次に、老人解放センター費でございますが、機能回復訓練設備の充実を含め、関係経費の追加といたしまして、58.7万円を計上いたしました。

老人医療助成費につきましては、老人医療費の増加等による経費といたしまして、329.75.000を追加計上いたしてございます。

次に、国民年金費でございますが、職員の給与改定等の経費及び行政事務執行経費といたしまして、960.6.000円を追加計上いたしました。

共同浴場費につきましては、既設浴場の修繕料の追加といたしまして、4.3万円を計上いたしてございます。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、職員の給与改定等の経費といたしまして、364.32.000円を追加計上いたしてございます。

保育所費でございますが、職員の給与改定等の経費2億203.3万円を追加計上したほか、保育所運営経費及び無認可保育所補助金の追加並びに既設保育園の維持補修費等の追加といたしまして、92.0万円を計上いたしてございます。

次に、仮称信太第8保育所建設事業費でございますが、実施計画調整による追加経費といたしまして、1億146.21.000円を計上いたしました。

次に、母子寮費でございますが、職員の給与改定等による経費及び運営経費といたしまして、234.7.000円を追加計上いたしました。

次に、生活保護費でございますが、職員の給与改定等の経費及び生活保護級地基準改定による経費等といたしまして、83.3.3万円を追加計上してございます。

次に、災害救助費でございますが、防災行政無線の設置経費といたしまして、16.5万円を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、保健衛生費の保健衛生総務費でございますが、職員の給与改定等による経費といたしまして、434.15.000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、予防費でございますが、和泉診療所の運営貸付金の追加といたしまして、61.5万円を追加計上いたしてございます。

次に、清掃費の清掃総務費でございますが、職員の給与改定等による経費といたしまして、247.14.000円を追加計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、先にご上程いたしました議案第75号にごございます自動車事故による損害賠償の和解が成立いたしましたので、その損害補償金45,000円を計上したものでございます。

墓地管理費につきましては、職員の給与改定等による経費といたしまして12,157,000円と、和泉庭園給水設備故障に伴う整備費といたしまして、150万円を追加計上いたしてございます。

続きまして、労働費についてご説明申し上げます。失業対策費の失業対策給付費でございますが、職員の給与改定等による経費といたしまして、6,424,000円を計上いたしました。

一般失業対策事業費につきましては、市道整備に伴う原材料費といたしまして、80万円を追加計上いたしてございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、職員の給与改定等による経費といたしまして、3,214,000円を追加計上いたしました。

次に、農業総務費でございますが、職員の給与改定等による経費といたしまして、11,848千円を追加計上いたしました。

次に、農業振興者でございますが、農業振興事業等の大阪府補助金の内定に伴います経費及びみかん摘果推進特別助成費等を合わせまして、10,295,000円を計上いたしてございます。

次に、農地費でございますが、土地改良事業の大阪府の補助対象分内定に伴います追加工事費として6,059,000円及び防災ため池整備のための調査費として2,468,000円、合計8,527,000円を計上いたしました。

次に、林業費の林業事業費につきましても、宮の谷林道事業費の補助金内定によります経費として1,927,000円。

林業振興費につきましても、補助金内定によるもので、54,000円を追加計上いたしました。

次に、56ページの商工費でございますが、商工費の商工総務費につきましては、非常勤嘱託員の報酬等の追加及び職員の給与改定等に伴います経費といたしまして、11,364,000円を追加計上いたしてございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費の土木総務費につきましては、職員の給与改定等に伴います経費といたしまして、65,101,000円を追加計上いたしました。

次に、道路橋梁費の道路橋梁総務費でございますが、職員の給与改定等に伴います経費として、8,286,000円を計上いたしてございます。

道路維持費につきましては、市内一円の道路整備費として、5,000万円追加計上いたしました。

次に、道路橋梁新設改良費につきましては、市道上伯太線の用地購入費として4,500万円。四十分橋橋梁架け替えによる事業費負担金といたしまして、1千万円をそれぞれ計上いたしました。

た。四十分橋架け替え工事は、大阪府土木部河川課が工事主体となっていますので、その工事費を負担金という形で大阪府に納入するのでございます。

次に、市道光明池和田線新設事業費につきましては、用地購入費として、7,000万円を計上いたしてございます。

次に、河川水路費の水路費でございますが、池上水路の整備及び大野池水路の整備工事費の追加といたしまして、990万円計上いたしてございます。

次に、都市計画費でございますが、都市計画総務費につきましては、職員の給与改定等に伴う給与費といたしまして1,699万7千円。土地利用動向調査等の経費並びに南大阪湾岸流域下水道事業負担金として、709万5,000円を計上いたしました。

次に、公園費でございますが、市内各既設公園の運営経費といたしまして、743,000円を追加計上いたしてございます。

次に、公共下水道整備事業費でございますが、職員の給与改定等に伴います経費及び補助対象範囲の内定に伴います事業費の追加を合わせ、3,0477,000円を計上してございます。

次に、開発費でございますが、道路実態調査の関係経費等、551,000円を追加計上いたしました。

次に、住宅費の住宅管理費でございますが、既設住宅整備のための経費及び新設住宅の運営経費といたしまして、5,875,000円追加計上いたしました。

次に、住宅建設費でございますが、職員の給与改定等の経費でございます。

続きまして、65ページの消防費でございますが、消防費の常備消防費につきましては、職員の給与改定等の経費といたしまして、51,893,000円及び施設運営経費といたしまして913,000円、合わせて52,806,000円を追加計上いたしてございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費の事務局費につきましては、職員の給与改定に伴います経費といたしまして、38,915,000円追加計上いたしました。

次に、同和教育指導費でございますが、非常勤嘱託員の報酬等の追加及び越境防止のための関係経費等といたしまして、155万4,000円を計上いたしてございます。

次に、小学校費の学校管理費でございますが、職員の給与改定等の経費といたしまして6,118万2,000円。学校施設の運営経費といたしまして6,297,000円。その他学校整備委託料等の追加382万円、合わせて71,299,000円の追加をいたしましたものでございます。

次に、学校保健費でございますが、給食関係費といたしまして、3,926,000円を追加計上いたしてございます。

次に、学校建設費でございますが、伯太小学校改築事業費につきましては、先に債務負担行為

として予算化しておりましたが、このほど国庫補助を得られることが確定いたしましたので、歳入歳出予算に組み替えるものでございまして、工事請負費等1,332,570,000円を計上いたしました。

南池田小学校の増築事業費1,391,770,000円及び横山小学校増改築事業費43,812,000円につきましても同様でございます。

次に、幸小学校校舎及び屋内運動場増改築事業費でございますが、造成工事費の追加といたしまして、30,658,000円を計上いたしてございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、職員の給与改定等の経費といたしまして2,854万7,000円、学校施設の運営経費といたしまして20万円。その他学校警備委託料等の追加といたしまして4,009,000円、合わせて3,275,600円追加計上いたしてございます。

次に、学校保健室でございますが、結核検診委託料等の追加及び給食施設の運営経費といたしまして1,386,000円を追加計上いたしました。

次に、教育振興費でございますが、部外クラブ活動委託料といたしまして、70万円追加計上いたしてございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員の給与改定等の経費といたしまして3,271,200円。幼稚園園長を当該校区の小学校長に兼任していただいておりますので、その報償費及び私立幼稚園補助等4,754,000円。幼稚園の運営経費といたしまして848,000円、合わせまして3,831,400円を追加計上いたしてございます。

次に、幼稚園保健費でございますが、結核予防法改正により結核検診をとりやめたため、33万4,000円更正減額したものでございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、職員の給与改定等の経費といたしまして1,462,600円。交通安全専従員の手当といたしまして39万円、合計1,501,600円を追加計上いたしてございます。

次に、公民館費でございますが、公民館整備費といたしまして、812,000円を計上いたしました。

次に、同和教育費でございますが、非常勤嘱託員の報酬等の追加及び青少年の1泊研修に伴う経費といたしまして、2,252,000円を計上いたしてございます。

次に、文化財保護費でございますが、遺跡発掘調査関係経費といたしまして、200万円計上いたしてございます。

次に、保健体育費でございますが、大阪府体力作り運動推進地区指定に伴う関係経費といたしまして、187,000円を計上いたしました。

以上が歳出の事項でございますが、総額19億1,538,000円と相なる次第でございます。
続きまして、これら歳出予算に充当する歳入予算について、事項ごとに順次ご説明申し上げます。13ページでございます。

まず、市税でございますが、現在の時点で各税目について精査いたしまして見込みうる総調定額及び徴収率等を勘案いたしまして、総額4億9,487,000円を追加いたしまして、補正後の市税総額を29億7,241,500円とするものでございます。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、いわゆる自衛隊施設の交付金でございますが、議会議員さんのご尽力もいただきまして、前年に比し3.4%の増額内定がありましたので、その額4,963,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、地方交付税につきましては、人事院勧告によります人件費の補正等を含んだ再算定分等を勘案し、2億5,982,600円を追加計上いたしました。

次に、交通安全対策特別交付金でございますが、これは交付額の決定により、6,970,000円を追加計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、農地事業の分担金及び農林施設関係の受益者の分担金並びに日本住宅公団関係事業の負担金等を合わせ、8,838,500円を計上いたしてございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、保育料の追加及び新設住宅の使用料といたしまして、12,298,000円を追加計上いたしてございます。

次に、国庫支出金でございますが、総額1億6,754,700円を計上いたしました。その内訳は、国庫負担金では、生活保護費及び老人医療費の負担金として6,767,900円。国庫補助金としては、伯太、南池田、横山各小学校の増改築事業補助金等で9,986,800円となっております。いずれも各事務、事業の執行計画に基づいて、負担もしくは補助されるものでございます。

次に、府支出金でございますが、総額1億3,571,000円を計上いたしてございます。まず負担金は、国庫負担金と同じく、生活保護費、老人医療費の負担金でございますが、府補助金は、仮称信太第三保育所建設事業補助金の追加、市町村振興補助金など、合計9,340,600円を計上いたしてございまして、各種事業の内定によりましてそれぞれ補正いたしましたものでございます。府委託金は、来年4月執行される府議会議員及び知事選挙のための準備事務費として、総額の約40%相当分3,886,000円等、5,845,000円を計上いたしてございます。

次に、財産収入でございますが、これは土地及び手持ちの電話債券を売り払いたく、2,735万7,000円を計上いたしてございます。

次に、寄附金でございますが、9,586,400円を一般寄附金として計上したものでござい

ます。そのおもなものは、青葉台、緑ヶ丘住宅団地の造成に伴います寄附金6700余万円。箕面市からのポートレースの寄附金2,400余万円等でございます。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金等、積立金の取りくずしとして、1億44,558千円を計上したものでございます。

次に、諸収入でございますが、特別土地保有税不申告による加算金及び道路堀削復旧費等として、2億3,030,900,000円を追加計上したものでございます。

次に、市債でございますが、総額3億5,229,100,000円を計上してございます。これは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対して充当率を勘案し、それぞれ計上したものでございます。

最後に、繰越金でございますが、昭和48年度の一般会計歳入歳出決算が結了いたしました。実質的な黒字は39,799,000,000円と確定いたしました。そのうち34,914,000,000円はすでに予算化いたしておりますので、その差額4,885,000,000円を今回、計上いたしました次第でございます。

以上で今回補正総額は1.9億1,538,000,000円と相なる次第でございます。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

○ 18番（直村静二君） 6点ほど質問いたします。

74ページの私立幼稚園連合会補助金50万円、これは団体に補助金を出してるが、どういふふうにお使いになるんか。こういう補助金というのは、もう少し明快にご説明願いたい。

63ページの改良住宅の管理委託料の明細について、また、電気設備管理委託料は、どの会社に委託するのか、管理はどの関係で、だれの推薦でしてるのか。

46ページの信太第三保育園について、合計が4億9,960万円、そのうち用地が1億余円、これについても国庫補助がいかほど付くのか。基準単価は何ぼかという点をご説明願いたい。

それから26ページ、歳入関係でございますが、住宅環境整備策定事業収入230万円、これはいかなる名目で、いかなる内容か。

同じく開発事業収入5,000万円は、先ほどご説明の青葉台関係なのか、この内容について。

それから41ページ、老人見舞金追加905万円の内訳について。

また、敬老祝金と見舞金とあるがだれがどういふふうにもらうのか。この点の説明を願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部次長（森 保君） お答えいたします。

63ページの電気設備関係の委託料でございますが、この件につきましては、関西電力の電気

保安協会への高圧線が入りますので、そういった委託料でございます。

- 18番(直村静二君) 関西電力へ渡すの。
- 建設部次長(森 保君) そうです。関西電力の系統で、そういう高圧線の保安をほとんど一手に引き受けてるところと契約しております。
改良住宅の管理人の委託料でございますが、49年10月から10月から11月4日まで、10月1日に完成してございますが、その間の管理を関西マネージに委託した分でございます。
- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 教育次長(阪東重信君) 幼稚園関係の補助金50万円でございますが、私立幼稚園連合会に対する補助金でございますが、使途につきましては、公私立とも最近、就学奨励費等の事務繁忙の中で、私立幼稚園で事務員を採用しておりますが、それに対する人件費補助金でございます。
- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 財政課長(麻生和義君) 26ページの開発事業収入5,000万円についてお答えいたします。
この収入につきましては、大阪府が開発いたします拠点開発につきまして、すでにご承知の通り、振興補助金で補助されておりますが、われわれといたしましては、さらに大幅な助成措置を講じてもらうよう現在、要望しているところでありまして、これが府営施設の関連ということで収入できますよう措置したものでございます。

以上でございます。

- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 市民部長(内田 繁君) 市民部関係で二点ほど。まず、老人見舞金の追加の問題ですが、これは同和地域の60歳以上のお年寄に対して支給するものでございます。
それから、信太第3保育所の用地の補助の問題ですが、国庫補助はございません。用地については府補助として、実質購入単価の10分の5でございます。
なお、敬老祝金の額は5,000円、老人見舞金のほうは2万円でございます。

- 18番(直村静二君) それはしあわせ会に入ってる者だけやね。
- 市民部長(内田 繁君) そうです。
- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 重要施策推進室長(橋本昭夫君) 26ページの住宅環境整備策定事業収入につきましては、これは33ページの企画費で住宅環境整備計画策定委託料460万円を計上しておりますが、2分の1の府補助をいただくわけでございまして、その残りの2分の1に相当するものでございますが、事業内容が公社の換地対策事業に関係するものでございますから、開発公社のほうから雑入をしていただくわけでございます。

- 18番(直村静二君) 老人見舞金の2万円は、しあわせ会に入ってる者だけといわんと、しあわせ会に入っていない人にもあげてくれたらどうですか。しあわせ会に入っていない者はやらへん。しあわせですな。一番小さい子供とお年寄から順番に差別をなくしていくようにこの際、英断をもってやって下さいよ。支部も言うこと聞いてくれまっしゃろ。支部に申請してお願いしたらどうですか。地方自治法138条の2項通りいきまへんね。答弁がないようですから、変えていただくようお願いしておきます。

私立幼稚園の連合会に事務員を入れたから50万円、これは他の団体でも次から次へ出てくるんじゃないですか。商工関係の団体でも事務費とかでね。いろんな運動のときに署名する用紙代なんかもね、その点明快にしておかんと、どんな団体でも大体は自主的にやっていかないかん。

まだまだありますが、一言だけ意見を申し上げておきます。ここに出ている人事院勧告に基づく給与改定につきましては、私は賛成いたします。しかし先ほどの三役、その他特別職等が含まれておりますので、賛成はできないと思います。意見を言うとかんと皆反対やったらいかんのでね。

もう一つは、第三保育園は金額が大きい。あさひの分でもあんなんでしよう。用地の国庫補助がなぜ付かないか。市のほうでも当然、義務教育の用地がいるんですから、用地購入費の補助が国から出てこなければ困りますな。

そういう意見を申し上げて賛成できませんので、表決をお願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 7番(田中包治君) 実は教育委員会に聞きたいんですが、教育委員会に所属する非常勤嘱託というのは、和泉市全般の教育をやっているのか、特定地域をやっているのか。非常にたくさん出ておまして、指導員とか、そういうことはわかるが、教育委員会に所属する非常勤嘱託は何名おって、私は全市の同和教育をやっていると思うんですが、一べんも私たちのところへきたことがございませんので、どこの地域で、どの点をやっているのか、ちょっとご説明を願いたい。
- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 教育次長(乾 武俊君) 先ほど同対部長からお答えした26名の中の5名が、教育委員会関係の仕事をやっております。主として地域内の社会教育面、その他学校教育面の地域内における指導に当たっておるわけです。相談でございます。
- 7番(田中包治君) 私、えらい言いませんが、同和地区だけ教育しても、解放とか、差別というものはありませんわな。やはり同和教育というのは全市民的な問題だと言うなら、全市民的な運動としてやっておるならお互い理解する。ところが、わずかの地域の中の解放運動だけということなら、社会教育の基本方針からいってもちょっとはずれておると思うんですが、これは意見ですからよろしいですが、一応、付け加えたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑。

ご意見ありませんか。

○ 8番（吉川伊与一君） 二点ほど質問いたします。

収入の中で、ガス税と煙草税が入っておりませんが、これはどこかの収入に包含してるんですか。

それと、農業振興費の中でみかん摘果の補助金125万円、これは和泉市のみかん栽培農家が1400～500戸あると思いますが、この補助金をどういう方法で支給するようになっておりますか、ちよっとお尋ねしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市民税課長（吉田種義君） 吉川議員さんのご質問にお答えいたします。

ガス・煙草につきましては、今回は補正しておりません。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） お答えいたします。

みかんの摘果対策の助成金につきましては、かねがね吉川議員さんをはじめ各議員さんからご協力をいただいているところでございます。49年度に国ではこれの制度化をされたわけでございます。本市におきましても、約1100ヘクタール、事業費にして約1,000万円、これを制度化の中で運用されるというので、地元関係農協におきまして事業化推進を実施願ったものでございます。したがって、この経費の内容といたしましては、関係農協に対して国、府の助成等を合わせ、市もそれに積み増しをして助成するものでございまして、摘果PR、集団摘果作業の労務賃等に主として適用される。こういうことでございますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 9番（出原武司君） ちよっと5、6点お伺いしたい。

41ページの身体障害者福祉費がなぜ補正されなければならなかったか。たとえば補正予算の説明の中で年末の云々とか言ってましたが、年内に身体障害者対象者の数が増えたのか、あるいはまた、やろうと計画してなかったものをやらなければならなくなったのか、その点詳しくご説明願いたいと思います。

それから、53ページの農道事業費でございますが、以前から問題になっておりました農免道路のいよいよ事業化をやるのか。6059,000円となると、もし、その農免道路がそういうことになってくると、逆算しますと約8億円近くの工事費になるわけですが、その点詳しくご説明願いたい。

それから、73ページの幼稚園管理費でございますが、聞くところによると、幼稚園の園長が

まだ管理職になっておられないということも聞いておりますが、これが補正予算を通じて、改めて管理職としてそういう予算措置をしたものかどうか、それを詳しく説明していただきたい。

次に、光明池和田線の道路事業費でございますが、これは週刊誌にもぎわせた通り、時の内閣総理大臣でありました田中角栄が金脈事件に関連して、先に社会党さんの調査によりますと、今住宅公団が造成しようとしている住宅地についていかがわしいわさが飛んでおります。これを和泉市として何ら取り上げておられないということは、しかも、その道路を付けようとしておる、たとえば政治的な援助になってくるわけですが、そういったことに関して、わが和泉市は時の権力者に従属しようとするのか。そこらについて、市理事者はどういう解釈をもってこれに対処しているのか、説明を願いたいと思います。

朝日ジャーナルの内容によりますと、今日の経緯に至った点でいかがわしい内容が重なっているということ、しかも、大阪府の農業委員長を勤めております当市の府会議員の和田氏の説明によると、その当時、その中に包含されているみかん畑の農地が山林になっておったり、あるいは田地が原野になっておったり、田舎の農業委員会なんじやということでじゆうりんされていったということを知っておるわけですが、時の法務局の局長も職権でこれを通してしまったということになってきますと、われわれ和泉市会あるいは和泉市がこの制度の中で政治を行おうとしているものが権力者によってじゆうりんされるとなると今後、非常に不安が伴ってくるわけでございますので、この点をどう考えているのか、ご説明を願いたいと思うわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市民部長（内田 繁君） 私のほうの質問で、身体障害者見舞金の追加はなぜかということでございますが、ご承知のように、同和地域の身体障害者17.0名に対する見舞金でございますが、ここへあげましたのは、単価アップに基づくものでございますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 53ページの農業事業費についてお答え申し上げます。

この件につきましては、農免道路の事業費ではなく、横山地区の才之前農道、すなわち48年度の継続事業の事業費でございます。事業内容は延長250メートル、幅員4メートルの農道整備を行っていかうというものでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 幼稚園長の問題につきましては、園長の職務権限を明らかにいたしまして、管理職としての位置付けを一月より実施したいということでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 総務部長（坂口礼之助君） たまたま、この予算に関連して非常に問題が披歴されております

が、これはいわゆる光明池団地と既存の市街地等を連結するための工事でございます、このことのために、お説のように権力者にこびるとか、協力するとかいう考え方はさらさらございません。現在の光明池団地の開発進行につれ、既存市街地との交流を密にする観点から、われわれのほうからも地元住民の意思等も尊重し、工事施行を強く公団に要請したものでございます。もちろん、その金額はすべて住宅公団から支出されるもので、市は一銭もこの負担はしてございませんので、その点ご了解願いたいと思います。

○ 9番(出原武司君) 農地の問題で質問を言い忘れたのですが、溜池の調査費、あれは具体的にどの池が調査され、あるいはまた、調査費以上の工事費までいくのかどうか、詳しく説明していただきたい。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) 54ページの溜池事業費につきましてご説明申し上げます。溜池調査委託料4,680,000円これは48年度に引き続き、49年度において400カ所の市内の溜池を調査しようとするものでございます。

さらに、200万円の溜池測量設計委託料につきましては、唐国の大蔵池を、昭和50年度において国庫補助事業として推進をして参りたいという資料作成の委託料でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第84号を原案通り可決いたします。

○

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第9「昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第85号

昭和49年度：大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和49年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,459,970円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378,647,700円とする。

2. 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第 1 表 歳入歳出予算の補正

1. 歳 入

(単位 円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 4. 国庫支出金 | | 645,375 | 153,723 | 799,098 |
| | 1. 国庫負担金 | 605,099 | 149,247 | 754,346 |
| | 2. 国庫補助金 | 40,276 | 4,476 | 44,752 |
| 5. 府支出金 | | 35,180 | 2,300 | 37,480 |
| | 1. 府補助金 | 35,180 | 2,300 | 37,480 |
| 6. 諸収入 | | 4,450 | 108,576 | 113,026 |
| | 3. 雑収入 | 1,400 | 108,576 | 109,976 |
| 歳 入 合 計 | | 1,109,048 | 264,599 | 1,373,647 |

2. 歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 総務費 | | 60,635 | 14,263 | 74,898 |
| | 1. 総務管理費 | 17,297 | 5,068 | 22,365 |
| | 2. 徴収費 | 42,781 | 9,195 | 51,976 |
| 2. 保険給付費 | | 1,029,609 | 249,960 | 1,279,569 |
| | 1. 療養諸費 | 1,009,859 | 249,960 | 1,259,819 |
| 5. 諸支出金 | | 1,700 | 376 | 2,076 |
| | 1. 償還金及 還付加算金 | 1,700 | 376 | 2,076 |
| 歳 出 合 計 | | 1,109,048 | 264,599 | 1,373,647 |

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

| 科 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|------------|---------|------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| ④ 国庫支出金 | 6,453,375 円 | 158,723 円 | 7,990,098 円 | | | 円 |
| (1) 国庫負担金 | 6,050,099 | 149,247 | 7,543,346 | | | |
| 1. 事務費負担金 | 28,162 | 3,518 | 31,680 | 1. 現年度分 | 8,518 | 現年度分事務費負担金追加 |
| 2. 療養給付費負担金 | 5,769,937 | 145,729 | 7,223,666 | 1. 現年度分 | 143,509 | 現年度分療養給付費国庫負担金追加 |
| | | | | 2. 過年度分 | 2,220 | 過年度分療養給付費国庫負担金追加 |
| (2) 国庫補助金 | 40,276 | 4,476 | 44,752 | | | |
| 2. 財政調整交付金 | 38,876 | 4,476 | 38,352 | 1. 調整交付金 | 4,476 | 調整交付金追加 |
| ⑤ 府支出金 | 35,180 | 2,300 | 37,480 | | | |
| (1) 府補助金 | 35,180 | 2,300 | 37,480 | | | |
| 1. 国民健康保険費補助金 | 12,680 | 2,300 | 14,980 | 国民健康保険費補助金 | 2,300 | 国民健康保険費補助金追加 |
| ⑥ 諸収入 | 4,450 | 108,576 | 113,026 | | | |
| (3) 雑収入 | 1,400 | 108,576 | 109,976 | | | |
| 1. 雑収入 | 1,400 | 108,576 | 109,976 | 2. 雑収入 | 107,925 | 雑収入 |
| | | | | 3. 返納金 | 65.1 | 療養給付費不当利得に伴う返納金 |
| 歳入合計 | 1,109,048 | 264,599 | 1,373,647 | | | |

2. 歳 出

| 科 目 | 補正前 の 額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 区 分 | 金 額 | 明 説 | 明 |
|-------------------|------------|--------|--------|------------|-------|-----|-------|-------------------------------|-------|---|---|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | | | | |
| | | | | 国 府 支出金 | 地 方 債 | 其 他 | | | | | |
| ① 総務費 | 60,635 | 14,263 | 74,898 | 刊 | 刊 | 刊 | 8,135 | 刊 | | 円 | |
| (1)総務管理費 | 12,297 | 5,068 | 22,365 | 2,610 | | | 2,458 | | | | |
| 1.一般管理費 | 16,714 | 4,964 | 21,678 | 2,610 | | | 2,354 | 2. 給 料 | 1,680 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 3. 職 員 手 当 | 2,386 | " | |
| | | | | | | | | 4. 共 済 費 | 352 | " | |
| | | | | | | | | 18. 委 託 料 | 546 | 国保資格兼給付台帳の書き換え委託料 42(円)×13,000(世帯)＝ 546,000 | |
| 2. 連 合 会 負 担 金 | 533 | 104 | 637 | | | | 104 | 19. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 | 104 | 国保連合会負担金追加 | |
| (2) 徴 収 費 | 42,781 | 9,195 | 51,976 | 3,518 | | | 5,677 | | | | |
| 1.徴収総務費 | 21,713 | 9,195 | 30,908 | 3,518 | | | 5,677 | 2. 給 料 | 4,190 | 給与改定等による追加 | |
| | | | | | | | | 3. 職 員 手 当 | 4,673 | " | |

| 科目 | 補正前額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|----------------|-----------|---------|-----------|----------|-----|---------|------|----------------|---------|--|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 |
| ②保険給付費 | 1,029,609 | 249,960 | 1,297,569 | 148,029 | | 101,931 | | 4. 共済費 | 532 | 給与改定等による追加 |
| (1) 療養諸費 | 1,009,859 | 249,960 | 1,259,819 | 148,029 | | 101,931 | | | | |
| 1. 療養給付費 | 998,990 | 244,039 | 1,243,029 | 148,029 | | 96,010 | | 19. 負担金補助及び交付金 | 244,039 | 診療報酬保険者負担金追加 |
| 2. 療養費 | 5,301 | 3,888 | 9,189 | | | 3,888 | | 18. 負担金補助及び交付金 | 3,888 | " |
| 3. 審査支払手数料 | 5,568 | 2,033 | 7,601 | | | 2,033 | | 12. 役務費 | 2,033 | 請求明細審査手数料追加 |
| ⑤ 諸支出金 | 1,700 | 376 | 2,076 | | | 376 | | | | |
| (1) 償還金及び還付加算金 | 1,700 | 376 | 2,076 | | | 376 | | 23. 償還金利子及び割引料 | 376 | 過年度国庫補助金精算による返還金 292,000 老人医療費波及補助金返還金 84,000 |
| 3. 償還費 | | 376 | 376 | | | 376 | | | | |
| 歳出合計 | 1,109,048 | 264,599 | 1,373,647 | 154,157 | | 110,442 | | | | |

給 与 費 明 細 書

| 款 | 項 | 職員数一般職 | 給 与 費 | | | 共 済 費 | 合 計 |
|-------------|----------|--------|--------------------|----------------------|-------------|----------|-------------|
| | | | 給 料 | 職 員 手 当 | 計 | | |
| 1. 総 務 費 | | 人 | 刊 5,870 | 刊 2,059 | 刊 12,929 | 刊 684 | 刊 18,613 |
| | 1. 総務管理費 | | 1,680 | 2,386 | 4,066 | 352 | 4,418 |
| | 2. 徴 収 費 | | 4,190 | 4,673 | 8,863 | 332 | 9,195 |
| 補 正 予 算 額 計 | | | 5,870 | 7,059 | 12,929 | 684 | 18,613 |
| 補 正 前 の 額 | | 19 | 19,151 | 12,524 | 31,675 | 4,045 | 35,720 |
| 合 計 | | 19 | 25,021 | 19,583 | 44,604 | 4,729 | 49,333 |
| 職員手当の内訳 | | | 扶 養 手 当 168冊 | 時 間 外 勤 係 手 当 2,656冊 | | | |
| | | | 調 整 手 当 1,103冊 | 兄 童 手 当 30冊 | | | |
| | | | 通 勤 手 当 124冊 | 住 居 手 当 36冊 | | | |
| | | | 期 末 勤 勉 手 当 8,942冊 | | | | |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） 誠にその都度恐れ入りますが、今日お手元にご配布申し上げました議案第85号をお差し替え願いたいと思います。午前中の審議で関連いたします議案第80号は委員会付託ということになりましたので、高額療養関係の条項を削除した予算書をお手元に別途配布いたしておりますので、それによりご説明申し上げたいと思います。

それでは、ただ今ご上程をいただきました議案第85号「昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、内容のご説明を申し上げます。

議案書の第1条にございますように、補正は、歳入歳出それぞれ264,599,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ137,864,700,000円とするものでございまして、補正後の科目及び金額は第一表の通りでございます。

引き続きまして、事項別明細書により、個々の内容についてご説明を申し上げます。

まず、89ページの歳出からご説明申し上げます。総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与改定等による経費4,418,000円及び台帳の書き換え等の経費65万円、合わせまして5,068,000円を追加計上してございます。

徴税費につきましては、職員給与費のみでございまして、9,195,000円を追加計上いたしました。

次に、保険給付費でございますが、療養諸費につきましては、本年10月からの医療費改定16%の増及び受診率向上等による診療報酬保険者負担金追加並びに審査手数料を合わせまして、24,996,000円を追加計上いたしましたものでございます。

諸支出金につきましては、昭和48年度事務費国庫補助金及び老人医療費の精算による府補助金の返還金でございまして、合わせて3,76,000円を計上いたしてございます。

以上が歳出の内容でございまして、今回の補正総額は264,599,000円と相なる次第でございます。

次に、これら歳出予算に充当すべき歳入予算の内容についてご説明を申し上げます。87ページでございます。

国庫支出金につきましては、医療費の上昇に伴う国庫負担金の増額等といたしまして、15,872,800円を計上いたしましたものでございます。

次に、府支出金につきましては、助産費の補助単価引き上げにより230万円を追加計上いたしました。

最後に、諸収入につきましては、雑入といたしまして、18,576,000円を計上してございます。

以上、簡単ですが、今回の補正予算の内容のご説明を終わりたいと存じます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この予算書に出ております高額療養費の522万円の補正はどうなるか。

それから、1億800万円の雑入はどこからくるか。

この二つについてご答弁願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民部長（内田 繁君） まず、雑入の問題でございますが、これは実は申し訳なく、われわれとしても残念ながら、これは不確定なものでございまして、いわゆる財政運営上組み入れたという関係でございます。中身は、やはり赤字がこれだけ出てきておるといふ、赤字相当分を雑入に組み入れたということでございますので、ご了承願いたいと思います。
- 18番（直村静二君） 522万円は。
- 総務部長（坂口礼之助君） それは差し替えてございますので……。
- 18番（直村静二君） 1億800万円は赤字、あとからどこかからもろってきますおというが、予算編成上おかしいということですね。別に1億やなくても3億ぐらいにしておいてもええ。出たらめや。これは総務部長、明快にしてもらわないかん、議案提出の最高責任者としてね。これは初めてですな。
- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答え申し上げます。

ご指摘の通り、ただ今市民部長がお答えいたしました通り、ここに掲げてございます雑入1億8576,000円と申しますのは、今回の補正予算を編成する時点における赤字予想額でございます。ご承知の通り、市町村における歳入歳出予算につきましては、地方自治法の規定によりまして、収支の均衡がとれておることが前提となっております。その立場上、歳入に赤字相当額を雑入として見込ませていただく。実質上は、国民健康保険事業会計は、昭和49年度から大幅な赤字が生ずることが予想されるわけなのでございます。

この対策といたしましては、現時点で関係当局側でもいろいろ苦慮しておるわけなんです。ご承知の通り、本年10月から16%の医療費の引き上げが行われておること、それから老人医療等の波及的効果で受診率が非常に高くなっている等、保険給付金が非常に高騰していく要因がたくさんある中で、歳入面につきましては、現時点では、国庫の療養給付費は、歳出の編成としては上がって参りますけれども、それらのいわゆる国庫負担金の率の上昇等につきましてはこの際、積極的に考えざるをえない。

それと合わせまして、現行保険料の料率で、果して保険給付が非常に高騰して参りました現在の保険会計が維持していけるかという点についても、抜本的に検討を加えなければならない時期がきておるといふふうに考えてるわけなのでございます。これは単に和泉市のみの問題ではなく、共通した国民健康保険会計の悩みでございますので、相当部局ともどもに今後、積極的にこれの改善策について検討していきたいと存じておるわけなのでございます。

以上、地方自治法の規定等の関係から、収支の均衡を保持するためにこのような予算措置をせざるをえないという事実をひとつご了解願いたいと思います。すでに議員さんご承知の通り、昭和42年に一般会計が赤字に転落したときもこういう措置をとらせていただいておりますので、その点もひとつお含みおき願ってご了解を賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) 最終確認をしておきますが、基本的には赤字だ。この赤字は、先ほど委員会付託になった件については来年度からの問題で一銭も入ってこない。

それから、一般会計からの補填というものについて、一定の基準を示していただかんとかうあい悪い。49年度で赤字だから一時借入で補わないかん。私が質問したから赤字だとわかったので、その手当、対策を出してもらわないさまへんな。一時借入でしのいでいくか、一般会計から出してくるか、どうするんですかね。そのへんを明快にしてもらわないかん。相当深刻ですよ。これも賛成できませんな。

意見を申し上げますが、病院と違って国保やから、値上げしたら片が付くという甘い考えでは絶対をきません。こういう赤字の雑入を出すようになってきたらしまいですわ。その点、今日初めてわかりましたから嚴重に監視監督いたしますが、理事考のほうとしてはちゃんと手当をしてもらわないかん。これも賛成できません。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第85号を原案通り可決いたします。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第10「昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第86号

昭和49年度 和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(以下「予算」という)

第2条第1項第4号中「調査費1,000冊」を「病院増設事業93,100冊、調査費1,150冊」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| 収 入 | (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----|--------|----------|----------|----------|
| 第1款 | 病院事業収益 | 572,575冊 | 39,397冊 | 611,972冊 |
| 第1項 | 医業収益 | 513,170冊 | 39,397冊 | 552,567冊 |
| 支 出 | | | | |
| 第1款 | 病院事業費用 | 719,342冊 | 127,656冊 | 846,998冊 |
| 第1項 | 医業費用 | 651,066冊 | 127,656冊 | 778,722冊 |

第4条 予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| | (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----|-------|----------|----------|----------|
| 収 入 | | | | |
| 第1款 | 資本的収入 | 386,821冊 | 91,600冊 | 478,421冊 |
| 第3項 | 企業債 | 0冊 | 91,600冊 | 91,600冊 |
| 支 出 | | | | |
| 第1款 | 資本的支出 | 22,421冊 | 101,450冊 | 123,871冊 |
| 第1項 | 建設改良費 | 9,233冊 | 98,250冊 | 102,483冊 |
| 第3項 | 投 資 | 0冊 | 8,200冊 | 8,200冊 |

第5条 予算第5条に定めた起債の目的・限度額・起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

| | 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | | | | |
|-----|---------|-----------|-----------|--------|-----------------|--------|---------|------------------|--|
| | | | | | 資金区分 | 償還期限 | 左の内据置期間 | 償還の方法 | その他 |
| 補正前 | 不良債権の解消 | 364,400 冊 | 普通借又は証券発行 | 10% 以内 | 銀行 その他 | 10年 以内 | 1年 以内 | 半年賦・年賦元金均等償還 | 必要に応じて繰上げ償還又は低利に借換することができる。 |
| 補正 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 半年賦・元利均等又は元金均等償還 | 据置期間及び償還期間を短縮し、著しくは繰上げ償還又は低利に借替えることができる。 |
| 後 | 病院増設事業 | 91,600 | 同上 | 同上 | 政府 銀行 その他 | 30年 以内 | 5年 以内 | 同上 | 同上 |

第6条 予算第8条中 職員給与費「363,774冊」を「491,298冊」に改める。

第7条 予算第9条中 たな卸資産の購入限度額「220,462冊」を「220,522冊」に改める。

昭和49年12月9日 提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度 和泉市病院事業会計補正予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入 (単位 冊)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|----------------|---------|---------|---------|--------|---------|-----|
| 1. 病院事業 収 益 | | | 572,575 | 39,397 | 611,972 | |
| | 1. 医業収益 | | 513,170 | 39,397 | 552,567 | |
| | | 1. 入院収益 | 256,955 | 39,397 | 296,352 | |

支 出 (単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備考 |
|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|----|
| 1. 病院事業費用 | | | 719,342 | 127,656 | 846,998 | |
| | 1. 医業費用 | | 651,066 | 127,656 | 778,722 | |
| | | 1. 給与費 | 368,774 | 127,524 | 491,298 | |
| | | 2. 材料費 | 201,561 | 1,254 | 206,415 | |
| | | 3. 経費 | 59,608 | △1,122 | 58,486 | |

2. 資本の収入及び支出

収 入 (単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備考 |
|----------|--------|--------|---------|--------|---------|----|
| 1. 資本の収入 | | | 386,821 | 91,600 | 478,421 | |
| | 3. 企業債 | | 0 | 91,600 | 91,600 | |
| | | 1. 企業債 | 0 | 91,600 | 91,600 | |

支 出 (単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備考 |
|----------|----------|------------|--------|---------|---------|----|
| 1. 資本の収入 | | | 22,421 | 101,450 | 123,871 | |
| | 1. 建設改良費 | | 9,233 | 93,250 | 102,483 | |
| | | 3. 調査費 | 1,000 | 150 | 1,150 | |
| | | 4. 病院増設事業費 | 0 | 93,100 | 93,100 | |
| | 3. 投資 | | 0 | 8,200 | 8,200 | |
| | | 1. 長期貸付金 | 0 | 8,200 | 8,200 | |

昭和49年度 和泉市病院事業会計資金計画

(単位 千円)

| 区 分 | 当年度予定額 | 区 分 | 当年度予定額 |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 受入資金 | 1,445,129 | 支出資金 | 1,426,875 |
| 1. 医業収益 | 456,567 | 1. 医業費用 | 695,829 |
| 2. 医業外収益 | 6,366 | 2. 医業外費用 | 67,176 |
| 3. 出資金 | 224,211 | 3. 建設改良費 | 101,250 |
| 4. 他会計補助金 | 52,739 | 4. 企業債償還金 | 13,188 |
| 5. 企業債 | 91,600 | 5. 看護婦宿舍割賦金 | 1,233 |
| 6. 特例債 | 364,400 | 6. 長期貸付金 | 8,200 |
| 7. 一時借入金 | 300,000 | 7. 一時借入金 | 420,000 |
| 8. 繰越未収金 | 90,456 | 8. 繰越未払金 | 69,999 |
| 9. 預り金 | 50,000 | 9. 預り金 | 50,000 |
| 10. 前期繰越金 | 10,580 | 差 引 | 18,254 |

給 与 費 明 細 書

(単位 円)

| 区 分 | 職員数 | 給 与 | | | | | 法定福利費 | 合 計 |
|-----------------------|-------|---------|---------|--------|-----|---------|--------|----------|
| | | 給 料 | 手 当 | 報 酬 | 賃 金 | 計 | | |
| 損益勘定 支弁職員 | 130人 | 211,176 | 211,713 | 29,903 | 360 | 453,152 | 38,146 | 491,298 |
| 前年度 | 130人 | 124,082 | 102,936 | 31,256 | 225 | 258,499 | 22,669 | 281,168 |
| 比較 | 0人 | 87,094 | 108,777 | △1,353 | 135 | 194,653 | 15,477 | 210,130 |
| 手 当 の 内 訳 | 調整手当 | | 17,852 | | | 時間外勤務手当 | 11,478 | |
| | 扶養手当 | | 3,016 | | | 宿日直手当 | 10,112 | |
| | 管理職手当 | | 8,953 | | | 夜間看護手当 | 4,794 | |
| | 通勤手当 | | 5,776 | | | 特殊勤務手当 | 18,784 | 計211,713 |
| | 期末手当 | | 101,958 | | | 住居手当 | 2,974 | |
| | 勤勉手当 | | 23,016 | | | 退職給与金 | 3,000 | |

昭和49年度 和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和50年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

| | | |
|--------------|---------------|----------------|
| 1. 土 地 | | 13,481.6 |
| 2. 建 物 | 24,041.5 | |
| 建物減価償却引当金 | <u>26,982</u> | 21,343.3 |
| 3. 構 築 物 | 2,849 | |
| 構築物減価償却引当金 | <u>1,018</u> | 1,831 |
| 4. 車 輛 | 1,240 | |
| 車輛減価償却引当金 | <u>556</u> | 684 |
| 5. 器 械 及 備 品 | 34,660 | |
| 器械備品減価償却引当金 | <u>17,748</u> | 16,912 |
| 6. 建 物 仮 勘 定 | | <u>5,345.2</u> |
| 有形固定資産合計 | | 421,128 |

(2) 投 資

| | | |
|-----------|--|--------------|
| 1. 投資有価証券 | | 138 |
| 2. 長期貸付金 | | <u>9,499</u> |

投資合計

9,637

固定資産合計

430,765

2. 流 動 資 産

| | | |
|----------|--|------------|
| (1) 現金預金 | | 18,254 |
| (2) 未収金 | | 118,588 |
| (3) 貯蔵品 | | 8,023 |
| (4) 前払金 | | <u>750</u> |

流動資産合計

145,615

資 産 合 計

576,380

負債の部

| | | |
|------------|---------------|---------|
| 3. 固定負債 | | |
| 1. 特例債 | 364,400 | |
| 2. その他固定負債 | <u>203,29</u> | |
| 固定負債合計 | | 384,729 |

| | | |
|--------------|--------------|----------------|
| 4. 流動負債 | | |
| (1) 一時借入金 | 300,000 | |
| (2) 未払金 | 66,100 | |
| (3) その他流動負債 | | |
| 1. 予納金 | 820 | |
| 2. 預り金 | 2,630 | |
| 3. 預り金(共済基金) | <u>8,100</u> | |
| その他流動負債合計 | <u>6,550</u> | |
| 流動負債合計 | | <u>372,650</u> |

| | | |
|--------|--|----------------|
| 固定負債合計 | | <u>757,379</u> |
|--------|--|----------------|

資本の部

| | | |
|-----------|----------------|---------|
| 5. 資本金 | | |
| (1) 自己資本金 | 158,754 | |
| (2) 借入資本金 | | |
| 1. 企業債 | <u>277,059</u> | |
| 資本金合計 | | 435,313 |

| | | |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 6. 剰余金 | | |
| (1) 利益剰余金 | | |
| 1. 繰越欠損金 | 381,786 | |
| 2. 当年度欠損金 | <u>235,026</u> | |
| 利益剰余金合計 | <u>△616,812</u> | |
| 剰余金合計 | | <u>△616,812</u> |
| 資本合計 | | <u>△180,999</u> |
| 負債資本合計 | | <u>△576,380</u> |

昭和49年度 和泉市病院事業会計補正予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及び支出

収 入 (単位 円)

| 款 項 | 目 的 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 各 目 明 細 | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | 節 額 | 備 考 |
| 1. 病院事業収益 | | 572,575 | 393,997 | 611,972 | | |
| 1. 医療収益 | | 518,170 | 393,997 | 552,567 | | |
| | 1. 入院収益 | 256,955 | 393,997 | 296,352 | | |
| | | | | | 入院収益 | |
| | | | | | 393,997 | |
| | | | | | 投薬料 | 2,222 |
| | | | | | 注射料 | 7,633 |
| | | | | | 処置料 | 1,639 |
| | | | | | 検査料 | 2,919 |
| | | | | | X線料 | 467 |
| | | | | | 入院料 | 16,177 |
| | | | | | 手術料 | 2,616 |
| | | | | | 看護料 | 3,660 |
| | | | | | 被服具料 | 432 |
| | | | | | 給食料 | 336 |
| | | | | | その他 | 1,296 |
| | | | | | 計 | 393,997 |

支 出

| 款 项 | 目 的 | 既决予定額 | 補正予定額 | 計 | 各 目 明 細 | | |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------------|--------|-----------------|
| | | | | | 節 | 金 額 | 備 考 |
| 1. 病院事業費用 | | 719,342 | 127,656 | 846,998 | | | |
| 1. 医療費用 | | 651,066 | 127,656 | 778,722 | | | |
| | 1. 給 与 費 | 368,774 | 127,524 | 491,298 | | | |
| | | | | | (給 料) | 55,346 | |
| | | | | | 医 師 給 | 9709 | |
| | | | | | 看 護 婦 給 | 7,595 | |
| | | | | | 准 看 護 婦 給 | 9,098 | |
| | | | | | 医 療 技 術 員 給 | 105,27 | |
| | | | | | 事 務 員 給 | 68,39 | |
| | | | | | 劳 務 員 給 | 11,578 | |
| | | | | | (手 当) | 68,410 | 調整手当追加 4,775 |
| | | | | | 医 師 手 当 | 15,028 | 扶養手当追加 1,174 |
| | | | | | 看 護 婦 手 当 | 7,605 | 管理職手当追加 3,198 |
| | | | | | 准 看 護 婦 手 当 | 11,329 | 通勤手当追加 2,232 |
| | | | | | 医 療 技 術 員 手 当 | 105,30 | 時間外勤務手当追加 3,260 |
| | | | | | 事 務 員 手 当 | 7,488 | 宿日直手当追加 8802 |
| | | | | | 劳 務 員 手 当 | 11,430 | 特殊勤務手当追加 4,016 |

2. 資本的收入及び支出

収入

(単位: 円)

| 款 項 | 目 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 各 目 明 細 | | |
|----------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--|
| | | | | | 節 額 | 備 | 考 |
| 1. 資本的收入 | | 386,821 | 91,600 | 478,421 | | | |
| 3. 企業債 | | 0 | 91,600 | 91,600 | | | |
| | 1. 企業債 | 0 | 91,600 | 91,600 | 企業債 | 91,600 | 設計管理費 48,600 用地取得費 43,000 \ 計 91,600 |

支出

(単位: 円)

| 款 項 | 目 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 各 目 明 細 | | |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|---------------|
| | | | | | 節 額 | 備 | 考 |
| 1. 資本の支出 | | 224,211 | 101,450 | 128,871 | | | |
| 1. 建設改良費 | | 9,233 | 93,250 | 102,483 | | | |
| | 8. 調査費 | 1,000 | 150 | 1,150 | 調査費 | 150 | 病院建設調査費追加 150 |

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 各 目 明 細 | | | |
|--------|---|----------------|-------|--------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| | | | | | | 節 | 金額 | 備 考 | |
| 3. 投 資 | | 4. 病院増設 事業費 | 0 | 93,100 | 93,100 | | | | |
| | | | | | | 委 託 料 | 48,600 | 設計委託料 | 48,600 |
| | | | | | | 用 地 費 | 43,000 | 用地取得費 | 43,000 |
| | | | | | | 工 事 請 負 費 | 1,500 | 擁壁工事費 | 1,500 |
| 3. 投 資 | | 1. 長期貸付金 | 0 | 8,200 | 8,200 | | | | |
| | | | | | | 学 債 | 8,200 | 佐賀女子高校 | 6,000 |
| | | | | | | | | 日南商業高校 | 2,100 |
| | | | | | | | | 岸和田高看学院 | 100 |
| | | | | | | | 計 | | 8,200 |

々むずかしくなります事情から、学校側の要請に応ずることとした次第でございます。

以上、簡単でございますが、補正予算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第86号を原案通り可決いたします。



○ 議長（池辺秀夫君） 日程第11「昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第87号

昭和49年度 和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和49年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中

「392,000冊」を「317,000冊」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|------------|----------|----------|----------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 水道事業収益 | 759,207冊 | △715,07冊 | 687,700冊 |
| 第1項 営業収益 | 753,207冊 | △715,07冊 | 681,700冊 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 水道事業費用 | 762,063冊 | 703,28冊 | 832,391冊 |
| 第1項 営業費用 | 644,788冊 | 65,960冊 | 710,748冊 |
| 第2項 営業外費用 | 117,175冊 | 43,68冊 | 121,543冊 |

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「50,771冊」を「58,631冊」に「過年度分損益勘定留保資金50,771冊」を「過年度分損益勘定留保資金

33,224 冊及び借入金 25,407 冊」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|--|----------|----------|----------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 594,500冊 | △76,000冊 | 518,500冊 |
| 第1項 企業債 | 390,000冊 | △76,000冊 | 314,000冊 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 645,271冊 | △68,140冊 | 577,131冊 |
| 第1項 建設改良費 | 599,546冊 | △68,140冊 | 531,406冊 |
| 第5条 予算第5条中起債の限度額「377,000冊」を「302,000冊」に「13,000冊」を「12,000冊」にそれぞれ改める。 | | | |

第6条 予算第6条中一時借入金の限度額「200,000冊」を「500,000冊」に改める。

第7条 予算第7条中原水及浄水費「174,612冊」を「192,872冊」に支払利息及企業債取扱諸費「117,165冊」を「121,533冊」にそれぞれ改める。

第8条 予算第8条中職員給与費「268,261冊」を「309,572冊」に改める。

第9条 予算第9条中「139,493冊」を「142,008冊」に改める。

第10条 予算第9条の次に次の一条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の年割額を次のとおり改める。

| 変 更 前 | | | 変 更 後 | | |
|------------------|--------|--------------|------------------|--------|--------------|
| 総 額 | 年 額 | 年 割 額 | 総 額 | 年 額 | 年 割 額 |
| 15,730,000,000 円 | 昭和41年度 | 47,000,000 円 | 15,730,000,000 円 | 昭和41年度 | 47,000,000 円 |
| | 昭和42年度 | 113,000,000 | | 昭和42年度 | 113,000,000 |
| | 昭和43年度 | 26,600,000 | | 昭和43年度 | 26,600,000 |
| | 昭和44年度 | 110,000,000 | | 昭和44年度 | 110,000,000 |
| | 昭和45年度 | 156,600,000 | | 昭和45年度 | 156,600,000 |
| | 昭和46年度 | 143,800,000 | | 昭和46年度 | 143,800,000 |
| | 昭和47年度 | 223,000,000 | | 昭和47年度 | 223,000,000 |
| | 昭和48年度 | 190,000,000 | | 昭和48年度 | 190,000,000 |
| | 昭和49年度 | 392,000,000 | | 昭和49年度 | 317,000,000 |
| | 昭和50年度 | 171,000,000 | | 昭和50年度 | 246,000,000 |

昭和49年12月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 予定額(円) | 備 考 |
|----------|----------|-------------|---------|--------------------------------------|
| 1.水道事業収益 | | | 687,700 | |
| | 1. 営業収益 | | 681,700 | |
| | | 1. 給水収益 | 558,000 | 水道料金及び量水器使用料 |
| | | 2. 受託工事収益 | 20,000 | 給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益 |
| | | 3. その他の営業収益 | 103,700 | 材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣工、材料検査手数料 |
| | 2. 営業外収益 | | 6,000 | |
| | | 1. 受取利息 | 3,000 | 預金利息及び有価証券利息 |
| | | 2. 雑収益 | 3,000 | 不用品売却その他雑収益 |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 予定額(円) | 備 考 |
|----------|---------|-----------|---------|-------------------------|
| 1.水道事業費用 | | | 832,391 | |
| | 1. 営業費用 | | 710,748 | |
| | | 1. 原水及浄水費 | 292,071 | 原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用 |
| | | 2. 配水及給水費 | 86,948 | 配水、給水に要する費用 |
| | | 3. 受託工事費 | 20,000 | 受託工事に要する費用 |
| | | 4. 業務費 | 94,115 | 検針、測定、集金その他業務の運営に要する費用 |

| 款 | 項 | 目 | 予定額(円) | 備 考 |
|---|----------|------------------|---------|--------------------|
| | | 5. 総 係 費 | 57,502 | 事業活動全般に関連する費用 |
| | | 6. 減価償却費 | 59,458 | 固定資産の減価償却費 |
| | | 7. 資産減耗費 | 654 | 固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損 |
| | | 8. その他の営業費用 | 100,000 | 材料売却原価 |
| | 2. 営業外費用 | | 121,543 | |
| | | 1. 支払利息及び企業債取扱諸費 | 121,533 | 企業債の利息及び一時借入金利息 |
| | | 2. 雑支出 | 10 | 雑支出 |
| | 3. 予備費 | | 100 | |
| | | 1. 予備費 | 100 | 予備費 |

2. 資本的収入及支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 予定額(円) | 備 考 |
|----------|----------|-----------|---------|-----------------------|
| 1. 資本的収入 | | | 518,500 | |
| | 1. 企業債 | | 314,000 | |
| | | 1. 企業債 | 314,000 | 和泉上水道第3回拡張事業及配水管整備事業債 |
| | 2. 負担金 | | 4,500 | |
| | | 1. 他会計負担金 | 4,500 | 消火栓新設に伴う一般会計負担金 |
| | 3. 工事負担金 | | 200,000 | |
| | | 1. 工事負担金 | 200,000 | 配水管布設工事負担金 |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 予定額(円) | 備 考 |
|----------|-----------|-------------|---------|----------------|
| 1. 資本的支出 | | | 577,131 | |
| | 1. 建設改良費 | | 531,406 | |
| | | 1. 事務費 | 10,305 | 拡張工事に要する事務費 |
| | | 2. 拡張工事費 | 306,695 | 第3回拡張工事に要する工事費 |
| | | 3. 改良工事費 | 183,960 | 改良工事に要する工事費 |
| | | 4. 配水管整備事業費 | 13,200 | 配水管整備事業に要する工事費 |
| | | 5. 営業設備費 | 17,246 | 営業に係る諸資産購入費 |
| | 2. 企業債償還金 | | 45,725 | |
| | | 1. 企業債償還金 | 45,725 | 企業債の元金償還金 |

昭和49年度水道事業会計資金計画

| 区 分 | 当年度予定額 | 区 分 | 当年度予定額 |
|----------------|-------------|------------------|-------------|
| 受 入 資 金 | 1,458,459 円 | 支 払 資 金 | 1,448,139 円 |
| 1. 事 業 収 益 | 612,200 | 1. 事 業 費 用 | 770,279 |
| 2. 前 年 度 未 収 金 | 58,311 | 2. 前 年 度 未 払 金 | 13,729 |
| 3. 企 業 債 | 314,000 | 3. 建 設 改 良 費 | 531,406 |
| 4. 負 担 金 | 45,000 | 4. 企 業 債 償 還 金 | 45,725 |
| 5. 工 事 負 担 金 | 200,000 | 5. 一 時 借 入 金 返 済 | 70,000 |
| 6. 一 時 借 入 金 | 200,000 | 6. 前 受 金 払 出 | 10,000 |
| 7. 前 受 金 | 10,000 | 7. 預 り 金 返 済 | 7,000 |
| 8. 預 り 金 | 7,000 | | |
| 9. 繰 越 金 | 52,448 | 差 引 | 10,320 |

昭和49年度水道事業予定貸借対照表

(昭和50年3月31日)

資 産 の 部

(単位 円)

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

| | | | |
|-----------------|----------------|----------------|-----------|
| イ 土 地 | | 119,571 | |
| ロ 建 物 | 111,692 | | |
| 建物減価償却引当金 | <u>10,094</u> | 101,598 | |
| ハ 構 築 物 | 179,594 | | |
| 構築物減価償却引当金 | <u>213,823</u> | 158,212 | |
| ニ 機 械 及 装 置 | 192,921 | | |
| 機械及装置減価償却引当金 | <u>66,239</u> | 126,682 | |
| ホ 量 水 器 | 65,254 | | |
| 量水器減価償却引当金 | <u>20,164</u> | 45,090 | |
| ヘ 車 輛 及 運 搬 具 | 10,133 | | |
| 車輛及運搬具減価償却引当金 | <u>4,044</u> | 6,189 | |
| ト 工 具 器 具 及 備 品 | 19,625 | | |
| 工具器具及備品減価償却引当金 | <u>6,970</u> | 12,655 | |
| チ 建 設 仮 勘 定 | | <u>881,152</u> | |
| 有形固定資産合計 | | | 2,875,058 |

(2) 無 形 固 定 資 産

| | | | |
|-------------|--|-----------|-----|
| イ 水 利 権 | | 460 | |
| ロ 借 地 権 | | 180 | |
| ハ 電 話 加 入 権 | | <u>41</u> | |
| 無形固定資産合計 | | | 681 |

(3) 投 資

| | | | |
|----------|--|-----------|-----------|
| イ 投資有価証券 | | <u>25</u> | |
| 投資合計 | | | <u>25</u> |

固 定 資 産 合 計 2,875,764

2. 流動資産

| | | |
|------------|--------------|------------------|
| (1) 現金預金 | 10320 | |
| (2) 未収金 | 75500 | |
| (3) 保管有価証券 | 1200 | |
| (4) 貯蔵品 | <u>47547</u> | |
| 流動資産合計 | | <u>134567</u> |
| 資産合計 | | <u>3,010,331</u> |

負債の部

3. 固定負債

| | | |
|---------|-------------|------|
| (1) 引当金 | <u>6702</u> | |
| 固定負債合計 | | 6702 |

4. 流動負債

| | | |
|--------------|-------------|---------------|
| (1) 一時借入金 | 130000 | |
| (2) 未払金 | 0 | |
| (3) 前受金 | 30292 | |
| (4) 預り金 | 1200 | |
| (5) 預り担保有価証券 | <u>1200</u> | |
| 流動負債合計 | | <u>162692</u> |
| 負債合計 | | 169394 |

資本の部

5. 資本金

| | | |
|-----------|---------|----------------|
| (1) 自己資本金 | 118703 | |
| (2) 借入資本金 | | |
| イ 企業債 | 1862909 | <u>1862909</u> |
| 資本金合計 | | 1981612 |

6. 剰余金

| | | |
|-----------|------|--|
| (1) 資本剰余金 | | |
| イ 国庫補助金 | 3948 | |
| ロ 府補助金 | 6778 | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|-----------|
| ハ 工事負担金 | | 938,212 | |
| ニ 受贈財産評価額 | | 34,416 | |
| 資本剰余金合計 | | | 98,335.4 |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 年度末残高 | 20,662 | | |
| 当年度純利益 | △144,691 | △124,029 | |
| 利益剰余金合計 | | | △124,029 |
| 剰余金合計 | | | 85,932.5 |
| 資本合計 | | | 284,093.7 |
| 負債資本合計 | | | 3,010,331 |

給 与 費 明 細 書

| 区 分 | 職員数 | 給 与 | | | 法定福利費 | 合 計 |
|----------|---------|--------------|--------------|-----------------|-------------|--------------|
| | | 給 料 | 手 当 | 計 | | |
| 損益勘定支弁職員 | 人 93 | 冊 134,203 | 冊 115,376 | 冊 249,579 | 冊 26,071 | 冊 275,650 |
| 資本勘定支弁職員 | 9 | 15,061 | 13,549 | 28,610 | 2,795 | 31,405 |
| 合 計 | 102 | 149,264 | 128,925 | 278,189 | 28,866 | 307,055 |
| 前 年 度 | 88 | 95,085 | 74,378 | 169,463 | 18,396 | 187,859 |
| 比 較 | 14 | 54,179 | 54,547 | 108,726 | 10,470 | 119,196 |
| 手当の内訳 | | 調整手当 12,452冊 | | 勤 勉 手 当 18,859冊 | | |
| | | 期末手当 61,799冊 | | 夜間勤務手当 3,087冊 | | |
| | | 管理職手当 2,529冊 | | 住 居 手 当 2,386冊 | | |
| | | 退職手当 2,000冊 | | 通 勤 手 当 4,795冊 | | |
| | | 扶養手当 4,278冊 | | 時間外勤務手当 11,460冊 | | |
| | | | | 特殊勤務手当 5,280冊 | | |

継続費に関する調査

| 款 | 項 | 事業名 | 全体計画 | | | | 前年度末までの支払義務発生額 | 前年度末までの支払義務発生(見込)額 | 当該年度末までの支払義務発生(見込)額 | 当該年度末までの支払義務発生(見込)額 | 翌年度以降の支払義務発生予定額 | 継続費の総額に対する進捗率 | 備考 | | |
|-------|-------|--------------|-----------|-----------|---------|--------|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------|---------------|-------------|-----------|-----|
| | | | 年度 | 年割額 | 企業債 | 出資金 | | | | | | | | 損益勘定内部留保金 | その他 |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 和泉上水道第3回拡張事業 | 41 | 47,000 | 43,000 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 刑 | 8.0 | 通次繰越刑 67 | | |
| | | | 42 | 113,000 | 107,000 | | | 6,000 | 42,142 | 42,142 | | | 2.7 | 70,925 | |
| | | | 43 | 26,600 | 26,000 | | | 600 | 76,720 | 76,720 | | | 4.9 | 20,805 | |
| | | | 44 | 110,000 | 109,000 | | | 1,000 | 129,780 | 129,780 | | | 8.3 | 1,025 | |
| | | | 45 | 156,600 | 145,000 | | | 11,600 | 154,956 | 154,956 | | | 9.9 | 2,669 | |
| | | | 46 | 143,800 | 127,000 | | | 16,800 | 145,675 | 145,675 | | | 9.2 | 794 | |
| | | | 47 | 223,000 | 210,000 | | | 9,890 | 119,723 | 119,723 | | | 7.6 | 104,071 | |
| | | | 48 | 190,000 | 175,000 | | | 15,000 | 290,960 | 290,960 | | | 18.5 | 3,111 | |
| | | | 49 | 317,000 | 302,000 | | | 15,000 | | 320,111 | 320,111 | | | 20.3 | |
| | | | 50 | 246,000 | 236,000 | | | 10,000 | | | | 246,000 | | | |
| | 計 | | 1,573,000 | 1,480,000 | | 24,890 | 715,929 | 1,006,889 | 320,111 | 246,000 | | 84.4 | | | |

昭和49年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及支出

収入 (単位 円)

| 款 項 | 目 | 前回の 累計額 | 補正予算額 | 計 | 各 目 | | 明 細 |
|----------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | 節 | 金 額 | |
| 1.水道事業収益 | | 759,207 | △71,507 | 687,700 | | | |
| 1. 営業収益 | | 758,207 | △71,507 | 681,700 | | | |
| | 1. 給水収益 | 629,507 | △71,507 | 558,000 | 給 水 収 益 | △71,507 | 給水収益更正減 |

支出

| 款 項 | 目 | 前回の 累計額 | 補正予算額 | 計 | 各 目 | | 明 細 |
|----------|----------|------------|--------|---------|-------|-------|--------|
| | | | | | 節 | 金 額 | |
| 1.水道事業費用 | | 762,063 | 703,28 | 832,391 | | | |
| 1. 営業費用 | | 644,788 | 65,960 | 710,748 | | | |
| | 1.原水及浄水費 | 260,116 | 31,955 | 292,071 | 給 料 | 5,600 | 給料追加 |
| | | | | | 手 当 等 | 8,095 | 手当等追加 |
| | | | | | 備 消 品 | 500 | 備消品費追加 |

| 款 項 | 目 的 | 前 回 迄 の 累 計 額 | 補 正 予 算 額 | 計 | 各 目 明 細 | | |
|-----|----------|------------------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| | | | | | 節 | 金 額 | 備 考 |
| | | | | | 燃 料 費 | 40 | 燃料費追加 |
| | | | | | 印刷製本費 | 20 | 印刷製本費追加 |
| | | | | | 修繕料 | 700 | 修繕料追加 |
| | | | | | 動力費 | 10,000 | 動力費追加 |
| | | | | | 請負工事費 | 7,000 | 請負工事費追加 |
| | 2.配水及給水費 | 72,995 | 18,953 | 86,948 | 給料 | 1,778 | 給料追加 |
| | | | | | 手当等 | 2,085 | 手当等追加 |
| | | | | | 備用品費 | 360 | 備用品費追加 |
| | | | | | 燃料費 | 100 | 燃料費追加 |
| | | | | | 印刷製本費 | 30 | 印刷製本費追加 |
| | | | | | 請負工事費 | 9,600 | 請負工事費追加 |
| | 4. 業務費 | 79,874 | 14,241 | 94,115 | 給料 | 5,007 | 給料追加 |
| | | | | | 手当等 | 9,019 | 手当等追加 |
| | | | | | 燃料費 | 165 | 燃料費追加 / |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|-------|---------|------------------|-------|----------------|-----|----|-------|
| | | | | | | | 修繕料 | 50 | 修繕料追加 |
| 5. 総係費 | 52,315 | 5,187 | 57,502 | 給料 | 1,156 | 給料追加 | | | |
| | | | | 手当等 | 3,861 | 手当等追加 | | | |
| | | | | 手徴料 | 70 | 手徴料追加 | | | |
| | | | | 修繕料 | 50 | 修繕料追加 | | | |
| | | | | 公課費 | 50 | 公課費追加 | | | |
| 6. 減価償却費 | 59,428 | 30 | 59,458 | 無形固定資産減価償却費 | 30 | 無形固定資産減価償却費追加 | | | |
| 7. 資産減耗費 | 60 | 594 | 654 | 固定資産除却費 | 594 | 固定資産除却費追加 | | | |
| | 117,175 | 43,68 | 121,543 | | | | | | |
| 1. 支払利息及び 企業債取諸費 | 117,165 | 43,68 | 121,533 | 企業債利息 | 1,297 | 企業債利息追加 | | | |
| | | | | 一時借入金利息 | 3,000 | 一時借入金利息追加 | | | |
| | | | | 企業債手徴料 及び取扱諸費 | 71 | 企業債手徴料及び取扱諸費追加 | | | |
| 2. 営業外費用 | | | | | | | | | |

2. 資本的収入及び支出

取 入 (単位 円)

| 款 項 | 目 的 | 前回迄の 累 計 額 | 補正予算額 | 計 | 各 目 的 | | 備 考 |
|----------|--------|---------------|---------|---------|-------|---------|--------|
| | | | | | 節 額 | 金 額 | |
| 1. 資本的収入 | | 594,500 | △76,000 | 518,500 | | | |
| 1. 企業債 | | 390,000 | △76,000 | 314,000 | | | |
| | 1. 企業債 | 390,000 | △76,000 | 314,000 | 企 業 債 | △76,000 | 企業債更正減 |

支 出

| 款 項 | 目 的 | 前回迄の 累 計 額 | 補正予算額 | 計 | 各 目 的 | | 備 考 |
|----------|----------|---------------|---------|---------|-----------|---------|----------|
| | | | | | 節 額 | 金 額 | |
| 1. 資本的支出 | | 645,271 | △68,140 | 577,131 | | | |
| 1. 建設改良費 | | 599,546 | △68,140 | 531,406 | | | |
| | 2. 拡張工事費 | 381,695 | △75,000 | 306,695 | 請 負 工 事 費 | △59,107 | 請負工事費更正減 |
| | | | | | 用 地 費 | △15,893 | 用地費更生減 |

| | | | | | | |
|----------|---------|-------|---------|---------|-------|-----------|
| 3. 改良工事費 | 179,200 | 4,760 | 183,960 | 給料 | 2,183 | 給料追加 |
| | | | | 手当等 | 2527 | 手当等追加 |
| 5. 営業設備費 | 15,146 | 2,100 | 17,246 | 備用品費 | 50 | 備用品費追加 |
| | | | | 固定資産購入費 | 800 | 固定資産購入費追加 |
| | | | | 量水器費 | 1300 | 量水器費追加 |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） それでは、ただ今上程されました議案第87号「昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

今回提出いたしますのは、企業債の確定に伴う補正並びに給水収益の伸び悩みによる減収と、人事院勧告に基づく職員の給与及びその他経費について補正の必要が生じたため、それぞれについて補正せんとするものでございます。

内容について申し上げますと、まず第2条は、主要な建設改良事業であります和泉上水道第3回拡張事業の本年度事業費39,200万円を31,700万円に改めるものでございまして、第4条及び第5条並びに第10条と関連するものであります。

次に、第3条、収益的収入及び支出について申し上げますと、収入面において、第1項、営業収益を更正減いたすものであります。これは給水収益であり、これにつきまして、当初は過去の実績に基づき順調な給水量の増加を見込んで計上したものであります。が、産業界の不況による事業所の操短等による水需要の減退と、家庭における節水等、給水量の伸びが過去に比べ最低の見込みで回復のきざしがなく、予想収入額を大きく割る結果となり、やむなく71,507,000円を減額補正し、第一款、水道事業収益を68,770,000円といたすものでございます。

なおまた、このことにつきましては全国的な傾向でもありますが、今後もこのような状態が続くとすれば、事業計画についても再検討の必要を感じているところでございます。

一方、支出につきましては、第1項、営業費用において、65,960,000円を追加するものであります。これらの内容は、人勤による職員給与費36,601,000円及び動力費1,000万円並びに現在稼働中の施設維持補修工事費700万円、その他経費12,359,000円であります。

また、第2項、営業外費用においては、4,368,000円を追加いたすものであります。これは支払い利息でありまして、本予算調整後における長期債と起債前借並びに短期資金の貸付金利の引き上げにより不足する額であります。

以上で第一款、水道事業費用において70,328,000円を追加し、費用合計832,391千円とするものでございます。

以上の結果、昭和49年度収益収支の決算見込みは14,000万円余の赤字となり、昭和47年度末にほとんど解消した不良債務が、再び本年度末において2,800万円余発生する結果と相なるわけでございまして、誠に苦慮いたしておるところであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出について申し上げますと、まず、収入において企業債7,600万円を更正減いたしておりますが、これは企業債の確定に伴う更正減でございまして、

また、支出につきましては、企業債確定に伴い、第3回拡張事業で施行予定いたしておりました松尾寺配水池及び配水処理施設等の繰り延べに見合う工事費7,500万円を更生減し、資本勘定職員の給与改定による給与費471万円と、その他で215万円追加し、差し引き資本的支出を6814万円更正減いたすものでございます。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が58,631,000円となりますので、これを内部留保資金及び借入金で補てんしようとするものであります。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額、利率、償還の方法等を定めているものであります。このうち限度額のみを変更するものであります。すなわち、和泉上水道第3回拡張事業37,700万円を30,200万円に、配水管整備事業1,300万円を1,200万円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第6条につきましては、一時借入金の限度額2億円を5億円に改めるものであります。通常は、このような多額を必要としないのでありますが、すでに借り入れ済みのものを利率の低い資金に借り替える場合に、限度額がオーバーしないように幅を持たせるものであります。

次の第7条は、各項の経費の流用できる金額の補正でありまして今回の補正により原水及浄水費17,461,200円を19,287,200円に、支払い利息及び企業債取扱諸費117,165千円を121,533千円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第8条でございますが、本条は、議会の議決がなければ流用することができない経費のうち今回の補正により職員給与費の額268,261,000円を309,572,000円に改めるものであります。

次の第9条は、たな卸資産の購入限度額139,493,000円を、今回の備用品費、燃料費、量水器費の補正により142,008,000円に改めるものでございます。

次に、第10条において、予算第9条の次に1条を追加し、第10条として、継続費の年割額を変更しようとするものでありまして、これは前述いたしました企業債の更正減に伴い、昭和49年度の年割額392,000万円を31,700万円に改め、残事業を翌年度に施行予定いたしておるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計予算の補正の概要でございますが、これらの詳細につきましては116ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしくご審議下さいまして、原案ご可決下さいませようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第87号を原案通り可決いたします。

- 諺長(池辺秀夫君) 日程第12「泉北環境整備施設組合格約の変更について」、日程第13「泉北水道企業団規約の変更について」は、いずれも関連性がありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第90号

泉北環境整備施設組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、泉北環境整備施設組合格約を次のとおり変更する。

昭和49年12月24日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

泉北環境整備施設組合格約の一部を改正する規約(案)

泉北環境整備施設組合格約(昭和38年泉北環境整備施設組合格約第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「3年」を「4年」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

理 由

昭和49年法律第71号により地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の監査委員のうち、知識経験を有する監査委員の任期が延長されたことに伴い、本組合の知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期についても、同法の一部改正に準じて延長する必要がある。これが、この規約案を提出する理由である。

議案第90号参考資料

(I) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(組織団体数の増減及び事務又は規約の変更)

第286条 地方公共団体の組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理

する事務を変更し、又は組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県の加入するものにおいては自治大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2. 略

(II) 泉北環境整備施設組合規約の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(監査委員の選任と期間)</p> <p>第12条 組合に監査委員2人を置く。</p> <p>2. 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議会の議員のうちから1人、学識経験を有するものから1人を選任する。</p> <p>3. 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任されるものにおいては議員の任期によるものとし、学識経験を有する者のうちから選任される者においては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> | <p>(監査委員の選任と期間)</p> <p>第12条 組合に監査委員2人を置く。</p> <p>2. 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議会の議員のうちから1人、学識経験を有するものから1人を選任する。</p> <p>3. 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任されるものにおいては議員の任期によるものとし、学識経験を有する者うちから選任される者においては3年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。</p> |

議案第91号

泉北水道企業団規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、泉北水道企業団規約を次のとおり変更する。

昭和49年12月24日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

泉北水道企業団規約の一部を改正する規約(案)

泉北水道企業団規約(昭和43年泉北水道企業団規約第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「3年」を「4年」に改める。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

5. 契約の相手方 大阪府和泉市箕形町437-4番地
小野林建設㈱
代表取締役 小野林 徳一
6. 工 期 自 昭和49年12月24日(議決の日)
至 昭和50年5月30日
7. 契約保証金 4,250,000円
8. 保 証 人 大阪府和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎

議案第92号参考資料

- 市立石尾中学校増築工事概要
1. 工 事 場 所 和泉市万町地内
2. 敷 地 面 積 44.573㎡
3. 工 事 種 別 増 築
4. 構 造 及 概 要 鉄筋コンクリート造3階建
増築床面積 330㎡
増築延床面積 990㎡
普通教室 9室

議案第93号

工事請負契約締結について

市立(仮称)信太第三保育園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和49年12月24日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)信太第三保育園新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 250,000,000円

5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
6. 工 期 自 昭和49年12月24日(議決の日)
至 昭和50年 9月30日
7. 契約保証人 12,500,000円
8. 保 証 人 大阪府和泉市旭町3-7の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

議案第93号参考資料

市立(仮称)信太第三保育園新築工事概要

1. 工 事 場 所 和泉市王子町地内
2. 敷 地 面 積 2,844㎡
3. 工 事 種 別 新 築
4. 構造及び概要 鉄筋コンクリート造二階建
新築床面積 862㎡
新築延床面積 1,364㎡
保育室7室 遊戯室2室 給食調理室 事務室 医務室 通勤用務員室 常直用務員室 配膳室 機械室 事務室 更衣室 図書室 教材室 会議室 便所

議案第94号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第二団地建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和49年12月24日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 (仮称)和泉第二団地建設工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 235,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務
6. 工期 自 昭和49年12月24日 (議決の日)
至 昭和50年10月31日
7. 契約保証金 11,750,000円
8. 保証人 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

議案第94号参考資料

(仮称)和泉第二団地建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町23番地
2. 敷地面積 1,494.00㎡
3. 工事種別 新 築
4. 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 3階建
住宅24戸 店舗8戸
建築面積 810.09㎡
延床面積 1,854.60㎡
- | 住宅部分 | 店舗部分 | ポンプ室 |
|-----------|---------|------|
| 1,582.28㎡ | 251.32㎡ | 21㎡ |
- 地区内1号線
延長 104.5m
巾 員 11.0m

- 5番（竹下義章君） 議事進行について、まだ委員長報告等も残っておりますので、5時までには到底無理だろうと思いますので、時間延長だけしておくほうがいいんじゃないかと思います。
- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりこの際、あらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、本日の会議時間を延長することに決めます。

それでは、提案理由の説明を願います。

- 建設部長（中塚 白君） それでは、議案第92号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

本件は、石尾中学校の増築工事でございます。契約金額8,500万円。契約の相手方は、小野林建設株式会社代表取締役 小野林徳一と昭和50年6月30日までの工期をもって契約せんとするものでございます。

なお、工事概要については、参考資料に記載の通りでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第93号につきましては、（仮称）信太第三保育園新築工事でございます。契約金額25,000万円。契約の相手方は、株式会社榎並工務店代表取締役 榎並 昭と昭和50年9月30日までの工期として契約せんとするものでございます。

なお、工事概要についてミスプリントがございますので、恐れ入りますが、ご訂正をお願い申し上げます。「鉄筋コンクリート二階建」とございますのを「鉄筋コンクリート造二階建」と、「造」が抜けております。また「保健室」とございますのは、「保育室」でございますので、ご訂正をお願い申し上げます。

議案第94号も「工事請負契約締結について」でございます。本件は、（仮称）和泉第2団地建設工事でございます。契約金額23,500万円。契約の相手方は、株式会社竹内建設代表取締役 竹内 務と昭和50年10月31日までの工期として契約せんとするものでございます。

なお、工事概要については、参考資料に記載の通りでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 18番（直村静三君） この工事請負契約の和泉第二団地、それから保育園の分で、榎並氏と竹内氏は、両方それぞれ契約の相手方であり、同時に保証人という関係、両氏とも部落解放同盟の執行委員もしくは副支部長という関係でツーカーだと思えますが、そこでこういう中で、市の管理監督は厳正にやってもらいたいという点で、一つは、この契約の相手方は大同建、そのよう

に思いますので、具体的には、この協会に入ってる人たちは一定の比率、入札金額について何%かの寄付金、その他の規約関係がありますので、そういう点をご承知かどうか。どのような分担金を取ってるか、お答え願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） ご趣旨のように、この契約の相手方がどこであろうと、厳正に工事を施行することは、ご指摘を待つまでもございません。

なお、分担金等の取り扱いについては、当局は一切預り知らぬこととございますので、その点誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 当局は一切預り知らんということですが、新聞発表、その他発表があれば、一定の契約金額から差し引く、そういう場合があればね。

○ 建設部長（中塚 白君） 私のほうは、業者間のそういう分担金等のものについては、一切何の指示もやってございませんし、また、それに干渉するつもりは毛頭持ってございません。だから、それについては、とやかく申し上げる筋合いのものではないと思います。

○ 18番（直村静二君） ノータッチでいくということですか。

○ 建設部長（中塚 白君） はい。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第92号、第93号、第94号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第17「不況対策の緊急施策の実施に関する請願」についてを議題といたします。

本件につきましては、去る第3回定例会において所管の産業衛生委員会に付託されておりますので、審議の結果を委員長より報告願いたいと存じます。産業衛生委員長の田中幸一議員さん、お願いいたします。

（産業衛生委員長報告）

○ 産業衛生委員長（田中幸一君）

昭和49年10月1日開会の第3回定例会において、当産業衛生委員会に付託されました「不況対策の緊急施策の実施に関する請願」について、去る10月24日と12月13日の両日、審議いたしました経過並びに結果の概要についてご報告申し上げます。

全委員出席のもとに、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め説明を受け、審議に入りまし

た。

まず、請願内容の第一点として「不況対策として長期据置の融資制度を作り、限度ワクも広げていただきたい」という事項につきましては、市独自の特別融資制度実施のためには現在、中小企業信用保険法に基づいて、信用保証協会の信用保証が前提でなければ実施しえず、現行の府常時専施、市単独融資制度の両者合わせて限度額400万円以内のワク内制度において運用中であるが、これ以外の制度としては、不良債務が生じた場合の危険負担との関連において、単独実施では至難である。よって別ワク保証の創設方について通産大臣に要望中であるが、これが実現方について、なお、継続して取り組んで参りたい旨の説明がありました。

第二点目の「金利、保証料の負担についても、市の援助を願います」という事項については、隣接市の特別融資制度に準じて、実態に基づいて試算したところ、相当多額の財源を要し、かつ本市の財政状態に照らして実現はきわめて困難と見られる。

さらに、利子補給相当の算定額と納税状況との比較において、商工業者以外の者との税負担面において均衡上問題があると同時に、当該施策の効果面において疑義がある旨の説明がありました。

しかしながら、現下の総需要抑制策に伴う金融引き締め長期化により経営に支障を生じている事態に対処するため、本請願採択の趣旨に則り、当面の不況打開策の一環として、現行市単独融資制度の活用を最大限に図りつつ、これが貸付条件の緩和措置を昭和50年2月末日までの期間に限り臨時特例的に実施したい旨、次のような理事者側の提案がありました。

すなわち、①として、資金用途については、運転資金に限ること。

②として、融資期間は、従来の2年を3年以内に延長し、1回当たりの返済額軽減により返済を容易ならしめること。

③として、返済方法は、従来の据置期間6カ月を10カ月に延長すること。

④としては、不況時に耐えて健全堅実な経営に資するため、信用保証料相当額の完済奨励金交付の対象範囲を、従来の50万円以下を100万円以下の借受者に引き上げること。

これに対して、申請手続きの簡易化と迅速性を考慮し、また、金利面での検討と相俟って、返済能力のない者に対する施策はないかとの指摘については、市の融資制度は、償還能力を前提とした施策であり、これが大幅改善の方向については、今後とも継続的課題として国に要望していくべきだとの意見が出され、当面の金融対策については、理事者案を了としました。

第三点目の「市民税、国保料の支払いの延納、減免を認めていただきたい」という事項については、総務部より次の回答がありました。

すなわち、不況対策としての税の支払いの方法については、納税者から徴収猶予の申請がなさ

れた場合、十分調査して、原則として50年の4月末日まで納税の猶予を認めていきたい旨の回答がありました。

また、国民健康保険料についても税同様、納付義務者から徴収猶予の申請がなされた場合、負担能力を十分調査して、50年4月末日まで徴収を猶予する措置を講ずる旨の回答があり、これらについて、各委員より別に異議なく、本請願を採択することに決した次第であります。何とぞ速やかに本請願を採択下さいますようお願い申し上げて、私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただ今、詳細な委員長報告がありましたので、この際、お諮りいたします。

本報告に対する質疑、討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。「不況対策の緊急施策の実施に関する請願」を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、請願第1号を採択することに決します。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第18「白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第9号

白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議

上記の議案を地方自治法第112条第1項の規定により提出する。

昭和49年12月24日提出

提出者 和泉市議会議員

| | |
|---------|---------|
| 松 尾 千代一 | 横 田 憲治郎 |
| 吉 川 伊与一 | 金 沢 勝 |
| 上 代 卯之松 | 三 井 正 光 |
| 成 田 秀 益 | 直 村 静 二 |
| 田 中 包 治 | |
| 藤 原 利 一 | |

白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議

昭和27年1月札幌で起きた、いわゆる白鳥警部射殺事件の主謀者とされた村上国治君は、網走を始め厳寒地の牢獄に18年も拘禁され、仮出獄後の現在も一貫して無実を叫びつづけています。それは事件発生後、すでに22年に及んでいます。

最高裁判所は昭和38年10月、同君に対する有罪判決を確定したのですが、その後、再審請求の中で有利な証拠がづきつぎ発見され、ついに札幌高等裁判所は昭和46年7月16日付の決定の中で、証拠の弾丸はニセ物であったことを事実上認めた上、しかも「ひいては事件全体が捜査機関のネット造にかかるものではないかとの疑いも生じないではない」とまで言及しております。

有罪判決に対するこれほど重大な疑いが新たに発見されたなら、再審を開いて、今一度訴えを開くことこそ、法の権威を高める道であると痛感します。

しかし、再審に対する裁判所一般の態度は、再審開始の要件をきわめて狭く解釈し、憲法が保障する「公正な裁判を受ける権利」は再審においては事実上否定されていると言っても過言でない実情にあります。この世に無実の者が罪人にされることほど悲劇はありません。

無実の者を救済するために設けられている再審制度が、本来の使命に基づく真実発見と人権尊重の立場からの運用改善がなされることによって、白鳥事件の再審が開かれるようつよく要望します。

昭和49年12月24日

和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の趣旨説明をお願いします。
- 19番（松尾千代一君） ただ今ご上程をいただきました白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議の内容につきましては、皆様方はかねがねご承知のことと思いますので、内容につきましては省略させていただきます。何とぞ速やかにご決議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案通り決議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第9号を原案通り決議することに決めます。

- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、これをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、本日をもって昭和49年第4回定例会を閉会することに
します。

○
○ 議長(池辺秀夫君)

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

○ 市長(藤木秀夫君) 第4回定例議会の閉会に当たり一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9日に第4回定例会をお願い申し上げまして、条例制定等、多数議案を上程いたしました
ところ、皆様方には年末何かとお忙しい折りにもかかわらず、長期間にわたり慎重と審議賜
り、可決ご決定いただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

なお、「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は厚生文教委員会に、
「昭和48年度決算認定について」は特別委員会にそれぞれ付託され、さらにご審議願うこと
になりました。委員の皆様方にはご苦勞とは存じますが、よろしく願い申し上げます。

一般質問並びに議案審議の過程においてご指摘、ご要望いただきましたことにつきましては深
く反省し、決意を新たに、職員と一致協力、全力を傾注して参る所存でございます。

いよいよ本年も余すところあと数日となり、寒さも一段と加わって参ります。皆様方にはくれ
ぐれもご自愛下さいまして、昭和50年のいいお年をお迎え下さいますようお願いいたしまして、
はなはだ簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつに代えさせていただきます。どうも
ありがとうございました。

○
○ 議長(池辺秀夫君) いよいよ本年も余すところ数日となり、寒さも一段と加わって参りまし
た。皆様方にはくれぐれもご自愛下さいまして、昭和50年のよいお年をお迎え下さいますよう
お祈り申し上げます。はなはだ簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつといたします。
どうもありがとうございました。

(午後5時閉会)

○
○ 会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

和泉市署名議員

” 署名議員

” 署名議員